〃	〃	General Sherman, G. Pershing, G. Lee. 三隻 一四〃一九六噸	マニラ	三週	一	回	貨	客
〃	Takoma Oriental S. S. Co. (米)	Bellingkam, Everett, Grays, Harbor, Olympia, Seattle, Shelton, Takoma. 七隻 四五〃一八一噸	マニラ〃イロイロ〃セブー〃レガスピー	月	一	回	貨	物
〃	Barber-Wilhelmsen Line (諾)	m. Tai Ping, m. Tai Ping Yang, m. Tai Shan, m. Tai Yang, m. Tai Yin, m. Tricolor, 六隻 四一〃一一六噸	マニラ	月	一	回	貨	物
〃	日本郵船會社 (日)	八雲津丸 m. 龍野丸 武藏丸 三m. 九飛丸 m. 愛宕丸 五隻	マニラ〃イロイロ〃ナスガ〃ダバオ	月	一	回	貨	物
〃	Reardon Smith Line (英)	Atlantic City, M. Fresno C., New Westminster C., Tacoma C., m. Vancouver C., Victoria C. 六隻 四〇〃四一三噸	マニラ	月	一	回	貨	物
〃	Lykes Bros.-Ripley S. S. Co. (米)	Dryden, Edgehill, Etham Allen, Hanover, Liberator, Patrick Henry, Volunteer. 七隻 四九〃一四四噸	マニラ〃イロイロ	月	一	回	貨	物
〃	Silver-Java Pacific Line (英蘭共同)	m. Silverbelle, m. Saparoed, m. Silverguava, m. Bengaleu.	マニラ〃イロイロ〃セブー	月	一	回	貨	物
〃	〃	m. Tosari, m. Silverbeech, m. Silverrash, m. Bintang Batore: m. Silverhazel	マニラ〃イロイロ〃セブー〃ダバオ	月	一	回	貨	物
〃	Klaveness Line (諾)	m. Corneville, m. Pleasantville, m. Roseville, m. Somerville 四隻 一九〃一五三噸	マニラ〃セブー	月	一	回	貨	客
〃	國際汽船會社 (日)	萬歲丸 錄島丸 敎馬丸 小秋丸 三鷗丸 清藤島丸 六隻 三八〃九三一噸	マニラ	三週	一	回	貨	物
〃	American Pioneer Line (米)	m. Davis, m. City of Elwood, m. Potter, m. Ward, m. Ward, m. Wichcta. 五隻 三一〃〇一六噸	マニラ〃セブー	月	一	回	貨	物
〃	Dollar S. S. Line (米)	President Cleveland, P. Lincoln, P. Pierce, P. Taft, P. Wilson. 五隻 七〇六〃八三〇噸	マニラ	四週	一	回	貨	客
〃	Maersk Line (丁)	m. Anna Maersk, m. Gertrude M., m. Neil M., m. Nara M., m. Heimvard, m. Peter M. 六隻 三一〃一五三噸	マニラ〃セブー〃イロイロ	月	一	回	貨	物
〃	〃	m. Eidsvold, m. Strassa, m. Nuolja, m. Chastine, m. Feudal. 五隻 二六〃一三七噸	マニラ〃イロイロ〃セブー	月	一	回	貨	物

(備考) m=Motorship

內國航路——

內國航路一覽表（一九三七年五月現在）

出帆ノ曜日番號

船會社名	船名	回數	寄港地
Everett Steamship Corp.	s. s. "Kinau"	毎週一回	セブー〃ズボイス〃ドウマゲテ〃サムボアンガ〃コタバト〃ホロー〃ボートホーランデヤ
〃	m. s. "Rizal"	同	同右
〃	m. s. "Bohol II"	同	スティリック〃カラバウ〃ボアク〃ガサン〃ロムブロン〃カビスヂ〃ウオシントン
〃	m. s. "Kolambugan"	同	セブー〃コラムブガウ
〃	m. s. "Roberto"	同	サン・カロス〃マナラ〃ゲイクトリアス〃ベコロツド
〃	m. s. "Palawan"	同	オポン〃アンダ〃フレツチヤ
〃	m. s. "Paz II"	同	ズバオ諸港
Compania General de Tabacos de Filipinas.	s. s. "Lepus"	同	マニラ〃バンダン〃オーリマオ〃アバリ
〃	s. s. "Mauban"	同	同右
Dy Buncio and Co., Inc.	m. s. "Esteban"	同	イロイロ〃セブー
〃	s. s. "Iloilo"	同	同右
Manila Steamship Co.	s. s. "Vizcaya"	同	イロイロ〃ブルバンダン
〃	s. s. "Bisayas"	同	セブー〃サムボアンガ〃コタバト〃ダバオ
〃	s. s. "Churruca"	同	タクロバン〃カトバロガン
〃	s. s. "Venus"	同	ブルバンダン〃イロイロ
〃	s. s. "Sorsogon"	同	セブー〃サムボアンガ〃ダバオ
〃	m. s. "Tito"	同	カタゴン〃ヒトゴ〃マカタガン〃ゲン・ルナ〃カタナウン
Compania Maritima	s. s. "Negros"	同	イロイロ〃ブラバンダン

〃	s. s. "Luzon"	同	同	セブー・イロイロ・カガヤン・ブエローボホール・ドウマゲテ・デイポログ・サムボアンガ・コタバト・ダバオ
〃	s. s. 'Corregidor"	同	同	セブー・イロイロ・カガヤン・スリガオ
〃	s. s. "Islas Filipinas"	同	同	セブー・イロイロ・カガヤン・ブエローボホール・ドウマゲテ・デイポログ・サムボアンガ・コタバト・ダバオ
〃	s. s. "Mactan"	同	同	マコタバト・ホーロー
〃	s. s. "Romblon"	同	同	ンガリソ・カピス・ミウ・サオシントン・ロムブロン
〃	s. s. "Leyte"	同	同	右同
〃	s. s. "Cebu"	同	同	ママスバテ・カルバヨグ・カトウバロガンタクロバン
〃	s. s. "Argus"	同	同	ママスバテ・タクロバン・カトウバロガンタクロバン
〃	s. s. "Bohol"	同	同	セブー・マタクロバン・カトウバロガンタクロバン
〃	s. s. "Basilan"	同	同	セブー・リロボホック・サムボアンガ・コタバト・ダバオ
〃	s. s. "Masbate"	同	同	同セブー・ドウマゲテ・ミサマス・イリガウ
〃	s. s. "Aeolus"	同	同	ママスバテ・タクロバン・カトウバロガンタクロバン
〃	s. s. "Panay"	同	同	ママスバテ・タクロバン・カトウバロガンタクロバン
Rio Y Olabarrieta	m. s. "Fortuna"	毎月三回		セブー・リロボホック・サムボアンガ・コタバト・ダバオ
Li Seng Giap & Co., Inc.	s. s. "Perla"	同不定期		ブリンセサ・ナガ・ダエット・バラカレ・マムブラオ
United Navigation, Inc.	s. s. "Capiz"	同		カラバン・バタンガス・ボアグ・サン・ナウハン・ボラキナヒガン・ヒナンガヤン・ドンソル・マガラネス・ソルソゴン・カシグラン
Tan Pho & Co., Inc.	s. s. "Marinduque"	毎月三回		ブラン・ドンソル・マガラネス・ソルソゴン・カシグラン

（備考）s. s. = Steam Ship　m. s. = Motor Ship

三　空　　運

領内航空　世界に於ける航空機の發達に伴ひ、比律賓國内に於ても同事業の發達は驚異的進歩を示し、近年に至つては米國の指導に依り優秀なる航空技術と機材を擁する國内定期航空路が比島人の經營に依り開設さるゝに至つた。即ち、比律賓航空乘合會社及イロイロ・ネグロス空急會社の開社である。

（イ）比律賓航空乘合會社（Philippine Aerial Taxi Co.）　同社はマニラ＝バギオ間及最近急激業の發展に伴ひ重要地となれるバラカレ（カマリネス・ノルテ州）＝マニラ間に定期航空路を開設してゐるが、其他でも一般の要求に依つて飛行場所在地であれば一臺一時間に付六十比の割合で臨時航空の便を計つてゐる。

マニラ＝バギオ間　毎日運航　料金片道二十五比
マニラ發　午前六時三十分――バギオ着　午前七時三十分
バギオ發　午前七時四十分――マニラ着　午前八時四十分
マニラ＝バラカレ間　毎日曜日を除く）
マニラ發　午前九時――バラカレ着　午前十時十五分
バラカレ發　午前十時二十五分――マニラ着　午前十一時三十分

（ロ）イロイロ・ネグロス空急會社（Iloilo-Negros Air Express Co.）　本線は首都マニラよりミンダナオ島ブキドノン州デルモンテを經由、ダバオに至るものにして、一人當りの料金はマニラよりダバオ迄は五百比、イロイロよりダバオ迄は七十比である。マニラよりダバオ迄の直航所要時間は約七時間であるが、マニラ＝イロイロ＝セブ間は中止して居るが、マニラ＝イロイロ＝セブ間は運航が行はれてゐる。

現在に於ては、イロイロ＝ダバオ間は中止して居るが、マニラ＝イロイロ＝セブ間は運航が行はれてゐる。

スケヂユールを示せば次の如し。

月・水・金曜運航

（往）イロイロ發　午前七時三十分　：：マニラ着　午前九時三十分
（復）マニラ發　午前十時三十分　：：イロイロ着　午後十二時三十分
（往）イロイロ發　午後一時　：：セブー着　午後一時四十分
（復）セブー發　午後二時　：：イロイロ着　午後二時四十分

毎日運航（但し日曜日を除く）

（往）イロイロ發　月・水・金　午後四時三十分
　　火・木・土　午前六時四十五分
　　ベコロッド着　午後四時四十五分
　　午前七時五分
（復）ベコロッド發　午前七時十分
　　イロイロ着　午前七時二十五分

國際航空　更に國際航空に就て見るに、汎米航空會社は太平洋横断飛行を計畫し、チヤイナ・クリツパーは合衆國カルフオルニア州アラメダを發し、途中ホノルル、ミドウエイ、ウエイク島、グアム島を經て一九三五年十一月二十日マラヲ港外に着水し、多年の懸案たりし同横断飛行を完成して至り、爾來一週一回の定期航空を開始して居たが、一九三六年十月二十七日にチヤイナ・クリツパーの姉妹機たるハワイアン・クリツパーにより前記周及長さを合して一・八米迄である。

第二種は米國又は比島郵便局に於て、第二種郵便物の認可を得たる新聞紙雑誌を計畫し、チヤイナ・クリツパーは合衆國カルフオルニア州アラメダを發し、途中ホノルル、ミドウエイ、ウエイク島、グアム島を經て一九三五年十一月二十日マラヲ港外に着水し、多年の懸案たりし同横断飛行を完成して至り、爾來一週一回の定期航空を開始して居たが、一九三六年十月二十七日にチヤイナ・クリツパーの姉妹機たるハワイアン・クリツパーにより前記周及長さを合して一・八米迄である。

第二種は米國又は比島郵便局に於て、第二種郵便物の認可を得たる新聞紙雑誌を計畫し、チヤイナ・クリツパーは合衆國カルフオルニア州アラメダを發し、途中ホノルル、ミドウエイ、ウエイク島、グアム島を經て一九三五年十一月二十日マラヲ港外に着水し、多年の懸案たりし同横断飛行を完成して至り、爾來一週一回の定期航空を開始して居たが、一九三六年十月二十七日にチヤイナ・クリツパーの姉妹機たるハワイアン・クリツパーにより前記周及長さを合して一・八米迄である。

第二種は米國又は比島郵便局に於て、第二種郵便物の認可を得たる新聞紙雑誌を計畫し、チヤイナ・クリツパーは合衆國カルフオルニア州アラメダを發し、途中ホノルル、ミドウエイ、ウエイク島、グアム島を經て一九三五年十一月二十日マラヲ港外に着水し、多年の懸案たりし同横断飛行を完成して至り、爾來一週一回の定期航空を開始して居たが、一九三六年十月二十七日にチヤイナ・クリツパーの姉妹機たるハワイアン・クリツパーにより前記周及長さを合して一・八米迄である。

業繁盛飛行を開始し、爾後旅客貨物の輸送を行つてゐる。

アラメダ＝マニラ間の飛行所要日數は通常六日間とされて居るが、天候の都合に依り最時日の延用を餘儀なくされてゐる。

現在同飛行に從事せる飛行艇は、前記チヤイナ・クリツパー、ハワイアン・クリツパーの外に同型のフイリツピン・クリツパーがあり、都合三艇である。

又汎米航空會社に於ては、マニラより澳門まで同航空路を延長し、同航空の大艇空路との連絡を計つてゐる。尚右の他に關領印度に於ける王立關印航空會社はホーローを經てマニラまでその翼を伸さん事を計畫し、和蘭政府には蘭印島政府を通じて比島政府に對し、右交渉を續けつゝあるが、右に關する協約が成立せる曉には世界一周航路が完成され、世界交通史上一大エポツクを劃するものと見られてゐる。

四　通　　信

1　郵　便

比律賓に於ける郵便局は其の取扱事務の範圍に依て一等・二等・三等及四等に分たれる。而して一等郵便局は郵便・爲替及貯金を、三等郵便局は郵便及貯金事務を、二等郵便局は郵便・爲替及貯金事務を取扱ひ、四等郵便局は單に郵便物のみを取扱ふ。

郵便料金　郵便料金は島内、米國、同領土及外國の三に區分せらる。

島内郵便物一種・二種及三種に分たれる。第一種は封書（手書のものゝ外、複寫及謄寫せるものを含む）、全部又一部を手書しくは印刷せるもの、原稿及タイプせる同一にして校正紙を附屬せざるもの、内容檢査を拒絶する小包其他の郵便物及葉書にして、料金は葉書は二仙、其他は二〇瓦迄二仙、二〇瓦又は端數毎に二仙、書狀の制限は無いが、形狀の制限は圓周及長さを合して一・八米迄である。

第二種郵便物は米國又は比島郵便局に於て、第二種郵便物の認可を得たる新聞紙

及定期刊行物にして、郵便局長の認可を得たる出版業者或は其の代理店が正當の購讀者宛に發送するもの及郵送讀者の一割を超えざる見本に限る。料金は一瓩又は其の端數毎に五仙、重量に制限はない。但し形狀の制限は第一種に同じ。

第三種は第一種及第二種を除く其他の郵便物にして、六〇瓦迄又は端數毎に六〇〇瓦迄は二仙にして、六〇〇瓦を超えるものは五〇〇瓦及其の端數毎に一二仙である。重量の制限は主要港及鐵道沿岸或は自動車の便ある地域間は二〇瓩迄、其他の地域は一〇瓩或は五瓩迄である。形狀は長さ及圓周を合し二・一米を超えざることを要す。

米國及領土宛郵便物―第一種は封書(比島内のものと同樣)、印刷せる校正紙を附屬する原稿を除く他の郵便物にして、開封せると封緘せるとを問はず、全部又は一部手書せるもの及葉書、又内容檢査を拒絶し封緘せる小包其他の郵便物は本種として取扱ふ。料金は葉書は二仙、其他は一オンス及端數毎に六仙。重量制限は七〇封度迄、形狀は長さ及圓周を合して一〇〇吋を超えざるものとす。

第二種は新聞・雜誌及其の他定期刊行物にして、第二種郵便物として認可濟のもの、料金は一封度或は其の端數毎に三仙。重量制限なきも、形狀は長さ及圓周を合し六呎迄なる事を要す。

第三種は書籍・サーキュラー及全部印刷せられたる其他のもの(但し第二種郵便物を除く)、校正紙・校訂せられたる校正紙及之を同封する原稿・商品(農業品を含む)及其他の郵便物にして、以上第一種及第二種中に含まれざるもの。料金は重量八オンス迄は二オンス及端數毎に四仙。但し八オンスを超えざる書籍・カタログ・種子・球根・切枝・植物等は二オンス及端數毎に二仙。重量制限は八オンス迄、形狀は長さ及圓周を合して六呎を超えざることを要する。

第四種は第三種に屬するものにて重量八オンス以上の郵便物にして最初の二封度迄は一封度及端數毎に三十仙。爾餘は一封度及端數毎に二十二仙、重量の制限は七〇封度にして、形狀は長さ及圓周を合して一〇〇吋を超えざるもの。

其他諸外國宛郵便物―一、封書　二〇瓦迄は一六仙、二〇瓦又は端數毎に八仙、重量二瓩迄、形狀一邊四五糎、筒形のものにありては長さ七五糎、直徑一〇糎以内。

二、葉書　幅七―九糎、長さ一〇―一四糎の範圍、一枚一〇仙。往復葉書の各葉も同樣。

三、印刷物　新聞紙・定期刊行物・書籍・册子・寫眞・繪畫・地圖・カタログ・其の全部を印刷せるもの・校正紙と同封の原稿及寫本・原稿等五〇瓦迄四仙(點字一瓩迄二仙)。重量制限二瓩。然し點字及單一書籍は三瓩迄、形狀の制限は封書に同じ。

四、商用書類　個人通信を封入せざる運送狀・訴訟書類・出版物目錄其他は二〇〇瓦迄一六仙。五〇瓦又は端數を增す毎に四仙。二瓩を限度とし、大さは前項に同じ。

五、商品見本　商品に對する說明及差出人の住所氏名を記入したるのみにて商用に適せざる品。一〇〇瓦迄は八仙。五〇瓦又は端數毎に四仙。五〇〇瓦迄を限度とし、形狀長さ四五糎、幅二〇糎、厚さ一〇糎、筒形の場合は、長さ四五糎、直徑一五糎の範圍。

郵便書留料―何れの種類を問はず、郵便物は總て書留となすことを得。書留料として普通郵便稅の外に左の料金を課する。比島内一六仙。米國及其他諸國二〇仙。

小包郵便―送り先によつては船便を以て直接に、或は寄港地積替を以て間接に、萬國小包郵便事務を掌つてゐる。距離の遠近、積替の難易によつて料金には相違があり、又重量の制限に相違がある。何種の郵便物に對しても郵稅不足の場合は差出人に戻すか、又は其の旨を記載した通知を發し料金先拂を求む。

此の外比島内及比律賓・米國間には、商品に限り代金引換小包郵便の規定がある。普通郵稅・書留料の外に左に記した割合で手數料を徵收される。手數料は切手で前納する規定になつて居る。

二〇比以上五〇比迄	〇・三〇
五〇比以上一〇〇比迄	〇・四〇
一〇〇比以上は五〇比又は端數毎に	〇・三〇

郵便事務　マニラ郵便局を初として各地郵便局に郵便貯金の設備がある。この爲に郵便局では貯金希望者に貯金箱を貸出したりして居る。此の現金貯金の外に切手貯金の制度もある。此の小額の資本を吸收したものは、比島國立銀行の手を經て群島内幾多の生産業開發の爲に投資される。又比較的低利で之を借入れる事も出來る。

最近數年間に於ける郵便貯金關係統計を示せば次の如くである。

郵便貯金關係表　　出所＝比島統計評論

年次	郵便局數	貯金開始口數	貯金者數	貯金總額	拂戻金總額
				比	比
一九三〇	九八三	三四、二八一	二一、六四一	五、九四三、九五五	六、二八九、一七三
一九三一	九八六	二六、三一三	一八、八九〇	五、五一一、六〇〇	五、九三七、〇六六
一九三二	九八八	二四、九〇五	一七、三五四	五、二七五、四八九	五、四八六、三〇八
一九三三	九八八	二六、六七七	一七、九〇四	五、四七〇、八六四	五、四七〇、五三九
一九三四	九九一	二七、〇〇五	一九、一〇二六	五、九四四、四三一	五、一六七、七五〇
一九三五					

出所＝比島統計要覽

郵便爲替料金

	百比迄	七十仙
	二百比迄	一比二十仙

單位＝弗

送金額	内國料金 比仙	米國、加奈陀、玖馬宛料金 比仙
一弗―二弗五〇仙迄	〇・〇五	〇・〇五
二弗五一仙―五弗迄	〇・〇七	〇・〇七
五弗一仙―一〇弗迄	〇・一〇	〇・一〇
一〇弗一仙―二〇弗迄	〇・一二	〇・一六
二〇弗一仙―三〇弗迄	〇・一四	〇・二四
三〇弗一仙―四〇弗迄	〇・一七	〇・三一
四〇弗一仙―五〇弗迄	〇・二〇	〇・三八
五〇弗一仙―六〇弗迄	〇・二三	〇・四五
六〇弗一仙―七五弗迄	〇・二七	〇・五八
七五弗一仙―一〇〇弗迄	〇・三二	〇・七五

電報爲替料金

送金額	料金 比仙
二〇比以下	〇・二〇

郵便事務關係表

取扱郵便物數

年次		比島郵便局取扱	米國より受取件數	外國より受取件數	米國への郵送件數	外國への郵送件數	マニラ郵便局取扱數
一九三〇	九八六	五、三七四、四四三	一、一六、三五六	一、三〇一、三	一、一〇、〇二一	八六、六三九	一、八九三、三一二
一九三一	九八九	三、三三、一五七	八六、七三五	二八、四五五	一、一七、九二九	六六、六三九	一、八九、三一二
一九三二	九八七	一、五一七、九六〇	六八、五九〇	二五、八四二	一、一〇〇四	六三、九二二	一、六八八、五八
一九三三							
一九三四							
一九三五							

2　電　信

一九三二年の統計に據れば、有線電信所が六百二十、線の延長一萬六千二百四十三粁に及んで居る。又島内海底電線の延長は一千四百四十七粁である。電信料金は同一群島内でも距離の遠近に依て非常に相違がある。通信文のみを數へて十語迄を一普信としてあり、日本綴は一綴十五文字を一語として十語迄を一普信に計算する。此の外に商業文として五十語に及ぶものは特に割引料金で取

扱ふ。同一區域内は四十仙で、距離は近くても直通電信線を持つて居らぬ場合は多少高い料金を拂はねばならない。現今の最高料金は二比六十仙である。内・外國電信料金―内國普通電信料金(一九三六年現在)及國別電信料金を示せば次の如くである。

内國普通電信料金（マニラより各州宛）

州名	料金 比仙	州名	料金 比仙
アブラ	〇・八〇	レイテ	一・六〇
アグサン	二・〇〇	マニラ市内	〇・三〇
アルバイ	一・〇〇	マリンドウケ	〇・八〇
アンテイケ	一・四〇	マスバテ	一・二〇
バターン	〇・六〇	ミンドロ	〇・八〇
バタネス	一・八〇	ミサミス	一・八〇
バタンガス	〇・六〇	マウンテン	〇・八〇
ボホール	一・六〇	ヌエバ・エシハ	〇・六〇
ブラカン	〇・六〇	ヌエバ・ビスカヤ	〇・八〇
カガヤン	一・〇〇	オクシデンタル・ネグロス	一・六〇
カマリネス・ノルテ	〇・八〇	オリエンタル・ネグロス	一・六〇
カマリネス・スール	一・一〇	パラワン	一・八〇
カピス	〇・六〇	パムパンガ	〇・六〇
カビテ	一・六〇	パンガシナン	〇・六〇
セブー	二・〇〇	リサール	一・〇〇
コタバト	二・四〇	ロムブロン	一・四〇
ダバオ	一・〇〇	サマール	一・四〇
イロコス・ノルテ	〇・八〇	ソルソゴン	二・〇〇
イロコス・スール	一・四〇	スール	二・八〇
イロイロ	〇・六〇	スリガオ	一・八〇
イサベラ	〇・六〇	タルラツク	〇・六〇
ラグーナ	〇・六〇	タヤバス	〇・六〇
ラナオ	一・八〇	サムバレス	〇・六〇
ラ・ウニオン	〇・八〇	サムボアンガ	二・四〇

外國電信料金（一九三四年一月一日改正）

國別	普通 比仙	暗號 比仙	閑送電報 比仙	至急報 比仙
濠洲	一・二〇	〇・七三	〇・三〇五	二・四二
埃太利	一・三三	〇・八〇	〇・六六五	二・六六
白耳義	一・三三	〇・八〇	〇・六六五	二・六六
英領ボルネオ	一・三三	〇・八〇	〇・六六五	二・六六
錫蘭	一・〇六	〇・六四	〇・五三	二・一二
支那				
厦門、福州	〇・六〇	〇・三六	〇・二〇	一・二〇
香港	〇・二三	〇・一四	〇・一一五	〇・四六
廣東、廣西	〇・四四	〇・二七	〇・二二	〇・八八
澳門	〇・二三	〇・二〇	〇・一六五	〇・六六
上海	〇・四四	〇・二四	〇・二〇	〇・八〇
新京、大連、旅順	〇・六〇	〇・三六	〇・三〇	一・二〇
朝鮮	〇・七四	〇・四五	〇・三七	一・四八
玖馬	一・五〇	〇・九〇	〇・七五	三・〇〇
ハバナ、サンテイアゴ	一・五〇	〇・九〇	〇・七五	三・〇〇
其他	一・五三	〇・九六	〇・八〇	三・二〇
チエツコスロバキア	一・五三	〇・九六	〇・六六五	二・六六
丁抹	一・五三	〇・九六	〇・六六五	二・六六
蘭領印度	〇・九七五	〇・五九	〇・四九	一・九五
埃及	一・〇二	〇・六〇	〇・四一	一・六四
英本國	一・五三	〇・六〇	〇・六六五	二・六六
臺灣	〇・五八	〇・三五	〇・二九	一・一六
佛國	一・五三	〇・六〇	〇・六六五	二・六六
佛領印度支那	〇・六一	〇・三七	〇・三〇五	一・二三
獨逸	一・五三	〇・六〇	〇・六六五	二・六六
グアム	〇・四〇	〇・二四	〇・二〇	〇・八〇
布哇	〇・九〇	〇・五四	〇・四五	一・八〇
印度	一・二〇	〇・七二	〇・五三	二・一二
伊太利	一・五三	〇・六〇	〇・六六五	二・六六
日本	〇・七四	〇・四五	〇・三七	一・四八
墨西哥	一・五六	〇・九四	〇・七八	三・一二
イラン	一・七二	一・〇四	〇・八六	三・四四
秘露	二・三九	一・四四	一・一九五	四・七八
邏羅	〇・七〇	〇・四二	〇・三五	一・四〇
米國	一・〇六	〇・六四	〇・五三	二・一二

此の外無線電信所が三六、其の中八箇所は米國陸軍又は海軍用である。海外用通信線としてはイースタン・エキステンション・オーストレーリアン・エンド・チヤイナ會社線及太平洋商業電線會社の二がある。

前者はマニラから香港へ海底電線を敷設し、歐洲・濠洲へ連絡して居り、後者はグアム及布哇を經て桑港に連るものと、香港に連るものとがある。又比律賓に籍を有し、主として沿岸航路に就航せる船舶で、無線電信設備のあるものも多々ある。

3　電　話

マニラ市を初め何れの地方にも公衆電話の設備のない所はない。然し總て個人會社の經營に係るもので、マニラ市内は殆ど共電式自働交換裝置で、其の用途に依て料金に相違がある。即ち營業用は毎月十二比、住宅用は毎月六比である。地方は大部分磁石式呼出交換で料金にも格段差異はない。然し漸次共電式が採用されつゝある。

電話が一般に普及して居るにも拘らず、遠距離通話は最近迄試みられた事はなかつた。然し一九二六年十二月上旬バナイ島イロイロとネグロス島プルバンダンの間約二十四浬の海底電線に依る通話が成功して、愈遠距離通話裝置も採用さるゝに至つた。尚最近では無電界の發達に伴ひ、比島にも國際無線電話の裝置完成し、米國、日本、濠洲方面とも自由に通信を交へ得ることゝなつた。

其　他

旅行案内―主要都市―錢（度量衡…對主要外國貨幣換算率…休祭日…領事館所在地…歷代總督・大統領・最高顧問…新聞・雜誌其他定期刊行物…文獻目錄）

一　旅行案内

ダバオ渡航　比律賓政府は昭和七年二月二十四日外國人入國制限に關する稅關令を公布し、四月十六日以後總ての外國人は原則としてマニラより入國しなければならなくなつた。本令の目的は支那人の不正入國を阻止するに在り、邦人の入國には些したる影響はないものと見られて居る。唯渡航者は從來其の到着港に於て入國檢査を受けて居たが、今度は凡てマニラ港に於て從來同樣の方法で入國許否を決定せらるべく、マニラに寄港せずして、ダバオの如き補助港に至る場合は、マニラ帝國總領事館より中央稅關長宛特許の申請ある場合に限り、當該補助港に於て入國檢査を受ける事となつた。併しマニラ寄港の場合に於ても、同一船にて補助港に至り得る事は從來通りである。要するに、日本郵船の濠洲航路或は大阪商船の比律賓航路を利用してダバオに至る者は、今度からマニラに於て入國檢査を受けなければならない。

ダバオへ渡航する最も便利な航路は、毎月定期の日本郵船會社濠洲航路によつて、横濱・神戸或は長崎から香港・マニラを經てダバオへ直航するのである。神戸・ダバオ間は航海日數二週間、長崎から十一日間で達することが出來る。船賃は神戸から一等二一五圓、二等一四五圓、特別三等一〇一圓、三等五七圓、長崎から一等二〇〇圓、二等一三五圓、特別三等九六圓、三等五六圓である。

此の直航路の外、マニラ港行の船は日本船では大阪商船會社船が基隆を經、外國船ではダラー汽船會社船等が上海・香港經由でマニラを終點とし或は寄港するのが澤山あるから、各寄港地で比島沿岸航路船に乘替へ、ダバオへ行く事が出來るが、此の場合には船賃は割高となり日數も多くかゝり且つ船便の

連絡等に色々の不便がある。自由移民としてダバオへ渡航する簡單な方法は、現今殆ど各縣に滯在する海外興業株式會社の業務代理人に申込むのである。同社では、旅券下附から乘船に至る迄の一切の手續を取扱ふ。但し手數料として三十五圓を納入しなくてはならぬ。

乘船してマニラへ着けば第一に移民官の檢疫と取調べがあり、次いで簡單な入國檢査がある。此處で渡航者が最も注意すべきは阿片・銃兇器・モルヒネ・コカイン・ヘロイン・火藥・賭博道具等を一切携帶せぬ事。もし正規の手續なくして禁制品を所持すると、單に本人のみの處罰ばかりでなく、累を一般在留邦人に及ぼす事になる。今度の稅關令に就てマニラ稅關長の說明に據れば、マニラに於ける入國試驗では文字試驗が行はれぬ事になつて居るが、ダバオに於ては從來通り恐らく文字試驗も行はるべく、小學校卒業程度の學力があれば些の心配も入らぬとの事である。ダバオに於て入國試驗を受ける場合は特に日本人會からは幹事・書記等が出張して通譯の便を取計つて呉れる。之が終ればダバオ領事館へ在留登錄する必要がある。此の日本人會は各自入國の際は勿論、其の後に至るまで、諸般の便宜を與へて呉れる最も有益な會であるから、上陸後直ちに入會することが得策である。

次に參考迄に渡航手續から就職までの諸費用を擧ぐれば大體次の通りである。

日本からダバオに直航する場合（日本郵船會社濠洲航路）

一　旅券印紙代金五圓
二　米國領事査證料一〇弗
三　入國稅八弗
四　船賃横濱から七〇圓、神戸から六八圓、長崎から六四圓（三等）
五　見せ金六〇比　上陸の時見せ金を持つて居ないと上陸を許されないから、其の時懷中の金を見せる丈であるが、此の金で上陸に要する諸費・入頭稅及道路稅・手荷物運搬費・宿屋支拂・耕地迄の自動車賃等合計約一〇圓を支拂ふ
六　乘船手荷物運搬費七〇錢
七　乘船地滯在費約一〇圓五〇錢（一日一圓五十錢七日間見積）
八　會社手數料三五圓（十二歲以上―申込の際五圓を先拂とす）

合計約二二八圓二〇錢

以上の外内地の小遣、支度料等約五〇圓かゝるとして、ダバオ直航の場合約二七八圓前後を要する。

在本邦米國公館所在地及其他手續要覽　比島へ渡航するには査證せられたる旅券の携帶を必要とする。左に査證を受ける場合に必要なる在本邦米國公館所在地其他査證に關する種々なる事項を掲ぐ。但し左記掲載の分は北米合衆國渡航の場合で、比島へ渡航の場合は略之と同樣であるが、其の取扱は概して簡單である。

公館所在地―

東京市麹町區内山下町一ノ一東洋拓殖ビルデイング内、米國總領事館
横濱市日本大通三四日本綿花株式會社内、米國領事館
名古屋市東區布池町三十二番地、米國領事館
神戸市大町八十三番地、米國領事館
長崎市大浦町五番地、米國領事館
在京城、米國領事館
在大連、米國領事館
臺北市御成町四丁目九番地、米國領事館

執務時間―

（東京）自午前九時　至午後四時　土曜に限り午後一時迄、日曜・日本及米國祭日は休
（横濱・名古屋・長崎）自午前九時　至午後一時半　（神戸）自午前九時　至同四時半　（但し土曜日は午前九時より午後一時迄、日曜・日本及米國祭日は休）

査證の種類―

一、外交査證
二、非移民査證
（イ）官吏（官吏竝に其の家族・從者・僕婢及雇人）
（ロ）一時的旅行者（用務及觀光の爲一時的渡來するもの）
（ハ）通過者（繼續的に米國を通過する者）
（ニ）海　員
（ホ）日本通商航海條約の規定に準據し單に商業を營む目的を以て渡來するもの
三、移民査證
（イ）再渡航者
（ロ）布敎師及學校敎授竝に其の妻子
（ハ）學　生

査證の有效期間―

（イ）非移民は一箇年内に入國を要す（一箇年以内數回入國差支へなし）
（ロ）通過者は本人の申立に依り旅券面に期間を記載す但し一旅行限りとす
（ハ）移民は四箇月以内に内地最後の港を出發するを要す

査證料―

（イ）非移民（一時的旅行者及通商條約上の商人）無料。移民査證申請料一弗・査證料九弗計十弗
（ロ）通過査證は無料
（ハ）官吏に對する公用査證は無料

本人の出頭を要するや―本人の出頭を必要とす

査證請求書の要否―

請求書は非移民と移民と二種の書式あり、用紙は領事館に備へありて係員本人の申立を聽取り用紙に記入す（此の際領事の面前にて宣誓を爲す）

請求書に添付する書類其他―米國本土及布哇へ渡航する者は

（イ）非歩合移民の査證を願出づる再渡航者は前回正當に入國を許可せられたることを立證するを要す（再入國許可證を下付したる旨の通知書及舊旅券面に記載せられたる米國移民官の證明を最も適當とす、舊旅券なき場合は旅券下付事實證明書、船會社の歸國乘船證明稅金支拂領收證を要求せらるゝ場合あり
（ロ）通過査證を願出づる者は單に米國を通過するのみなることを立證するを要す、多くの場合目的地までの「通し切符又は通し切符の豫約證明書」の提示を請求される、又目的國の領事の査證濟の上旅券を提出するを要す
（ハ）學校入學者は入學許可證（學校入學後に要する費用支出者の英文保證書及出資者の財産證明書、最近に於ける學校卒業證明書）
（ニ）布敎師・學校敎授は其の職業證明書（布敎師は過去直前二箇年間布敎に從事したること布敎の爲任命或は招聘せられ渡航することの記入を要す）
（ホ）一等船客及米國官憲發給の再入國許可證を有する再渡航者竝に歸朝後一年以内の再渡航者を除き右以外の者は出發港（横濱・神戸・長崎）移民檢査所檢査醫の發給に係るトラホーム・十二指腸蟲病の檢診證の提示を要す、而して在神戸米國領事は再入國許可證を有せざる再渡航者に對しては右檢診證の外、癩病・黴毒・結核性疾患及寄生蟲（卵を含む）等に對する醫師診斷書の提示をも要求す

比律賓群島渡航者に在りては、二三等船客はトラホーム・十二指腸蟲病に對する前記移民檢査所醫師發給の檢診證の提示を要す

横濱に於ては二三等船客（移民は一・二・三等）は海外渡航者檢査所の身體檢査を受くることを要するも檢診證を領事館に提出する必要なし

但し移民査證を要するものは領事館指定醫師の健康診斷書を要す

移民査證を受くるものに限り戸籍謄本及身分證明書各二通を要す

（ト）一時的旅行者は期間内に歸國する旨の保證書を要求せらる

（チ）再渡航者は歸米後生活の保證あることを立證することを要す

寫眞添付―移民査證を出願する者に限り四枚、但し學生は二枚

査證を受くるに要する時日―請求者により一樣ならず、身許明白なる者は即座に受け得るも、調査を要する者に對しては、相當の日數を要す

（横濱・長崎）移民査證を受くる者は午前中

（備考）米國領事館の管轄區域

左の如く本邦内にて管轄區域を定めあるも、査證を受くる者に地理上甚しき不便あり、又は相當の事情あるときは管轄區域外の領事館にても取扱を爲すことあり

○東京駐在米國總領事館管轄區域
　東京府・新潟縣・埼玉縣・群馬縣・宮城縣・岩手縣・山形縣・茨城縣・栃木縣・山梨縣・千葉縣・福島縣・青森縣・秋田縣・北海道廳・樺太廳
○横濱駐在米國領事館區域
　神奈川縣・靜岡縣
○名古屋駐在米國領事館管轄區域
　愛知縣・三重縣・滋賀縣・岐阜縣・長野縣・福井縣・石川縣・富山縣
○神戸駐在米國領事館管轄區域
　京都府・大阪府・兵庫縣・德島縣・愛媛縣・鳥取縣・島根縣・岡山縣・廣島縣・和歌山縣・香川縣・高知縣・奈良縣
○長崎駐在米國領事館管轄區域
　長崎縣・山口縣・福岡縣・大分縣・佐賀縣・熊本縣・宮崎縣・鹿兒島縣・沖繩縣
○大連駐在米國領事館管轄區域
　關東廳管下一圓
○京城駐在米國領事館管轄區域
　朝鮮總督府管下一圓
○臺北駐在米國領事館管轄區域
　臺灣總督府管下一圓

二　主要都市

マニラ(市)　比島文化政治の中心地であつて、一九三五年六月一日現在推定人口は三十五萬三千四百十八人である。ルソンの東南マニラ灣港の奥ラグーナ湖から流れ出るパシグ河に跨り南北六哩に亘る。行政的には市制が布かれ、自治體を成し市長總般の事務を掌る。

港勢―マニラ灣入口のコレヒドル島より距ること二十浬、灣の東北隅マニラ市内を流れるパシグ河口に近い地點を選んで人工的に區切られたもので、地理的に見れば世界各港に通ずる中心點をなし、灣内廣く風波穩かにして、水深は干潮時でも三十呎より淺くなることなく、滿干の差僅に三呎半、又海流の影響を受けることもなく、古くから支那、ボルネオ、スマトラ、時としては新嘉坡方面と不定期の交易をして居た。一八三四年初めて開港場となり、漸次寄港船舶數を增し、更に米國の領有となつてからは長足の發展をなし、現在では三大棧橋と一岸壁とが商船に提供され其の延長六千呎を超えて居る。

マニラ港外國貿易額　出所＝比島關稅局年報

年次	輸入	比	輸出	比	貿易總額	比
一九三一	一七二、九六二、八二六	九四、五七二、九六六	二六七、五三五、七九二	二三〇、九七八、五一五		
一九三二	一三八、八〇四、九二一	八二、一七三、五九四	二三〇、九七八、五一五			
一九三三	一二四、六六七、四五九	八三、八一三、二二八	一九八、五〇〇、九七七			
一九三四	一四六、七四六、四九一	九五、五三七、七二七	二四二、二八四、二一八			
一九三五	一三〇、九四〇、六三一	八九、二三〇、〇七六	二四〇、一八〇、七〇七			
一九三六						

市中案内―舊城(Intramuros)　船を捨てゝマニラに上陸する時先づ眼に映ずるものは苔蒸す古色蒼然たる舊城壁である。是は十六世紀の末外敵の襲來を防禦する目的の爲に築造されたものであつて、其の長さ二哩半に及び一市街を包圍して居る。城壁内は長さ一哩幅半哩であつて、市街はマドリツド風に作られてあり、街路頗る狹少、建物は全部西班牙式である。故に其の當時よりの遺物たる巍々たる大寺院を始め歷史的興味を唆るものが少くない。米國の領有となつて以來、商業區域は漸次パシグ河以北又住宅も他の區域に移つて、現在は主として官衙・學校・或は兵營に使用されて居る有樣である。

比律賓博物館(Philippine Museum)　マニラ・ホテルの北、舊城壁の西に在る。教育部の管理に係り、古代の動植物に關する數多の貴重なる模型竝に參考資料を藏し、比島産帽子・籠類・農具・武器其他各種のものを陳列し、日曜日に限り觀覽を謝絶してゐるが、其他の日は午前八時―正午迄及午後一時より五時迄(土曜日は午前八時―午後一時迄)開館して一般公衆の觀覽に供する。

レガスピー・ウルダネタ記念碑(Legaspi-Urdaneta Monument)　マニラ・ホテル及舊城壁の間中央芝生に建立せられてゐる。マゼランの業半にしてセブ

に港外マクタン島に戰沒後、西班牙は屢兵船を繼して引續き比島遠征を企圖したが、一五六五年に至り、レガスピー將軍は遂にセブーを占領し、次いで一五七〇年にはマニラをも征服するに至つたのである。又ウルダネタは西班牙皇帝の懇請に應じて、レガスピーの率ゐた艦隊の航海長としてレガスピーを援けた怪僧である。同碑は是等兩人の偉業を記念せんが爲に建立されたものであつて、現在海軍專用の埠頭たるレガスピー・ランディング(Legaspi Landing)も亦同將軍の名を取つたものである。

ルネタ公園(Luneta Park)　舊城壁の南西に當り、海岸に面する橢圓形の芝生公園であつて、マニラ市に於ける唯一の心氣更新の好適地として杖曳く者多く、殊に夕刻頃は家族朋友相連れ散策を試みるもの頗る多い。リサール記念碑の近くに市の音樂堂がある。每週水・金曜(午後八時より)及土・日曜(午後六時より)の夕刻には比島巡査隊又は米國陸軍々樂隊の奏樂がある。西班牙時代、此の地は國事犯の處刑場であつて、比島の志士リサールも受刑者の一人であつた。同公園の海岸に近い一帶の芝生をバーンハム・グリーン(Burnham Green)と稱する。之はマニラ市内各種の文明的改善を設計した技師の名に因めるものである。

リサール記念碑(Rizal Monument)　ルネタ公園内に在て、マニラ灣に向つて屹立する等身大の銅像が之である。ホセ・リサールは比島不世出の大偉人であつて、今尙全比島民によつて神の如くに尊敬されて居る。幼にして廣く海外に學び、六箇國語に通じ、書を著して祖國の窮狀を世界に訴へ西班牙の惡政竝に僧侶の跋扈を非難したので、西國政府は非常なる恐慌を來し、當時蘇土に達したリサールを欺いて歸島せしめ直ちに獄に投じ、裁判官は奸僧及愚昧な總督の讒言によつて遂に死刑を宣告した。爲にリサールは一八八六年十二月三十日齡僅に三十有五歲にしてルネタの露と消えたのである。比島民は比島が米國の領有に歸するや、直ちに此の國士の偉業を永遠に記念せんが爲記念碑を銃殺された場所に建立し、每年十二月三十日を以て公休祭日となし、全島を擧げてリサールの德を敬慕しつゝある。

マニラ・ホテル(Manila Hotel)　バーンハム・グリーンに隣接し、陸海軍將校俱樂部との間にルネタ公園を挾み、南はマニラ灣に面する絶好の位置を占めて居る。半官營のマニラ鐵道會社はこの大株主である。五階建の鐵筋混凝土大建築物で比島第一のホテルである。海に直面して居る大食堂に於ては每夜晚餐に續いて舞踏會の催しがある。比島商工局ツーリスト課に於ては、特に同ホテル内に係員を出張せしめ一般旅客の便を圖つて居る。

アーミー・アンド・ネービー俱樂部及エルクス俱樂部(Army and Navy Club & Elks Club)　マニラ・ホテルに對峙してアーミー・アンド・ネービー俱樂部がある。米國陸海軍將校の俱樂部であつて、内部の構造頗る華美、每週土曜日にテイー・ダンス會を催して居る。之に隣してエルクス俱樂部があり、在留米人の間に於ての最も有力な代表的俱樂部として、之亦豪奢を極め、道路を挾んでルネタ・ホテル(Luneta Hotel)に對して居る。

マニラ水族館(The Aquarium)　科學局の管理に屬して居て、舊城レアル門(Real Gate)の稜堡内に設けられてゐる。舊稜堡の輪廓に從て、長さ二百七十五呎、幅二十五呎の一條のコンクリート隧道を築き、厚さ一呎の板硝子を嵌め込んだ二十七箇のタンクがあり、採光・通風・水替への方法等は全部紐育水族館の構造に倣つて居る。海膽・海鼈車・海蛇・河豚・巨蟹・たつのおとしご・其他珍奇美麗な魚類が數十種あり。尙此の外鰐魚・鱶及龜飼養の爲隧道外に直徑四十呎の池二箇所を築造し、又隧道の端を利用して大蛇を飼つてゐる。隧道の上舊城壁に上れば、凉風徐に吹き來り、ゴルフリンク、ルネタ公園等を眼下に見下し景色亦絶佳である。每日午前九時より十二時迄、午後二時より六時迄(日曜は午後九時迄)、料金二十仙を徵して一般公衆の觀覽に供す。

教育局(Bureau of Education)　舊城内カビルド街に在り、比島公立學校制度の本部であつて、工藝品陳列館をも設けられてゐる。館内には學生の手に成る各種の工藝即ち木細工・刺繍・竹細工・籐細工物等を陳列し、同品を販賣すると共に特に別注文にも應じてゐる。

比島圖書博物館(Philippine Library & Museum)　舊城内のゼネラル・ルーナ(General Luna)に在つて、各種の比律賓關係書籍・寫本・美術品等を普く蒐

集し、閲覧室に於ては各國の新聞雜誌を公開してゐる。希望者には無料で前記書籍の貸與閲讀を許し、毎日午前八時から午後八時四十五分迄、但し日曜日は午後四時から八時四十五分まで開館してゐる(詳細は別項參照)。

サント・トマス大學(University of Santo Tomas)　舊城内アユンタミエント(次項參照)の背後に在る。一六一一年に創立せられたもので、東洋に於ける基督教保護に依る大學中で最古のものである。同大學はドミニカン教派の經營に係り、創立以來女子の入學を許さなかつたが、一九二四年に始めて此の禁制を解いた。同大學圖書部には各種の參考書籍、殊に科學方面に關する貴重な書籍竝に標本が豊富に所藏せられ、毎日曜日午前九時から十一時迄一般公衆に開放してゐる。同大學の正面に建立される銅像は、其の創立者ミギエル・ベナビデス(Miguel Benavides)副僧正の像である。

アユンタミエント(Ayuntamiento)　舊城内プラサ・マッキンレー(Plaza Mackinley)に在る。當初西班牙政廳の所在地であつて、一七三五年に建築された最初の建築物の隅石は今尚現建築物の玄關に殘してある。内務・教育・司法・財務・農務商務・交通の六省竝に比島獨立委員本部があり、階下はマーブルホール即ち大理石廣間と稱せられてゐるのがある。階段の正面にはマゼラン一の戰死後同遠征隊を率ゐて最初の世界周航を完成した航海者フアン・セバスティアン・エルカノ(Juan Sebastian Elcano)の像がある。

カセドラル(ローマン・カトリック教大會堂—Cathedral)　舊城内プラサ・マッキンレーに在り、マニラ・ローマン・カトリック教大僧正が此處に駐在して居る。伽籃は羅馬ビザンチン式である。地震の爲に數回に亘つて倒壞されたが改築せられて、現在の建築物は一八七三年に竣工したのである。其の巨大な圓屋根は遠く海上から望見することが出來る。禮拜堂は同寺院中の最も莊嚴な箇所で、金色燦然として頗る美觀を呈し、丸天井は異常に高く又精巧な壁畫を以て埋められてゐる。

サン・ドミンゴ寺院(San Domingo Cathedral)　舊城内ソラナ(Castle Solana)街のサント・トマス大學に隣してゐる。コルソナス僧に依て畫かれた日本に於ける基督教徒磔刑の油畫があるので名高い。畫中の人物はトマスツヒ・リエゴーキサール及フホンデゴツツの三人で、最初の二人は日本人、第三者は葡萄牙人であると云はれてゐる。其他日本に於ける基督教排斥に關する繪畫數十枚を藏してゐる。

フオート・サンティアゴ(Fort Santiago)　陸軍司令部舊城の西部を占めパシグ河に臨んでゐる。建築物は西班牙時代の最も古いものであつて、一五九一年頃建築せられた箇所もある。僧侶及教徒の最後の退却地として、特に堅固に築造せられたものであつて、數箇の暗房・拷問所等があり、西班牙時代に於て折檻虐殺等幾多の罪惡の行はれた所である。比島の志士リサールも亦其の銃殺前同城内の一地下室に幽閉せられて居たとの事である。毎年リサール祭日に限り、特に一般希望者に對し其の觀覽を許可すると云はれて居る。現今に於ては同城内全部米國陸軍比島管區軍司令部が之を使用してゐる。

インテンデンシア・ビル(Intendencia Building)　舊城の最北端パシグ河を背後とした鐵筋混凝土の建築物であつて、以前階上は比島上院に依て使用されてゐた。タフト・アベニュ街の上下兩院議事堂の竣工すると同時に下院と共に該新建築物へ移轉したのである。階下は財務局及土地沿岸測量局に使用せられてゐる。背後のパシグ河岸に屹立せる記念碑はマゼラン記念碑である。

植物園(Botanical Garden)　ブルゴス(Burgos)及アロセロス(Arroceros)街の間に挾まれた一小植物園である。各種の熱帶植物繁茂し、園内は常に清潔で日中でも杖を曳くものが多い。又樹木の間に動物園をも設けて數十種の珍奇な鳥獸を飼育し、音樂堂に於ては陸軍或は巡査隊の軍樂隊が毎週二、三回に亘つて午後五時から六時頃迄奏樂される。又園内には草花市場があり、常に新鮮な花卉を公衆に供給するのである。中央には同植物園の創始者セバスティアン・ビダール(Sebastian Bidal)の像があり、又政府經營の製氷所を初め印刷局・市役所・陸軍病院等其の附近に點在してゐる。

エスコルタ(Escolta)　パシグ河の北岸サンタ・クルス(Santa Cruz)橋脚のプラサ・ゴイチ(Plaza Goiti)及ジョーンズ(Jones)橋脚のプラサ・モラガ(Plaza Moraga)との間に亘つた一筋の最も繁華な小賣街であつて、我が東京の銀座通りに相當し、主なる會社・銀行・商店・辯護士及醫師は何れも同街或は其の附近に於て開業してゐる。

ビリビッド監獄(Bilibid Prison)　アスカラガ街にある比島に於ける中央監獄で、周圍は頑丈な城壁を廻らし、圍内は凡そ二十英反、常に約三千の囚徒を收容してゐる。監房は中央の高塔を中心として放射狀に排列せられ、通風は良好で秩序も整然としてゐる。病院・學校及工藝部等附屬し、世界に於て最も完全に組織せられ且取扱はれてゐる監獄中の一として比島人の誇とする所である。工藝部に於ては各囚人は夫々木工・籐細工・金銀細工・自動車修繕等に從事し、其の製作品は獄内陳列所内に於て販賣し、又一般希望者の注文にも應ずる。外來者の殊更異常に感ずることは囚人體操である。毎日午後四時三十分囚徒は男女全部監房間の内庭に整列して、先づ監獄長の檢閲を受け、然る後囚人より編成せらるゝビリビッド音樂隊の奏樂につれて一齊に動作を行ひ、米國々歌が奏せられると日沒前竿頭から引下げられようとする米國及比律賓國旗に向つて敬意を表し(一般觀衆も脫帽敬禮する)終つて團體體操に移る。次いで一隊の武裝した囚人軍團は、囚人指揮官の指揮の下に樂隊に合せて無言軍隊調練をなし、終つて夕食の配布を受けて解散するのである。監獄局では之を下段十仙、上段二十仙の見料を徴集して一般公衆の觀覽に供してゐる。

附近にグランド・オペラ・ハウス、オリムピック・スタヂアム、比島獨立教會、六角堂劇場等存在してゐる。

マラカニヤン・パレース(Malacañang Palace)　比島總督官邸で、パシグ河北岸サン・ミギエル(San Miguel)區アビレス(Aviles)街にある。廣大な庭園内に建てられた巨大なスペイン式建物で、内側は入念に裝飾せられ頗る美觀を呈してゐるが外觀は甚だ質素である。許可を得て時日を期し觀覽する事が出來る。比律賓人で世界に名高い名流畫家ホワンルーナの手になる名畫がある。同官邸に隣して新築せられたコンクリート建築物は總督府である。總督の事務を取扱ふ所では室内は丹精を凝した硬木細工を以て裝飾せられてゐる。

セメンテリオ・デル・ノルテ(Cementerio del Norte)　マニラ郊外サングレイズ(Sangleys)街の終點に在る。マニラ市經營の廣大な公共墓地である。其の廣さは百三十三英反あり、青々とした芝生に各種の珍奇な熱帶産の棕櫚・蘭類其他の草木花等數限り無く繁茂して、恰も一大植物園の觀がある。近くにラ・ローマ禮拜堂及支那人病院竝に墓地がある。

比律賓大學(Philippine University)　一九〇八年第一次比島議會を通過した大學令に依り創立せられた比島唯一の官立大學である。比島に於ける最高學府で、本校をマニラ市に、分校をセブー市に、農科及獸醫科をラグーナ州ロス・バニオス(Los Baños)に置いてある。同市の中央校舍はパドレ・ファウラ街(Padre Faura)にある。同大學は文科・法科・教育科・醫科・工科・獸醫科・農科及大學豫科に分れ、一九二四年新學期より東洋語學科を新設し、先づ日本語及支那語の教授を開始する事となつた。醫科附屬として別に齒科・藥劑科を置き、又音樂學校・美術學校・山林學校等も附屬してゐる。

比律賓ゼネラル・ホスピタル(Philippine General Hospital)　タフト・アベニュ(Taft Avenue)街に在る。一九一〇年に完成せられた比島最大の一般病院であつて、諸設備及器械等萬事頗る整頓し、一時に患者約四百名を收容することが出來る。院内に看護婦養成所も設けてゐる。希望者は許可を得て午後病院を視察する事が出來る。

マニラ天文臺(Manila Observatory)　比律賓大學に近く前記パドレ・ファウラ街に在る。一八六五年ジェスイット教派に依り創立せられたものであつて、東洋に於ける最も古い重要な天文臺として知られ、巨大で精巧な望遠鏡が設備されてゐるので名高い。現在では比島政府の中央氣象臺として同教派より移管せられ、中央政府の所管に屬してゐる。

比島科學局(Bureau of Science)　ゼネラル・ホスピタルに隣し、比島に於ける各種科學研究の本部である。無數の科學圖書は云ふに及ばず、凡ゆる科學及産業關係の研究材料・標本・模型圖解等の完全な備付があり、科學研究者たると否とを問はず、外來者の必ず觀察する所であつて、一萬二千餘種に亘る比島關係の寫眞を藏し、其の大部分は一般希望者の所望に依り實費を以て販賣してゐる。米國陸軍に於ても同局内に熱帶病研究部を特設し常に數名の軍

醫を任命して研究せしめ、日本政府からも亦研究員を特派してゐる。

英國人墓地（English Cemetery）―軍艦矢矧病歿者記念碑　マニラ郊外にある英國人墓地で、マニラ市より電車・馬車・又は自動車に依て詣ずる事が出來る。同墓地の中央には在留同胞に依つて建立せられた我軍艦矢矧病歿者の記念碑がある。去る大正七年南洋警備の任務を了へて歸航の途中、不幸にも艦内乘組員中に流行性感冒の大流行となり、辛うじてマニラ港に入り、戰友及同胞の手厚い看護の甲斐も無く遂に病歿した副長普門中佐以下四十八名の靈を祭つたものである。又比律賓の權威者たる故三神敬長氏の墓を初め、比律賓を最初に日本に紹介した彼の大日本商業史の著者菅沼貞風氏及諸野海軍少尉候補生等の墓もある。

フオート・マツキンレー及グアダルペ舊跡（Ruins of Guadalupe）　フオート・マツキンレーはリサール州パシグ町に近い一丘陵にある比律賓群島に於ける最大なる兵營で、マニラ灣・マニラ市・ラグナ湖一帶を眼下に見下し景色絶好の地である。兵營及將校宿舍等頗る整頓し、營内は又廣大である。

フオート・マツキンレーに近くグアダルペの舊跡がある。一六二〇年西班牙人に依り築かれた大伽籃の跡で、米、比兩軍戰鬪の際燒失せられたものであるといふ事である。

マニラ日本人會　マニラの日本人會は 5th Floor, Insular Life Building, Plaza Moraga, Binondo にある。

セブー　セブー島東岸に位しマニラより三六八浬、群島第二の良港である。本島は前面にあるマクタン島によつて海波を防がれて居る爲に港内波靜かにして且つ擴張工事の完成と共に三十呎の吃水を有する船舶は自由に埠頭で荷役をなし得るに至り、後背地の好條件と相俟つて、將來嚮々發展の機運に惠まれて居る。

市街は新舊二區に分れ、新市街は商業區にして道路平坦コンクリートを敷き、兩側には大小商店軒を並べ頗る繁華であるが、舊市街の方は土人の居住地であつて、道路も未だ改修されてゐない。現在比島上院議員オスメニヤ氏は此の地の出身なる爲、曾て知事補たりし時、市區の改正・近代的設備等に大いに力を盡し、今日に於てもセブー市民は其の德を頌して、オスメニヤ街、オスメニヤ公園に依て其の名を慕つてゐる。セブー港一九三五年の對外貿易は、輸入一一、四五二、三七四比、輸出三三、八六八、〇九四比を示した。

イロイロ　パナイ島の東南端に在るイロイロ島の首府で、マニラを去る三四六浬、群島中第三の要港である。現在人口六萬、イースタン・エクステンション・ケーブル會社の電信局があり、群島内各地間の通信を取扱ひ、別にネグロス島東岸の都市バコロツドに一支線を有する。其他に郵便局の電信があつて、島内・諸島嶼間の通信を取扱つて居る。外國貿易額は一九三五年輸入七、三一一、三五五比、輸出四〇、〇九七、六九六比を數ふ。

サムボアンガ　ミンダナオ島の西南端にあり、マニラより五〇八浬、途中寄港の都合によつて約六日乃至八日を要する。本港はミンダナオ島唯一の貨物集散地で、日本郵船會社の濠洲航路船が寄港する。人口約二萬四千、市街は清洒で、前面に小サンタ・クルス島及大サンタ・クルス島及約一七浬を隔てバシラン島を控へ自然港を形成して居る。故に南方からの風波は防げるが、海峽の潮流頗る迅く流速或時は約八浬に及ぶことがあるので、郵船會社船の如き大船は棧橋に繫留し得ず、遠く沖に碇泊するのを普通とする。市街には タリサイ其他の樹木を植え所々に花壇を設け、市の美觀を副へ、殊に前知事カーペンター氏（Carpenter）の考案によつて埠頭兩側に美しい熱帶植物をコンクリート鉢に植え並べある等、市街は小なるに拘らず清楚の感を受ける。建物は主としてコンクリートなるも一歩市街を離るればニツパ椰子にて葺きたる家屋の點在するを見る。埠頭より市街に入る右手に廣大なる舊ミンダナオ・スルー政廳がある。左は稅關で、亭々たる綠樹で蔽はれて居る。殷賑なる商業區と稱すべきものではないが、フエリプ街、ボランタオ街には歐人商店多く、其他は支那人・亞剌比亞人の小商店である。同港の外國貿易額は一九三五年に於て輸入二五〇、九一二比、輸出四、一五七、八六二比を示してゐる。

ダバオ　南洋に於ける日本人栽培企業地として有名なのは英領北ボルネオのタワオ及米領比律賓のダバオである。就中、後者は移民の對象地として注意を集めて居り、又比較的短日月で成果を得られ且つ地方的栽培物である麻を取扱つてゐる點で可なり世界的のものとなつてゐる。このダバオはミンダナオ島の東岸ダバオ灣の奥にあつてダバオ州の首府である。最近日本郵船の濠洲航路は往復共に此の地に寄り、移民往來の便を計つて居る。現在日本人が麻の栽培をしてゐる面積は約二萬四千町歩位で、四十有餘の會社が之に當つてゐる。この内大宗とも稱せらるべき會社は太田興業株式會社であつてタロモ（Talomo）に本社を置き、マニラ、サンボアンガ、神戸に支店其他に出張所を設け麻の商取引に從事して居る。本會社は故太田恭三郎氏の創設にかゝるもので、氏とダバオ灣港内に靜かに眠れる三神敬長氏とは實にダバオ開拓の恩人である。太田氏は三十年前に渡來しマニラにて雜貨商を營まんとしたのであるが、明治三十六年比島政府が百萬比の巨費を投じて建設したベンゲツト道路工事の爲日本人一千五百人を移入し、この食料取扱に奇緣を有せる氏は工事終了後其の勞働者の一隊を率てダバオに渡航し、麻の栽培に從事したのである。當時の苦心は報いられて、今やダバオは邦人安住の地となつたのである。比島に來訪する者の必ず訪れるべき地である。最近五箇年に於る同港の外國貿易は次の如し。

ダバオ港外國貿易額表　出所＝比島關稅局年報

年次	輸入	輸出	計
	比	比	比
一九三一	八〇二、四九七	七、八三四、六二一	八、六三七、一〇八
一九三二	五七三、〇五二	五、〇七一、九七三	五、六四五、〇二五
一九三三	四三六、八九九	七、〇三九、〇三五	七、四七五、〇二四
一九三四	五〇二、〇五五	一〇、五二〇、八二二	一一、〇二三、八九七
一九三五	七二八、〇三一	一二、〇七七、六九九	一二、八〇五、七二一

バギオ（市）　マニラに次いで、比島來訪者の興味を唆るのはバギオ市である。同地は健康地及避暑地として知られて居る。マニラを去る百七十六哩の北ルソンにありて海拔千五百米なる山中に所在する。其の周圍の美觀及氣候の涼冷なる極東に於ける一名所として數へらるゝ所以である。又バギオ愛好者は世界に於ける最も麗しき山岳僻地として居る。バギオ市附近に於ける名所地を擧ぐれば次の如くである。

キヤムプ・ジヨン・ヘイ（Camp John Hay）―無蓋圓形劇場で有名である。

テイチヤーズ・キヤムプ（Teacher's Camp）―年々比島教員大會の開催せらるゝ所である。

コンスタビユラリー・ヒル（Constabulary Hill）

ドミニカン・ヒル（Dominican Hill）―ドミニカン派修道院所在地であつて同所に在ればバギオ全體を鳥瞰し、又支那海の眺望を恣にする事が出來る。

測候所（Legit Observatory）―ミラドール（Miraldor）山頂に在つて、極東に於ける最も美しき測候所として知らるゝ。

日曜市場（Sunday Market）―バギオ來訪者の異常の興味を惹き起すもの一である。

三　雜

1　度量衡

度量衡　比律賓に於て現在使用されてゐる度量衡には次の三がある。即ち法定度量衡制、西班牙制度量衡（Old Castilian）、比律賓制度量衡の三である。而して法定度量衡制は、米國制度量衡及メートル制度量衡の二に分れてゐる。以下各度量衡表を擧げ參考に資せん（但しメートル制度量衡は省略）

度量衡表　出所＝マニラ市デイレクトリー

單位名稱	命位	メートル制との比較
米國制度量衡		
哩	Mile	一、六〇九、三四四、二四二
ファーロン	Furlon	二〇一、一六四三六五六
ロッド	Rod	五、〇二九、一〇九二四
碼	Yard	〇、九一四三八三四八
呎	Foot	〇、三〇四七九四四四三
吋	Inch	〇、〇二五三九九四一
長		〇、〇一五九八一六四
廢		一、八二八七六七九
ハンド	Hand	四吋
ファアサム	Fathom	二碼

六四〇英反

面積	平方哩	Sq. Mile		平方英哩
	英畝	Acre		
	一羅	Rood	四〇四平方碼	
	平方碼	Sq. Rod	三〇·二五平方碼	
	平方碼	Sq. Yard		〇·八三六
	平方呎	Sq. Foot	一四四平方吋	〇·〇九二九
	平方吋	Sq. Inch		平方糎六四五一六
積體	商船貨物積載		一〇〇立方呎	二·八三二立方米
	立方呎	Cuibc Foot	四〇同	一·一三二六
量容	蒲式耳	Bushel	四配克	三五·二三九立
	配克	Peck	八クオート	八·八〇九
	一クオート	Quart	二パイント	一·一〇一
	一パイント	Pint		〇·五〇六
量液	一バレル	Barrel	三一ガロン	
	一アンカー	Anker	一〇ガロン	三七·八五
	一ガロン	Gallon	四クオート	三·七八五
	一クオート	Quart	二パイント	〇·九四六
	一パイント	Pint	四ジル	〇·四七三
	一ジル	Gill		〇·一一八
衡常	一トン	Ton	二〇〇ハンドレッドウェート	一·〇一六噸
	一ハンドレッドウェート	Cwt.	四クォーター	五〇·八〇二
	一クォーター	Quarter	二八封度	一二·七〇〇
	一封度	Pound	一六オンス	四五三·五九二
	一オンス	Ounce	一六ドラム	二八·三四九
	一ドラム	Dram		一·七七二

但し殼類及纖維類取引に於ては英國常衡即ち一クォーター＝二八封度を用ふ 一噸＝二二四〇封度

衡金	一封度（英式〇ポンド）		一二オンス	三七三·二四瓦
	一オンス	Ounce	一二〇ペニーウェイト	三一·一〇三瓦
	一ペニーウェイト	Pennyweight	二四グレイン	一·五五五瓦
	一グレイン	Grain		〇·〇六四八瓦
衡藥	一封度	Pound	一二オンス	三七三·二四瓦
	一オンス	Ounce	八ドラクム	三一·一〇三瓦
	一ドラム	Dram	三スクラプル	三·八八七瓦
	一スクラプル	Scruple	二〇グレイン	一·二九六瓦
	一グレイン	Grain		〇·〇六四八瓦

西班牙制度量衡

衡常	一トネラダ	Tonelada	一二〇キンタル	九二〇·一六瓩
	一キンタル	Quintal	四アローバ	四六·〇〇九瓩
	一アローバ	Arroba	二五リブラ	一一·五〇四瓩
	一リブラ	Libra	一六オンサ	〇·四五九〇〇瓩
	一オンサ	Onza		〇·〇二八七四瓩
	一磅＝2.1734736 Libra			
衡穀	一カヒス	Cahiz	一二ファネガ	四六·九〇〇〇
	一ファネガ	Fanega	一二レミネガ	三·九〇〇
	一レミネガ	Celemine	四カルテイロ	三·四八五
	一カルテイロ	Cuartillo		一·二一三五
	一立＝0.864 Cuartillo			
量液（除油）	一モヨー	Moyo	六カンタラ	一三六·一瓦
	一カンタラ	Cantara	八アスムブレ	一六·一四瓦
	一アスムブレ	Azumbre	四カルテイロ	二·〇一瓦
	一カルテイロ	Cuartillo		〇·五〇四瓦
	一立＝1.933 Cuartillo			

比律賓制度量衡

量穀	一カバン	Cavan	二五ガンタ	三七·五瓦
	一ガンタ	Ganta	八チュパ	三·〇瓦
	一チュパ	Chupa		〇·三七瓦
	一立＝2.6666 Chupas			
量液	一ティナハ	Tinaja	六ガンタ	四八·瓦
	一ガンタ	Ganta	八チュパ	三·瓦
	一チュパ	Chupa		〇·三七瓦

支那人度量衡

衡常	一タカチヒク	Picul	一〇チナンタ	六〇瓩
	一チナンタ	Chinanta	一〇カティ	六瓩
	一カティ	Catty	一六タエル	六瓩
	一タエル	Tael		〇·三七瓩
	一斤＝1.666 Catties			

其他の諸衡

釘		(Nail)	Keg ＝	一〇封度
小麥粉		(Flour)	Barrel＝	一九六
牛豚肉	(Pork)		Barrel＝	一一〇〇
	(Beef)			
穀殼玉蜀黍		(Corn shelled)	Bushel＝	五六
軸附玉蜀黍		(Corn on cob)	Bushel＝	一七〇
牡蠣	罐頭	(Oysters)	Bushel＝	八〇
蛤	罐頭	(Clams)	Bushel＝	一〇〇
蕎麥		(Buckwheat)	Bushel＝	四八
馬鈴薯種		(Clover seed)	Bushel＝	六〇
ク ロ ー バ		(Potatoes)	Bushel＝	六〇
イ 鈴 薯		(Rye)	Bushel＝	五六
小麥		(Wheat)	Bushel＝	六〇
麥		(Molasses)	Gallon＝	一二
糖蜜		(Salt)	Barrel＝	一一〇〇

2 對主要外國貨幣換算率

米弗と主要外國貨幣との法定比價は次の通りである。此の場合は米弗との親分比例を二倍すればよい。

對主要外國貨幣換算表（一比＝1/2米弗）

國名	貨幣單位	米弗との親分比例
Argentine Republic	Peso	一·四三五
Austria	Schilling	〇·一四〇二
Belgium	Belga	〇·一四〇五
Bolivia	Boliviano	〇·四一六〇
Brazil	Milreis	〇·一一〇一五
British Colonies in Australasia and Africa	Pound Sterling	四·八四五六
British Honduras	Dollar	一·四〇五
Bulgaria	Lev	〇·〇一一四
Canada	Dollar	一·四〇五
Chile	Peso	〇·一一〇四〇
China	Yuan, prior to March, 1933	〇·四〇七〇
	Yuan, established March 3, 1933	〇·四〇七〇
	Dollar {Hongkong	〇·四〇四四
	Dollar {British Mexican	〇·四〇七〇
Columbia	Peso	一·四〇五
Costa Rica	Colon	〇·七〇五
Cuba	Peso	一·〇〇〇
Czechoslovakia	Koruna	〇·〇四一八
Denmark	Krone	〇·三七四九
Dominican Republic	Dollar	一·四〇五
Ecuador	Sucre	〇·四九二八
Egypt	Pound (100 piasters)	四·九四五一
Estonia	Kroon	〇·三七四九
Finland	Markka	〇·〇三一四
France	Franc	〇·〇三九三

Germany	Reichsmark	0·四〇
Great Britain	Pound Sterling	六·二五
Greece	Drachma	0·〇一三〇
Guatemala	Quetzal	一·六五
Haiti	Gourde	0·二〇〇〇
Honduras	Lempira	0·五〇六六
Hungary	Pengo	0·二六六一
India (British)	Rupee	0·六一六〇
Indo-China	Piaster	0·六六三五
Italy	Lira	0·〇五六一
Japan	Yen	0·五〇四〇
Latvia	Lat	0·三四六四
Liberia	Dollar	一·六五二一
Lithuania	Litas	0·一六三五
Mexico	Peso	0·五〇四〇
Netherlands and colonies	Guilder (Florin)	0·六六〇六
Newfoundland	Dollar	一·六五二一
Nicaragua	Cordoba	一·六五三五
Norway	Krone	0·四二三四
Panama	Balboa	一·六五三五
Paraguay	Peso (Argentine)	一·六四三五
Persia (Iran)	Rial	0·〇六二四
Peru	Sol	0·四三四〇
Philippine Islands	Peso	0·四〇〇〇
Poland	Zloty	0·一六六五
Portugal	Escudo	0·〇九六四
Rumania	Leu	0·〇一〇一
Salvador	Colon	0·五〇六六
Siam	Baht (Tical)	0·四二六一
Spain	Peseta	0·一四六四
Straits Settlements	Dollar	0·六六一四
Sweden	Krona	0·四二三四

Switzerland	Franc	0·四一六四
Turkey	Piaster	0·〇九四四
Union of Soviet Republics	Chervonetz	六·二二四一
Uruguay	Peso	一·四二二一
Venezuela	Bolivar	0·一四一六
Yugoslavia	Dinar	0·〇二一六

3 休祭日

新年	一月一日
ワシントン誕生日	二月二十二日
聖木曜日から聖金曜日	四月最初の木曜日から次の金曜日
勞働祭	五月一日
南北戰爭戰死者記念日	五月三十日
獨立記念日	毎四年六月第一火曜（一九三五年六月以後）
マニラ占領記念日	八月十三日
休戰記念日	十一月十一日
感謝日	十一月最終の木曜日
ボニファシオ記念日	十二月三十日
基督降誕節	十二月二十五日
サールル記念日	十二月三十日

4 領事館所在地

各國領事館所在地表

國名	領事名	所在地
亞爾然丁	領事	109 Juan Luna, Binondo, Manila.
白耳義	同	31 Escolta, Binondo, Manila.
支那	總領事	Rooms 203-204 China Bank Bldg., Binondo, Manila.
コスタリカ	領事	S. O. de Fernandez Bldg., Bldg., Room 30251 Escolt, Binondo, Manila.
チエッコスロバキア	同	67 Juan Luna, Binondo, Manila.
デンマーク	同	112-113 Muelle de Binondo, Binondo
佛國西班	總領事	Perez-Samanillo Bldg.
獨逸	領事代理	1570 Arlegui Extension, San Miguel
英國	總領事	Fourth Floor Wise Bldg. 176 Juan Luna, Binondo, Manila.
日本（マニラ）	同	S. J. Wilson Bldg., 143, Juan Luna, Manila.
（ダバオ）	領事	Escario St.. Reyes, Davao.
ラトビア	副領事	Aguinaldo Bldg., 520 Juan Luna, Binondo
リベリア	領事	793 Santa Mesa, Sampaloc, Manila.
墨西哥	名譽領事	2037 Azcarraga, Manila.
和蘭	領事	2nd Floor, Wise Bldg, 174 Juan Luna, Binondo, Manila.
ニカラグア	總領事	1921 Herran, Paco, Manila.
諾威	名譽領事	3 Plaza Moraga, Binondo, Manila.
巴奈馬	領事	99 Cristobal, Paco, Manila.
パラグアイ	同	8 Muelle del Banco Nacional, Binondo
秘露	名譽領事	318 Dewey Boulevard, Manila.
葡萄牙	領事	702-706 Insular Life Bldg., Binondo
	領事代理	702 Heacock Bldg., Binondo, Manila.
瑞羅	領事	511-527 Heacock Bldg., Escolta, Binondo
西班牙	總領事	Casa de Espana, Taft Avenue and San Luis, Ermita, Manila.
瑞典	領事	Chaco Bldg., Plaza Cervantes, Manila.
瑞西	同	627 Rizal Avenue, Santa Cruz, Manila.
米合衆國	副領事	410 Heacock Bldg., Escolta, Binondo
ベネズエラ	領事	50 Escolta, Binondo, Manila.

5 歷代總督・大統領・最高顧問

總督一

一	William H. Taft	一九〇一
二	Luke E. Wright	一九〇四
三	Henry Clay Ide	一九〇六
四	James Francis Smith	一九〇九
五	William Cameron Forbes	一九一一
六	Francis Burton Harrison	一九一三
七	General Leonard Wood	一九二一
八	Henry L. Stimson	一九二七
九	Dwight F. Davis	一九二九
一〇	Theodore Roosevelt	一九三二
一一	Frank Murphy	一九三三

大統領一

	Manuel L. Quezon	一九三五

最高顧問一

一	Frank Murphy	一九三五
二	Paul McNutt	一九三七

6 新聞・雜誌其他定期刊行物

マニラ市に於て發行の分一

Agricultural & Industrial Monthly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

American Chamber of Commerce Journal, English Monthly, 180 David, Binondo.

American Oldtimer, English Monthly, 226 Chica, Sta. Cruz, Manila.

Amigo del Pueblo, Spanish-Ilocano-Tagalog Monthly, 1916 Oroquieta, Sta. Cruz, Manila.

Ang Filipinas, Tagalos Monthy, P. O. Box 239, Manila.

Ang Sulong Kristiano, Tagalog-English Monthly, P. O. Box 1411, Manila.

Ang Tanglaw, Tagalog Monthly, P. O. Box 813, Manila.

Associated Press, Bulletin Bldg., and T. V. T. Bldg., Sta. Cruz, Marinas.

Baguio Ilocos Press, English-Ilocano Fortnightly, P. O. Box 2481.

Bannawag, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Bisaya, Bisayan, Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Boletin de la Camara de Comercio Espanola de Filipinas, Spanish Monthly, Casa de Espana, Taft Ave., Ermita, Manila.

Boletin Eclesiastical de Filipinas, Spanish Monthly, P. O. Box 147, Manila.

Bulletin of San Juan de Dios Hospital, The English-Spanish-Tagalog, Every Two Months, 214 Real, Intramuros, Manila.

Bulletin, Manila Daily, American Daily, Cor. Raon and Evangelista, Quiapo, Manila.

Business Outlook, 712 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.

Cabletow (The), English and Spanish Monthly, Masonic Temple, Escolta, Binondo.

Catandugnanon, English, Bicol, Twice a Month, P. O. Box 36, Manila.

Catimawan, Pampango Fortnightly, 844 T. Alonso, Sta. Cruz, Manila.

Chicago Daily News, 180 David, Binondo, Manila.

Chinese Commercial News, Chinese Daily, 2 Soler(Near Azcarraga Bridge), Tondo, Manila.

Columbian, The Monthly, 14 T. Pinpin, Binondo, Manila.

Commerce and Industry Journal, English Monthly, c/o Bureau of Commerce.

Commonwealth Advocate, 309 Cu Unjieng Bldg., Escolta and T. Pinpin, Binondo, Manila.

Cultural Social, Spanish Monthly, P. O. Box 154, Manila.

Dangadang(Formerly La Lucha), Spanish-Ilocano, P. O. Box 996, Manila.

Diario de Sesiones de la Legislatura Filipina, English-Spanish Daily, c/o Legislative Bldg.

Diocesan Chronicle, English Monthly, 555 Isaac Peral, Ermita.

Ecos, English-Spanish Monthly, E. Mendiola, San Miguel, Manila.

El Comercio, (Commerce), Daily, Noon, Filipino Newspaper in English, 65 Juan Luna, Binondo, Manila.

El Debate, Morning Daily in Spanish, 61 Muralla, Intramuros, Manila.

Excelsior, Spanish, Fortnightly, 32 Sta. Potenciana, Intramuros.

Far Eastern Freemason, English Monthly, Masonic Temple, Escolta, Binondo, Manla.

Filipinas, Weekly, P. O. Box 239, Manila.

Filipino Nurse, The English Quarterly, Philippine General Hospital.

Fookien Times (The), Chinese Afternoon Daily, 197 Juan Luna, Binondo.

Government Employee (The), English-Spanish Monthly, 825 Oroquieta, Sta. Cruz, Manila.

Graphic, English Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Green and White, English Quarterly, De la Salle College.

Guidon (The), English Fortnighly, P. O. Box 154, Manila.

Hiligaynan, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Hiwaga, Tagalog Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Hojas de Catecismo, Spanish Weekly, P. O. Box 147, Manila.

Home, English Monthly, 358 Camarines, Sta. Cruz, Manila.

Ilocos Times, Ilocano-English-Spanish Biweekly, 516-A Tayuman, Sta. Cruz, Manila.

Industrial and Machinery Journal, 671 Dasmarinas, Binondo, Manila.

International Journal of Leprosy, English Monthly, P. O. Box 606, Manila.

International Magazine, Room 305 Kneedler Bldg., Carriedo, Sta. Cruz.

Journal of the Philippine Islands Medical Association, English Monthly, 547 Herran, Ermita, Manila.

Journal of the Philippine Pharmaceutial Association (The), Monthly,. Magazine in English and Spanish, 835 San Fernando, San Nicolas.

Jurisprudence, Biweekly Magazine, 422 Raon and Trinidad, Sta. Cruz.

Khaki & Red, English Monthly, Philippine Army.

Kong Li Po (The), Chinese Daily, 430 Salazar, Binondo, Manila.

La Opinion, Daily, Noon, Filipino Newspaper in Spanish, 65 Juan Luna, Binondo, Manila.

La Vanguardia, Afternoon Daily in Spanish, TVT Bldg., Florentino Torres, Sta. Cruz, Manila.

Lasallite (The), English Fortnightly, La Salle College.

Lawyers League Journal, English-Spanish Monthly, 1181 Pennsylavania, Malate.

Letran News (The), English-Spanish Monthly, P. O. Box 146, Manila.

Literary Song Movie Magazine, 134 Solana, Intramuros.

Liwayway, Tagalog Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Mabuhay, Morning Daily in Tagalog, 61 Calle Muralla, Intramuros.

Manila City Directory, English Annually, 1104 Castillejos, Quiapo.

Manila Daily Bulletin, American Daily, Corner Raon and Evangelista, Quiapo, Manila.

Manila Maritime Messenger, Fortnightly Maritime Publication, Derham Bldg., Port Area.

Monday Mail (The), English Weekly, 61 Calle Muralla, Intramuros, Manila.

National Review Co., Inc. (The), English-Spanish Weekly, 2 Corner T. Pinpin and Muelle del Banco Nacional, Binondo, Manila.

Nation's Health Journal, 200 Fernandez Bldg., 124 T. Pinpin, Binondo.

New China Herald, 568 Misericordia, Sta. Cruz, Manila.

New Citizen (The), English-Tagalog Monthly, Third Floor, Room 307, Kneedler Bldg., Carriedo, Sta. Gruz, Manila.

New Philippine Republic, Room 507, Heacock Bldg., Escolta, Binondo.

Official Gazette-Gaceta Official, English and Spanish, Thrice a Week, Bureau of Printing.

Orient Digest, 200 Fernandez Bldg., 124 T. Pinpin, Binondo, Manila.

Perla Ning Aslagan, English and Pampango Newspaper Fortnightly, 712 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.

Philippine Collegian (The), English Weekly, University of the Philippines.

Philippine Commonwealth, Monthly Journal, 670 Rizal Ave., Sta. Cruz.

Philippine Evangelist, English Monthly, P. O. Box 1414, Manila.

Philippine Industrial Review (The), Q. S. T. Bldg., 433 Dasmarinas, Binondo.

Philippine Intercollegiate Press, English Fortnightly, P. O. Box 13x 135.

Philippine Journal of Agriculture, c/o Bureau of Plant Industry, Manila.

Philippine Journal of Commerce, English Monthly, Bureau of Commerce, Manila.

Philippine Journal of Education, English Monthly, College of Education, U. P.

Philippine Journal of Science (The), English Monthly, Bureau of Science, 727 Herran, Ermita, Manila.

Philippine Law Journal (The), English Monthly, College of Law, U. P.

Philippine Magazine, English Monthly, Fourth Floor, Uy Yet Bldg., 217 Dasmarinas, Binondo, Manila.

Philippine Missionary, English Bimonthly, 1916 Oroquieta, Sta. Cruz.

Philippine Poultry Journal, English Monthly, 357 R. Hidalgo, Quiapo.

Philippine Public Schools, English Monthly, Bureau of Education.

Philippine Radio Digest, English Monthly, P. O Box 1186, Manila.

Philippine Social Arts, Fifth Floor, Heacock Bldg., Escolta, Binondo.

Philippine Social Science Review, English Quarterly, 105 Rizal Hall, U. P.

Philippine Tobacco Journal, The Fourth Floor, Padilla Bldg., Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.

Philippine Women's Magazine, English-Spanish-Tagalog, Philippine Women's University.

Philippines Commonwealth (The), 320 P. Campa, Sampaloc, Manila.

Philippines Free Press, English nd Spanish Weekly, Free Press Bldg., 684-686 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.

Philippines Herald (The), English, Afternoon Daily except Sunday, 61 Muralla, Intramuros, Manila.

Readers (The), Monthly, P. O. Box 182, Manila.

Routers, Limited, 606 Insular Life Bldg., Plaza Moraga, Binondo, Manila.

Pevista Filipipina, de Medicina Farmacia, Spanish Monthly, 879 Lepanto, Sampaloc.

Rising Filipina, The English and Spanish Monthly, c/o Centro Escolar University, Azcarraga, Manila.

Sakdal, Tagalog Weekly, 629 Quiricada, Sta. Cruz, Manila.

Scandal, Newspaper, 428 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.

School News Review (The), English Semimonthly, Bureau of Education.

Manila Nichi-nichi Shimpo (The), Japanese Daily, 841 Lepanto, Sampaloc.

Songs and Shows, Monthly Magazine, Room 416, Arias Bldg., Carriedo, Sta. Cruz, Manila.

Sparks and Postmarks, English Bimonthly, c/o Postal & Telegraph Association, Inc., Manila.

Sugar News, English and Spanish Monthly, Sugar News Bldg., 671 Dasmarinas, Binondo, Manila.

TVT Publishing Corporation, TVT Bldg., Florentino Torres, Sta. Cruz.

Taliba, Afternoon Daily in Tagalog, TVT Bldg., Florentino Torres, Sta. Cruz, Manila.

The Vanguard, Chinese Evening Daily, 1236 Azcarraga, Binondo.

Ti Damag ti Pagarian, Ilocano Monthly, P. O. Box 813, Manila.

Torch, The Magazine of General Culture, Room 408, Arias Bldg., Carriedo, Sta. Cruz, Manila.

Tribune (The), Morning Daily in English, except Monday, TVT Bldg.,

Florentino Torres, Sta. Cruz, Manila.
Union, Spanish-English Weekly, 1096 R. Hidalgo, Quiapo, Manila.
Unitas, English-Spanish Monthly, University of Santo Tomas, Manila.
United Press Association, Insular Life Bldg., Plaza Moraga, Binondo.
University Alumnus (The), Englsh Quarterly, Universty of the Philippines.
Varsitarian (The), English-Spanish Fortnightly.
Welfare Advocate, English Bimonthly, c/o Bureau of Public Welfare.
Woman's Home Journal, The English Monthly, 1132 California, Ermita.

菲律賓出版物名稱一覽

Advance (The), English Monthly, San Fernando, La Union.
Advertiser (The), English, Spanish and Visayan Daily, 198 Juan Luna, Cebu, Cebu.
Agno Valley News, English Weekly, Lingayen, Pangasinan.
Agustinian Mirror (The), English-Spanish Monthly, Iloilo, Iloilo.
Anaraan, Fortnightly, Sinait, Ilocos Sur.
Ang Atong Kabilin, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
Ang Cabugason, Visayan Weekly, Panglao, Bohol.
Ang Dakung Bahandi, Visayan Weekly, Oroquieta, Occ. Misamis.
Ang Katarungan, Spanish and Visayan Weekly, Cagayan, Or. Misamis.
Ang Kutta, Visayan, Twice a Week, Cebu, Cebu.
Ang Panahon, Visayan Daily, Iloilo, Iloilo.
Babaye, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
Bagong Kusog, Visayan Weekly, P. O. Box 121, Cebu, Cebu.
Balitaw, Visayan, Twice a Month, Iloilo, Iloilo.
Banaag Nin Langit, Bicol Monthly, Naga, Camarines Sur.
Banaag, Visayan Weekly, Occidental Negros.
Banawad Letakan, Pangasinan Weekly, Manaoag, Pangasinan.
Bicol Pioneer, Weekly, Naga, Camarines Sur.
Bicol Star (The), English Bicol Weekly, Naga, Camarines Sur.
Bicolandia, English, Spanish and Bicol, Two Times a Week, Naga, Camarines Sur.
Binulong Nga Agtayab, Ilocano Weekly, Bantay, Ilocos Sur.

Boletin Catolico, English-Spanish Weekly, P. O. Box 48, Cebu, Cebu.
Boletin Zamboangueno, Spanish Fortnightly, Zamboanga, Zamboanga.
Bulletin of the Central Philippine College, English, Bimonthly, Jaro, Iloilo.
Chimes (The), English Monthly, Bacolod, Occ. Negros.
China Echo Weekly (The), Chinese Weekly, Cebu, Cebu.
Civismo, Spnaish, Visayan, Thrice a Week, Bacolod, Occidental Negros.
Dagiti Naimbag a Damag Ken Ti Dalan Ti Cappia, English and Ilocano Weekly, San Fernando, La Union.
Dumaguete Press, Spanish and Visayan Weekly, Dumaguete, Oriental Negros.
Eco de Samar y Leyte, Spanish Weekly, Calbayog, Samar.
El Centenario de la Milagrosa, Spanish-Bicol Monthly, Naga, Camarines Sur.
El Centinela, Spanish Daily, 24 Iznart, Iloilo, Iloilo.
El Criterio, Spanish-English, 2 Times a Week, Zamboanga, Zamboanga.
El Fenix, Spanish, Twice a Week, Zamboanga, Zamboanga.
El Mensajero, Ilocano Weekly, Vigan, Ilocos Sur.
El Misionero, Spanish Monthly, Baguio, Mt. Province.
El Precursor, Spanish Twice a Week, Cebu, Cebu.
El Pueblo, Spanish Daily, 6 Gral. Luna, Iloilo, Iloilo.
El Tiempo, Spanish Daily, Iloilo, Iloilo.
Fighter (The), English Monthly, Cabanatuan, N. Ecija.
Freeman (The), English-Visayan Weekly, 139 Juan Luna, Cebu, Cebu.
Granary (The), English Monthly, Cabanatuan, N. Ecija.
Hayakay, Visayan Weekly, Bacolad, Occ. Negros.
Heraldo Bicol, Spanish and Bicol, Three Times a Weekly, Legaspi, Albay.
Ideales, Spanish Biweekly, Dagupan, Pangasinan.
Ilo Kandia News, English-Spanish-Ilocano, Every 10 Days, Vigan, Ilocos Sur.
Ilocos Times, Ilocano-English-Spanish, Biweekly, 516-A Tayuman, Sta. Cruz, Manila.
Ing Cabbling, Pampango Weekly, Angeles, Pampanga.

Ing Catala, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
Ing Daclat Ning Catutuan, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
Ing Katipunan, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
Ing Katiwala, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
Ing Misioniro, Pampango Monthly, P. O. Box 42, Baguio, Mt. Province, P. O. Box 1393, Manila.
Journal of the Southern Society of Engineers and Architects, English Monthly, Cebu, Cebu.
Junior Collegian (The), English Fortnightly, Cebu, Cebu.
Kabisaya-an, Visayan, Three Times a Month, Iloilo, Iloilo.
Kabuhi San Banua, Visayan-Spanish Donthly, Jaro, Iloilo.
Kabuntatala, Pangasinan Monthly, Lingayen, Pangasinan
Kayumanggi, Tagalog Weekly, Lipa, Batangas.
Kusog sa Katarungan, English-Spanish and Visayan, Three Times a Month, P. O. Box 3, Dumaguete, Oriental Negros.
La Antera del Valle, English, Spanish, Ilocano, Ibanag Weekly, Ilagan, Isabela.
La Antorcha, Thrice a Week, Zamboanga, Zamboanga
La Atalaya, Spanish, Visayan, Palo, Leyte.
La Revolucion, Spanish Daily, Cebu, Cebu.
La Tribuna, Spanish Daily, 14 Marina St., Iloilo, Iloilo.
La Vista, Ilocano Weekly, Baguio, Mt. Province.
Lanao Progress, English Fortnightly, Dansalan, Lanao.
Leyte News (The), English Monthly, Tacloban, Leyte.
Linantip, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
Lioaoa, Pangasinan Dialect Weekly, Manaoag, Pangasinan.
Little Apostle of the Mountain Province, English Monthly, Baguio, Mt. Province.
Mabinian (The), English Visayan Monthly, Oroquieta, Occidental Misamis.
Makinaugalingon, Visayan, Twice a Week, P. O. Box 167, Iloilo, Iloilo.
Managitonton, Pangasinan, Twice a Week, Dagupan, Pangasinan.
Melting Pot (The), English Monthly, Tarlac, Tarlac.
Mindanao Herald (The), English Weekly, Zamboanga, Zamboanga.
Nasud, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.

Oriental Negros Chronicle, Visayan, English Weekly, P. O. Box 41, Dumaguete, Oriental Negros.
Pampangan (The), English, Twice a Month, San Fernando High School, Pampanga.
Pangasinan Review, English, Twice a Month, Dagupan, Pangasinan
Pearl of the Orient, English Quarterly, Iloilo, Iloilo.
People's Opinion, English Weekly, Dagupan, Pangasinan.
Perla Ning Aslagan, English and Pampango Newspaper, Fortnightly, 712 Rizal Ave., Sta. Cruz.
Philatelic Bulletin, English-Spanish Quarterly, Bacolod, Occ. Negros.
Philippine Agriculturist (The), English Monthly. Agricultural College, Laguna.
Philippine Commonwealth, Monthly Journal, 670 Rizal Ave., Sta. Cruz.
Philippine Presbyterian, English Quarterly, Dumaguete, Oriental Negros.
Pioneer (The), English Monthly, Catarman, Samar.
Prensa Libre, Spanish Daily, P. O. Box 272, Iloilo, Iloilo.
Progress, English, Weekly, P. O. Box 121, Cebu, Cebu.
Redencion Obrero, Visayan, Spanish, Twice a Month, Cebu, Cebu.
Reflector (The), English Monthly, Bayambang, Pangasinan.
Rising Tide (The), English-Visayan Weekly, Caba, Cebu.
Rostrum (The), English-Spanish-Tagalog Fortnightly, Lucena, Tayabas.
Sadiri, Ilocano Weekly, Tarlac.
Samarinan (The), English Monthly, Catbalogan, Samar.
Silaw Ti Ili, Ilocano, Twice a Month, Vigan, Ilocos Sur.
Sillimanian (The), English Fortnightly, Silliman Institute, Dumaguete, Oriental Negros.
Suddom, English-Visayan Weekly, Dumaguete, Or. Negros.
Timbangan (A), Fortnightly Papor in Pampangos, 453 Gelino, Sampaloc.
Times (The), English Daily, Iloilo, Iloilo.
Tingug Sa Lungsod, Visayan Weekly, Mambajao, Oriental Misamis.
Tonung, Pangasinan Weekly, Dagupan, Pangasinan.
Verdad, Spanish and Ibanag Weekly, Tuguegarao, Cagayan.
Visayanian, English Monthly, Cebu, Cebu.

Vocational Observer, English Monthly, Lingayen, Pangasinan.
Weekly Visitor (The), English-Spanish Weekly, Capiz, Capiz.
Ylang-Ylang, Visayan, Weekly, Iloilo, Iloilo.

ト 文献目録

Administrative Code with Comments and Annotations. Vols. I-V, By G. Araneta, 1928.
America and the Philippines, By C. Crow, 1914.
America, the Philippines and the Orient, By Moncado, H. C.
American Occupation of the Philippines 1898-1912 (The), By Blount, J. H., 1912.
Americans in the Philippines (The): A History of the Conquest and First Years of Occupation with an Industry Account of the Spanish Rule, 2 Vols, By J. A. Leroy, 1914.
Annotated Philippine Forms, By M. Camus & V. G. Sinco, 1926.
Aparato Bibliografico de la Historia General de Filipinas, 3 Vols, By W. E. Retana, 1906.
Archivo del Bibliofilo Filipino (Recopilacion de Documentos), Tomo I & II, By W. E. Retana, 1895 & 1896.
Barrio Life and Barrio Education, By C. Osias, 1921.
Bibliography of the Philippine Islands, Printed and Manuscript, By J. A. Robertson, 1908.
Brief History of the Philippines (A), By L. H. Fernadez, 1932.
Bullets and Bolos, Fifteen Years in the Philippine Islands, By John R. White, 1928.
Business Promotion by the Bureau of Commerce and Industry, By J. A. Carpio.
Census of the Philippine Islands, 1903, 1918.
Cigar Makers of Malabon, Rizal, By A. C. Josue, 1926.
Civics Philippine. How We Govern Ourselves, By C. Benitez, 1932.
Civil Code of Spain with Philippine Notes and Reference (The), By F. C. Fisher, 1925.
Civil Goverment in the Philippines, By C. O. McGovney, 1903.
Code of Commrece of Spain with Amendatory Laws of the P. I., By J. A. Espiritu, 1927.

Code of Criminal Procedure of the Philippine Islands (The), By M. H. De Joya, 1923.
Commercial Conditions in the Philippine Islands, 1925-1928, By T. Harrington, 1928.
Commonwealth of the Philippines (The), By Malcolm, George A., 1936.
Compilation of Laws and Regulations Relating to Public Lands in the Philippine Islands, 1921.
Compilation the Acts of the Philippine Commisson, 1908.
Conquest of the Philippines by the United States, 1898-1925 (The), By M. Storey & M. P. Lichauco, 1926.
Constitutional Law of the Philippine Islands, By G. A. Malcolm, 1926.
Contributions to the Birds of the Philippines. No. 1, 2, By M. Hachisuka, 1929, 1930.
Customs Law of the Philippine Islands, 1916.
Decade of American Government in the Philippines 1903-1913 (A), By D. P. Barrows, 1914.
Development and the Present Status of Education in the Philippine Islands (The), By V. R. Catapang, 1926.
Development of Philippine Politics (1872-1920), By M. M. Kalaw, 1926.
Discussion and Bibliography of Philippine Flowering Plants (A)., By E. D. Merrill, 1926.
Education in the Philippine Islands under the Spanish Regime, By C. Osias, 1917.
El Archipielago Filipino y las Islas Marianas, Carolinas y Palaos, By D. Jose Montero y Vidal, 1886.
Election Law (The), By J. P. Laurel, 1925.
Election Law (The), and Penalties for Offenses Relative to Elections and Elective Officer, 1928.
Encyclopedia of the Philippines. (The Library of Philippine Literature, Art and Science), Vol. I-X, By Galang, Zoilo M., 1935-1936.
Evangelical Christianity in the Philippines, By Osias, C. & Lorenzana, A., 1931.
Executive Orders and Proclamations, 1901.
Filipnas: Ataques de los Holandeses en los Siglos XVI, XVII y XVIII, By D. F. Blumentritt, 1882.

Filipino Immigration to Continental United States and to Hawaii, By B. Lasker, 1931.
Fishes from Formosa and the Philippine Islands, By F. W. Henry & B. A. Bean, 1923.
Former Philippines Thru Foreign Eyes (The), By A. Craig, 1917.
Geographic Nomenclature in the Philippines, By Orgeta, P. S.
Gold-Exchange Standard in the Philippines (The), By Luthringer, George F., 1934.
Governor-General Wood and the Filipino Cause, By M. L. Quezon & C. Osias, 1924.
Government of the Philippine Islands: its Development and Fundamentals (The), By G. A. Malcolm, 1916.
History of Education in the Philippines 1565-1930 (A), By Alzona, Encarnacion, 1932.
History of the Philippines, By D. P. Barrows, 1926.
History of the Philippines: Economic, Social, Political, By C. Benitez, 1926.
Independence for the Philippines, Comp. by E. R. Ranken, 1931.
Independence for the Philippines. The Reference Schelf, Vol. V, No. 3, Comp. by E. Ball, 1927.
Internal Revenue Law of the Philippine Islands (In force and effect Oct. 1, 1923), By B. L. Meer, 1924.
Internal Taxation in the Philippines, By J. S. Hord, 1907.
Isles of Fear: The Truth about the Philippines (The), By K. Mayo, 1925.
Kapok Industry (The), By M. M. Saleeby, 1922.
Khaki Cabinet and Old Manila (The), By W. Robb, 1926.
Laws and Regulations governing Petroleum Lands in force and effect June 1, 1923.
List of Books on the Philippine Islands, Library of Congress (A), By A. P. C. Griffin, 1903.
Little Journey to Hawaii and the Philippines By M. M. George, 1927.
Local Government in the Philippine Islands, By J. P. Laurel, 1926.
Lumber Business in Claveria Province of Cagayan, By Dario, A. F., 1926.
Maguey Industry in Ilocos Sur, By Supnet, I.
Maguey Industry in the Philippines.

Manual of Instructions to Municipal Treasurers, 1918.
Manual of Plant Breeding for the Tropics, By N. B. Mendiola, 1926.
Manual of the Postal and Telegraph Service of P. I., 1926.
Marketing and Financing of Cagayan Tobacco, By S. Villacete, 1924.
Marketing Aspects of Rice in Luzon, By J. L. Cortega, 1927.
Marketing of Manila Hemp for Export, By T. C. Yambao, 1926-27.
Marketing of Native Fruits in Manila, By N. A. Garcia.
Marketing of Philippine Sugar.
Medicinal Plants of the Philippines, By Pardo de Tavera T. H., 1901.
Moral Education in the Philippines, By A. Isidoro.
Municipal Code and the Provincial Government Act Compiled and Annotated (The), Ed. by G. A. Malcolm, 1911.
New Philippines (The), By E. J. Leidt.
Newspaper Advertising in the Philippines. By Mayoralgo, R. A.
Official Road Guide.
Official Roster of Officers and Employees in the Civil Service of the Phi lippine Islands, 1929, 1934, 1935.
Our Philippine Problem, a Study of American Colonial Policy, By H. P. Willis, 1905.
Palm Tree and Pine Stories of the Philippine Islands, By E. Eberle, 1927.
Peoples of the Philippines, By A. L. Kroeber, 1928.
Peoples of the Philippines, Their Religious Progress and Preparation for Spiritual Leadership in the Far Erst, By F. L. Laubach, 1925.
Philippines (The), A Treasure and a Problem, By N. Roosevelt, 1926.
Philippines The), To the End of the Military Regime, By C. B. Elliott, 2 Vols, 1917.
Philippines and Roundabout with some account of British Interests in these waters (The), By M. G. J. Younghusband, 1899.
Philippine Business Law, By E. A. Perkins, 1920.
Philippine Charter of Liberty (The), By Osias, C.
Philippine Foreign Trade 1900-1925, By G. B. Burce, 1927.
Philippine Government Under the Jones Law, By M. M. Kalaw, 1927.
Philippine History Stories, The Story of Our Country for Young Readers, By L. H. Fernandez, 1925.

Philippine Independence and the Far Eastern Question, By Pio Duran, 1935.
Philippine Islands (The), By F. W. Atkinson, 1905.
Philippine Islands (The), By W. C. Forbes, 2 Vols, 1923.
Philippine Islands (The), By J. Foreman, 1904.
Philippine Islands Public Laws.
Philippine Law of Stock Corporation (The), By F. C. Fisher, 1929.
Philippine Life in Town and Country, By Leroy, J. A., 1905.
Philippine Municipality at Work (The), By R. Luna, 1929.
Philippine National Literature, By H. E. Fansler & I. Panlasigui, 1927.
Philippine Past and Present, By D. C. Worcester, 2 Vol, 1914.
Philippine Plant Life, A Botanical and Agricultural Reader, By J. W. Ritchie & J. P. Echavarria, 1930.
Philippine Reports.
Philippine Revolution (The), By T. M. Kalaw, 1925.
Philippine Species of Kuhliidae (The), By A. W. Herre & H. R. Montalban, 1927.
Philippine Surgeon Fishes and Moorish Idols, By A. W. Herre, 1927.
Philippine Tariff Act of 1909, 1926.
Philippines To-day (The), By R. W. Hart, 1928.
Philippine Uncertainty, An American Problem, By H. B. Hawes, 1932.
Philippines Under Spanish and American Rules (The), By C. H. Forbes-Lindsay, 1906.
Progressing Philippines (The), By C. W. Briggs, 1913.
Provincial and Municipal Code of the Philippine Islands Compiled and Annotated (The), Ed. by R. Luna, 1922.
Reisen in den Philippinen, By Jagor, F., 1873.
Revised Administrative Code of the Philippine Islands of 1917, 1926.
Revised Manual of Instructions to Provincial and Municipal Treasurers, 1927.
Romance and Adventure in Old Manila, By P. A. Hill, 1928.
Sabutan and Pandan Hat Industry of Laguna (The), By L. S. B. F., 1931.
Savage Gentlemen, By M. C. Cole, 1929.
Self-Government in the Philippines, By M. M. Kalaw, 1919.
South and Eastern Asia from the Earliest Times to the Present Day, By Austin Craig, 1926.
Southeast of Zamboanga, By Wie, Hurley, 1935.

Speech of Hon. William A. Jones of Virginia in the House of Representatives, 1912.
Special Articles of the Coconut, its Culture and Uses, By P. J. Wester, 1918.
Studies in Moro History, Law and Religion, By N. M. Saleeby, 1905.
Studies on the Serology of Leprosy, I-III, By E. V. Pineda & E. Roxas-Pineda, 1926.
Sulu Archipelago and its People (The), By S. Y. Orosa, 1923.
Taming Philippine Headhunters, By Keesing, F. M. & Keesing, M., 1934.
Teacher's Manual for Grade One to Accompany the Philippine Readers, By C. Osias, 1929.
Thirty Years with the Philippine Head-Hunters, By Kane, S. E., 1934.
Tinguian Social, Religious, and Economic Life of a Philippine Tribes (The), By F. C. Cole, 1922.
Through the Philippine and Hawaii, By F. C. Carpenter, 1925.
Trade in Philippine Copra and Coconut Oil, By E. D. Gothwaite, 1925.
United States and the Philippines (The), By D. R. Willians, 1925.
United States-Philippine Tariff and Trade Relations, 1931.
University of the Philippines (The), 1926-1927.
Vegetation of Philippine Mountains, By W. H. Brown, 1919.
Viaje de Magallanes (El), By T. H. P. Tavera, 1921.
Visit to the Philippine Islands (A), By J. Bowring, 1859.
War Time in Manila, By B. A. Fiske, 1913.

移民地事情　第二十五卷「比律賓ダバオ事情」　昭和九年
南隣の友邦比律賓　正木古右衛門著　昭和五年
比律賓の現狀　商工省商務局編纂　昭和二年
マニラ麻概念　大島孝吉著　昭和六年
農業勞働者の樂園南洋ダバオ案內　菅野秀雄著　昭和六年
比律賓事情　三浦敬長著　大正十一年
海外叢書比律賓　日本移民協會調査部編　大正七年
フイリッピン大觀　石黑大介著
ダバオ邦人概況
比律賓年鑑　大谷勝一著　昭和十一年
最近の比律賓　東亞經濟調査局刊　昭和十一年
南支那及南洋調査報　臺灣總督官房調査課及外事課編

〔比律賓　終〕

佛領印度支那

立憲民政黨
政務調査館

佛領印度支那　目次

立憲民政黨政務調查館

地理

位置・面積……頁二〇三
山系……二〇五
河川・湖沼……二〇六
平野……二〇七
海岸線・港灣・島嶼……二〇八
氣象……二〇九

歷史

年代史……二一四
佛領以前に於る史實……二一六
現安南王朝系譜……二一七
佛國領有史……二一八

人口

總說……二二二
人種別人口……二二三
職業別人口……二二四
出生、死亡數……二二五
出入國者數……二二五
在住邦人人口……二二六

住民宗教

住民……二二七
宗教……二三〇

教育

總說……二三三
教育行政……二三三
教育費……二三四
教育機關……二三四
統計……二三七
（附）科學調查研究機關……二四二

衞生

總說……二四七
衞生施設……二四八
諸疾病……二四九
統計……二五〇

政治

總說……二五九
中央行政……二六一
聯邦各國中央行政……二六〇
地方行政……二六二
司法……二七七
（附）警察……二七七

國防
總說……二八〇
陸軍部……二八二
海軍部……二八四
財政
總說……二八五
財務行政……二八七
歲計……二八八
公債……三〇〇
專賣……三〇一
稅制……三〇二
金融
總說……三一一
幣制……三一二
通貨流通高……三一三
金融機關……三一六
金利……三二三
外國爲替……三二三
農業
總說……三二五
米……三二七
護謨……三二四
煙草……三二五〇
棉花……三三一
其他の農作物……三三一
養蠶業……三三四
牧畜業……三三五
林業
總說……三三八
森林面積……三三九
木材……三三九
輸出狀況……三四二
水產業
總說……三四三
海洋漁業……三四三
淡水漁業……三四四
水產製造品……三四四
鑛業
總說……三四五
燃料用礦物……三四九
金屬鑛物……三七五
其の他鑛產物……三七九
勞働者……三八一
（附）主要鑛業會社……三八三

工業
總說……三八七
精米及釀造業……三八七
製糖業……三八九
紡績及機業……三八九
其他……三九〇
主要工業會社……三九一
勞働
勞働行政及法規……三九二
勞働者……三九三
賃銀……三九四
商業
總說……三九六
物價指數及主要物產市價……三九八
商習慣及商品の取引方法……三九九
商業其他助成機關……四〇〇
主要邦商……四〇一
貿易
總說……四〇二
通商政策……四〇四
總貿易……四〇八
特別貿易……四〇九
對日本貿易……四一〇
交通
陸運……四一三
內國水運……四一九
海運……四二三
空運……四二七
通信……四二七
旅行
旅行案內……四四六
主要都市……四五一
雜……四五三
附錄
本邦及印度支那關稅に關する現行日佛通商協定……四七一

印度支那官廳の定期刊行書類

Annuaire Administratif de L'Indochine (刊行回數・未定)……總督府經濟部
Annuaire Statistique de L'Indochine (同 ・未定)……總督府經濟部
Budget Général (毎年2月)……總 督 府
Bulletin Administratif de L'Annam(毎月1日・15日)……安 南 政 廳
Bulletin Administratif de Laos (毎月1日) ……ラオス政廳
Bulletin Administratif de Tonkin (週刊・月曜日) ……東 京 政 廳
Bulletin Economique de L'Indochine (毎月)……總督府經濟部
Bulletin Général de L'Instruction publique (毎月)……教 育 局
Catalogue des Produits de L'Indochine (不定期)……總督府經濟部
Chemin de Fer, Statistique de L'année (毎年1月)……總督府土木局
Extrême-Asie (毎月)……總 督 府
Journal Officiel de L'Indochine Française (毎水・土曜日)……總 督 府
Rapport au Conseil du Gouvernement (毎年2月) ……總 督 府
Rapport sur la Navigation et le Mouvement commercial de L'Indochine(10月)…關 稅 局
Recueil Général de la Législation et de la réglementation de L'Indochine(不定)…總 督 府

佛領印度支那

地 理

位置・面積―山系―河川・湖沼―平野―海岸線・港灣・島嶼―氣象

一 位置・面積

佛領印度支那は亞細亞の東南部に位する一大半島たる印度支那半島 (la Peninsule indochinoise―緬甸・馬來・暹羅及印度支那を含む) の東部を占め、北緯八度三〇分より二三度二〇分、東經一〇〇度より一〇九度三〇分の間にあり、夏至圈 (Tropique du Cancer) 內に所在してゐる。北部は支那三省 (廣東・廣西及雲南省) に接し、東部及南東部は東京灣及南支那海に面し、西部は暹羅國、西南部は暹羅灣に臨み、北西部は緬甸に隣してゐる。

南北の延長は東京の最北端、ドンヴアンより交趾支那の最南端カモー岬の尖端迄約一、六二〇粁、東西はナムサイよりヴアンラの間約七六〇粁で、國境線は三、九二〇粁(內支那とは一、三四四粁)、海岸線は二、九六〇粁、その總延長は六、八八〇粁である。總面積は約七四〇・四千方粁である。本領は交趾支那植民地、東京・安南・東埔寨及老撾の各保護領を以て構成されてゐる。今聯邦別面積を示せば左の如くである。

聯邦各國別面積表

		單位 方粁 出所 印度支那統計年鑑
安南	一四七、六〇〇	老撾 一三一、四〇〇
東埔寨	一八二、〇〇〇	東京 一一五、二〇〇
交趾支那	六四、六〇〇	計 七四〇、四〇〇

即ち之を五五二・八千方粁の佛本國に比較すれば約一・三倍となり、朝鮮・臺灣・樺太・其他委任統治領或は關東州・滿鐵附屬地等を包含する我國の總面積(六七五、三八五方粁)に比すれば尙約六五千方粁廣く、本州の三八二、五四五方粁の約二倍に當つてゐる。

(備考) 隣接諸國との國境決定に關する條約は左の如くである。對支條約―一八八七年六月二七日(北東國境線)及一八九五年六月二〇日(北部國境線)、對英條約―一八九六年一月五日(緬甸國境線)、對暹條約―一八九三年一〇月三日(中部湄公)、一九〇四年二月一三日及六月二九日(ルアンプラバン及ダンレク)、一九〇七年三月二三日(バッタンバン)。尙本稿に於ては印度支那總督の管轄下にある廣州灣租借地の記述を省略す。

二 山 系

山脈は西藏山系の分脈で、北部は一帶に崎嶇重疊たる山岳地帶をなしてゐる。即ち東京西北部及北部老撾は高原地で僅に河川の流域に狹少なる平地が存在してゐるに過ぎない。此の一大山岳地帶中東部にファバン及南にトランニン(一、二〇〇方粁)の二大高原がある。是等高原は海拔一千乃至二千米に及んでゐる。又北部東京を構成する高原は紅河に依て切斷せられ支那國境に沿ひ東南下し東京灣に終り、アロン灣內群島の絕景をなしてゐる。トランニン高原は更に南に延びて安南山脈を形成し、同山脈は多くの平行小山彙を構成しつゝ東南下し遂に安南及交趾支那との境界に於て盡き、その間斷崖絕壁となり或は海岸に迫り峻嶮な奇岩の岬角・島嶼を出現するが、南北に長い印度支那の中央部の分水嶺を成してゐる。安南山脈中の高原には北方よりカムムオン、タホイ、ボローベン、アイユン、マ高原等がある。此の外東埔寨の西方暹羅灣に沿ひカルダモン山彙及エレファン小山脈が平原中に隆起し、別にプノン・ダンレック及フ・ペンムアンの二低山脈が連續して東埔寨・老撾と暹羅國との國境をなしてゐる。

尙安南山脈は急峻にして交通困難を極め沿岸地方及內地間の連絡を甚だしく妨害し、山脈中に居住する人種も原始的な蕃族である。

山岳に就ては十分なる高度測量が行はれて居ない爲、一九二〇年印度支那

地圖及其他二、三の地圖に依り高度の分明してある主要山岳に就てのみ記す。

東京			
Fan Si Pan	三、一四三米	Tsi Con Linh	二、八五六米
Pou Lung	二、九五五	Kieu Réon Ti	二、八三三
Namkin	二、九二七	Pou Ta Ka	二、八二四
Les Aiguilles	二、八六六	Pou Nam Can	二、八二〇
Mong Ca	二、八六四	Pou Nam Long	二、八一三
Tao Phong Xan	二、八五六	Pou Ta Tong	二、八一〇
Pou Sung Ma	二、八四六	Pia Ya	二、八〇〇
安南			
Sai Lai Leng(老撾安南國境)	二、七一一	La Mère et l' Enfant	二、一〇〇
Pou Atuat	二、四〇〇	Pou Hac	二、〇〇〇
老撾			
Phu Bia	二、八五四	Phu Khao-mieng	二、〇〇〇
Phu Lep	二、七六六	Phu Loi	二、〇〇〇
柬埔寨			
P. Khmok	一、四五〇	Mt. Bokor	一、〇五〇

三　河川・湖沼

河川　東京に所在する河川中、東部及東北部の山岳地帶を縫ひ来は支那領雲南省内に於て合流し、西江(Si-Kiang)となつて支那海に注ぐ紅河(Fleuve Rouge)及太平河(S. Thai-Binh)の二大河流の外に、ソン・キ・クン河(Song Ki-Cung)、及バン・ギアン河(S. Bang-Giang)を除き、東京灣に注ぐチェン(S. Tien)及ベチェ河(S. Ba-Che)がある。

太平河はカウ河(S. Cau)、ルク・ナム河(S. Luc-Nam)及チュオン河(S. Thuong)を合流し、ベムブー(Canal Bambous)及ラピッド(C. Rapides)兩運河を以て紅河と連絡され、下流は又多くの支流に分岐し、その一たるクア・カムは海防港を擁してゐる。

紅河は南部の湄公河と相對する印度支那の二大河流で、雲南に源を發し同省内に於て蒙里江と稱せられ、老開より印度支那に入り、總延長一、一七〇粁(本領内の延長四七五粁)である。本河流は領内に於て明江(F. Claire)及黑河(F. Noire)の二支流を合してゐる。前者は全延長三〇〇粁(領内二五〇粁)で、後者は全延長八五〇粁(領内五五〇粁)である。紅河の下流はダイ河(S. Day)、南定運河(C. de Nam-dinh)、ラク・ギアン(Le Rach-Giang)及前揚三運河の外にチア・リ河(S. Tra-Ly)に分れ港に注いでゐる。以上の諸大河は一部を除き相當大なる船舶を通ずることが可能である。

紅河は水中に含まれてゐる酸化鐵を含む泥土に依てその名を得てゐるものであるが、河内に於ける河水一立方米に含まれた泥土の量は旱水期に一・〇二七瓩、旱水期には〇・四〇三瓩で、例外的には三瓩乃至七瓩に達する場合もある。尙酸化鐵の割合は約十分の一である。本河流は時に氾濫して作物に大損害を及ぼす關係上二重三重に堅固な堤防が築かれてゐる。尙その築土作用は驚くべきもので、現に紅河最新の三角洲は幅員一三〇粁に達してゐる。現在海岸より約九七粁の奥地にある河内(Hanoi)府は千三百餘年前迄は海に面して居り、又十七世紀の頃諸人の貿易港であつた海防(Haiphong)も亦今は海岸を距ること五五粁の内地となつてゐる。是即ち風向と潮汐との影響に負ふ沈澱作用によるもので、東京灣は漸くにして大陸に縮少せられつゝある。

又北部安南に所在し東京灣に注ぐ河川には、マ河(S. Ma)及カー河(S. Ca)があり、前者は二支流より成り、一は東京のチュアン・ギアオ地は老撾のミュオン・レオ山麓より發し、全延長三八〇粁、クオン・ビエン迄舟運の場合は大型舟艇を、旱水の際は小汽艇を通ずることが出來る。後者はコン河を合流してゐるが、全延長六〇〇粁で、クラオ迄舟運の場合は此の外安南に所在し南支那港に注ぐ主要河川を北部より擧げれば、ラオカイ河(le Rao-Cay)はタナブ、ミンカム、ロクソンを流過し、順化河は香河ともに稱せられ、安南歷代王の墓地を迂曲流下し河口より一二粁上流に於て順化ヒエを貫流し河水半色を帶びた名河である。ツーラン川は高度一、四〇〇米のベナ高原より發し、下流に於て日本人の舊跡を以て著名なフェーフオーを過る同省内に於て萬里江と稱せられ、老開より印度支那に入り、總延長一、一七〇粁(本領内の延長四七五粁)である。本河流は領内に於て明江(F. Claire)及黑河(F. Noire)の二支流を合してゐる。前者は全延長三〇〇粁(領内二五〇粁)で、後者は全延長八五〇粁(領内五五〇粁)である。紅河の下流はダイ河(S. Day)、南定運河(C. de Nam-dinh)、ラク・ギアン(Le Rach-Giang)及前揚三運河の外にチア・リ河(S. Tra-Ly)に分れ港に注いでゐる。以上の諸大河は一部を除き相當大なる船舶を通ずることが可能である。

紅河は水中に含まれてゐる酸化鐵を含む泥土に依てその名を得てゐるものであるが、河内に於ける河水一立方米に含まれた泥土の量は旱水期に一・〇二七瓩、旱水期には〇・四〇三瓩で、例外的には三瓩乃至七瓩に達する場合もある。尙酸化鐵の割合は約十分の一である。本河流は時に氾濫して作物に大損害を及ぼす關係上二重三重に堅固な堤防が築かれてゐる。尙その築土作用は驚くべきもので、現に紅河最新の三角洲は幅員一三〇粁に達してゐる。現在海岸より約九七粁の奥地にある河内(Hanoi)府は千三百餘年前迄は海に面して居り、又十七世紀の頃諸人の貿易港であつた海防(Haiphong)も亦今は海岸を距ること五五粁の内地となつてゐる。是即ち風向と潮汐との影響に負ふ沈澱作用によるもので、東京灣は漸くにして大陸に縮少せられつゝある。

又北部安南に所在し東京灣に注ぐ河川には、マ河(S. Ma)及カー河(S. Ca)があり、前者は二支流より成り、一は東京のチュアン・ギアオ地は老撾のミュオン・レオ山麓より發し、全延長三八〇粁、クオン・ビエン迄舟運の場合は大型舟艇を、旱水の際は小汽艇を通ずることが出來る。後者はコン河を合流してゐるが、全延長六〇〇粁で、クラオ迄舟運の場合は此の外安南に所在し南支那港に注ぐ主要河川を北部より擧げれば、ラオカイ河(le Rao-Cay)はタナブ、ミンカム、ロクソンを流過し、順化河は香河ともに稱せられ、安南歷代王の墓地を迂曲流下し河口より一二粁上流に於て順化ヒエを貫流し河水半色を帶びた名河である。ツーラン川は高度一、四〇〇米のベナ高原より發し、下流に於て日本人の舊跡を以て著名なフェーフオーを過る同

名の河となる。ダラン河は安南の中部以南の最大河川で、ベナム高原より發してあるが、急流をなし舟行に便でない。以上安南山脈中より發し東流して海に注ぐ爲、河流も短かく更に多量の雨を合む夏季雨量の影響に依り急流を爲し、從て舟行の便は甚だ拗い。

安南に於て支那海に注ぐ河川にはドンナイ河(S. Dong-Nai)、西貢河(Rivière de Saigon)、ヴアイコ河(S. Vaico)及湄公河等がある。

ドンナイ河は安南タラト高原より發源し、ラナ河(S. Lanha)及ベ河(S. Bé)等を合し河口近くに於て西貢河と合し海に入るものである。本河川はビエンホア迄相當の大型船舶を航行せしめ得、下流は三方に分岐し大船舶の航行可能である。

西貢河はカンカン高原より發源し南方に流れ、ツードーモを經て西貢に至る。本河川は水量多く西貢に於ける水深一八米に達してゐる。但し下流に於てドンナイ河と合流する爲若干深度を減ずるが、尙二萬噸級の船舶を航行せしむることが出來る。

ヴアイコ河は二流あり、東ヴアイコ及西ヴアイコと稱せられ、共に東埔寨に發源し、河口に近くソンアラブに於て合流してゐる。

以上の三河川は海面と餘り差なき平原上を貫流する爲、雨期に於て增水甚だしく、乾期に於てはその反對の現象を示す。即ち乾期に於ては殆ど全流がドンナイ河ではチアン迄、西貢河及ヴアイコ河では殆ど水源近く迄潮つてゐる。

湄公河は印度支那に於て最も重要なる河流で、源を西藏の高原に發し雲南・上緬甸を貫いて老撾及遉羅國域を形成し、東埔寨の首府プノンペンを經て海に入る。その延長四、六〇〇粁で長さに於て世界第十位にあり、本領に屬する部分は二、六〇〇粁である。處々に急流或は瀑布があり船舶の運航を妨げてゐるが、船舶航行可能の部分は、僅に乳木弗及筏を通ずるルアンプラバン以北上流を除き、ヴイエンチアン水路の五〇〇粁の間は季節を問はず吃水一米以下の地方も稀でない。河内には大蟲港數約五米のランチを、ケママラートト附近一一〇〇粁の間は年中乳木弗及小ランチを通ずることが可能で、從者は毎に一一月に於て吃水一米餘のランチを通行せしめあることが出來る。又ベサック水路はバクムーン及コーンの間が可能で、その

下流約五粁は小濃布及旱潮の進鎖に依て船舶を通じ得ず、ドンデ島に於て幾道に依て上流に連絡されてゐる。クラチェ水路は二〇〇粁の間は四季三〇〇噸以下の船舶を、クロン水路はプノンペン迄相當大なる船舶を航行せしめ得る。但し乾期は若干制限を受ける。本河流は又多くの支流を集めてゐるが、是等は總て交通未開拓の流域邊境地に於て重要路を成してゐる。その主要なるものは高地東京より流下するラ河(Nam Hou)、遉羅領を貫流するナム・シ及ベンヒエン河(Sé Bang Hien)、スチェントレンに於て本流に合するコーン河(Sé Khong)、サン河(S. San)、スレポット河(S. Srepot)等がある。又その下流は五に岐れ、クア・チュー、クア・ダイ、ソン・ベライ、クア・ダン・ルオン、クア・クンハンと呼ばれ或も價値ある水路を構成してゐる。尙湄公河は未開拓地の一大動脈として政廳の獎勵を企圖せる佛國に依て亟に著目され、その東洋進出の一因を爲した謂れを有する河である。

遉羅灣に流入する河川には安南支那にはベイ・ハップ河(S. Bai-Hap)、東埔寨にはトポン河(St. Thopong)、テコン河(St. Tekong)及ルッセイ河(St. Russey)等がある。

湖沼　東埔寨の大湖を除き見るべき湖沼なし。大湖は雨期・乾期に於て面積を異にし、前者に於ては實に一萬平方粁に達するが、後者に於ては三千平方粁に減少す。本湖水の流水は湄公河と連絡してゐるが、後者に於ては湄公河より湖水に向つて逆流する。尙本湖水には淡水魚多く、棲息し地方民に利益を與へてゐる。

四　平　野

海岸に沿ふ平野には先づ東京平野があり、是は太平河及脊に紅河の流出土を以て構成されてゐる。その幅員は約一三〇粁、面積は一四千方粁で一般に低く數米を出でず、海拔一米以下の地方も稀でない。河内は大蟲港拔約五米で、之に比し紅河の流水は時に一二米に達する事もあり、年々洪水の慶ある爲大規模の堤防設備は堰堤工事が實行されたが、地方に於ては尙年々洪水の厄に遭遇してゐる。

安南に於ける平野は處々山岳を以て切斷されつゝ連續してゐる。その主要なるものは北部にタンホア、ヴィン及ハチン等の平野で、その南方にはロン、ドンホイ、カンチ、順化及フジア等の小平野があり、ニュアージュ峠及バレラ岬の間にはカンナム、カンゲイ、ビンヂン平野等相當注目すべきものが連續し、その南には點々小平野があるに過ぎない。

交趾支那平野は主として湄公河の沖積土或はヴアイコ河、西貢河及ドンナイ河等の沖積土を以て形成せられ、固定地は沈澱土の饒多及河底淺き爲その發達迅速で、本平野も海拔僅少なるため年々氾濫を繰返してゐる。

以上海岸平野は總て地味肥沃で農作に適し各種の栽培が爲されてゐるが、安南の一部平野では古々椰子を多く植付けてゐる。又人口も稠密で住民の文化程度も最も進んでゐる。

內地平野は一般に砂岩又は沖積層より構成されて居り、老齒にはバンウエイサイ、中部ナムタ、ヴイエンチアン、セバヒエン、サラバーヌ平原の外、湄公左岸に所在し合流して同河に注ぐコーン河、サン河及スレボット河流域には面積約三萬方粁を占める平野がある。又東埔寨大平原は交趾支那平野より連續し、大湖を包含し暹羅國境近くまで擴がつてゐる。卽ち首都プノンペンは海拔一〇米、シェムレアプは二一米、バッタンバンで二二米に過ぎない。是等平野の中老齒に多い砂岩質平野は殆ど疎林で被はれてゐる。

五　海岸線・港灣・島嶼

海岸線の總延長は約二、九六〇粁に及び、その形は略S字形を爲してゐる。東京海岸線中鴻基（ホンゲイ）以北は多岩性で屈曲多く、ターブル島、ケバオ島及カトバ島の三大島の外多數の小島散在し、殊に石灰岩性の小島嶼の集合せるアロン灣は景勝の地として著名である。而してチエンエン及鴻基等の安全港を擁してゐる。鴻基以南は沖積土の平野を爲す低地が太平河及紅河等に依て突出して居る。尙紅河の築土作用は年約一〇〇米と稱され海岸線は年々海中に進出しつゝあるが、一般に砂質性の直線的海岸をなし島嶼も無く良好なる泊地を有しない。

安南の北部海岸線は小河川の三角洲が處々に存在する爲僅にその平板性を破つてゐるが、砂質性の海岸が相連り、島嶼もホンメ、ホンマ、ホンラ或はテイグル（虎）島等の小島が算へられるに過ぎない。ホンラ島の對岸たる通稱ボルト・ダンナン（安南門）より順化の間にある月形の海岸線は「鐵の海岸」と稱せられ土人漁夫間に畏怖されてゐる難所で、六月乃至一一月の間はうねり、或は支那海の旋風が猛威を振ふのを常とする。此の砂質性の海岸線には良港なく、僅かにツーラン港が所在するに止まる。

カンゲイの北部にあるバタンガン岬よりバレラ岬の間は火山岩性の多岩性海岸で多數の小半島が突出し深い灣を形成してゐる。卽ちタホ灣、クモン灣及シャンダイ灣等是である。島嶼にはバタンガン岬の北東三〇粁の位置に火山岩質のカントン島がある。バンラ岬及バダラン岬の間は花崗岩質の海岸を成し多數の港灣を有す。ホンコエ灣、ニンホア灣及カムラン灣等がその主なるもので、殊にカムラン灣は印度支那中最大且つ最良の灣で軍港及商港としての期待が大いに持たれてゐる。フアンリ及フアンチエ間の海岸は砂質性で蒼火山の活躍を證する熱湯の湧出する箇所があるが、海岸線は變化に乏しい。尙海岸より一〇〇粁距たりセシル一一〇島がある。尙本島より二九粁の海中に一九三一年三月砂質島が出現したが今日は海中に沒してゐる。

交趾支那の暹羅灣岸に臨む海岸の內、東埔寨及ラツシュギアの間は多岩性で東埔寨のエレファン山の末を延いてゐる。その特徵とすべきは孤立せる岩礁が斷續せることで、之は昔島嶼であつたものが土地の隆起により陸地に接續したもので、地名に附されてゐるホン（Hon—島の意）なる語意に依ても明である。本海岸には南北に多數の群島が竝んでゐるが、海賊島、アントン、ダマ、テエ、ライ、フ・コクの諸島である。

デルタ地方の海岸はラツシュギアより支那海に面する聖ジャック岬の間は湄公河の沖積土に依て構成され甚だ低く、平坦で僅に河口附近に於て屈曲があるに過ぎない。カモウ岬の暹羅灣に臨む海岸は一面にマングローヴが生育してゐるが、本海岸は年々海中に向つて甚だしく膨脹しつゝある。島嶼にはオビ、チュイ、ボーン及崑崙等の諸島がある。港灣には海岸線に聖ジャック岬があるのみで、西貢港は遙か奥地に所在してゐる。聖ジャック岬より安南國境の間は岩質性海岸であるが出入に乏しい。

東埔寨の海岸線は短少で港灣にも見るべきものがない。島嶼にはコーン、ローン或はサムレム等の島々がある。

要するに、印度支那の海岸線は長いが良好なる港灣に乏しく、西貢・海防等の重要開港場は總て大河の流域に所在してゐる。

海流　支那海流に屬し、其の方向及速度は季節風に依て左右せらる。卽ち東北季節風期には、海流は南西又は南々西若しくは南に向ひ、南西季節風期には北東若しくは偏北となる。流速も風力の强弱に比例するが概して一時間四分の三浬乃至二浬の間にある。但し大河の河口に於て、潮流は河流の影響を受くることが尠くない。多くの場合潮流の速度は漲潮に增し落潮に減ずる樣である。潮は日潮且つ不等で、二十四時間內に唯一回高低潮があるだけである。而して大潮時に於ける高潮は、夏季は夕、冬季は朝で、昇潮五、六呎乃至一〇呎である。なほ又南方は低く北部に至るに從ひ上昇し、潮浪は常に南方より來る。

六　氣　象

印度支那の氣候は、全國を通じて所謂熱帶氣候である。併し本領土は南北に長く且北部は山地多く南部は一般に平地なるが爲その緯度及高度の差異に依り著しく趣を異にしてゐる。卽ち西貢の如き其の四時に於ける寒暖の差は頗る少いが、之に反して、北部河內は冬季夏季の劃然とした區別が出來る。又その特徵とも言ふべきものを綜合すれば、本領土の氣象は季節風に支配されると云ひ得られる。卽ち總體より見て冬季季節風の乾期、夏季季節風の雨期に分れ、前者は十一月—四月、後者は五月—十月の間である。

觀測機關　印度支那の氣象觀測機關は東京キエンアン州に所在するフリエン中央氣象臺、第一級氣象觀測所—氣象部土人官吏管掌、第二級氣象觀測所—燈臺歐人職員管掌、信號所—中央氣象臺にて實地教育修了者たる燈臺歐人職員管掌、第三級觀測所（特に航空氣象觀測の爲設置せられてゐるもので前記各施設の間隙に配置さる）、燈臺附屬觀測所、測候所及雨量測定所等を以て組織されてゐる。

中央氣象臺は東經一〇六度三七分四四秒、北緯二〇度四八分二二秒、高度一一五・六米の位置に在る。一九三四年氣象觀測所は全國を通じ三六箇所（東京五、安南一二、交趾支那四、東埔寨七、老撾六及雲南一、廣州灣一）、測候所は六三箇所（東京一〇—內一は民間、安南二五—內一四民間、交趾支那一四—內六民間、東埔寨七、老撾七—內一民間）に所在してゐる。又雨量測定所は三九〇箇所（東京八八、安南一〇一、交趾支那八一、東埔寨七六、老撾三八、雲南六）に設置を見てゐる。以上の各機關は定期に各種統計又は報告を發行する外に官廳、佛國航空會社、會社、個人或は國際關係機關（國際氣象委員會、高層氣象研究所）又は外國科學施設等と要求に應じて連絡をとつてゐる。殊に近海航行船舶又は航空機に對する警戒或は通報に效力を發揮してゐる。尙中央氣象臺は一九三三年英國劍橋に於て國際天文學聯合會に依て行はれた經度測定會議に參加した。

氣溫　交趾支那は全然熱帶的で氣溫は年中大差なく、年平均氣溫攝氏二七度六分であるが、四月から六月迄は時に三五度に騰ることがあり最も暑氣の激しい季節となつてゐる。乾期の氣溫は月により大差があるが、先づ平均最高氣溫三二、三度から平均最低氣溫二一、二度の間を昇降す。雨期は乾期程氣溫の變化はなく、平均最高三一度附近から平均最低二三度位である。

東埔寨は平均氣溫二七度、四時を通じて交趾支那に酷似するも、北部は老撾に近似してゐる。

安南は南北に長き爲寒暖の差多く、而も一方は海に面し他方は山を負ふ等地形の關係から季節に依て氣溫の差が著しい。中部の順化附近は平均二五度、北部のタンホア附近は二三、四度、南部ニヤチヤン附近は二六、七度を示し、南北に於て約三度の差がある。

東京は印度支那半島の最北部に位し、山嶽重疊し且つ前面に東京灣を控へてゐる關係を以て氣候は前記諸地方と趣を異にし、乾期は頗る清涼を覺え寧ろ冷季とも云ひ得る。デルタ地方に於ては此の季節に於て一〇度乃至八度に

下ることがある。一月から三月迄は霖雨・冷氣共に到るが、之は殊に山地に於て甚しいものがある。暑熱の最も甚だしいのは五月中旬以後八月中旬迄で三二度餘を示す。

老撾は氣候の調和を缺き氣溫の昇降も甚だ區々である。三月に於て最高三四、五度を示すかと見れば、最低一八度に降下する如きである。併し北部高原地帶に於ては東京と異なる所がない。

降水量　交趾支那及東埔寨は毎年五月以後十月頃迄降雨あるも、それ以外には至つて稀である。東京に於ては七乃至九の三箇月即ち雨期に降水量の多いことは當然であるが乾期に於ても亦降雨がある。殊に此の期間には小雨が降り續き本邦に於ける梅雨期の如く黴を生ず。依て東京に於ては乾期必ずしも乾燥期と云ふことが出來ない。安南地方の降雨は氣溫同樣區々で、中部安南は七、八月最も降水量多く、南方に進むに從ひ次第に減ずる。一九〇七―三三年間の西貢に於ける年平均降水量は二、〇〇二粍、同じく河内に於ては一、八一八粍であつた。最も降水量の多い地方は東埔寨のカムポ地方である。左に一九三二―三三年印度支那統計年鑑に依り一九三三年迄の降水量關係記錄を揭げることゝする。

年當り最高降水量記錄　一九二三年　七、九七二粍　東埔寨　カンポ州カスコン
年當り平均最高降水量記錄　一九二二―三三年　五、一五六粍　東埔寨　カンポ州エメラルド谿谷
年當り平均最低降水量記錄　一九二七―三三年　五六八粍　安南　ファンラン州ファンラン
月當り最高降水量記錄　一九二三年八月　二、五一五粍　東埔寨　カンポ州カスコン
日當り最高降水量記錄　一九二七年九月二十二日　六三〇粍　東京　カンエン州ケバオ

主要地の降水量及同日數に就ては、後揭の「主要地月別氣溫・降水量・濕度表」參照ありたし。

濕度　他の熱帶海洋氣象(Climat tropical marin)を有つ總ての國と同樣印度支那も亦その大氣中に於ける濕度は非常に高い。水蒸氣の張力も亦氣溫と同樣一年を通じ種々變化があるが、概して濕度(l'humidité relative)は降雨の如何に關係し、平均して最も高いのは東京のデルタ地方及北部地方であり、大體南方に向ふに從つて低下する。

尙各地の濕度に關する實際の狀態に就ては、後揭の「主要地月別氣溫・降水量・濕度表」に於て窺知することが出來る。

風位　印度支那が南西の夏季季節風、北東の冬季季節風の兩季節風の支配を受けることは印度支那南部及老撾の中央、南部地方に於て最も規則的に示されてゐる。

夏季季節風の方位は長き安南海岸線によつて變化し、東京灣に於て南南東に變位する。又一方半島の北部地方及東京灣に於ては、その等壓線の狀況に應じて南東及東へ變位するか或は反對に西に變位する。又比島の北部、臺灣、支那東海岸の一帶に於ける颱風の出現は、夏季季節風を南西に或は西に變位せしむ。概して天候の爽快な時は濕度低く、氣溫高く、風位は緩かである。又變位の結果屢々海岸地帶には次の如き狀態を呈す。即ち地上は非常に高氣溫であるに拘らず、海軟風(brise de mer)が吹く事である。茲に注目に値することは、**湄**公低地より安南山脈中の低部(七〇〇―八〇〇米)を通路として橫斷し、中部及北部安南へ向つて非常な强風が吹くことがある。この風は殊に乾期の末期に多く、一般に老撾風と稱せらるる熱氣を有する特殊な風で往々農作物に甚大な被害を與へる。

反對に太平洋の高氣壓の進行即ち低氣壓圈の海面後退の時、夏季季節風は南東或は東へと變位し且つ一般に驟雨を伴ふのが常であるが、時折豪雨を伴ひ大暴風雨となる。

冬季季節風の强さは、その中心位置の如何と亞細亞大陸に在る高氣壓の程度如何により頗る多種多樣である。概して一一月、一二月及一月初には、東京灣と安南山脈の東部斜面に强烈な北東風が吹き荒ぶが、反對に安南山脈西部斜面及**湄**公溪谷に於ては劣勢である。普通一月の終りには季節風はその强度を急速に減ずると共に東へ變位する。更に又四月の中旬迄は時折北東の突風が起るが、これは概して永く繼續しない。蓋しこの季節に於ては、支那の高氣壓が亞細亞大陸の東部へ遠ざかり、又西部地方の低氣壓が印度支那半島の北部に動き始める爲である。

大氣の變動現象(旋風・颱風)　大陸的低氣壓(les dépressions cyclonig-ues continentales)即ち旋風は印度支那半島の北部及東京灣より南部へは進展しない。旋風は支那海にも稀には發生するが概して弱い。

海洋的低氣壓(les dépressions cyclonique océaniennes)即ち颱風は支那海に進入し、或は南部支那の沿岸或は印度支那の沿岸に達するが、その發生地は大部分比律賓群島の東部一帶で、又屢々西部カロリン(Carolines)群島附近にも發生する。六―九月の颱風は主として支那海北部より發生するが一〇月以後は著しく南下する。一般に颱風季は六月から始まり、東京灣に至るのは六月から一〇月の間が最も多い。安南の沿岸地帶に達するものはその出現最も緩慢で季節は九月乃至一一月である。又東京灣に達した颱風は多くの場合支那海で暴威を振つた程激烈でないのを普通とするが、之は海南島や雷州半島に依て緩和される爲である。颱風の總てはその中心が印度支那半島の山地に達し非常な豪雨を伴ふのを常とする。交趾支那は時折颱風に襲はれるが頗る稀で、襲來を見る場合は一一月、一二月の二月の間である。

尙「一九一一―一九年間に於て印度支那に發生せる颱風」に關しては本年鑑第二回版參照ありたし。

統計　印度支那主要都市に於ける氣象觀測所及雨量測定所の發表に係る氣溫・降水量及濕度に就き示す。

主要地月別氣溫・降水量・濕度表　出所＝印度支那統計年鑑

月別	氣溫(攝氏) 平均	絕對最高溫度	絕對最低溫度	降雨 降水量(粍)	降雨日數	濕度(%) 平均濕度	絕對最低濕度
フリエン中央氣象臺(東京＝東經一〇六度三七分四四秒、北緯二〇度四八分二二秒、高度一一五・六米)							
一月	一七・三	三一・〇	五・九	二九	一〇	八二	三二
二月	一七・一	三四・四	七・六	四五	一五	九〇	三一
三月	一九・六	三五・四	九・〇	四六	一六	九三	三一
四月	二三・二	三五・〇	一〇・四	八〇	一五	九一	四二
五月	二七・一	四一・五	一六・六	一九二	一四	九二	六二
六月	二八・五	三八・五	二〇・六	二四一	一五	八四	四〇
七月	二八・七	三八・三	二一・二	二九一	一六	八四・二	四一
八月	二八・四	三九・四	二〇・四	三二六	一八	八八・九	五六
九月	二七・五	三七・四	一六・三	三〇八	一六	八八・六	五七
十月	二五・三	三六・六	一四・八	一一五	一〇	七四・三	三四
十一月	二三・〇	三三・一	九・〇	五八	八	七三・一	二四
十二月	一八・八	二九・九	六・五	一七	八	七六・四	二七
年	二三・六	四一・五	五・九	一、七五八	一六一	八四・五	二四
(備考) 氣溫及濕度＝一九〇七―三一年　降水量＝一九〇七―三三年　濕度＝一九三一年							
河内(東京＝東經一〇五度五一分、北緯二一度二分、高度一四米)							
一月	一七・〇	三一・一	五・六	二一	八	八一・四	一六
二月	一七・三	三四・四	六・三	三七	一三	八六・六	三〇
三月	一九・六	三六・八	八・六	四八	一五	八六・六	三二
四月	二三・九	三八・五	九・八	九三	一四	八八・一	三二
五月	二七・六	四二・八	一五・四	二一九	一四	八四・七	二八
六月	二九・二	三九・九	二〇・五	二八一	一五	八三・八	二四
七月	二九・二	四〇・〇	二一・六	三三五	一六	八六・三	四五
八月	二八・八	三二・一	二〇・九	三四四	一四	八七・二	四八
九月	二七・七	三四・六	一七・一	二七六	一四	八六・三	四二
十月	二五・二	三三・七	一三・九	一〇八	九	八二・四	三二
十一月	二一・七	三六・〇	六・八	四九	七	八一・〇	二四
十二月	一八・六	三一・九	七・六	二六	七	八二・〇	二五
年	二三・九	四二・八	五・六	一、八一八	一四八	八四・七	一六
(備考) 氣溫及降水量＝一九〇七―三三年、濕度＝一九二七―三三年							
海防(東京＝東經一〇六度四〇分、北緯二〇度五二分、高度五米)							

一月	一七・八	二〇・三	六七	二〇	四	七七・六	一〇
二月	一七・八	二四・六	八二	四六	九	八二・〇	一〇
三月	二〇・一	二四・八	九五	五七	一一	八七・七	一〇
四月	二二・九	二四・七	九五	七	一四	八八・七	一〇
五月	二五・三	二四・五	一〇二	一〇	一四	八四・七	一〇
六月	二九・三	二六・〇	一〇五	一二	一四	八五・九	一一
七月	三一・〇	二七・五	一〇九	一三	一四	八五・一	一一
八月	三一・九	二八・〇	一〇九	一三	一四	八七・九	一一
九月	三一・〇	二七・三	一〇八	一二	一四	八四・一	一一
十月	三一・四	二七・五	一〇五	一二	一四	八七・四	一一
十一月	二九・一	二六・五	一〇二	一二	一四	八八・〇	一一
十二月	二四・二	二四・一	九五	一〇	一四	八三・四	一〇

（備考）氣温―一九〇七―三二年、降水量―一九一二―一九年、一九二六―三一年、一九三三年、濕度―一九三〇―三一年、絶對最低―一九二七―三二年

順化（安南―東經一〇七度三三分、北緯一六度二六分、高度六米）

一月	二一・二	二五・九	一〇五	一一	一五	九二・八	五三
二月	二一・二	二五・九	一〇五	一一	一五	九二・一	五四
三月	二二・八	二八・三	一一〇	一二	一五	九二・八	五四
四月	二四・一	二九・四	一一四	一四	一七	八七・九	四五
五月	二八・一	三一・〇	一一九	一四	一七	八七・一	四五
六月	二九・四	三一・七	一二〇	一四	一七	八七・四	四五
七月	二九・〇	三一・〇	一一九	一四	一七	八七・〇	四五
八月	二八・二	三〇・九	一一七	一四	一七	八七・六	四五
九月	二七・一	三〇・五	一一五	一四	一七	八七・六	四五
十月	二五・一	二九・九	一〇八	一三	一六	八七・一	四四
十一月	二三・九	二七・五	一〇一	一二	一五	八六・四	四二
十二月	二二・一	二五・八	一〇五	一二	一五	八六・六	四二

（備考）氣温―一九〇七―三三年、降水量―一九一二―三三年、濕度―一九三〇―三三年
ダラト（安南―東經一〇八度二八分、北緯一一度五七分、高度一、五〇〇米）

一月	一四・七	一七	二一	七七・七	三四
二月	一六・二	一七	二一	七五・四	三九
三月	一七・五	一四	一三	七三・九	三七
四月	一八・〇	一四	一四	七六・八	三〇
五月	一八・〇	一四	一四	八三・一	三一
六月	一八・〇	一四	一四	八三・七	三二
七月	一八・〇	一四	一四	八四・一	三二
八月	一八・〇	一四	一四	八四・四	三二
九月	一八・〇	一四	一四	八四・八	三二
十月	一八・〇	一四	一四	八五・〇	三二
十一月	一七・八	一四	一四	八五・一	三二
十二月	一七・七	一四	一四	八五・四	三二

（備考）氣温―一九〇七―三三年、降水量―一九一二―三三年、濕度―一九三〇―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

バクリュー（交趾支那―東經一〇五度四三分、北緯九度一七分、高度四米）

一月	二五・四	二六・〇	一六	九	一	八一・五	三三
二月	二六・四	二三・八	一〇	一	〇	七八・三	三八
三月	二七・五	二四・六	一八	一	〇	七五・〇	三六
四月	二八・二	二四・一	一八	二	一	七四・四	四一
五月	二八・三	二四・二	一七	三	一	八六・四	三七
六月	二七・九	二二・七	一〇一	一八	一七	八七・四	五〇
七月	二七・二	二二・五	一〇〇	一八	一七	八九・六	六一
八月	二七・二	二二・六	一〇〇	一八	一七	九〇・七	五七
九月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	九〇・七	六一
十月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	八七・七	六〇
十一月	二六・八	二一・五	一〇二	一八	一七	八四・九	六四
十二月	二六・四	二一・〇	一〇四	一九	一七	七七・三	六三

（備考）氣温及降水量―一九〇七―三三年、濕度―一九二三―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

ヴィエンチアン（老撾―東經一〇二度三六分、北緯一七度五八分、高度一六二米）

一月	二〇・九	二三・八	三九	七	一	七六・〇	一四
二月	二四・一	二六・六	一一	一四	二	七四・七	大
三月	二五・七	二九・八	二一	一四	四	七〇・六	一八
四月	二八・三	三一・二	一四一	一四	六	七二・四	一七
五月	二八・三	三二・九	二〇一	一四	一四	七七・三	三一
六月	二七・六	三二・一	二〇一	一四	一七	八四・〇	四〇
七月	二七・三	三一・二	二〇三	一四	一七	八四・七	五八
八月	二七・五	三一・二	二〇二	一四	一八	八四・二	四二
九月	二五・六	三一・二	一九五	一四	一六	八四・六	四二
十月	二三・六	三〇・三	一九一	一四	一六	八四・〇	三〇
十一月	二〇・三	二六・〇	一七	一一	一	七七・一	二五
十二月	一九・二	二三・五	一七	八	一	七四・四	二三

（備考）氣温―一九一二―三三年、降水量―一九〇七―〇八年、一九一〇―三一年、一九三三年、濕度―一九二九―三三年

ルアンプラバン（老撾―東經一〇二度八分、北緯一九度五三分、高度三五〇米）

一月	一〇・六	二九・二	〇・八	二	八二・九	一三
二月	一三・三	三〇・一	八・六	二	八二・一	一七
三月	二五・八	三一・〇	九・八	三	八二・〇	一八
四月	二六・一	三一・〇	一〇・六	四	八二・〇	二二
五月	二六・九	三〇・九	一二・〇	五	八二・〇	二三
六月	二五・九	三〇・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
七月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
八月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
九月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
十月	二四・〇	二八・〇	一一・〇	四	八二・〇	二二
十一月	二二・〇	二六・〇	九・〇	三	八二・〇	一八
十二月	二一・〇	二五・〇	七・〇	二	八二・〇	一四

（備考）氣温―一九一七―三三年、降水量―一九一〇―一一年、一九一八―一九年、一九二一―二六年、一九二八―三二年、濕度―一九三〇―三三年

西貢（交趾支那―東經一〇六度四二分、北緯一〇度四七分、高度一一米）

一月	二六・二	二九・六	(一)〇・一	八	三	八二・一	一〇
二月	二七・二	三〇・六	(一)〇・六	二八	四	八六・四	一〇
三月	二八・九	三一・〇	(一)〇・二	五六	七	七九・四	一七
四月	二九・八	三一・〇	四・二	九五	八	八八・七	二〇
五月	二九・〇	三〇・六	六・〇	一七〇	一四	八五・九	二五
六月	二七・八	二九・二	一〇・〇	二一〇	一四	八五・〇	二五
七月	二七・六	二八・九	一〇・四	二一五	一四	八七・九	二五
八月	二七・三	二八・二	一〇・四	二一一	一四	八四・一	二五
九月	二七・〇	二七・三	一〇・六	二一一	一三	八四・三	二五
十月	二六・九	二七・〇	一〇・四	二〇九	一三	八五・〇	二五
十一月	二六・二	二六・五	一〇・〇	二〇四	一三	八五・一	二五
十二月	二六・〇	二六・二	九・八	二〇一	一二	八五・四	二五

（備考）氣温―一九〇七―三三年、降水量―一九一二―三三年、濕度―一九三〇―三三年
ダラト（安南―東經一〇八度二八分、北緯一一度五七分、高度一、五〇〇米）

一月	一四・七	一七	二一	七七・七	三四
二月	一六・二	一七	二一	七五・四	三九
三月	一七・五	一四	一三	七三・九	三七
四月	一八・〇	一四	一四	七六・八	三〇
五月	一八・〇	一四	一四	八三・一	三一
六月	一八・〇	一四	一四	八三・七	三二
七月	一八・〇	一四	一四	八四・一	三二
八月	一八・〇	一四	一四	八四・四	三二
九月	一八・〇	一四	一四	八四・八	三二
十月	一八・〇	一四	一四	八五・〇	三二
十一月	一七・八	一四	一四	八五・一	三二
十二月	一七・七	一四	一四	八五・四	三二

（備考）氣温―一九〇七―三三年、降水量―一九一二―三三年、濕度―一九三〇―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

バクリュー（交趾支那―東經一〇五度四三分、北緯九度一七分、高度四米）

一月	二五・四	二六・〇	一六	九	一	八一・五	三三
二月	二六・四	二三・八	一〇	一	〇	七八・三	三八
三月	二七・五	二四・六	一八	一	〇	七五・〇	三六
四月	二八・二	二四・一	一八	二	一	七四・四	四一
五月	二八・三	二四・二	一七	三	一	八六・四	三七
六月	二七・九	二二・七	一〇一	一八	一七	八七・四	五〇
七月	二七・二	二二・五	一〇〇	一八	一七	八九・六	六一
八月	二七・二	二二・六	一〇〇	一八	一七	九〇・七	五七
九月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	九〇・七	六一
十月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	八七・七	六〇
十一月	二六・八	二一・五	一〇二	一八	一七	八四・九	六四
十二月	二六・四	二一・〇	一〇四	一九	一七	七七・三	六三

（備考）氣温及降水量―一九〇七―三三年、濕度―一九二三―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

バクリュー（交趾支那―東經一〇五度四三分、北緯九度一七分、高度四米）

一月	二五・四	二六・〇	一六	九	一	八一・五	三三
二月	二六・四	二三・八	一〇	一	〇	七八・三	三八
三月	二七・五	二四・六	一八	一	〇	七五・〇	三六
四月	二八・二	二四・一	一八	二	一	七四・四	四一
五月	二八・三	二四・二	一七	三	一	八六・四	三七
六月	二七・九	二二・七	一〇一	一八	一七	八七・四	五〇
七月	二七・二	二二・五	一〇〇	一八	一七	八九・六	六一
八月	二七・二	二二・六	一〇〇	一八	一七	九〇・七	五七
九月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	九〇・七	六一
十月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	八七・七	六〇
十一月	二六・八	二一・五	一〇二	一八	一七	八四・九	六四
十二月	二六・四	二一・〇	一〇四	一九	一七	七七・三	六三

（備考）氣温及降水量―一九〇七―三三年、濕度―一九二三―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

ヴィエンチアン（老撾―東經一〇二度三六分、北緯一七度五八分、高度一六二米）

一月	二〇・九	二三・八	三九	七	一	七六・〇	一四
二月	二四・一	二六・六	一一	一四	二	七四・七	大
三月	二五・七	二九・八	二一	一四	四	七〇・六	一八
四月	二八・三	三一・二	一四一	一四	六	七二・四	一七
五月	二八・三	三二・九	二〇一	一四	一四	七七・三	三一
六月	二七・六	三二・一	二〇一	一四	一七	八四・〇	四〇
七月	二七・三	三一・二	二〇三	一四	一七	八四・七	五八
八月	二七・五	三一・二	二〇二	一四	一八	八四・二	四二
九月	二五・六	三一・二	一九五	一四	一六	八四・六	四二
十月	二三・六	三〇・三	一九一	一四	一六	八四・〇	三〇
十一月	二〇・三	二六・〇	一七	一一	一	七七・一	二五
十二月	一九・二	二三・五	一七	八	一	七四・四	二三

（備考）氣温―一九一二―三三年、降水量―一九〇七―〇八年、一九一〇―三一年、一九三三年、濕度―一九二九―三三年

ルアンプラバン（老撾―東經一〇二度八分、北緯一九度五三分、高度三五〇米）

一月	一〇・六	二九・二	〇・八	二	八二・九	一三
二月	一三・三	三〇・一	八・六	二	八二・一	一七
三月	二五・八	三一・〇	九・八	三	八二・〇	一八
四月	二六・一	三一・〇	一〇・六	四	八二・〇	二二
五月	二六・九	三〇・九	一二・〇	五	八二・〇	二三
六月	二五・九	三〇・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
七月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
八月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
九月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
十月	二四・〇	二八・〇	一一・〇	四	八二・〇	二二
十一月	二二・〇	二六・〇	九・〇	三	八二・〇	一八
十二月	二一・〇	二五・〇	七・〇	二	八二・〇	一四

（備考）氣温―一九一七―三三年、降水量―一九一〇―一一年、一九一八―一九年、一九二一―二六年、一九二八―三二年、濕度―一九三〇―三三年

西貢（交趾支那―東經一〇六度四二分、北緯一〇度四七分、高度一一米）

一月	二六・二	二九・六	(一)〇・一	八	三	八二・一	一〇
二月	二七・二	三〇・六	(一)〇・六	二八	四	八六・四	一〇
三月	二八・九	三一・〇	(一)〇・二	五六	七	七九・四	一七
四月	二九・八	三一・〇	四・二	九五	八	八八・七	二〇
五月	二九・〇	三〇・六	六・〇	一七〇	一四	八五・九	二五
六月	二七・八	二九・二	一〇・〇	二一〇	一四	八五・〇	二五
七月	二七・六	二八・九	一〇・四	二一五	一四	八七・九	二五
八月	二七・三	二八・二	一〇・四	二一一	一四	八四・一	二五
九月	二七・〇	二七・三	一〇・六	二一一	一三	八四・三	二五
十月	二六・九	二七・〇	一〇・四	二〇九	一三	八五・〇	二五
十一月	二六・二	二六・五	一〇・〇	二〇四	一三	八五・一	二五
十二月	二六・〇	二六・二	九・八	二〇一	一二	八五・四	二五

（備考）氣温―一九〇七―三三年、降水量―一九一二―三三年、濕度―一九三〇―三三年
ダラト（安南―東經一〇八度二八分、北緯一一度五七分、高度一、五〇〇米）

一月	一四・七	一七	二一	七七・七	三四
二月	一六・二	一七	二一	七五・四	三九
三月	一七・五	一四	一三	七三・九	三七
四月	一八・〇	一四	一四	七六・八	三〇
五月	一八・〇	一四	一四	八三・一	三一
六月	一八・〇	一四	一四	八三・七	三二
七月	一八・〇	一四	一四	八四・一	三二
八月	一八・〇	一四	一四	八四・四	三二
九月	一八・〇	一四	一四	八四・八	三二
十月	一八・〇	一四	一四	八五・〇	三二
十一月	一七・八	一四	一四	八五・一	三二
十二月	一七・七	一四	一四	八五・四	三二

（備考）氣温―一九〇七―三三年、降水量―一九一二―三三年、濕度―一九三〇―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

バクリュー（交趾支那―東經一〇五度四三分、北緯九度一七分、高度四米）

一月	二五・四	二六・〇	一六	九	一	八一・五	三三
二月	二六・四	二三・八	一〇	一	〇	七八・三	三八
三月	二七・五	二四・六	一八	一	〇	七五・〇	三六
四月	二八・二	二四・一	一八	二	一	七四・四	四一
五月	二八・三	二四・二	一七	三	一	八六・四	三七
六月	二七・九	二二・七	一〇一	一八	一七	八七・四	五〇
七月	二七・二	二二・五	一〇〇	一八	一七	八九・六	六一
八月	二七・二	二二・六	一〇〇	一八	一七	九〇・七	五七
九月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	九〇・七	六一
十月	二七・三	二二・二	一〇〇	一八	一七	八七・七	六〇
十一月	二六・八	二一・五	一〇二	一八	一七	八四・九	六四
十二月	二六・四	二一・〇	一〇四	一九	一七	七七・三	六三

（備考）氣温及降水量―一九〇七―三三年、濕度―一九二三―三三年、絶對最低―一九二七―三三年

ヴィエンチアン（老撾―東經一〇二度三六分、北緯一七度五八分、高度一六二米）

一月	二〇・九	二三・八	三九	七	一	七六・〇	一四
二月	二四・一	二六・六	一一	一四	二	七四・七	大
三月	二五・七	二九・八	二一	一四	四	七〇・六	一八
四月	二八・三	三一・二	一四一	一四	六	七二・四	一七
五月	二八・三	三二・九	二〇一	一四	一四	七七・三	三一
六月	二七・六	三二・一	二〇一	一四	一七	八四・〇	四〇
七月	二七・三	三一・二	二〇三	一四	一七	八四・七	五八
八月	二七・五	三一・二	二〇二	一四	一八	八四・二	四二
九月	二五・六	三一・二	一九五	一四	一六	八四・六	四二
十月	二三・六	三〇・三	一九一	一四	一六	八四・〇	三〇
十一月	二〇・三	二六・〇	一七	一一	一	七七・一	二五
十二月	一九・二	二三・五	一七	八	一	七四・四	二三

（備考）氣温―一九一二―三三年、降水量―一九〇七―〇八年、一九一〇―三一年、一九三三年、濕度―一九二九―三三年

ルアンプラバン（老撾―東經一〇二度八分、北緯一九度五三分、高度三五〇米）

一月	一〇・六	二九・二	〇・八	二	八二・九	一三
二月	一三・三	三〇・一	八・六	二	八二・一	一七
三月	二五・八	三一・〇	九・八	三	八二・〇	一八
四月	二六・一	三一・〇	一〇・六	四	八二・〇	二二
五月	二六・九	三〇・九	一二・〇	五	八二・〇	二三
六月	二五・九	三〇・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
七月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
八月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
九月	二五・〇	二九・〇	一二・〇	五	八二・〇	二三
十月	二四・〇	二八・〇	一一・〇	四	八二・〇	二二
十一月	二二・〇	二六・〇	九・〇	三	八二・〇	一八
十二月	二一・〇	二五・〇	七・〇	二	八二・〇	一四

（備考）氣温―一九一七―三三年、降水量―一九一〇―一一年、一九一八―一九年、一九二一―二六年、一九二八―三二年、濕度―一九三〇―三三年

月									
九月	二八・〇	三八・〇	一〇・八	一五・八	一二	八六・三	四七
十月	二六・四	三八・六	一二・九	七三	六	三〇・六	三五
十一月	二三・六	三六・三	六・〇	三〇	三	八一・九	三三
十二月	二一・一	三三・〇	五・四	九	一	八三・九	三二
年	二五・九	四四・八	〇・八	一、二七七	一〇〇	八〇・九	一七

（備考）氣溫―一九二八―三三年、降水量―一九〇七―〇九年、一九二一―三〇年、一九二一―三三年、濕度―一九三〇―三三年、絕對最低―一九二九―三三年

地震　中央氣象臺には又地震觀測所が附屬され、時々ストラスブールに所在する國際地震學協會へ通報してゐる。印度支那の地震原因、震源地或は被害等に就ては不明であるが、一九二九年以後各年の地震觀測所發表に依る回數を示す。

地震回數表　出所＝印度支那財政經濟最高會議及總督府會議報告

年次	回數	年次	回數
一九二九	二七六	一九三三	一五七
一九三〇	二二四	一九三四	一一
一九三一	二七六	一九三五	一
一九三二	一五六		

歷　史

年代史―佛領以前に於ける史實―現安南王朝系譜―佛國領有史

一年代史

石器時代
第一期　ホアビニアン石器時代
第二期　バクソニアン石器時代
第三期
新石器時代
青銅器及鐵器時代
西曆前
一八〇年　秦の始皇帝嶺南を征服す
南陽（廣東）の都督張唐自立して南陽皇帝を稱し且つ現在の東京及北部安南を征服す
西曆後
四〇〇年　東埔寨クメール王朝創設
四八四　クメール王朝ヂヤヤンバルマン王對チヤンパ（林邑）戰のために支那朝廷に援兵を請ふ
七〇〇　爪哇軍來征、東埔寨爪哇の朝貢國となる
八〇〇　東埔寨王ヂヤヤンバルマン二世爪哇より獨立す
八五〇　東埔寨アンコール都市建設
九六八　安南人支那朝廷より獨立して大南越王國を建設、次第に南方チヤンパ王國を壓迫す
一一五三　東埔寨チヤンパを征服す
一二二〇　東埔寨チヤンパを拋棄す
一二七〇　蒙古軍來征、安南及チヤンパを蹂躙す
一二八〇　暹羅スコータイ王國成立ビアルアン王卽位し逆に宗主國東埔寨を攻略す

一二八二　蒙古來征軍チヤンパ王國を征服す
一二九三　蒙古來征軍暑熱と惡疫のために撤退す
一三〇〇　安南、チヤンパ兩國大使交換且兩王朝間に子女婚姻關係成立す
クメール王朝暹羅の壓迫に依り沒落に頽す
一四〇〇　安南、チヤンパ王國（占城）を大いに壓迫す
一四二八　漢人李貴の南越國に依る中間治世後安南人の黎王朝復興す
一四七六　東埔寨王スレイ・ラチヤ辛うじて暹羅に對抗す
一五〇〇　東埔寨アンコール都市を廢棄す
安南遂にチヤンパ王國を討滅す
一五六八　安南黎王朝纂奪せられ東京に鄭氏、南部安南に阮氏各々自立す
一五九二　安南東京平定し黎王朝の實質的國內統一成る
一五九三　暹羅大軍東埔寨に侵入して國都ロウエク（Louék）沼落し從來の主客顚倒す
一五九六　西班牙宣敎師初めて安南首都順化に入京す
一六〇五　安南會館（フエフオ）及ツーランに日本町成立す
一六二〇　東埔寨王チエイチエタ二世交趾の安南王女を娶る
一六二六　葡萄牙商船澳門より東京に入港す
一六二七　佛人宣敎師アレクサンドル・ド・ロード東京に入る
一六三七　和蘭商人東京及東埔寨に渡來し和蘭東印度會社商館を設く
一六七〇　英佛兩國人印度支那に進出す
一六八三　安南王國在留支那人を利用して交趾支那攻略且つ東埔寨を壓迫す
一七〇〇　和蘭人傘部撤退す
一七八七　佛國及安南阮福映間にヴエルサイユ條約成立す
一八〇一　阮福映阮王朝を創設嘉隆帝と稱す
一八三三　アドラン僧正ピニヨドベエ西貢に橫死す
一八四六　安南人東埔寨より撤退す
一八五四　東埔寨アン・デュオン王在新嘉坡佛國領事に使節を派遣して對暹羅戰爭の援軍を請ふ
一八五八　西班牙宣敎師殺害事件を端緒として佛・西聯合艦隊出動す
一八五九　佛・西聯合艦隊西貢を占領す
東埔寨ノロドム王卽位せるも內亂のため盤谷に亡命す
一八六二　西班牙印度支那に於ける佛國の優越權を認めて撤退す
佛・西・安三國間に西貢條約成立、交趾支那の三州佛國植民地となる、東埔寨ノロドム王歸國、交趾支那佛國總督ノロドム王を訪問して暹羅勢力掃蕩を約す
一八六三　佛東條約成立す
一八六四　東埔寨完全に佛國の保護國となる
一八六七　佛國東埔寨の三州を交趾支那植民地に編入す
佛暹條約成立して暹羅は東埔寨に干涉せざることを約す
東埔寨王位繼承亂鎭定、ノロドム王ウドンよりプノンペンに遷都
一八七〇　東京事件勃發す
一八七三　佛國ガルニエーを派遣して東京黑旗團より河內を奪取す
一八七四　佛安條約
一八八〇　安南、支那（淸）の屬國たるの地位を承認す
一八八二　佛國リヴィエールを東京に遠征せしむ
一八八四　佛安條約、東京安南兩保護國成立す
一八八五　佛支天津條約
一八九三　佛暹條約、老撾保護國成立す
一八九五　佛支協約
一八九六　英佛共同宣言
一八九九　佛國廣州灣を租借す
一九〇四　東埔寨シソワス王卽位
一九〇七　佛暹條約、暹羅と東埔寨の國境確立す
在留獨逸人の退去を命じ交趾支那に於ける獨逸人の商業的勢力を一掃す
一九一六　西貢に監獄破壞暴動勃發す

一九一八　我が日本南遣艦隊西貢に入港す
一九二五　佛暹條約
一九二六　佛暹條約
一九二七　東埔寨モングン王卽位
一九二八　印度支那大規模開發期に入る
一九三〇　比弗對法相場を一比弗＝一〇法に公定す
　　安沛事件勃發す

二　佛領以前に於る史實

侵入民族の分布　土著民族に關する歷史的考證は十分に明でないが、現在佛國の統治下にある安南、東埔寨、老撾等の諸民族は何れも優勢なる侵入民族として左記の如く分布してゐたことが歷史上分明してゐる。一、クメール族卽ち東埔寨人が、老撾のヴイエンチアン州から、湄公河口迄に於ける河の西部一帶に住んでゐた事、二、チヤム族が支那海沿岸一帶、卽ち湄公河口地帶から現在の安南國境迄の間一帶に住んでチヤンパ國（林邑＝占城）を稱してゐたこと、三、安南族が南部支那より侵入し來り紅河のデルタ地方及安南の北部國境迄の海岸地帶に住んでゐた事、四、タイ族及ミュオン族が東京の中部地方に住んでゐた事等である。卽ち印度支那の歷史は右に述べた種族の侵入後から始まり、各種族は爾後夫々遺跡を明にする文化を持つに至つた。

殊にタイ族は東京山岳地方及南部クルヌに發し、近隣の諸種族を征服しつゝ老撾及暹羅へ進出し、茲に東埔寨人のクメール王國と衝突するに至つたが十二世紀に於てクメール族敗北し、其の首都アンコールは蹂躙せられ、タイ族王國は暹羅及老撾に確實に創設された。

東埔寨クメール勢力の興亡及東埔寨に於ける暹・安兩國　ヒンヅー種族の一分派クメール族の國なる東埔寨は古くから抹南國として支那人に知られてゐた。卽ち紀元前數世紀の頃、婆羅門敎及梵語が印度の東海岸から此の地に傳來してゐて、紀元五世紀時代には印度の勢力は顯著なるものがあつた。東埔寨建國初期に於ける强敵は現在の交趾支那北部から南部安南に占據せるチヤム族のチヤンパ王國（占城）であつたが一一五〇年頃には漸くチヤム族を征服し交趾支那及南部安南地方を得たが然し長く保ち得ずして間もなく之を拋棄した。然して十三世紀以後東埔寨の外患はメナム河を中心として特殊の發達を遂げ遂に東埔寨から獨立してスコータイ王國を建設せるタイ族の一部たる暹羅人の侵入であつた。暹羅人は新興の勢を以て東埔寨を壓迫し、東埔寨がその最盛期九世紀末に建設せるアンコール都市を占領し殊に一五八七年ロベツクの戰以後は完全に東埔寨を屬國となした。一方東埔寨にとつて暹羅以上に執拗なる外敵として、旣に東部に安南王國が現はれてゐた。卽ち安南特に南部安南の阮氏は交趾支那東南部の攻略をなし、西貢及バリア等を基點として前進し遂に交趾支那の全部を版圖に入れ東埔寨をメーコン河右岸に追込み且王朝內にも安南勢力の侵入を見た。他方暹羅の壓迫も依然として猖獗を極め十八世紀に於ては、東埔寨は暹羅及安南の二國によつて各支持された二人の王者に依て統治され强力な兩隣國鬪爭の巷となり兩國の憐むべき屬領の狀態に墜りながら兩國の勢力の均衡に依り辛じて獨立の面目を保つてゐたが、十八世紀の末葉に至り暹羅は東埔寨のバツタンバン及シエムレアプ二州を併合し、且つ一八四六年暹安兩國間に條約成立し、同條約の下に暹羅の被保護者が東埔寨王位に卽き、安南人は東埔寨より撤退することゝなつた。

安南人の侵入及南下　安南人は人種的にはモンゴリア種に屬し楊子江流域地方から海岸を南下し來れるものとなされてゐるが、歷史時代初期には已に東京三角洲地方及北安南の平原を占領し主として水田耕作をなしてゐた。當時支那人は之等を駱又は甌駱と稱し、彼等の水田を駱田と稱し、彼等の首領を駱侯と稱してゐた。安南の稱は後述の如く唐の時代に交州卽ち交趾を征討して安南都護府を置いたのに由來するといふ。而して支那王朝の安南征服は西紀前約二世紀に始まり、爾後九世紀に亘る安南人の歷史は支那王朝の興廢に從て服從と叛亂の連續であつた。其後西紀九六八年獨立して大南越國を成立したが、旣に文化的には全く支那文化に浴し、之を代表して次第に南方に發展した。而して大南越國成立以後に於ける安南人南下の經緯を見るに、先づ十世紀より十五世紀の間に於ては絕えず林邑卽ちチヤム族のチヤンパ王國を壓迫して國境を南方に擴げ十七世紀末に於て完全に之を滅亡し、更に十七世紀末より十八世紀の初に於ては支那人移民を利用し交趾支那の平野に植民地を開いて西方眞臘卽ち東埔寨王國を侵犯して之を附庸となした。倘西方タイ族に對しても絕えず之を壓迫して國境を侵略した。而して安南の民族的發展はチヤンパ王國征服時代に於て最頂點に達したるもゝ如く、當時の安南人は民族本來の性格に支那人の巧智を加へた優秀民族であつたと認められるが、十九世紀に入つては後節の佛國領有史にも明かなる如く全く佛國の支配下に陷り、現在ではその發達を停止したかの如くである。然し乍ら吾人は必ずしもその國民的活力が消滅せるものとは考へない。

「交趾」移動考　元來「交趾」は支那人が現在の東京地方を指せる稱呼であるが、前述の如く安南人の勢力南下に伴つて「交趾」も亦次第に南方に移動し、安南人南下の最先端たる佛領印度支那南端の「交趾支那」にまで達したものと認められる。卽ち現今安南及東京として知られてゐる地方の西紀十世紀卽ち前述の大南越王國建設までの主權者は支那人の末裔であり、その治下にあつた民族は所謂安南人及その文化を印度にうけたチヤム族であつたが、此の時代に於ける支那の此の地方統治の主なるものに就て見るに、秦の始皇帝統一の七年嶺南の地を取つて南海・桂林・象郡を置き、漢の武帝の時象郡を合浦、交趾、九眞、日南の四郡に分ち、東漢は馬援をして交趾を伐つて日南の南界に銅柱を建てゝ華夷の境界を標示し、又三國の時、吳は嶺南を分つて廣州、交州となし合浦を以て分界としたが、唐の時には交州に安南都護府を置き、之より以後安南の稱が起つたと稱される。然して前述の大南越王國建設以後は、十五世紀初期に一時漢族の主權者が立つたが間もなく安南黎王朝が再び主權を掌握して（西紀一四二八年）十九世紀の初まで之を持續した。然るに此の四百年間は王者と稱するものゝ多くは有名無實の傀儡たるにすぎず、その實權は重臣の掌握するところとなつてゐた。卽ち東京に於ては鄭氏が國王を擁して王國の北半を領し、安南に於ては阮氏が順化に駐して王國の南半を領し隱然獨立王國の觀を呈してゐた。然して兩者共に黎氏の國號を襲用し且つ安南國の國號を冠してゐたが、當時此の地方に渡航貿易せる外國人は之を南北の二國と看做し前者を東京國、後者を交趾支那國と稱して居り、又當時の我が國の所謂御朱印船貿易者も前者を東京、後者を交趾或は河內と稱し、當時最も渡航者の集中せるツーラン、フエフオ等の廣南の地を交趾國の內と明記してゐるのであつて、此の時代には「交趾」は旣に現在の安南中南部に移動したと認めることが出來る。然して阮氏の勢力南下と共に「交趾」は南に移動して佛領時代の「交趾支那」にまで達したものと認められる。

交趾及柬埔寨の日本町　我國近世に於ける所謂御朱印船貿易時代に於ける御朱印船渡航地名の內現在の佛領印度支那領域に屬する土地としては、安南卽ち東京（廣義には東京及安南）、東京卽ち河內（廣義には東京）、交趾（交趾）卽ち略々安南の中部以南迦知安卽ち安南の廣南（廣義には廣南省）順化（ソンハ又はスノハイ）卽ち順化（廣義には順化省）、占城卽ち交趾支那東部、カボチヤ卽ちカンボヂヤ等があるが、之等の御朱印船の寄港貿易地に渡航せる乘組船員や商人等の中には進んで渡航先に留り、當時旣に來航せる葡萄牙人、和蘭人、支那人等に伍して我が國民南方發展の第一線に立つて活躍せる者も決して少なくなかつた。殊に交趾のフエフオ及ツーラン、東埔寨のピニヤル及びプノンペン（別名チヤドムク＝笞里木、土名にて四面、四肢、四道等を意味するといふ）等に於ては日本人のみ特定の地域に集團して一部落を形成して相當の勢力を得てゐたが、之等の集團を俗に日本町或は日本營と稱してゐた。然して當時の日本町は今日の租界の如き形式で居留民中から一人の頭領を選任して租界長とし、その指揮統制の下に自國の法律に從て生活してゐたのであつて全く治外法權を許容された自治制の町であつたといふことである。

三　現安南王朝系譜

1 嘉隆帝 Gia Long（阮福映）―2 明命帝 Minh Mang（阮福暎）―4 嗣德帝 Tu Duc（阮洪任）
一八〇二―一八二〇　一八二〇―一八四〇　一八四七―一八八三

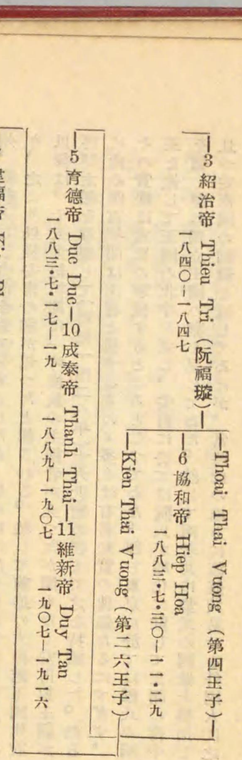

四　佛國領有史

泰西諸國民の出現　有名なるマルコ・ポーロの東洋旅行以來、印度支那諸國も亦西洋人の知るところとなつたが、佛領印度支那に西洋人が最初に足跡を印したのは、恐らく一五五〇年頃東埔寨に入國せるドミニカン派のポルトガル人であらうといふことである。次いでマニラの西班牙人宣教師、佛國外國傳道會の宣教師等が渡來し、彼等の宗教的活動には相當見るべきものがあつたが、印度支那も東洋諸國の例に洩れず、宣教師の渡來に次いで商船の來航を見た。即ち一六二六年には既に葡萄牙商船が東京に入港した。和蘭東印度會社も亦一六三五年以後、東京或は東埔寨に商館を設け當時有利であつた爪哇及日本貿易に恰好の位置を占めてゐたが、一六七〇年頃以降、英・佛兩國の馬來半島、印度支那半島への進出に依り彼等の商業的基礎は動搖し、遂に一七〇〇年には全部撤退した。

第一回佛・安條約と現安南王朝の創設　印度に於ける英國との植民發展的爭覇に敗れた佛國は十八世紀末より既に緬甸以東の所謂印度支那半島に野心を有して佛人宣教師を緬甸王朝に接近せしめて漸次勢力を扶植しつゝあつたが、佛國は印度に於ける失敗に鑑みて緬甸に於ては完全に英國の勢力を認め、その代償として英國をして東部印度支那に於ける佛國勢力の發展を默認せしめ、且つ左記の如き經緯を經て現在の佛領印度支那の形成に成功した。即ち佛國は一七八七年以來安南と政治的交渉を開き、佛王路易十六世と安南王阮福映との間にヴェルサイユ宮殿に於て第一回佛・安條約を締結するに至つた。當時安南國は南北に分れ、北は大越と稱し明の羈絆を脫した黎氏治下に屬し、南は廣南と呼び阮氏が君臨してゐた。偶々大越に文岳の亂あり、國王黎氏を支那に逐ひ進んで廣南の地を侵さんとするに及び、國王阮福映は勢力微弱に國家は累卵の危きに臨んだ。當時布教のため交趾支那に渡來してゐた佛して國加特力教アドランの僧正ピニョー・ド・ベヘーヌ（Pigneau de Béhaine）なる者あり、嘗て印度・東埔寨・澳門等に轉々布教に從事し、英國の印度に於ける經略に對抗して佛國が極東に均勢を保つためには、印度支那に於ける佛國の經綸を必要なりと痛感しつゝあつた折柄、好機乘ずべしとして國王阮福映に親近しその良友顧問となり、一七八七年（天明七年德川家齊執政時代、佛國にては大革命勃發の二年前）一旦佛國に歸り、路易十六世に阮福映援助のことを懇請し、遂にその目的を遠して佛安攻守同盟條約を成立せしめ、極東に於ける佛國進出の第一階程を築くに至つた。即ち條約の結果僧正は數百の遠征軍を率ゐて交趾支那に渡來し、福映のために自ら王軍を指揮して敵を擊退し、福映の王位を萬全の泰に置き、その代償としてツーラン港及同半島竝に之に近接する諸島を讓與され、又崑崙島（Poulo-Condore）の主權をも獲得した。之が佛國の印度支那に於ける領土獲得の濫觴を爲すものである。

交趾支那三州の割讓と第二回佛・安條約　安南王朝は、佛國を德とせる嘉隆帝の子孫相繼いで即位し、明命・紹治・嗣德の三代約八十年間は、佛國大革命に續く歐州動亂の影響を受けて、佛國は極東經綸を顧みる餘裕なく、爲に佛・安關係も中絕の狀態にあつた。是より先明命帝以降漸く反佛國の氣運を生じ特に嗣德帝の治下に於て排佛感情は愈露骨となり、外國宣教師に對する迫害は日に月に甚だしくなつた。茲に於てか、佛國は西班牙と圖つて一八五八年遠征艦隊を派遣して大に安南軍を破り、一八六二年六月五日西貢條約を締結して戰局を結ぶに至つた。本條約は翌年四月一四日順化に於て批准を終へたが主要條項は左記の如くである。

一、交趾支那の邊和（ビエンホア）、嘉定（ザアディン）、美湫（ミト）の三州及崑崙諸島を佛國に割讓す
二、基督教布教の自由を認むること
三、ツーラン港を始め所定の港灣に於ける通商の自由を佛人に認むること
四、十年間に四百萬弗の賠償金を支拂ふこと
五、安南國王は佛國の同意を得ずしてその領土を外國に割讓せざること

因に西班牙は協約に於て布教の自由と償金四百萬弗に對する一小分配權を獲得したに過ぎなかつた。

佛國の東京侵入　東京は一八六二年の佛安條約後其の鑛産に富めるの說あるに依り漸く佛國の注目する所となつた。佛國の一商人ジアン・ヂュプイ（Jean Dupuis）が、當時太平（Tai-binh）の叛徒と交戰中であつた支那當局のために、軍需品を雲南に運搬せんとして紅河の航路利用を企て、且つ佛國は之を自國の貿易のために開放せしめんが爲、スネ大尉（Captain Senez）を西貢より派遣した。ヂュプイは東京當局の反對にも拘らず、其の計畫を遂行したが、河內に歸來した時既に發せられた退去命令に服しなかつたので、問題は紛糾し、之が解決の爲佛國はガルニエーをして分遣隊を率ゐ河內に赴かしめた。併し同人は全然ヂュプイに加擔し、且つ東京當局はヂュプイ放逐の問題以外何等の商議をも彼と爲すことを拒んだので、河內の堡砦を攻略して自ら之に據つた（一八七三年一一月）。更に一方援軍を西貢に請ひ、其の間小支隊を以て三角洲にある五箇所の重要城塞を占領した。東京軍は當時東京の國境を荒してゐた黑旗團と稱する支那賊徒の巨魁 Lin Yung-fu（Lưu Vĩnh-phuoc）に救援を求めた。而して黑旗團の來援に因り佛軍は第一戰に於てガルニエーを失つた。由來西貢佛國當局は侵略政策を以て利ありとしなかつたので、安南王に謝罪の爲め使節フイラストル（Philastre）を派遣し、一方又三角洲城塞の三箇所から占領軍を撤退せしめた。

佛國の保護權確定と第三回佛安條約　一八六二年第二回佛安條約はその第五項に於て佛國保護權設定の前提をなし、その他は唯單なる講和條約の條項に過ぎなかつたが、本條約成立後嗣德帝はその履行を拒み人民を煽動して反抗の氣勢を示したので、當時の交趾支那總督ラグランヂエール提督は征討軍を組織して陰謀の策源地たる永隆（Vinh-long）、朱篤（Chau-doc）、河僊（Ha-tien）の三州を略取し、茲に交趾支那全地域の占領を見、佛國植民地の設定は略々完成するに至つた。然るに嗣德帝の排佛陰謀は容易に斂まず、依然繼續せられたが、一八七三年一二月佛國の征討軍が長驅東京平野を衝くに及び、佛・安兩國の間に新たに佛安條約の締結を見るに至つた。之が一八四七年三月一五日調印の第三回條約で、同年八月三一日附屬通商協定が併せ成立した。條約の主要條項は左記の如くである。

一、交趾支那の六州に對する佛國の完全なる主權を認め、爾後の安南國王の領土に對する佛國の保護權確立の原則を宣明すること
二、安南王國の首府に安南の大臣と同格の佛國理事官長を駐在せしめ且つ安南のキノン市及東京の河內・海防兩市に佛國領事を駐在せしむること
三、雲南省境に到るまでの紅河の航行と同樣、佛國の通商に開放すること

を宣言したる諸港灣を自由港とすること

本條約は交趾支那植民地の設定及爾餘の諸州に對する佛國保護權の確立上に最終的決定を與へたものであるが、嗣德帝は毫も本條約を尊重する意志なく、安南に對する舊宗主權を口實として支那と通謀し條約を否認すると同時にその無效を宣言するに至つた。

當時の安南國情　支那境域の匪徒と東京沿岸の海賊鎭壓の爲に佛國は陸海軍の援助を安南に與へ、且つ安南をして其の海陸軍再設、行政上の秩序回復、關稅及租稅徵收の制度創設及其の他公益に係る事業に資せしめんが爲めに人材と原料との供給を約束した。安南は又他國の政治的同盟締約の權利を廢棄し、唯佛國へ通告を與へた上で通商條約を結び得る權限のみを保留した。

基督敎に對しては更に完全な保護を約し、且つ信徒の參政上の無資格を解除するに至り、次いで港灣の或るもの及支那國境に至る紅河は之を貿易の爲に開放するに至つた。ロッシュシュアル伯（Comte de Rochechouart）は政治的條約を以て安南王の主權と對外國の完全なる獨立を佛國に於て承認し、之を支那政府に通告した所、支那政府は之に回答し、安南が永年支那の屬國であつた事實を指摘したが、條約の條項に對しては何等異議を唱ふる所がなかつた。併し一八八一年九月二四日に至り曾國藩は、支那政府は一八七四年の條約を承認し能はざる旨をバルテルミイ・サン・イレール（Barthélemy Saint Hilaire）に通告した。

支那の對安南主權　ガルニエーの戰歿及佛國軍隊の東京撤退後に於て佛國の利益と勢威とは甚だしき影響を受け、爲に對支那關係は依然として舊の如くなり、而もガルニエーの侵犯は安南王朝をして支那に接近せしむる動機を與へ、北京への入貢を一層促進せしめ且つ一八八六年王は特使を派して益々支那屬領たるの位置を確認した文書を送達した。當時支那は安南王の文書を發表し其の責任を受諾した。

佛國の東京征服顚末　一八八二年交趾支那の長官ル・ミイル・ド・ヴイレ（Le Myre de Vilers）は雲南に通ずる紅河航路を開拓せしめんが爲、一小兵力と共にアンリ・リビエール（Henri Rivière）を派遣した所、彼も亦ガルニエーと等しく東京人の反抗に遭つたので、河內の堡砦を襲撃し更に進んで三角洲に於ける諸城塞を占領した。茲に再び黑旗團の邀撃するに當り、ヴイレはガルニエーと同樣第一次戰の犧牲者として斃れた（一八八三年五月）。此事變はジュール・フェリー（Jules Ferry）をして積極政策斷行の決心を爲さしめたが、先づ南定及海防を除いて各地邊在の守備隊を撤退せしめた。然るに河內は黑旗團の攻圍に陷つたので、クールベ（Courbet）提督、ボネ（Bonet）大將共に大に之が擊破に努めたが遂に效を奏しないので、陸軍大將アルマン（Harmand）は代表者として順化府に赴いたが、嗣德帝の繼承者之に敵對した爲順化の攻撃となり、アルマンは條約を結び（一八八三年八月二五日）、安南を佛國の保護國とし又新たに交趾支那に一州を併合せしめ且つ東京に於ける佛國の軍政施設の權限を認めしむるに至つた。一方ボネは巴里に在る支那代表の抗議があるにも拘らず、ソンタイを侵攻し、一八八三年一二月一六日一擧に之を占領した。

第四回佛安條約と軍政の撤廢　嗣德帝が一八七四年第三回佛安條約を尊重する意志なく且つその無效を宣言したことは上述の如くであるが、この事態に鑑み佛國は一八八二年間責軍を東京方面に派遣したが當時この方面にあつた淸の黑旗軍と衝突して敗戰した。然し佛國は翌月更にクールベ海軍中將を指揮官とする優勢なる遠征軍を送ると同時に、嗣德帝と折衝して締結したのがこの第四回條約で、この條約は翌一八八四年六月六日調印の本條約に對する豫備條約であつた。卽ちこの二つの條約に依て佛國の安南・東京に對する保護權は確實に保證せられ、同時に佛國は軍政を撤廢して文治行政を實施し、名實共に佛・安國際關係の終局を告ぐるに至つたのである。本條約は一八八五年六月九日調印の天津條約に依て淸國政府の正式承認を得、且つ同年七月三〇日調印の新佛・安條約に依て、保護國各州に佛國行政官を配置することを規定し、重ねて保護國たる實を明かならしめた。

佛・支の葛藤　ソンタイ攻略戰に於て、佛軍は支那の軍隊を對手に奮戰し、一方北京に於ては一八八二年以來協商を繼續してゐたが何等進捗を見なかつた。然るに漸く一八八四年の春に至り天津の總督李鴻章は當時鑑隊を率ゐて上海に來た佛國提督に通告を發し、相知の佛國海軍士官フールニエ（Fournier）大尉と刻下の時局を商議せんことを申入るゝに至つた。斯くて豫備的協商は李鴻章とフールニエとの間に成立し（一八八四年五月一一日）、之に依て支那は東京より撤退して佛安條約の尊重を諾し、一方佛國は支那南方の國境を承認し、且つ將に佛國が安南と結ばんとした條約に於て支那の勢威に敬意を表せんことを約し、翌月（一八八四年六月六日）順化に於て條約を締結した結果東京及安南に於ける佛國の保護權を擴張し、一八八三年アルマン條約の領土設定問題に對する不備の點を改訂し、尙一八七四年條約の諸條項を改修したが、多少不滿の聲起りたる爲その實施は數年之を延期した。然るに前述の李鴻章對フールニエ豫備協約の實施に關し甚だしい誤解が起つた。卽ち該

協約の追加條章に於て東京の或る地點より支那軍隊の撤退期日の規定があつたので、佛國司令官は之が實行交涉の爲現地に赴きたる所、支那當局者は未だ當該指令に接してゐなかつたため茲に兩者の衝突を惹起し、佛軍の敗戰を見るに至つた。其の後尙佛・支の間に敵意存續してゐたが一八八五年四月四日巴里で調印せられた議定書にて漸く落著し、フールニエ協定を確認することになつた。更に一八八五年六月九日天津條約に依つて支那は現在及將來佛・支の間に結ばるゝ「條約・協定及申合」を尊重すべきことを約し、其の後の協定（一八八七年六月二六日）に依り支那と東京の境界を劃定し東京及支那に於ける通商關係を設定するに至つた。

東京の平定　佛國は一八九一年に到る迄は概ね一八八四年の條約を楯として東京及安南の征服と併合とを進めて來た。併しその間一八八五年七月順化府の占領に因り安南政府の背叛を招いたが、直ちに之を鎭壓し新王の逃亡に依り安南に內亂を起すに至つた。而して東京亦叛く等相繼いで起れる擾亂は黑旗團及東京軍をして國內掠奪を恣ならしめたのである。斯くて東京の占領は一八八五年から一八九〇年に亘る幾多賊徒團の久しき鬪爭の因となり、爲めに佛國は多大の出費を負はねばならなかつた。後一八九一年四月總督ドラネツサンの著任と共に一新時代が開かれた。彼は一に順化王朝を通じて東京の平定を期し得べきを知り、依て平素併合せらるゝことを惧れてゐた王意を安んじ得るに足る協定を結んだ。その結果王の發した布告に依り唯黑旗團の擾亂の外は悉く鎭定した。而して黑旗團も亦その後間もなく平定して領內は佛國の統治下に全く平靜に歸した。

東埔寨保護國の成立と佛國對暹羅紛爭　東埔寨はクメール王國が暹羅のために討滅せられて以來の名殘を傳ふる唯一の國土で、多年東埔寨の宗主權國を以て自任する安南王國と暹羅王國との爭奪の目標となつてゐた。一八五三年東埔寨王は、前記隣邦二强國の壓迫を免れんとして竊に佛國の保護を要望するに至つたが、前述の如く佛國が交趾支那にその地歩を占むるに至つて機運漸く熟し、一八六三年八月一八日佛國代表ラグランヂエール提督（交趾支那總督）と東埔寨國王ノロドムとの間に保護權設定に關する條約を締結するに至つた。佛國は本條約に依り東埔寨國王の側近に監理官を置くこと丶旅行、通商、所有權の自由等の權利を獲得し且東埔寨は佛國皇帝（ナポレオン三世）直屬の保護國となつた。而して爾後佛國は東埔寨の內政改善と自國々權の確立に努力し、一八六七年には內亂防止を名目としてヴインロン、朱篤、河僊の三州を東埔寨より割つて交趾支那植民地に編入した。然るに其の後幾許も無く暹羅との國境の紛爭が起り、次で佛國の代表者と暹羅軍との間に軋轢を生じ、監督官グロスクラン（Grosgurin）の死後（一八九三年六月五日）佛國政府はスチュントラン（Stung-treng）及コン（Khong）を占領し盤谷に於て賠償を要求したが拒絕され、更に最後通牒を發したが應じないので、遂に砲艦を盤谷に急派し第二回の通牒を發した。該通牒は一、暹羅軍の湄公左岸撤退に至る迄佛軍はチヤンタブン（Chanttaboun）を占領すること二、バツタンバン、シエムレアプ及湄公の右岸全般に亘り、十五哩半以內に於ける暹羅軍の駐屯を禁止すること三、トンレサップ（大湖）上に武裝船の配置を禁ずることの三箇條の要求であつた。此の通牒は卽時實行され暹羅軍は湄公の左岸を撤退し、尙同時にルアンプラバン（Luang-prabang）王も老撾占領の佛軍に降服した。斯くて一八九三年一〇月三日盤谷でヴイレの締結した條約竝に協商に據つて、暹羅は湄公の左岸に於ける領土及河中の諸島に對する全主權を拋棄し、バツタンバン及シエムレアプ兩縣若しくは湄公の右岸より二五粁以內に軍隊の駐屯又は要塞地帶を設置せざることを約定し、且つ當條約及協商の條項の悉く實行を見る迄佛國のチヤンタブン占領の繼續に同意した。一九〇四年二月十三日の新佛・暹條約は一八九三年の同條約を改訂した。卽ち佛占領軍はチヤンタブンより撤退し、湄公沿岸の中立地帶を拋棄し、之に代ふるにバサツク（Bassac）、メルプレイ（Melouprey）、ダンサイ（Dan-ssi）及クラット（Krat）瀕海地方を以てすることになつた。一九〇七年六月二三日の追締協約によつて暹羅はバツタンバン、シエムレアプ及シソフオン（Sisophon）を東埔寨に返還し代償として一九〇四年に割讓したクラット及ダンサイを回復した。

英國の干涉及英・佛聲明　佛・暹兩國の紛議に對して英國政府は事態重大

なりと看て巴里に於て交渉を開始し、ダフェリン卿（Lord Dufferin）及ドヴエル（Deveil）により一八九三年七月三一日覺書に調印したが、之に依て兩國は上部湄公に於ける双方の領地内に中立地帶設定の件及該地の限界は改めて決定すべきことを約した。之が爲英佛委員は巴里に會議を催したが、當該領土の政治的境界及地理的形狀に關して精密な知識を缺いてゐた爲、其の目的を達することが出來なかつた。茲に於て、兩國の專門家を現場に派して調査を遂げしむる迄行動を停止することを互に約した。然るに一八九五年六月二〇日北京で締結した佛支協約が再び本問題に對する英佛關係を緊張せしめた。之は以前一八九四年三月一日の協約によつて、英國はアヴア王（King of Ava）及支那皇帝の兩者と共に主權を行使して居たムンレム（Mung-lem）及キヤンユン（Kiang-hung）の二小縣を支那に委ぬることに同意したが、先づ英國と前以て協議せずして兩縣のいづれの部分も之れを他國に讓渡し得ざるべしといふ條件を附してゐたのである。キヤンユンは湄公に跨つて位置するが、支那は前記一八九五年の對佛協約によつて左岸に於ける同地の一部を佛國に讓渡したのである。依て在北京英國公使は之に對し抗議を申出で、結局支那は英國に賠償することゝなり、同時に一八九六年一月一六日の共同宣言によつて、英佛は湄公の盆地を以て支那國境に到る兩國の版圖若しくは勢力範圍の境界たらしむべきことを約したのである。

廣州灣の租借　以上は佛國の印度支那領有史の大略であるが、右の外一八九七年三月には瓊州即ち海南島の不割讓に關し、一八九八年四月には佛領印度支那東京隣接支那諸省不割讓、河内・老開間鐵道の東京國境上より雲南府迄延長、廣州灣租借、佛蘭西人の清國郵便業務參加等に關する公文を清國即ち支那との間に交換して、政治的經濟的勢力の擴張に成功した。殊に廣州灣租借に關しては一八九八年十一月十六日廣州灣に於て條約調印を了し、廣州灣の海灣、東海島、碉洲余島、雷州府の一地帶等を期限九十九箇年を以て租借するに成功し、現在佛領印度支那總督の監督下に佛國理事長官をして統治管理に當らしめてゐる。

人　口

總說—人種別人口—職業別人口—出生・死亡數—出入國者數—在住邦人人口

一　總　說

本領の人口調査は、人種多種多様で、且つその多くは民度極めて低く、加ふるに地理的條件の不良等に依り實施上甚だ困難を伴ひ、國勢調査の如きも一九二一年に初めて稍系統的な調査が實施せられ、其の後一九三六年七月一日に至つて漸く第二回が施行されたに過ぎない有様である。而して第二回調査は國勢調査規則に準據し、聯邦各國行政長官の監督下に、各行政區長官の責任に於て地方官公吏を以て實施されたものであるが、之亦概數に止まり且つ單に地方及人種別人口を發表したに過ぎず、甚だ不完全なるものと云ふの外はない。從て本項には聊か統一を缺く憾はあるが、主として第二回國勢調査結果及一九三三年度印度支那統計年鑑に據つて記述する。

總人口及增加率—各年の總人口は不明であるが、一九二一年には一八、九八三、〇〇〇人、一九三一年には二一、四五二、〇〇〇人（一九三二年度統計年鑑）、一九三六年に於ては二三、〇三〇、〇〇〇人である。以上を以て見るに一九二一—三一年の十一箇年に於ける增加人口數は二、四六九、〇〇〇人で、一九三一—三六年の六箇年間の增加數は一、五七八、〇〇〇人である。即ち前記十六箇年間の總增加數は四、〇四七、〇〇〇人となり、一九二一年に對する一九三六年の增加率は二一・四%、又年平均增加數は二五三、〇〇〇人、即ち一年間の人口千人に對する增加數は一三・三である。尙右千人に對する增加數は、年々の出・入國者數に大なる開きなき爲殆ど自然增加數に近きものと云ふことが可能である。

地方別人口及密度—地方別人口中州別人口は統計古く且つ州の數八十四、他に五軍政管區及一島に分れ複雜なる爲之を省略し、單に一九三六年に於ける聯邦各國別人口のみを掲げる。

聯邦各國別人口及密度表

出所＝印度支那經濟時報（一九三六年國勢調査報告）

國別	人口	面積 平方粁	密度 平方粁當り
安南	五、六五六、〇〇〇	一四七、六	三八・三二
東埔寨	三、〇四四、〇〇〇	一八一、〇	一六・八三
交趾支那	四、六一六、〇〇〇	六四、七	七一・二四
老撾	一、〇一二、〇〇〇	二三一、四	四・三七
東京	八、六〇〇、〇〇〇	一五、七	七五・一九
計	二三、〇三〇、〇〇〇	七四〇、四	三一・一〇

（備考）人口は一九三六年七月一日現在である。

即ち印度支那の人口密度は一平方粁當り僅かに三一・一〇で、之を昭和十年十月一日現在の國勢調査に依る日本の總平均密度一四五に比較すれば五分の一に相當するに過ぎない。殊に老撾の如きは我が樺太の密度九人の半にも達してゐない狀態である。

東京及交趾支那は右表の如く最も稠密であるが、その密度は雙方共に三角洲地方に於て大で、一九三一年現在に於て交趾支那のベンチエ、カント、堤岸、ギアデイン、ミト、ヴインロン各州は共に一五〇乃至一八五を示し、東京の南定州は六七五、タイビン州は六四〇、其他バクニン、ハドン、フンエン各州は共に四〇〇を超過してゐる。

主要都市別人口—本年鑑第二回版參照

二　人種別人口

出所＝同前表

人種別	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計 一九三六	計 一九三一
一般人							
佛蘭西人	三五三一	一五八	四三	一四	二〇一三	二、八三五	二、七四〇
特殊歐人 (1)	一、三六八					一、三六八	一、六六五
特權外國人 (2)	一〇、六五〇	一〇五、四〇〇	三、二〇〇	一、〇〇〇	三五、五〇〇	一五四、〇〇〇	一四八、〇〇〇
亞細亞外國人 (3)	一、一〇	二、〇〇	一、〇〇		五、四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
佛籍民・保護領民	五、六五九、〇〇〇	二、九三五、〇〇〇	四、四三四、〇〇〇	一、〇〇〇	八、六三三、〇〇〇	二一、六三七、〇〇〇	二〇、九六二、〇〇〇
軍人							
歐洲人	一、二九	一九	二一		一、二五	三、〇七一	二七、七四〇
土人	一、三六八	八六七	四、四四五		三一〇	九七五	一、六六五
計	一九三一	三六	四九九	一四	二五	三五、五〇〇	四二、八〇〇
歐洲人	一、二五一	一、〇七〇	四、六一六、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	二一、六三七、〇〇〇	二〇、九六二、〇〇〇
土人	一、三六八	八六七	四、四四五	三一〇	二五	三五、五〇〇	四二、八〇〇

體性別歐洲人人口表　出所＝印度支那統計年鑑

體性別	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
男	—	—	七二〇	六、九六七	二三二	七、九二一
女	—	—	五六六	四、七五五	一一三	五、三三四
一十五歲以下（男	—	—	六六八	二、九五二	七八	二、九六九
一十五歲以下（女	—	—	六六八	二、九三八	八七	二、九三六
一般計（佛蘭西人	三、三三六	一、八八四	一、七〇一五	四八八	一〇、八八六	三三、五〇一
一般計（外國人	一四七	八〇	五九七	二三	二八五	一、一一一
一般計（計	三、三七五	一、九五四	一、七、九一二	五一〇	一、一七一	三四、六二二
軍人	一三一	二、九一八	二、七一九	一、三一〇	四五、九四二	
總計	四、三九九	一一、一〇六	二〇、五三〇	五三七	一八、三七〇	四五、九四二

（備考）本表には佛人以外の歐洲人、歐土混血兒、日本人及比律賓人を含む

種族別土人人口―印度支那土人の種族別人口を示すが、四捨五入の關係にて左表の數は前々表佛籍民・保護領民の項の數と必ずしも一致しない。

土人種族別人口表　出所＝印度支那經濟時報（國稅調査報告）

種族別	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
安南人	四、八三五、〇〇〇	一、九一九、七〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	七、六四〇、〇〇〇	一六、七七九、〇〇〇	
東埔寨人	—	二、五九七、〇〇〇	三三六、〇〇〇	一、四〇〇	—	二、九三五、〇〇〇
タイ人（老撾人	四〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇	五六五、〇〇〇	三、四〇〇	五八九、〇〇〇
タイ人（其他	一七、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	六六九、〇〇〇	七八、六〇〇	
インドネシアン	六六四、〇〇〇	五二、〇〇〇	二四七、〇〇〇	—	一〇、一七〇、〇〇〇	
ムオン人	九九、〇〇〇	—	—	—	二一、二〇〇	
マン人	一、四〇〇	—	—	四七、〇〇〇	二二四、〇〇〇	
メオ人				北七、〇〇〇		
馬來及チャム人	二三、〇〇〇	七三、〇〇〇	八、〇〇〇	—	一〇四、〇〇〇	
ミン・フオン（註）	—	—	—	六二、〇〇〇	一一、〇〇〇	七三、〇〇〇
其他	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	五七、〇〇〇

（註）支那人及安南人の混血族である。

其他歐洲各國人の人口に就ては不明であるが後掲職業別歐洲人人口表を以て一端を知られたし。又在留邦人に關しては後說「在留邦人人口の項」參照。

三　職業別人口

新資料なく一九二九年現在の數を掲ぐ。蓋し一九二九年は印度支那經濟界最好況期の最終年に相當してゐる。

部局別歐洲人官吏數表（一九二九年一月一日現在）　出所＝印度支那統計年鑑

部局	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
中央・地方廳	男 八二	男 一五一	男 六四二	男 四七六	男 二三九	男 一、三九五
	女 一	女 一	女 一〇	女 一	女 一	女 一二
都市機關	—	—	一〇三	五六	一八五	三、二七四
稅關	一五九	一	二九五	一五	七六	二、九六九
土木	八九	—	一五〇	—	一二一	一、三八六
遞信	三六	四	一七	三〇	九九	三六
司法	六	—	一三	一	五五	一〇〇
教育	二八	三	一四九	一二	一三九	三五三
警察民警隊憲兵	一〇二	七〇	一四九	一二	一三九	三五三
其他	六二	一七	—	一六	—	一二〇
計	五六六	四五	二八	一、六〇八	一九	一、八七一

職業別歐洲人人口表　出所＝同前表

職業別	國籍及體性別	總計	地方別	安東	交趾支那	老撾	東京
農・漁・獵業	男 佛蘭西人	七五五		三四	七八九	一七三	七九
	男 外國人	二四		四	二	四四六	二
	女 佛蘭西人	八一七		一七	一七三	七九	四四六
	女 外國人	二四		四	二	四六三	一六
	計	一、七九九		六六	一、一六四	六二	九五
鑛業		三四		一	六七	一	一
製造工業		一〇二四		七三	一〇九七	六六	一
運輸業		六八		一	六一九	四	二
銀行業		二九		四	二	六	六二五
商業		一、一三		一五五	四〇〇	一二	三四七
公務		一、一三		一五五	四〇〇	一二	三四七
自由業		一三		一	一	一	一
家事使用人		一、一三		一五五	四〇〇	一二	三四七
無職		二九		一	一	一	一
計		六、二六一		五五九	一、四三一	四四九	一、九二三

四　出生・死亡數

印度支那全體の出生・死亡に關しては詳でないが、歐人及交趾支那に關しては左の如くである。

歐洲人出生・死亡數表　出所＝印度支那統計年鑑

種別			男	女	計
出生	兩親を歐洲人とするもの	男兒	四三	三六	七九
		女兒	三八	三一	六七
		計	八一	六七	一四八
	片親を土人とするもの	男兒	三八	三一	六九
		女兒	三五	二九	六四
		計	七三	六〇	一三三
	計	男兒	八一	六七	一四八
		女兒	七三	六〇	一三三
		計	一五四	一二七	二八一
死亡	子女	男	一一	一	一二
		女	八〇〇	一	八〇〇
		計	八一一	一	八一二
	計		一、二六五	一二七	一、三九二

（男女一―一一歲）

出所＝同前表

族別	男	女	契約數	家族	出國又は歸國者	計
出國者―						
安南原住民（ヌーベル・カレドニー）	二	一				一
東京原住民（ヌーベル・カレドニー）	九四五	一五五	八〇〇			八〇〇
計	九四七	一五六	八〇〇			八〇〇
一九三三計	七二五	一七九	八九四			八九四
一九三二計	二(1)	一(1)	二(1)			二(1)
歸國者―						
安南原住民	二六(2)	—	—			二六(2)
ヌーベル・カレドニー	二六九	五一	三一〇			三一〇
東京原住民（ヌーベル・カレドニー）	一三五	一四七	一四〇			一四〇
ヌーベル・エブリツデ	七一	三	一三五			一三五
太洋洲植民地	七一	二	九五			九五

一九三三　計	五〇一	一一〇	六一一	一五〇	七六一
一九三二　計	二、二二六	五三一	二、七四八	五六六	三、三一四

（註）(1)無契約にてヌーベル・カレドニーへ出國せる自由勞働者
(2)内一五名はヌーベル・カレドニーへ、他はヌーベル・エブリツヂへ出國す

支那人及其他の亞細亞外國人出入國者數表

出所Ⅱ同前表

年次及國別	入國 男	入國 女子	入國 計	出國 男	出國 女子	出國 計
一九三〇—						
安南 支那人	七五七	一二八	一、〇〇二	八八〇	一八六	一、三八四
安南 其他の亞細亞外人	一〇八	五	一一三	一一〇	六	一一六
安南 支那人以外の亞細亞外人	二、八八四	三〇一	三、一八五	二、八七九	五五一	三、四三〇
交趾支那 支那人	一、二六七	四五	一、三一二	一、〇八七	六九	一、一五六
交趾支那 其他の亞細亞外人	八二	四	八六	七二	二	七四
交趾支那 支那人以外の亞細亞外人	二三五	六	二四一	二一七	二	二一九
東京 支那人	一、三六一	一二八	一、四八九	一、二八〇	一八六	一、四六六
東京 其他の亞細亞外人	一二一	一	一二二	一一五	一	一一六
東京 支那人以外の亞細亞外人	二四三	一	二四四	二四五	一	二四六
計 支那人	二、三〇二	一六二	二、四六四	二、〇七〇	三五二	二、四二二
計 其他の亞細亞外人	一、一七一	五〇	一、二二一	一、〇四九	六四	一、一一三
計 支那人以外の亞細亞外人	二、六二一	三〇六	二、九二七	二、四九九	五五一	二、九五〇
一九三一—						
安南 支那人	一、三五二	二三〇	一、五八二	一、二八六	二四九	一、五三五
安南 其他の亞細亞外人	七八	五	八三	一〇	五	一五
交趾支那 支那人	一、〇七七	一四	一、〇九一	九八	六	一〇四
交趾支那 其他の亞細亞外人	五四〇	一四	五五四	六五二	九五〇	一、六〇二
交趾支那 支那人以外の亞細亞外人	二、〇〇八	三六	二、〇四四	一、九一二	二四四	二、一五六
東京 支那人	三、一〇八	二〇四	三、三一二	二、六七七	三〇七	二、九八四
東京 其他の亞細亞外人	一二九	二	一三一	一四四	三〇	一七四
東京 支那人以外の亞細亞外人	九〇九	四八	九五七	七四五	一六六	九一一
計 支那人	三、一〇八	二〇四	三、三一二	二、六七七	三〇七	二、九八四
計 其他の亞細亞外人	一二一	二	一二三	一四四	三〇	一七四
計 支那人以外の亞細亞外人	九〇九	四八	九五七	七四五	一六六	九一一
一九三二—						
安南 支那人	八四〇	二一九	一、〇五九	一、二四八	二八四	一、五三二
安南 其他の亞細亞外人	八〇	一	八一	一七	九八	二	一〇
安南 支那人以外の亞細亞外人	七、三六六	八、〇三九	五、四七一	二、〇五二	二、〇四八	四、一〇〇
交趾支那 支那人	一、〇九五	一四	一、一〇九	一、〇五七	一四	一、〇七一
交趾支那 其他の亞細亞外人	一、一七一	五〇	一、二二一	一、〇四九	六四	一、一一三
交趾支那 支那人以外の亞細亞外人	四八、三〇二	一、九二一	五〇、二二三	四八、七二〇	三、五三一	五二、二五一
東京 支那人	一、三五二	二三〇	一、五八二	一、二八六	二四九	一、五三五
東京 其他の亞細亞外人	七八	一〇	八八	五五	五	六〇
東京 支那人以外の亞細亞外人	一、〇七七	一四	一、〇九一	一、〇五七	一四	一、〇七一
計 支那人	三、一〇八	二〇四	三、三一二	二、六七七	三〇七	二、九八四
計 其他の亞細亞外人	一二九	二	一三一	一四四	三〇	一七四
計 支那人以外の亞細亞外人	九〇九	四八	九五七	七四五	一六六	九一一
一九三一—						
安南 支那人	八四〇	二一九	一、〇五九	一、二四八	二八四	一、五三二
安南 其他の亞細亞外人	八〇	一	八一	一七	九八	二	一〇
安南 支那人以外の亞細亞外人	七、三六六	八、〇三九	五、四七一	二、〇五二	二、〇四八	四、一〇〇
交趾支那 支那人	一、〇九五	一四	一、一〇九	一、〇五七	一四	一、〇七一
交趾支那 其他の亞細亞外人	一、一七一	五〇	一、二二一	一、〇四九	六四	一、一一三
交趾支那 支那人以外の亞細亞外人	四八、三〇二	一、九二一	五〇、二二三	四八、七二〇	三、五三一	五二、二五一
東京 支那人	一、三五二	二三〇	一、五八二	一、二八六	二四九	一、五三五
東京 其他の亞細亞外人	七八	一〇	八八	五五	五	六〇
東京 支那人以外の亞細亞外人	一、〇七七	一四	一、〇九一	一、〇五七	一四	一、〇七一
計 支那人	三、一〇八	二〇四	三、三一二	二、六七七	三〇七	二、九八四
計 其他の亞細亞外人	一二九	二	一三一	一四四	三〇	一七四
計 支那人以外の亞細亞外人	九〇九	四八	九五七	七四五	一六六	九一一
一九三三—						
東京 支那人	八、三一五	二、一四五	二、六八四	二、三四五	七九六五	二、三四七	一、三四三
東京 其他の亞細亞外人	一七九	一八	一九七	一四六	一〇	一五六
東京 支那人以外の亞細亞外人	一、〇四〇三	八、三五〇	三、三五二	七九七九	一、〇六四	一、三一四
計 支那人	一、四二二	一、一四四	二、五六六	二、三四七	一、三四三	三、六九〇
計 其他の亞細亞外人	一、一八二	一〇三	一、二八五	一、〇九二	七六	一、一六八
計 支那人以外の亞細亞外人	九、三六六	八、四〇九	一七、七七五	一〇、三五二	一、一三五	一一、四八七
交趾支那 支那人	一、二四五	一、一八二	二、四二七	一、二八六	二四九	一、五三五
交趾支那 其他の亞細亞外人	一、一七一	五〇	一、二二一	一、〇四九	六四	一、一一三
交趾支那 支那人以外の亞細亞外人	四八、三〇二	一、九二一	五〇、二二三	四八、七二〇	三、五三一	五二、二五一
東京 支那人	一、三五二	二三〇	一、五八二	一、二八六	二四九	一、五三五
東京 其他の亞細亞外人	七八	一〇	八八	五五	五	六〇
東京 支那人以外の亞細亞外人	一、〇七七	一四	一、〇九一	一、〇五七	一四	一、〇七一
計 支那人	三、一〇八	二〇四	三、三一二	二、六七七	三〇七	二、九八四
計 其他の亞細亞外人	一二九	二	一三一	一四四	三〇	一七四
計 支那人以外の亞細亞外人	九〇九	四八	九五七	七四五	一六六	九一一

（備考）本表交趾支那と表示せるもの、中には柬埔寨を、東京には老撾を含むが、但し此の包含されたる兩國の出入國者數は極く少數である。

國内人口移動—本稿に付ては「勞働の部—分布及移動の項」參照。

六　在留邦人人口

在留本邦人關係の人口は左表に示す如くであるが、その變動は昭和十年が前年に比し二五名の增加を示したのみで、それ迄は年々減少してゐる。尙左表に示された如く昭和五年以降五箇年間の民籍別增減を見れば、内地人は減少甚だしく、朝鮮人及臺灣籍民が反對に增加を示してゐる。以下昭和五年及同十年度の國勢調査の結果を比較表示する。

民籍及體性別在留本邦人人口表

出所Ⅱ在外本邦人職業別人口表

民籍別	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 計	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 計
内地人	一七九	一六七	三四六	一三一	一七	三九

朝鮮人	四〇	四四	八四	四六	五四
臺灣人	一一	三	一五	一四	三七
計	二三一	一七四	四〇五	一八二	三三〇

（備考）各年十月一日現在數である。

昭和十年度在留邦人中内地人の分布狀態は左の如くである。

地域別在留内地人人口表（昭和十年）出所Ⅱ同前表

地域別	男	女	計	前年對比增減
内地	三一	二四	五五	三
防河	一九	二六	四五	(一) 九
海其他の東京諸地方	五	一六	二一	一
安南北部	一七	八	二五	三
西貢	五〇	四三	九三	(一) 六
計	一二二	一一七	二三九	三

昭和十年に於ける内地人職業別人口は左の如くである。

職業別在留内地人人口表（昭和十年）出所Ⅱ前同表

職業別	人口	職業別	人口
農業	二	公務自由業	九
水産業	一	家事使用人	五四
鑛業	—	其他の有業者	二
工業	五	無業（主として家族）	八一
商業	七六	計	二三九
交通業	—		

住民・宗教

住民—宗教

一　住民

佛領印度支那には起源・習慣等を異にする多種多樣の種族が居住してゐるが、左に各被統治民族に就てその人種誌竝に風俗誌を略述する。

安南人　現在人口は佛領印度支那總人口の十分七以上に及び、被統治民族の内で最も大なる團體を形成してゐる。その居住地域は東京、安南、交趾支那等、南支那海沿岸の南北に亘る產業上重要なる地域であり、且つ各地の安南人は大體に於て共通の言語・習慣・宗教を有し、從て思想の傳播は比較的急速なる故、統治上佛國政府の最も關心を有する民族である。

安南人の起源に就ては十分に明かでないが、人種的にはモンゴリア型に屬してゐる。併し現代の安南人はタイ族、インドネシアン、支那人等との混合で、原始安南人の特色を備へてゐるものは寧ろ東京及北安南山地のムオン族であると稱されてゐる。體格は北部のものが南部のものに比し優れてゐるが、概して小柄で男は身長五尺二三寸、女は五尺以下、胸、手足共に細長く踝は突出してゐる。頭は短頭顏で、顏は平たく幅廣く、額は高く闊く、頬骨は突出し、眼は蒙古式、鼻は幅廣く鼻梁は通つてゐない。頭髮は束にして頭上に卷き、その上に鉢卷樣の布を卷き付けてゐる。但し安南と交趾支那の女子は之を使用しない。服裝は男はだぶ〳〵の袴の上に、袖細く腋に襞を付けた前釦の上衣を着け、女は男に比し更にだぶ〳〵の袴と細長い上衣を着け耳飾、頭飾等を用ひ且つ大きな笠又は薄布を被る。衣服の地色は、北部では柿色、南部では紺色が愛用される。尙履物は市中に於てのみ革製又は木製のものを用ふるが普通は跣足である。家屋は竹と椰子の葉を用ひ、多くは床がない。但し上流の家屋は瓦や煉瓦の支那風建築である。食物は米を主食物、野菜、魚、豚、雞等を副食物とし、調味料として魚油に米、鹽等を混じて調製せるニョクマム（鱸鰻）を用ひる。新年その他の祭日に用ひられるマンルイ昧

喈は特に美味として珍重される。

言語は單綴語で、語詞の排列は主語、動詞、被支配格の順序に依る。而して言語學的には安南語はタイ語族とモン・クメール語族との中間にあるものとされてゐるが支那語に影響を受けてゐる點が甚だ多い。文字も支那文化の影響に依り早くより漢字が用ひられ、從て古文獻は殆ど全て漢文である。尤も十三・四世紀頃、安南俗字として字喃（チュノム）が案出されたが、字喃を用ひた文獻は餘り發見されてゐない。十七世紀になつて加特力敎宣敎師が渡來して以來宣敎師等は安南語のラテン綴を用ひたが、佛國政府當局は之を所謂「國語」として採用し公式に漢字廢止を斷行した。從て現在では安南語の書籍、新聞雜誌等は全て「國語」が用ひられてゐる。但し相當年配のものは勿論漢字を解する。

安南人は質素勤勉、一般に敎育を尊び、凡ての社會を通じて讀書、詩賦、音樂の趣味深く、上流のものは可なりに發達せる藝術的情操を有し、且つ祭禮を重んずるが、舊習に對しては必ずしも墨守する態度をとらない。十五・六世紀、民族膨張の最高潮にあつた安南人は性來の剛毅に、支那人の執著なる性質を加へた優秀民族であつたもので、今日でも訓練すれば立派な兵士となる能力を十分に藏してゐるといふ。不良なる方面では詐り多く、經濟觀念に乏しく且つ賭博を好む。尙男女共に、喫煙しベテル（蒟醬）を噛み、阿片を吸ひ且つ齒を黑く染めるが、此の染齒の風俗は所謂「おはぐろ」とは異り單に齒の保健のためであるといふ。

二千餘年に亘る支那文化の影響に依り、冠婚葬祭は殆ど支那的であり、宗敎も儒敎、佛敎、道敎等が竝び行はれてゐる。然し一般的に云へば、安南人の宗敎生活の基礎は祖先崇拜、靈魂崇拜等にあるといふことが出來る。從て傳說的人物、生物、物體、自然現象等にして安南人の靈物視するものは無數にあり、動生物中では虎が崇拜されてゐる。尙、公私の神祇を祭る社寺祠殿には亭・墩・廚・廟・殿・靖等がある。亭は謂はば村の鎭守で各村の守神護が祭られてゐるが、亭は同時に村の共同集會所でもあつて、村の長老たるノタープルの集會が行はれる。嚴格なる家族制度と村落生活が社會組織の基礎をなす安南人の社會生活を理解するために、亭の研究は重要なる主題と稱すべきである。厨は佛敎寺院であり、壜及廟は住民の傳統的恩人たる神又は人物を祭り或は土地神、農業神を祭る祠殿である。殿及靖は共に古き巫覡道の諸位を祭る祠殿で、之を司るものは婆童（女）・翁童（男）と稱し、一般下級社會に相當の勢力を有してゐる。

東埔寨人　卽ちクメール族は往時東埔寨を征服した印度軍と土著民族との混血種族で其の後追々勢力を張り、現在の暹羅、老撾、東埔寨、交趾支那一帶に及んだが、その後、タイ族、安南族との不斷の爭鬪の爲に疲弊し、遂に其の體力天才とを共に失ひ、現在の東埔寨人は其の退化した子孫に過ぎず、現在では既に救ふべからざる狀態にあると稱することが出來る。

東埔寨では現在支那人、暹羅人、安南人、馬來人との混血兒が多く純粹のクメール型を見ることを得ないが、純粹のクメール人の體格は丈高く、肩幅廣く筋骨亦逞しい。手足は歐人に比し小さく、指は細く爪は硬い。一般に眞直になつて歩く習慣がある。皮膚は青銅色、頭は短頭顱、頭蓋の內容は小さく、額は長廣く、鼻は扁平で、頭髮は黑く硬く男女共に短く散髮してゐる。眼は黑く眥は斜ならず、頰骨は突出し、唇は厚く、齒は丈夫で白い。顏面は小さく横顏はアリアン族の樣に平たい。男は腕腿に文身をして居るものが多い。

男の衣服は小さな猿股樣のものゝ上に、サンポと稱する絹又は木綿の腰卷樣のものを纏ふ。之は四角な布で腰の周圍に捲きつけ前に合せた兩端を採つて股をくゞらせ背後で帶の間に挾む。帶には立派な專用のものゝ外手拭等用の極く粗末なもの等色々な種類がある。これ以外には別に衣服といふべきものはないが、涼しい時や儀式の時には白い短い絹か木綿製の上衣を着る。一般に跣足、裸頭であるが、上流の人は外出の時に限り草履樣のものを履く。女は男同樣サンポーを着るが、胸には肩掛樣のものをつける。上流になると其の他に小さい短かい絹か或はビロードの上衣を着る。

家は木又は竹で造り、多くは五尺位の高い杭の上に建て、屋根は茅や椰子の葉で葺き、床板は多くは竹の格子を用ふ。部屋は椰子の葉か板又は竹の格子で區別し、上流になると屋根のある廊下でつないだ二棟に分れ、床・天井・壁等の木組も堅木を用ひてゐる。時には屋根を瓦で葺き、周圍に庭等を造つてゐるのもある。東埔寨人は一般に花を好み、庭がない時は植木鉢等で家を飾つてゐる。床の高いことは風通しよく、濕氣を避け蟲、蛇、獸等の襲撃を防ぎ且つ水害をも避けることが出來る。水害多き地方では筏の上に家を建てる處もある。

主なる食物は米、魚、芭蕉實及種々の野菜等である。一般に粗食で、從來獸肉、酒は殆ど嗜まなかつたが、上流は追々と支那人や安南人の複雜な料理を好み、酒も下層社會に迄廣がる樣になつた。食事は右手の指で辨じ箸を用ひない。食後には口と手を洗ふ習慣がある。

一般に清潔を好み、溫和で忍耐力が强く、親切で慈善心が深い。性質は一般に快活で、協同心に富み、音樂や遊び事が好きである。質朴で物を信じ易く好奇心は餘り持たぬ樣である。骨の折れる仕事を嫌ひ其の日暮しで滿足してゐる。男女共に煙草をふかし、子供の時からベテルを噛み、阿片も追々用ひる樣になつた。法律では一夫多妻を認め妾は十人迄はよいとされてゐるが、一般には一夫一婦で貞節は非常によく守られて居る。一夫多妻の場合でも第一夫人が主婦、他はこれに隷屬する習慣が堅く守られて居る。男子は十八歲乃至二十歲にて結婚するのが普通で、然らざるときは僧侶でない限り世間から輕蔑される。女子は十歲乃至十二歲で生理的に妙齡に達し十五歲から十六歲で結婚する。子供は一般に八歲迄裸で育てられ、男兒は八歲で學校に入れるが、女兒の敎育は疎かにされ、家事敎育の外は音樂や舞踊を敎へるのみである。死者に對しては火葬の習慣がある。宗敎としては、婆羅門敎と佛敎とが行はれてゐるが、最初婆羅門敎であつたものが、次第に佛敎に改宗し來つたものと認められる。但し朝廷に於ける諸儀式は依然として婆羅門敎的であるといふ。寺院は村落到る處に見受けられ、沙門は一般に尊敬せられること暹羅に於けると同樣である。尙、一般人民には靈魂崇拜が洽く行はれてゐる。

タイ族　佛領印度支那のタイ族の代表的種族はスチュントランの上流、メーコン河の溪谷地方一帶に占居してゐる老撾人である。老撾人以外で、佛領印度支那に占居するタイ族には紅河、黑河等の流域地方の白タイ、黑タイ、東京高原地方のニュン、ヂヤイ、ニヤン等、及び老撾高原地方のユヌ、リン等がある。白タイの內東京の上部及中部を占めて、早くより安南人の影響を受けたものを、特に土人トーと稱する。尙タイ族は種別多く、且その分布も極めて廣汎で、佛領印度支那以外に支那南部、海南島、暹羅、緬甸等に相當大なる團體を形成してゐる。卽ちメナム河流域の暹羅人、雲南省南部及緬甸のシヤン人、廣東、廣西兩省の狆家、廣西省の儂人等は何れもタイ族である。

タイ族の起源は未だ不明であるが、西紀前一世紀頃アイラオスと稱して今の老撾と雲南とに占居してゐた種族が、次第に勢力を增して周圍を征服し、西紀七―八世紀頃に全盛を極め、北は西藏、西は印度のマダガ王國、東は東京、廣西、南は東埔寨、緬甸等に境を接するに至り、特に緬甸の北のピアオス王國を征服して其の住民を東京、廣西地方に追つて今日のムオン、ニヤン兩族の起源をなさしめた。然しアイラオスはその後有勢なる支那南宋軍に追はれてメーコン河及びメナム河の流域地方に遁入するに至つたが、メーナム河流域に遁入せるものが今日の暹羅人の起源となり、メーコン河流域に遁入せるものが今日の老撾人の起源となつたと稱されてゐる。

タイ族の代表的種族たる老撾人は身長概して中位にて約五尺二三寸、皮膚は青銅色で顏は平たく且廣く出張り、鼻の根元は凹み眉は突出し眼は引きつゝてゐる。服裝は男はサンポーと袈裟樣のもの、女は刺繡せる下裳と胸を斜に掩ふ肩掛を用ふる。家屋は多くは竹で五尺位の杭の上に建て、屋根は藁又は竹にて葺き、上部は尖り底部は反つてゐる。食物は米を主食とし、乾鹽魚又は鮮魚と稀に野菜を食する。クメル人と同樣に食事には指を用ひる。尙男女共にベテルを噛み且喫煙する。

老撾人は性質溫和且快活で、祭事・音樂・舞踊・其他種々の賭事を好む。水田や畑の耕作は主として女の仕事で、男は特に狩獵及漁撈を得意とする。宗敎は佛敎であるが多少婆羅門敎の影響を受けてゐる。然し一般的に云つて、老撾人の信仰は低級なる精靈崇拜に存すると見るのが妥當である。

タイ族は前述の如く廣汎なる地域に亘つて分布してゐるが、言語は比較的地方的の變化がない。然し言語學的には大別して北方系と南方系に分たれ老撾語は暹羅語と共に南方系に屬するものの如くである。老撾語の單語は單綴語であるが、支那語と同樣に同一單語でも調子が異るに應じてその意味も異り且つ品詞的區分も不明確である。

チヤム族　チヤム族はインドネシアン系種族で、曾ては現在の安南、交趾支那等一帶に亘つて林邑或は占城といふ强國を建設したが、現在では殆どその跡を絶ち、安南のファンラン地方ビンチュアン州、東埔寨の東南部等に散在するのみである。卽ちチヤム族は現在では數も少なく、部落も他の民族の中に混入して、安南、交趾支那、東埔寨等の山岳地方に散在して樵や獵を事としてゐるが、身長は平均五尺五寸以上、顏貌、骨骼等は印度人に相似してゐる。服裝は特に女は踝まで垂れ下る腰卷様のものを腰に捲き、その上に膝の下までくる上衣を着てゐる。家屋は木と竹で杭の上に建てられる。言語は多綴語で文字は梵字の影響を受けてゐる。宗教は早くより婆羅門教及佛教を信奉し、今日でも多くの宗教的遺蹟を殘してゐる。

ムオン族　東京及北部安南の山岳地帶の低地に居住するモンゴリア型の種族で、その外貌は安南人に相似し、且つ安南人よりも頑健であり、言語は安南語の地方語に屬する。從て原始安南人の特色は寧ろ此の種族に存すると稱されてゐる。ムオン族の社會組織は極めて特色あるもので、カンランと稱する世襲酋長の絶對的權力下に統制されてゐる。體格は中等、主として農耕を營むが、性質は狡猾不正直で、支那人盜賊團の手先となり、安南人、老撾人等を襲ふ好もしからざる種族である。

ヤオ族　支那人の所謂猺で、種々異つた時代に支那南部から遁入し來つて現在では東京及老撾の高原地方に居住してゐる。ヤオ族の內にはタイ語の地方語を用ふるもの、或は支那語の地方語を用ふるもの等があるが、何れも共通の風習を持つモンゴリア型種族で、家屋は木造の極めて粗末なる小屋で且つ住所は一定せず狩獵を事としてゐる。ヤオ族の間では犬の肉は絶對に禁忌であり、衣服にも多く犬の紋樣が用ひられてゐるが、之は盤瓠の傳說を忠實に傳承せるものであるといふ。

メオ族　支那人の所謂苗族で、印度支那に於ては東京の高地地方、ヤオ族よりも遙かに標高の高い山地に住む種族である。南部支那が中心占據地であるが、幾世紀かの間に漸次平和的に此の方面に移住して來たもので、身長は小柄ながら體格は頑健である。種類には白苗・紅苗・黑苗・花苗等があるが、之は主として服裝に依る區分で體格には大差がない。

インドネシアン　支那國境から交趾支那、東埔寨に至る山脈及高原地帶に住する半未開種族で、安南語でマン（蕃）或はモイ（昧）、東埔寨語でスチエン、或はプノン、老撾語でカー、緬甸語でカレンと稱されてゐる。然して一言にモイ族と稱するも、その中には大分差別が存するが、最も主要なる種族はヂヤライ、バーナル、ラーデ、スチヤン、ボロヴアン等である。概して身長高く平均五尺四寸以上、頑健且つ豪膽にして狩獵を業とする。食物は下等な米が主で又之で酒を造る。特に衣服と稱するものなく男は褌女は腰卷であるが、中には固有の服裝を有し、銀銅製の耳環蓄髮をつけるものもある。狩獵には弩弓を用ふるが、矢は毒矢である。此の毒は大戟科植物の浸出汁を煮つめて之を軟膏狀にせる相當强力なものであるといふ。部落には首長があり舊慣は極めて嚴格に守られてゐる。而して「人口の部」にも明かなる如く所謂モイ族は安南に於て最も多く六十萬以上と推定されてゐるが、佛蘭西政府當局はモイ族の同化政策に就ては種々施すところあり、卽ち酋長の專制を禁じ奴隸制度を排し、所有權に就てその觀念を確立すると共に元總督パスキエ氏の意見書に基き定住耕作、商品掠奪的行商人主として舊トクレ人からモイ族を保護するための市場創設及行商人檢查、山地道路建設にモイ族を勞働者及護衞兵として使役すること等を實施してゐる。

ミンフオン　支那人と安南人との混血種たるミンフオンの風俗習慣等は支那人と全く同樣であるが法律的には交趾支那、安南、東埔寨等何れに於ても安南人に準ずべきものとされてゐる。

二　宗教

佛領印度支那に於ける土人宗教に就ては「住民」の項で安南人、東埔寨人、老撾人等主なる被統治民族の宗教生活に就て若干觸れるところがあつたが、之を總體的に見れば、佛領印度支那に於ける宗教は極めて雜多の色彩を示し而も之等の宗教の何れも未だその發達の最後的段階にまで達してゐないと云ふことが出來る。而して吾人は印度支那に於ける主なる宗教的系統として大體左の八種を擧げることが出來るであらう。

アニミスム―所謂靈魂崇拜であつて諸民族の宗教生活の基礎であり、その發生は諸民族の發生と共に古いと云ふことが出來る。尙安南人の社會に於ける祖先崇拜及所謂道教は卽ちアニミスムに外ならない。

ナチユリスム―卽ち自然崇拜であり日月星辰崇拜であつて、之に屬する季節的祭事は極めて多い。安南人の天地崇拜は正に此の代表的形體であつてナチユリスム的祭事の主宰者が古來より安南王自身であつたことは安南人の國民精神、國家主義を涵養するに十分であつたものゝ如くである。

マジー―所謂古き巫覡道であつて發達を異にする諸民族間に於ては夫々發現の形式を異にしてゐるが、安南人の社會に於てもその主宰者は特に下級社會に於て相當の勢力を有してゐる。

儒教卽ち孔子教―主として安南人社會に於ける一般的道德生活の基準として古くより認められてゐるが、之とても前述のナチユリスム乃至アニミスムと混淆せる點が多分に認められる。

佛教―東埔寨人及老撾人の社會に於ては婆羅門教に次いで古くより印度から直接傳えられた關はば公教であつて精神的道德的生活の基礎をなして居り數多の寺院が存在する。之に反して安南の佛教は支那から傳へられた所謂マハヤナ佛教で、過去に於て之に歸化してその保護政策をとつた王者もあつたに拘らず安南人の社會に於ては餘り弘く傳播してゐるとは認め難い。

婆羅門教―西曆十三世紀乃至十五世紀以來東埔寨、老撾及當時現在の安南々部地方に印度よりの植民者たるチヤム族の建國せるチヤンパ卽ち林邑（占城）に弘く傳播してゐた。チヤム族滅亡と共に安南々部に於ては消滅して現在では僅かに婆羅門教的遺跡を見るのみであるが、老撾に於ては現在も尙佛教に相當するだけの勢力を有し、又東埔寨に於ても王朝は純然たる婆羅門教であり東埔寨王は卽ちブラーマであると云ふことが出來る。

回教―西紀十一世紀頃アラビア人の航海者、貿易業者達に依てチヤンパに齎らされたが、チヤム族の滅亡と共に消滅し且つ東埔寨に移住せるチヤム族の間に於ても全く婆羅門教に同化してしまつた。勿論過去のチヤム族の住地々方には若干の遺蹟を見ることが出來る。

カトリック教卽ち基督舊教―十七世紀以來印度支那に布教せられ、現在に於ては左表の如き概勢を示してゐるが、特にその所謂ミッション的活動にては、社會教育・衞生等に於て佛國政府とは獨立且つ一步を先んじて古き地盤を有し、時にその絕大なる勢力は公共團體も財政機關も印度支那政府當局さへも及ばざる狀況にある。尙過去に於ける宣教師の個々の活動に於て文化的業績の著しきものがあつたことを十分に認めることが出來る。

加特力教概勢表（一九二九年）　出所＝印度支那統計年鑑

教區	司祭職所在地	教徒	司祭	土人修道士	修道尼	神學生	受洗兒童數	學林生徒數
東京 東部	海防	九二、〇〇〇	三一	四〇	四	二六	五、二一四	一、〇二五
東京 北部	バクニン	四四、〇〇〇	三一	一四四	五六	六二	一、九九九	一五一
東京 中部	南定	三一七、〇〇〇	二五	一四一	四六〇	二五	六三三	一、〇一〇
東京 西部	河内	一六三、〇〇〇	三五	三四七	三〇三	二五	四六三	五、三二一
東京 南部	ヴィン	一四四、〇〇〇	二七	一四一	一五一	一三一	六、五五八	二六
東京 高地	ファンラオ	四五、〇一〇	二四	二八	七四	一	四二	一、七二一
東京 沿海	ファトディエン	三一、〇〇〇	三四	一三〇	三一七	一	一八五	六、一二六
交趾支那 東部	キノン	七三、〇〇〇	五〇	八五	一五三	五	三三六	二、九〇一
交趾支那 西部	西貢	九二、〇〇〇	三一	一〇〇	二〇六	七六	一、一三一	三、九九九
交趾支那 北部	順化	七三、〇〇〇	二九	九九	一三七	六一	五六八	二、四四〇
東埔寨	プノンペン	六〇、〇〇〇	三五	七二	一五二	一七	四〇二	三、三六二
計		一、二五五、〇〇〇	三七	一、一三一	二、一三一	一三七	三、九八八	二五、一七七

カオ・ダイ教―以上の宗教の外に、一九二六年末以來、交趾支那タイニンを中心にカオ・ダイ教（Cao-daisne）なる新宗教の發生せることに注目すべき

である。同教は元來佛國のレヂオン・ドヌール勳章授領者たる安南人 La-Van-Trung が佛、耶、道、儒各教を綜合統一する世界的宗教を標榜して創唱せるもので現在信徒數は五十萬乃至六十萬と稱せられる。主として交趾支那、東埔寨等の農村地方に隱然たる勢力を有するが、その組織に於て多分に政治的色彩を呈し且反佛的國民運動、特にコムミユニスムの傳播に重大なる關係を有する傾向にありとして政府當局は嚴重警戒をなしてゐると傳へられる。同教の主神たるカオ・ダイは最高神にして、之に老子、孔子、佛陀、耶蘇等が副神として祀られる。カオ・ダイの神像は巨大な眼で周圍を雲形模様で圍み、神意天啓の傳達は靈媒による。此の靈媒は身體の清淨と愛他主義を表象して菜食を實行してゐるのが特徴である。然し此の靈媒は自己の地位を利用して前述の反佛的國民主義的思想を民衆に傳播するものとして政府當局は之を禁止せんとしてゐる。カオ・ダイ教の完全なる名稱は dai dho tam ky phổ độ 卽ち「東洋に於ける神の第三の恩惠」と稱し、神の禮拜と靈魂の崇拜を根本教理とし、家族及び個人の義務、物質的富の輕視、寬容の德、動植物の愛護を說き、他方來世のインカネーションに依る安心立命、東西の融和、及び狹隘なる種族的民族的感情の打破を祈ることを教へてゐる。カオ・ダイ教には告白、或は告知等の宗教的儀式なく、唯祭壇の前で祈禱をなすのみである。祭壇には前述の如き各種の神體が祀られてゐるのであつて、卽ち最上段にカクヤ・ムニ、老子、孔子、次に三副神、第三段に耶蘇、第四段に各種の守神を祀る。此の守神は法、工、農、兵、典禮、教育、外務、內務、財政の九神で謂はゞ宗教的宰相である。尙同教は民衆の信心を得るために、奇蹟、神癒、按手、豫言等を行ひ且信者をして獻金をなさしめてゐるが、他方學林、工廠、印刷工場、農園等をも所有して相當の勢力を得て居る。

教育

總說—教育行政—教育費—教育機關—統計

一　總說

概要　佛領以前の印度支那の教育狀態は、東京、安南、交趾支那等安南人の居住する地域に於ては概ね古風な土人學堂で僧侶、退職官吏等に依て施されて居たが、勿論正則な教育法ではなかつた。又柬埔寨に於ては字母及固有の文字を具有する獨特の國語があり、宗教上の習慣に依て讀書に對する教育は先づ一般に普及され、學事は之亦主として寺院にて僧侶が授けるのを普通としたが、老擧では殆ど認め得るものが無い狀態であつた。從つて教育は一般に普及されず、佛領後漸次整備せる歐式教育法が實施せられるに至つても懶惰性を有する土民間には進んで教育を受けんとする者も少く、今日に於ても近代的教養を有する者は極く一部の靑少年に止まり一般土民は殆ど教育の恩惠に浴してゐないと云ふことが出來る。

併し近年政府の努力に依り各種學校が增設せられ且つ教育實施機關の體形も整備し、舊套を破り新しき力を以て年々發達しつゝある。卽ち總體的に見れば、一九三〇年當時の土人各種小學校數は官立四、八九一校（內、全科三九五校、別科二、八二〇校、準備科一、六七六校）、私立五六九校で、合計五、四六〇校であつたものが、一九三四年には官立八、四九八校（內、全科四〇七校、別科二、五九二校、準備科五、四九九校）、私立一、〇七二校、合計九、五七〇校と增加し、生徒數も三五五、一八一名より四二二、九七三名と激增を示してゐる。地方的に見るも、一九三〇年以後四箇年間に官私立小學校合計にて、安南四七八校、柬埔寨二、七五六校、交趾支那一八七校、老撾三九六校及東京二九三校の增加で、殊に柬埔寨は僅か一二四校より二、七五六校に、老撾は八一校より四七七校に增加される等邊境地の躍進には著しいものがある。

尙政府は對土人教育策として安南語に對し羅馬字綴字法を創案し、之を國語（Quốc-ngữ）と稱し佛語教育の反面に難解なる安南文字をして佛文字に接近せしめつゝある。本國語は現在高等程度の學校に廣く應用され、新聞・雜誌等にも多く利用されてゐる。

學制　官立教育機關を普通教育と實業教育とに分ち、更に收容生徒の種類に依り佛人學校と佛土人學校とに區別す。卽ち普通教育に於て佛人學校は第一級學校として尋常小學校、第二級學校として高等小學校及中學校とより成り、佛土人學校は第一級として各種小學校（準備科、別科及全科）、第二級として高等小學校及地方中等學校、第三級として高等專門學校が設けられ、實業學校は第一級として徒弟、家事、工藝基礎教育に從事する諸學校、第二級として中等實業學校より構成されてゐる。學齡は佛人は滿六歲とし義務教育制を採用し、土人は滿七歲と規定せられてゐる。

佛人尋常小學校教師は佛人に限られ、佛土人第一級學校長は原則として之亦佛人とされてゐる。

各上級學校への入學は左の順序を以て、夫々資格所持者に許可される。卽ち尋常小學校卒業證書獲得者は高等小學校へ、高等小學校卒業免狀所持者は中等學校へ、而して高等教育へ進み得る者は原則として中等教育を終了しBaccalauréat（大學及同程度の學校入學資格者の稱號）たるの資格所持者に限られてゐるが、高等小學校卒業者も亦若干年間の制限付で入學試驗を經て入學を許可せられる。尙全科小學校卒業者は大體一定せる條件を以て民間會社の採用資格を得る外、別科・準備科等の職員となることを得、更に高等小學校の卒業者は全科小學校職員又は理事廳・裁判所書記等の就職資格を獲得し、殊に柬埔寨及老撾では更に廣く登用の門が開けてゐる。各學校の教育年限は後說教育實施機關の各項に於て記述す。

二　教育行政

印度支那教育制度の現行基本法は、初等・中等普通教育及實業教育に關しては、一九一七年一二月二一日及一九二一年六月二〇日附總督令、高等專門教育に關しては一九一八年一二月二五日及一九二一年一一月九日附總督令であつて、爾來數次の改正增補を經て今日に至つたものである。印度支那教育行政の中央機關としては印度支那教育局があり、大統領令に依り任命せらるゝ局長を置く。教育局長は官私立總ての教育機關の監督行政に直接關與する外高等諸學校、中等學校及實業學校を直轄し總督を補佐してゐる。右以外の教育機關卽ち官私立佛人及佛土人の學校何れを問はず別科、全科小學校、高等小學校及初等實業教育に就ては總て地方行政長官が權限を握つてゐる。

中央教育行政組織—前記教育局は秘書課の外四課より成り、各課の擔當事務は左の通りである。

第一課　高等教育—大學の統制
第二課　初等・中等公私立學校の統制—人事
第三課　會計
第四課　學術・技藝專門機關の統轄

外に教育局長附、文科及科學科視學各一名宛あり、各々委任命令に基き小・中等教育機關の監督に當り、其他の特殊學校、卽ち師範學校は高等師範學校長、實業學校及美術學校は局長の申告に依り總督の許可せる技術學校長又は特別任命の教授が之に當り、夫々局長を補佐してゐる。專屬諮問機關としては印度支那教育諮問會議があり、議長を教育局長とし、議員は聯邦各國の代表行政官各一名、視學、極東佛蘭西學院々長の外二十二名、書記一名を以て編成され、教育の普及發展に關する總ての事項を審議してゐる。此の會議には議長を部長とし、議員十名及書記一名より成る常置部がある外、教育會議管理常置委員會が設置されてゐる。

地方教育行政の組織—印度支那教育行政の地方機關として各地方長官の權限下に地方教育課を置き、地方教育課長は技術關係に於て教育局長の監督を受け管內各種學校を監理する。尙東京には教育課直屬の視學一名及佛土人小學校に對し河內、海防及各州に視學部を置く。交趾支那には同じく課直屬の視學一名あり、安南、柬埔寨及老撾には土人王朝政府內に文部或は教育關係の部局を置き、主として土人間の傳統的教育に對する監督指導を爲してゐる。特に柬埔寨に於ては更に佛土小學教育に對し、(1)カンボ、タケオ、(2)バッタンバン、シエムレアプ、プルサト、(3)カンダール、コンポンスプー、コムポンチュナン、(4)コムポンチアン、クラチエ、スチエントラン、(5)ソアイリエン、プレイベンの五區を設け各區に一名の視學を置いてゐる。

三　教育費

印度支那の教育費は左の系統を以て支辨せられる。卽ち河内大學、アルベール・サロー、シヤスループ・ローバ及ダラト各中學關係の費用は總豫算より、其の他の中等學校、高等小學校及實業學校は地方豫算より支辨し、各小學校は市町村豫算の負擔であるが、特に地方豫算より補助金を受けてゐる。

左に一九三五年度教育費內譯及連年總額の比較を示す。

費目別教育費及總額表（一九三五年）　單位＝千比弗
出所＝印度支那統計年鑑

費目	總豫算	地方・州・町村豫算支辨			計
		支辨	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	
行政部費	人件費	六八	二三	二七	六一	一四	五六	二四九
	物件費	三三	一	三	八	一	四	五八
高等教育費	人件費	三五						三五
	物件費	三九						三九
中學教育費	人件費	八二	三四二		七三三	二〇	四八四	二二八四
	物件費	二〇	三二		一五九	二	七一	三八四
初等教育費	地方豫算 人件費				一六三	一四	七四	一四五七
	物件費				三四九		三	五四
	町村豫算 人件費		三九五		一九二	一四	一、六三三	五、三〇五
	物件費		五二		一一七		四五	二六四
實業教育費	人件費	五八	三七	九七	一四〇	一八	七九	四二九
	物件費	七	二八	一六	六〇	三	一七	一三一
給費扶助手當	總・地方豫算	四四	三六	一九	六〇	一八	四二	二〇九
	州・町村豫算		五	一〇	三七		大	五八
一九三五計	人件費	一、二六三	一、二五二	六三二	四、三六八	二一五	二、三二九	一〇〇四九
	物件費其他	二四二	一二四	一二九	五五六	二八	一八八	一、一九七
一九三四計		一、六九二	一、二六八	八三三	四、一〇八	三三〇	二、四八〇	一〇、七二一
一九三三計		一、八三四	一、三八六	九一二	五、〇六五	三七七	二、六八八	一二、八二一
一九三二計		二、三九五	一、六五九	九九一	四、九七三	四一四	二、九九一	一三、四二三
一九三一計		三、二四〇	一、七八五	九五三	五、四三六	四〇四	二、八八三	一四、六〇一

四　教育機關

官私立の佛人各級學校及佛土人各級小學校、實業學校、高等專門學校、外に土人特殊教育機關として各種法律政治學校等がある。

官立教育機關　佛人教育機關―初等教育及中等教育よりなり、佛本國教育制度に則る。初等教育は尋常小學校に於て授けられ、中等學校には高等小學校及中學校の二種がある。

尋常小學校―男子、女子及混合の三種あり佛人子弟のみを入學せしめてゐる。各主要都市に設立され、佛人としての初等基礎教育の外高等小學校及中學校への入學に必要なる學科を授けてゐる。その大部分は中學校及高等小學校に附屬されてゐる。課程は豫備科一箇年、初級、中級、上級各二箇年、七年制で、科目は修身、公民科、讀法及書法、佛蘭西語、算術、幾何、歷史及地理、理科、圖畫、唱歌、手工、裁縫（女子）、體操、軍事教練（男子）等である。又佛語不理解兒童に對する準備科も設置されてゐる外、特に西貢所在のジャン・シモン校では特にタミール語以外を解しない印度人子弟の教育も施行してゐる。

高等小學校―男子校、女子校及混合校各々二校、計六校あり、內東京三校、交趾支那（西貢）二校、東埔寨（プノンペン）一校である。兒童は原則として佛人子弟に限られてゐるが、補缺の名義を以て土人子弟の入學を許可し、一學級の兒童定員は三十人以內とされてゐる。高等小學卒業資格及特に小學校教育修了證書獲得希望者に對しても教育を授けてゐる。教育年限は三箇年である。尙特別科目として商工業科、又男女子を通じて教員志望者の爲に師範科を置いてゐる學校がある。

中學校―河內にアルベール・サロー中學校、西貢にシヤスループ・ローバ中學校、安南ダラトにダラト中學校の三校があり總て總督府の直轄である。學生として佛人及安南人男女子弟を收容し大學入學資格獲得に必要なる學力を授く。課程は大體初等科、中等科第一期及第二期に分れてゐる。河內中學は豫備科（入學制限年齡滿九歲未滿）、初等科（同十歲未滿）三年、中等科は第一期（同十三歲未滿）四年、第二期（同十八歲未滿）二年、最後の一年は數學及哲學科（同二十歲未滿）となつてゐる。各校共に課目は佛蘭西語の外、外國語特に支那語の書方及會話を必修とし、歷史、地理、數學、博物、物理化學、哲學、圖畫等である。尙印度支那及亞細亞關係の地理は本國中學校に比し更に嚴重に課してゐる。

佛土人教育機關　佛人教育機關と同樣初等及中等教育より成り、佛本國教育法に印度支那地方教育法が加味されてゐる。中等教育は大體佛人の夫と組織を同じうしてゐるが、初等教育は若干趣を異にし全科及別科小學校、未開人小學校、就學準備教育所等の特別施設がある。

土人尋常小學校―幼稚科、準備科、尋常科、中等尋常科及高等尋常科の五課程より成り、右の全課程を揃ふる小學校を全科小學校竝に初の二課乃至三課に限られるものを別科小學校と稱す。課目は安南語を以て讀法、書法、計數、德育及體育等を授けてゐる。尙田舍に於ては農業上の教育をも賦與してゐる。用語は土語を用ひてゐるが、佛語教育は隨意科とし一週に四時間乃至九時間を行ふ。

未開人教育所―交趾支那に於ては東埔寨人及モイ族、北部安南及高地東京ではトー、タイ、マン、ムオン、メオ、ヌン族の兒童を收容し、主として讀法、書法及計算法を授け、外に德育をも實施してゐる學校がある。東京には全科三校、別科一八一校、準備科のみのもの五九校が所在し、一九三四年度の兒童數は一四、五〇〇人、內トー族六、一〇〇人、ヌン族一、一〇〇人、ムオン、マン及メオ族三〇〇人、安南人四、七〇〇人で、殘部は其他の種族である。交趾支那の東埔寨人教育所は安南人教育法に準じ、クメール語を以て授業し、一七校あり六三七人を收容してゐる。未開人教育所は安南では山地諸州に設置され、東埔寨に所在のものは安南の該教育に準じ、特に安南人教育も附屬されてゐる。老撾では四六四人の兒童を收容してゐる。

就學準備教育所―各地方僻邊の地に設けられ、一九〇六年安南王令及一九一一年東埔寨王令に依て體系づけられ、村落の責任管理で行政官廳及教育課の二重監督を受ける。經費は町村に於て負擔する。本教育所は安南語が使用されてゐるにも不拘最も教育上閉却されてゐる地方住民を收容する設備で、一九三四年には、東京に一、〇七九校、交趾支那二八二校、安南一、〇二三校、東埔寨及老撾三、一一六校（一九三三年は東埔寨二、六五〇校、老撾二六二校）であつた。本教育には舊式な寺院教育が含まれてゐる。

佛土人教育―佛蘭西語を以て授業せられ、一般に小學課、高等小學課及中學課の三要素よりなる學校にて教育を受ける。

小學課は別科小學校の修了兒童を收容し、就學年限を三年とす。最初の一年は初級とし、余の二年を中級科初期及後期に分つ。高等小學課は四年で小學教員を養成する師範科が附屬されてゐる。尙一九三三年に後掲中學校に高等小學校程度の商業課が設立せられた。女子校は河內、順化及西貢の三校がある。中學校は三年制で、河內に保護領中學校、西貢にペトリュ・キー中學校の外、一九三五年プノンペンに佛人及クメール人の爲にシヅワット中學校が新設された。尙中學校にはリセー及コレージュの二種があるが、此の區別は前者は國家の設立維持にかゝり、後者は地方自治體の設立維持に係るものである。シヅワット中學校は後者に屬す。他に順化にもコクホク・コレージュがある。

實業教育機關　聯邦各國に於て實業教育を施す諸學校は當該地方行政長官の直轄で、技術上に關しては教育局長の監督を受く。學校の種類は大別して亞細亞機關士學校、工業學校、工藝學校及州立徒弟實習所等がある。尙第一級實業學校の中には右の中等實業學校に附屬されてゐるものがある。

亞細亞機關士學校―西貢に一校あり、佛國所屬船舶乘組の機關士を養成する爲特に設置を見てゐるものである。一九三四年の生徒數は一七一人である。

工業學校―聯邦各國の主要都市に設置せられ、河內、海防、順化、西貢、プノンペン及ヴイエンチアンの六地に所在す。第一及二級の區別があるが、將來企業者、工場長を有效に輔佐し得る技術者の養成及高等諸學校の入學準備教育の實施を目的とし、第一級工業學校入學資格者は小學校教育修了證書所持者、第二級工業學校入學資格者は高等小學校の卒業者で、修學年限は各々三年である。但し第一級普通教育修了者に對しては豫備科一年を課す。

學科は各校とも大體木工科、鐵工科及機械科より成つてゐるが、地方産工業の特色に準じて夫々科目の增減がある。卽ち海防校は最も科目多く、機械科、旋盤、鑄物、鍛冶、冶金、模型製作、自動車運轉、電氣科等より成り、順

化校に於ては山地々帶に於ける各種事業に對する技術的監督者或は特殊勞働者等を養成する爲、ジャライ（一四人）、ラーデ（六人）及バナール（二人）族等の原始的種族の子弟を收容してゐる特殊科が附屬されてゐる。一九三四年の全生徒數は六八〇人で、右の中には前記順化校の特殊科生徒數を含む。

工藝學校―河内、交趾支那のギアディン、ビエンホア及ツードーモ、東埔寨プノンペンに計五校がある。工業學校同樣第一及二級に分れ、傳統的鄕土藝術の發達を助長すべき職工及技術者を養成する外、工場長を輔佐し得べき熟練なる圖案家又は工藝技術者を養成する目的で、入學資格者は前項同樣で、修學年限は四年である。

ギアディン校は圖畫、圖案及石版科を置き、ビエンホア校は金屬加工科及製陶科とし、ツードーモ校は木工、漆器及彫刻科があり、プノンペン校は貴金屬及普通金屬加工、紡績、彫刻、漆器、鑄物及圖案科等がある。河内校は主として裝飾工藝、圖案に關する科目を習得せしめてゐる。一九三四年の在學生は交趾支那三〇八名、プノンペン一三五人である。

徒弟實習所―各地方に設置され大體工藝學校の入學準備教育及地方各種企業職工を養成することを目的とし、科目は各地方に依り一定しないが、大體指物、石工、鍛冶、商業使用人、家事教育に從事す。本實習所は全科小學校或は工藝學校等に附屬されてゐるものもある。尙堤岸には盲學校があり、盲人兒童に對し普通準備教育を爲す外、最も簡單なる籠、刷子及籐張り等の技術をも附與してゐる。

私立教育機關　私立學校には中等學校以上の施設を有せず、高等小學校、全科及別科小學校は總て官立學校に準じて設立せられてゐる。經營種別に依て宗教學校及普通學校とに區分せられ、又收容兒童の人種別に依り佛人、土人及外人學校に區別せられてゐる。此等の私立學校は地方廳の視學部又は檢閲部の行政監督を受けてゐる。現在その實績は良好である。

佛人教育―一九三四年度高等小學校は東京に宗教學校二、普通學校二あり、安南には宗教學校のみ二校、合計六校經營され、全科小學校は東京に前者七校、後者二校、交趾支那に前者四校、後者四校、安南に前者四校、後者一校、東埔寨には前者のみ一校、老撾には皆無である。別科小學校は設置されてゐない。生徒數は高等小學校―東京に一九四人、安南に八五人、全科小學校―東京に八九一人、交趾支那に六八九人、安南に一五四人、東埔寨に九四人である。

土人教育―同じく高等小學校は東京に宗教學校二、普通學校五、交趾支那に前者二、後者七、安南に前者三、後者一があり、全科小學校は東京に前者一一、後者九九、交趾支那に前者八、後者二七、安南に前者九、後者一〇、東埔寨に前者五、別科小學校は東京に前者二二一、後者一九八、交趾支那に前者二三〇、後者四六、安南に前者九〇、後者八六、老撾に後者三がある。生徒數は高等小學校―東京一、二〇七人、交趾支那四、二〇九人、安南一、八二五人、全科小學校―東京八、二六八人、交趾支那四、二〇九人、安南一、八六五人、東埔寨五六〇人、別科小學校―東京一五、一八四人、交趾支那一八、〇〇二人、安南八、四一六人、東埔寨二、一四五人、老撾九七人である。尙東京に實業學校が三校存在してゐる。

外人教育―支那人學校、馬來人及緬甸人學校の二種あり、前者は老撾を除く他の聯邦各國に、後者は東埔寨のみに設置されてゐる。支那人學校は二一二校、生徒數九、二三三人、馬來人及緬甸人學校は七校、一八五人を收容す。

高等教育　高等教育は法律學校、醫藥學校、高等師範學校、獸醫學校、高等農林學校、土木學校及美術學校の七校より成り綜合して河内大學と稱せられる。但し巴里の單科大學と同資格のものは前二者で、高等師範學校は前者と殘りの技術學校との中間資格を有するものである。

その統轄は高等教育監督部に屬し、教育局長はその部長たるの任務を執る。高等諸學校の學制は教育局長の申請に依り總督令を以て定める規定である。學年は一〇月一日に始まり六月一五日に終る。學生は學寮給費生、通學給費生、聽講生を收容し、前二者は總督府豫算又は地方豫算支辨とす。入學資格は滿一八歳以上二五歳未滿たること及佛國臣民、保護領民又は佛國公民たることを要し且つ中等學校教育卒業證明書所持者及指定試驗合格者たることを要する。

法律學校―本校は官公吏を希望する青年學徒に對して法律、行政に關する知識を賦與することを目的とし、修業年限は三年とす。司法、行政、史學及文學に關する教育を受け學科目は主として印度支那政治及行政組織、行政法、佛蘭西憲法史、刑法、民法、民事訴訟法、印度支那財政組織、財政法、經濟政策、安南民法等である。尙佛本國大學令を適用され、學制、卒業生の資格等總て本國と同一である。

醫藥學校―醫師、救護所の補助醫及補助藥劑師、土人助産婦或は軍醫等の養成を目的とし、物理、化學及博物科、全科醫學及藥劑科、印度支那人醫學及藥劑科、亞細亞外人科、助産婦科の五科に區別す。

全科醫學及藥劑科は本國に於ける同種の學校と同一の教育を施し、卒業後の資格も同等である。修學年限は四年で學說及實地の二に區分す。

印度支那人醫學及藥劑科は印度支那の救護所補助醫官及藥劑官を養成し、高等小學校卒業證書所持者に對し試驗を課し以て入學せしむ。修學年限は四年である。尙卒業後更に嚴重なる資格試驗を經て佛國醫師資格を得ることが出來る。

助産婦科は十七歳以上の土人婦人を收容し、修業年限二年である。

高等師範學校―普通學校及高等小學校教育に當る第二級土人教諭を養成するを目的とす。文科及理科に別れ各專門的教育を授けるが、共通科目としては教育學、心理學及社會學等が設けられてゐる。修學年限は三箇年である。但し最終學年には河内中學校に於て實地教育に當る。

獸醫學校―佛人獸醫に對する補助獸醫を養成するを目的とし、學年を四箇年とし、家畜傳染病及改良上の教育を施す。尙ニャチャン所在のパストウル研究所に於て補助教育を實施す。

高等農林學校―印度支那に於ける農耕地及山林を合理的に開發するに適する農業及林業技術者を養成するを目的とし、修業年限は三年で二、三年級に於て農業及林業兩部に區分し專門教育を施す。卒業生は農業試驗所又は營林所等に於て各々專門に從ひ見習一年を經て三等技手となる。

土木學校―印度支那土木部、測量部及地籍部に勤務すべき技術員の養成を目的とし、工務科、建築科、地籍科及地理科の四科に區分し、修學年限は三年である。入學には一定の資格を要せず、試驗制度に依るも、卒業後十箇年間前記各部に於て義務的に勤務することを强制せらる。

美術學校―二科に別れ、一は繪畫科、彫刻科、塑像科、製陶科、他の一科は建築科である。兩科共に豫備科の試驗合格者をして本科に入學を許可せられるもので、本科の學年は五年である。

土人特殊教育機關　土人の特殊教育機關として左の如きものがある。

東埔寨行政學校―一九一七年一一月二〇日附東埔寨王令を以て設置を見たもので東埔寨保護領官吏及司法官を養成し、司法、行政及一般教育（クメール美術、衞生、計數、初步工務教育等）を授け修業年限二年である。入學制限年齡は二十八歳とし、小學教育以上の修了證明書所持者に許可せらる。

老撾法律行政學校―一九二三年六月一二日附理事官長令を以て設置せられ土人司法官吏及老撾行政官吏の養成を目的とす。修學年限は二年で入學資格者は小學教育修了者としてゐるが、特に現職土人官吏も入學を許可せられる。

巴利高等學校―一九一四年プノンペンに設置され、巴利語・サンスクリット語等の特別教育に依り佛教學を研究するを目的とす。修業年限五年である。

東埔寨文部大臣所管極東佛蘭西學院長の監督を受く。

五　統　計

次に各種教育關係統計を示す。

官立諸學校佛人教職員數表（一九三四年）

出所＝總督府經濟財政最高會議報告及統計年鑑

所屬別		教授	教諭	訓導	準訓導	舍監	實業學校教諭	實習所主任	計
教育局所屬	男	三七	三五	一三	一四	一一			一一〇
	女		七	一九	三	八			三七
	計	三七	四二	三二	一七	一九			一四七
東京	男	一八	二五				三	二	五六
	女	一〇	五九				七	一	七七
	計	二八	八四				一〇	三	一三三

交趾支那	男	三	二三	五三	二	三	六	一〇	一〇〇	一九二一	一	一	一
	女	一九	七五	一	一四	一	一	一一	一一二				
	計	二二	三	四二	一七	四	七	二一	二一二				
安南	男	一	九	一六	一	一	一	二	二七				
	女	一	五	一一	一	一	一	三	五六				
	計	一	一四	三七	一六	一	二	五	七九				
東埔寨	男	一	一六	一	一	一	一	二	八				
	女	一	五	三	一	一	一	六	三五				
	計	二	二一	四	二	二	二	八	四三				
老撾	男	一	八	一	一	一	一	一	六				
	女	一	四	一	一	一	一	一	五				
	計	二	一二	二	二	二	二	二	一一				
一九三四計	男	四二	九〇	一二	一七	一	一	(2)	一四	三三八			
	女	四二	一八	一一	一七	一	一	三	二九	二九			
	計	四二	一一三	三一五	一一	一	一	三	二六	三六七			
一九三三計		四二	一一四二	三四七	一一	三七	一	一四	五九七	五九七			
一九三二計		四三	一一六一	三六〇	二三	三六	一	一九	二八	六九〇			

（註）(1)臨時職員及日給職員四名を含む。(2)日給職員一名を含む

官立諸學校士人教職員數表（一九三四年）　出所‖同前表

所屬別		教育官吏	男子師範導	男子準師範導	女子師範導	其他ノ教育施設ノ教職員	監督長	職工	總計
教育局及中學校		四	一	一	一	一	一	一	五
東京		五二	二六	三一九	四九	一、四一三	七五	一、三三五	一三	三、二七一
交趾支那		四九	七七六	八三	一	二、〇二二	二七七	四九三	四五	三、七四四
安南		二七	二六〇	二九	一	二、八四五	五三	一、三九三	一八	二、一六四
東埔寨		三	四八	三	一	二、七五二	三一	一、三一	三	三、〇九八
老撾		七	二八	二	一	一、三五	一、三	三八三	四	七	五八九
一九三四計		一四二	一、四三一	一六六	四	一、四一九	四九二	一、三四六	一一二	七	一、二八七二
一九三三計		一四三	一、四三三	一五二	一	一、四三三	四九二	一、三四六	一一二	六	一、二六七五

官立士人教職員數表（一九三四年）　出所‖同前表

所屬別		中等學校	小學校	職業學校	總計
教育局及中學校		四	一	一	五
東京		五二	二六	三一九	四九	一、四一三	七五	一、三三五	一三	三、二七一
交趾支那		四九	七七六	八三	一	二、〇二二	二七七	四九三	四五	三、七四四
安南		二七	二六〇	二九	一	二、八四五	五三	一、三九三	一八	二、一六四
東埔寨		三	四八	三	一	二、七五二	三一	一、三一	三	三、〇九八
老撾		七	二八	二	一	一、三五	一、三	三八三	四	七	五八九
一九三四計		一四二	一、四三一	一六六	四	一、四一九	四九二	一、三四六	一一二	七	一、二八七二
一九三三計		一四三	一、四三三	一五二	一	一、四三三	四九二	一、三四六	一一二	六	一、二六七五

佛領印度支那……教育　二三九

官立士人初等學校及兒童數表（一九三四年）　出所‖同前表

國別		全科別小學校	準備教育	總計
東京	學校數	一〇二	一〇九	二一一
	男生徒	一〇、〇四八	一、七四三	一一、七九一
	女生徒	三、三四一	一〇二	三、四四三
	生徒計	一三、三八九	一、八四五	一五、二三四
	學校數	四	一	五
	男生徒	三一二	一四	三二六
	女生徒	九四三	一〇	九五三
	生徒計	四、二五五	二四	四、二七九
安南	學校數	一一二	一一	一二三
	男生徒	五、九五八	一九四	六、一五二
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六
	生徒計	七、九〇一	二〇九	八、一一〇
交趾支那	學校數	一一七	一	一一八
	男生徒	五、九五八	一九	五、九七七
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六
	生徒計	七、九〇一	二〇九	八、一一〇
一九三四計	學校數	三四二	一四	三五六
	男生徒	一二、八五一	二一四	一三、〇六五
	女生徒	四、三四一	一五四	四、四九五
	生徒計	一七、一九二	三六八	一七、五六〇
一九三三計	學校數	三四八	一四	三六二
	男生徒	一二、八五一	二一四	一三、〇六五
	女生徒	四、三四一	一五四	四、四九五
	生徒計	一七、一九二	三六八	一七、五六〇
一九三二計	學校數	三四八	一四	三六二
	男生徒	一二、八五一	二一四	一三、〇六五
	女生徒	四、三四一	一五四	四、四九五
	生徒計	一七、一九二	三六八	一七、五六〇

（備考）寺院學校教師を含む

官立佛人諸學校及兒童數表（一九三四年）　出所‖同前表

所屬別		中學校(1)	高等小學校	小學校	計
教育局	學校數	三			三
	男生徒	一、五九〇			一、五九〇
	女生徒	四四三			四四三
	生徒計	二、〇三三			二、〇三三
東京	學校數	一一	三	一	一五
	男生徒	五九七	六二四	一、〇一〇	二、二三一
	女生徒	一〇〇	一五九	一、一三〇	一、四六九
	生徒計	六九七	七八三	二、一四〇	三、七〇〇
交趾支那	學校數	八三	一一	一一	一三
	男生徒	五八五	一、〇六八	一、三一五	三、〇六八
	女生徒	北四四	六六八	四六	一、一五八
	生徒計	一、〇二九	一、七三四	一、三六一	三、二二六
安南	學校數	七	一		八
	男生徒	一〇五	八六	一九一	一、三六二
	女生徒	一〇五	八六	一九一	一、三六二
東埔寨	學校數	一	二	三	六
	男生徒	一〇〇	一九一	一九一	四〇三
	女生徒	九一	一九一	一九一	四〇三
老撾	學校數	一	一	一	三
	男生徒	一七	二六	四三	八六
	女生徒	一七	二六	四三	八六
一九三四計	學校數	三	六	一〇	一九
	男生徒	一、五九〇	一、〇六八	一、三一五	三、八七三
	女生徒	一、三七二	一、〇六八	一、三一五	三、七五五

官立佛士人諸學校及生徒數表（一九三四年）　出所‖同前表

國別		全科小學校	高等小學校及師範學校	中等學校	計
東京	學校數	一七〇	八	一	一七九
	男生徒	一二、二一三	一、五一〇	一四八	一三、八七一
	女生徒	一、〇一三	七五		一、〇八八
	生徒計	一三、二二六	一、五八五	一四八	一四、九五九
	學校數	五			五
	男生徒	一、四四六	一二六	一四二	一、七一四
	女生徒	一、〇八七	一三三	三	一、二二三
	生徒計	二、五三三	二五九	一四五	二、九三七
交趾支那	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七
一九三三計	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七
一九三二計	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七

官立佛士人諸學校及生徒數表（一九三四年）　出所‖同前表

國別		全科小學校	高等小學校及師範學校	中等學校	計
東京	學校數	一七〇	八	一	一七九
	男生徒	一二、二一三	一、五一〇	一四八	一三、八七一
	女生徒	一、〇一三	七五		一、〇八八
	生徒計	一三、二二六	一、五八五	一四八	一四、九五九
	學校數	五			五
	男生徒	一、四四六	一二六	一四二	一、七一四
	女生徒	一、〇八七	一三三	三	一、二二三
	生徒計	二、五三三	二五九	一四五	二、九三七
交趾支那	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七
一九三三計	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七
一九三二計	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七

尙一九三四年度の各中等學校別生徒數は、ダラト中學校—男九三人、女六六人、計一五九人、シヤスループ・ローバ中學校—男六六二人、女一八四人、計八四六人、アルベール・サロー中學校—男八三五人、女一九三人、計一、〇二八名である。

官立士人初等學校及兒童數表（一九三四年）　出所‖同前表

國別		全科別小學校	準備教育	總計
東京	學校數	一〇二	一〇九	二一一
	男生徒	一〇、〇四八	一、七四三	一一、七九一
	女生徒	三、三四一	一〇二	三、四四三
	生徒計	一三、三八九	一、八四五	一五、二三四
	學校數	四	一	五
	男生徒	三一二	一四	三二六
	女生徒	九四三	一〇	九五三
	生徒計	四、二五五	二四	四、二七九
安南	學校數	一一二	一一	一二三
	男生徒	五、九五八	一九四	六、一五二
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六
	生徒計	七、九〇一	二〇九	八、一一〇
交趾支那	學校數	一一七	一	一一八
	男生徒	五、九五八	一九	五、九七七
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六
	生徒計	七、九〇一	二〇九	八、一一〇
一九三四計	學校數	三四二	一四	三五六
	男生徒	一二、八五一	二一四	一三、〇六五
	女生徒	四、三四一	一五四	四、四九五
	生徒計	一七、一九二	三六八	一七、五六〇
一九三三計	學校數	三四八	一四	三六二
	男生徒	一二、八五一	二一四	一三、〇六五
	女生徒	四、三四一	一五四	四、四九五
	生徒計	一七、一九二	三六八	一七、五六〇
一九三二計	學校數	三四八	一四	三六二
	男生徒	一二、八五一	二一四	一三、〇六五
	女生徒	四、三四一	一五四	四、四九五
	生徒計	一七、一九二	三六八	一七、五六〇

官立佛士人諸學校及生徒數表（一九三四年）　出所‖同前表

國別		全科小學校	高等小學校及師範學校	中等學校	計
東京	學校數	一七〇	八	一	一七九
	男生徒	一二、二一三	一、五一〇	一四八	一三、八七一
	女生徒	一、〇一三	七五		一、〇八八
	生徒計	一三、二二六	一、五八五	一四八	一四、九五九
	學校數	五			五
	男生徒	一、四四六	一二六	一四二	一、七一四
	女生徒	一、〇八七	一三三	三	一、二二三
	生徒計	二、五三三	二五九	一四五	二、九三七
交趾支那	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七
一九三三計	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七
一九三二計	學校數	一一七	一一	一	一二九
	男生徒	五、九五八	一、〇六八	一、三一五	八、三四一
	女生徒	一、九四一	一五	一、九五六	
	生徒計	七、九〇一	一、〇八三	一、三一五	一〇、二九七

安南	男生徒	六、八一九	七一九			七、五三八
	女生徒	五〇四	七四			五七八
	生徒計	七、三二三	七九三			八、一一六
東埔寨	學校數	一七				一八
	男生徒	一、八一三	二一一			一、二〇三四
	女生徒	八〇				八〇
	生徒計	一、八九三	二一一			一、二一四
老撾	學校數	九				一〇
	男生徒	一、一一一	一〇大			一、二一八
	女生徒	一九五	一一			二〇六
	生徒計	一、二一六	一一七			一、四二四
一九三四計	學校數	三三、〇三六	一九	二九〇	一二	三六、七四八
	男生徒	三三、〇三六	三四	二九〇	一二	三六、七四八
	女生徒	四〇〇一	三四	三		四、〇三九
	生徒計	三七、〇三八	三七三	二九三	一二	四〇、七八七
一九三三計	學校數	三七九	二一	四〇三	一一	四〇四
	男生徒	三三、〇〇一	三四、七二七	三、〇三四	一一	三七、六四一
	女生徒	三、九一〇	三五一	大		四、二六八
	生徒計	三七、七一一	三八、八九	三一〇	一一	四一、九一〇

各級資格試驗合格者數表（一九三四年）

佛人教育

國別	大學入學資格	高等教育修了	特科教育修了	高等小學教育修了	小學教育修了	計
東京	二二五	四	三三	四〇	一四八	四、二九七
交趾支那	八八	一	六〇	六三	一五八	一、三〇五
安南（ダラト中學校を含む）	五				一一	一六
東埔寨	三				一一	一四
老撾	三八	五	九大	一〇	一一	一、二一四

佛土人教育

國別	中學入學資格	高等小學教育修了	全科小學教育修了	土人別科小學教育修了（佛語記載區別審定優者）	土人別科小學教育修了（其他）	計
東京（アルベール・サロー中學校を含む）	一一	一三〇	一一九	一二、九四七	一、三四六	一五、四二七
交趾支那（ツヤスルーブ・ロバ中學校を含む）	二五一	一五	一二〇	一、一七二	一、九二一	三一、七九八
安南（ダラト中學校を含む）	二一	一一	一一九	一、一七二	一、九二一	三一、七九八
東埔寨						
老撾						
計						

出所‖同前表

實業學校生徒數表

年	次	東京	交趾支那	安南	東埔寨	老撾	計
一九三四年	學校數	二	一九	一	二	一	二五
	男生徒	二一四	七五三	四三八	三三一	六〇	一、七八七
	女生徒	一〇八	九六一	四三	三一	六〇	一、九九五
	生徒計	二一四	九六一	四三八	三一三	六〇	一、九九五
一九三三年	學校數	二	一	一	一	一	七
	男生徒	二一四	七四三	四三一	四三一	六〇	一、八一八
	女生徒	一	三				三
	生徒計	二一五	七四三	四三一	四三一	六〇	一、八二一
一九三二年	學校數	二	九	一	二	一	一五
	男生徒	二一六	七七五	四七八	七五	一、九四一	
	女生徒	二六九	七七五	三四四	四七八	七二	一、九四一

出所‖同前表

一九三三計　三三〇　一一　一一九

一九三二計　二五一　一五　一三〇　一二五

私立宗教學校・教員及兒童數表（一九三四年）

國別

高等小學校

		學校	教員	生徒
東京	佛人教育	二	七	八一
	土人教育	二	九	一一〇
交趾支那	佛人教育			
	土人教育	二	一二	一一三
安南	佛人教育	二	八	八五
	土人教育	二	五	四四
東埔寨	佛人教育	三	九	五四五
	土人教育			
老撾	佛人教育			
	土人教育			
總計	佛人教育	四	一六	一六六
	土人教育	七	一六	八九八
一九三三計	佛人教育	二	一八	七九
	土人教育	六	二七	七八八
一九三二計	佛人教育	二	一五	八〇
	土人教育	五	一五	一二四

全科小學校

		學校	教員	生徒
東京	佛人教育	二	七	八一
	土人教育	二	九	一一〇
交趾支那	佛人教育			
	土人教育	二	一一	一一三
安南	佛人教育	二	八	八五
	土人教育	二	五	四四
東埔寨	佛人教育	三	九	五四五
	土人教育			
老撾	佛人教育			
	土人教育			
總計	佛人教育	四	一六	一六六
	土人教育	七	一六	八九八
一九三三計	佛人教育	二	一八	七九
	土人教育	四	二七	七八八
一九三二計	佛人教育	二	一五	八〇
	土人教育	五	一五	一二四

出所‖同前表

私立普通學校・教員及兒童數表（一九三四年）

國別

高等小學校

		學校	教員	生徒
東京	佛人教育	一	大	一一三
	土人教育	五	四一	一、〇八七
交趾支那	佛人教育			
	土人教育	七	三三	大六一

小學校

		學校	教員	生徒
東京	佛人教育	一	七	一八
	土人教育	九九	三三	五、四一一
交趾支那	佛人教育	四	八	一一五
	土人教育	一七	三七	二、六二七

別科小學校

		學校	教員	生徒
東京	佛人教育			
	土人教育	一九八	三四	六、五〇七
交趾支那	佛人教育			
	土人教育	八八	一四	一、四五四

職業學校

		學校	教員	生徒
東京	佛人教育			
	土人教育	一九八	三四	六、五〇七
交趾支那	佛人教育			
	土人教育	八八	一四	一、四五四

出所‖同前表

計	學校數	三七五	二一	三九八
	男生徒	三五、六四九	二九三	三九、八七六
	女生徒	四、〇九九	三一	四、四四〇
	生徒計	三九、七四八	三二四	四四、三一〇

| | | |

してゐる。細菌研究所は近年各種の新裝備を施されたが、住血蟲調査二、六九七件で、總處理數は六、四七七件であつた。衞生及不良飮食物試驗所は一九三三年二月一八日附總督令を以て開設せられたもので、保健課の生物學的分析四一九件、不良飮食試驗部の分析一九件、毒物鑑定六件、藥劑及鑛物試驗二〇件、計四六五件の分析を行つた。

二、パストウル研究所

印度支那パストウル研究所――本國巴里のパストウル研究所の監理下にあつて、從來はニヤチヤン及西貢に二研究所を組織してゐたが、一九二六年に至り河內研究所が設置され、東京地方に於ける細菌學の研究が行はれることゝなつた。而してこの三研究所を總轄して印度支那パストウル研究所と稱す。經費は一九二五年五月二九日の特別規定に依て年々補助金を總督府より支給されてゐる。本研究所は又スオイジヤオ家畜飼養場、ドラン(Dran)、ヂリン(Djiring)、デイオム及ランビアンの各試驗場を監理し、各々科學的研究に依て印度支那の發展に資してゐる。

印度支那パストウル研究所の職務は、一、一般保健及公衆衞生に關して地方より質問者ありたる場合、人體及動物細菌學或は應用化學の見地より之に應答すること　二、人體及動物病理學、一般保健等に關する研究を行ひ、以て地方事業の進展を圖るにある。左に各研究所別にその組織及職務を略記する。

西貢パストウル研究所――次の各部に分れてゐる。

一、人體細菌學部

病源菌分析室　一九三三年交趾支那及南部安南の醫師より依囑に依る分析數は三四、六二三件に及んでゐる。卽ち

桿狀赤痢――二九件、アミーバ赤痢――四九件、徽毒――二、五〇〇件

恐水病室　診療數――一、三二八件、完全診療――一、一〇二件、死亡――一〇件、

天然痘ワクチン室　東京及廣州灣施療部、安南タンホア州よりカンゲイ州間の各州、安南――東京陸軍保健部及在支公館竝に傳道所等に配布せるグリセリン苗液は五、九〇三、二七〇帖である。

結核研究室　內服藥――六六、九七〇帖、皮下注射ワクチン――一、一一五帖を管內に配布す。

乳酸菌培養室　一九三三年に於て九〇〇立を配給す。

イストパトロヂー研究室　四一二件を處理す。

二、生物化學研究室

三、マラリア研究室、傳染病研究室、昆蟲學研究室

四、血清及注射部

血清貯藏所を有し北部印度支那に配給す。一九三三年に於て人體治療用に二六、〇〇〇帖、家畜類に對し二三、〇〇〇帖を配給した。

五、教育部

一九三三年軍醫五名、歐人開業醫一名、土木部所屬安南人醫長四名、施療病院勤務看護員若干名の實習教育を施す。

ニヤチヤン・パストウル研究所――

ワクチン製造室　左の如く主として家畜用ワクチンの製造に從事す。

ペスト・ワクチン――二〇立方糎のワクチン帖一三九、〇九一帖を各國獸醫部に配給す。

卽ち東京――一八、〇一八帖、安南――二八、四七三帖、交趾支那――四七、五〇〇帖、柬埔寨――四五、一〇〇帖、個人宛配給數――四六〇帖

ペスト血清――同じく各國獸醫部に二九、七〇〇帖(二〇立方糎)を配給す。

東京――七、〇〇〇帖、安南――一、五〇〇帖、交趾支那――一六、〇〇〇帖、柬埔寨――二〇〇帖、老撾――五、〇〇〇帖

其他のワクチン――六〇、四一二帖

恐水病室

診療數　一九三三年に於ける二、三一〇件、完全診療數――一、八九六件、死亡數――六

天然痘ワクチン室　交趾支那、南部安南及柬埔寨に配布せるワクチン數は五、二一〇、四一〇帖

各種細菌ワクチン室　一九三三年の細菌製造數は四、二二八、五二六帖で內譯は左の如くである。

コレラ――三、六七六、七七五帖、チフス、ペスト及淋病等――二九一、九一一帖、其他――一六三、六四〇帖

乳酸菌培養室　都市醫師の要求に基き製造するもので、乳酸菌凝乳三五〇立を製す。

巴里パストウル研究所製血清治療室

結核研究室　結核患者の調査及撲滅注射の施行に從事す。

診療患者數――九、三五七人、製作ワクチン――一一四、〇五〇帖

マラリア研究室

二、動物細菌學部

交趾支那に於ける各種動物疾病の病原菌に對する統一的研究を行ふ。

ミクロキユルケール――七二件、死體解剖――七三、家畜コレラワクチン――三、〇四七帖

三、化學部昆蟲研究室及傳染病研究室

醫藥研究室、生物化學研究室、飮料水檢査室、衞生及不良飮食物試驗所

四、教育部

一九三三年に於て土木課醫官一名、歐人看護員七名、歐人醫官補二名及安南人職員二名をマラリア研究室に於て各々一箇月間實習教育を施す。

河內パストウル研究所――

一、人體細菌學部

病源菌分析室　一九三三年實施せる醫學的分析は二四、二六二件に及び內譯は左の如くである。

チフス――二九件、癩――二七九件、ヂフテリー――二一一件、結核――三五一件、桿狀菌赤痢――八四件、アミーバ赤痢――四九件、徽毒――一、五〇〇件

恐水病室　診療數――一、三二八件、完全診療――一、一〇二件、死亡――一〇件、

天然痘ワクチン室　東京及廣州灣施療部、安南タンホア州よりカンゲイ州間の各州、安南――東京陸軍保健部及在支公館竝に傳道所等に配布せるグリセリン苗液は五、九〇三、二七〇帖である。

結核研究室　內服藥――六六、九七〇帖、皮下注射ワクチン――一、一一五帖を管內に配布す。

乳酸菌培養室　一九三三年に於て九〇〇立を配給す。

イストパトロヂー研究室　四一二件を處理す。

二、生物化學研究室

三、マラリア研究室、傳染病研究室、昆蟲學研究室

四、血清及注射部

血清貯藏所を有し北部印度支那に配給す。一九三三年に於て人體治療用に二六、〇〇〇帖、家畜類に對し二三、〇〇〇帖を配給した。

五、教育部

一九三三年軍醫五名、歐人開業醫一名、土木部所屬安南人醫長四名、施療病院勤務看護員若干名の實習教育を施す。

ニヤチヤン・パストウル研究所――

ワクチン製造室　左の如く主として家畜用ワクチンの製造に從事す。

ペスト・ワクチン――二〇立方糎のワクチン帖一三九、〇九一帖を各國獸醫部に配給す。

卽ち東京――一八、〇一八帖、安南――二八、四七三帖、交趾支那――四七、五〇〇帖、柬埔寨――四五、一〇〇帖、個人宛配給數――四六〇帖

ペスト血清――同じく各國獸醫部に二九、七〇〇帖(二〇立方糎)を配給す。

東京――七、〇〇〇帖、安南――一、五〇〇帖、交趾支那――一六、〇〇〇帖、柬埔寨――二〇〇帖、老撾――五、〇〇〇帖

其他のワクチン――六〇、四一二帖

細菌分析室　七九二件外に南部安南獸醫部の爲に三二件を處理す。

家畜恐水病ワクチン室

一、スオイジアオ家畜飼養場――ニヤチヤン・パストウル研究所に所屬し家畜病理學調査の爲の動物の飼育、ワクチン及血清の製作に必要なる牛類を育成す。

二、キナ試驗場――ドラン、ヂリン、デイオム(高度何れも一、〇〇〇米)及プチ・ランビアン(高度一、六〇〇米の四箇所に設置され、前二者の一部分の成木よりは規那鹽の含有量六・三%の樹皮が採取され、又ヂリンの二年成木より六・九の含有量を有するものが得られた。又爪哇產規那種子の試驗栽培或は肥料調査竝に各種野菜の栽培も行ひ地方農家の指導に當つてゐる。

三、鑛物試驗所

印度支那鑛工務總監部に所屬す。鑛物化學試驗所及建築材料(金屬)實驗所に分れてゐる。前者は各種鑛物の分析試驗を行ひ、後者は名の示す通り各種建築材料の抵抗試驗を行つてゐる。

四、農事試驗場、獸疫中央調査所及試驗所

農事試驗場は一九二五年印度支那理化學研究所に代り先づ西貢に設置せられ、次いで一九三二年河內にも設置を見たものである。農・牧・林務總監部に所屬し、一般農業の技術的及經濟的調査研究、殊に特種事項として低地栽培及移植民關係事項を調査してゐる。

技術的方面に於ては土壤及氣候の調査、有用植物の增殖增產及栽培物の衞生と土壤氣候との關係、栽培物の經濟的多產優良種の獲得改良、植物病理學、病菌豫防、病毒驅除法の調査研究等を眼目とし、經濟的方面に於ては各種農產物の生產・運輸・取引に關する研究竝に右三要素に關する改良手段の調査等で、設立以來官私兩方面に著しい功績を擧げてゐる。

本試驗場は前述の如く南北二地に設置され、南部研究所は西貢に在り、交趾支那、柬埔寨、及南部安南を管轄とし、改良會議を西貢に設置し、知事、農業會議所會頭、栽培組合長及指名栽培業者を以て組織し、實施綱領の決定

及監督法等を決議してゐる。而して化學部、植物病理學部（昆蟲科及細菌科）、試驗栽培部、植物園及木工部の四分科より成つてゐる。外にギアレイ試驗所、主として交趾支那及東埔寨の低地栽培調査研究に當るオンエン研究所及チアンボーム林業試驗所を附屬してゐる。北部研究所は東京及北部安南を管轄區とし、前者同樣東京及安南理事官長、農業會議所會頭、栽培組合長及指名栽培業者を以て構成する改良會議を有してゐる。各分科は化學部、植物病理學部及試驗栽培部である。尙一九三三年中タンホア州内に研究支所が設置され又ハドン及フホに養魚所がある。

尙主要試驗所に付一言すれば、次の如くである。

チアンボーム林業試驗所　各種苗木養成所及植林場より成る。

ギアレイ農作物試驗所（オート・ドンナイ及ホローベン）　護謨、カポック、珈琲、茶、果實、規那、カカオ、油桐及檳榔樹等の試驗栽培をなしてゐる。

五、印度支那氣象臺、氣象觀測所、測候所及雨量測定所

東京キエンアン州キエンアンに所在するフリエン中央氣象臺の管轄下に印度支那各地に氣象觀測所（Station météorologique）、測候所（Station climatologique）及雨量測定所（Station pluviométrique）を置く。氣象觀測所及測候所は一九三〇年末より航空路の發展に伴ひ逐年その數を增し一九三四年現在に於ては合計九九に達す。以下各氣象關係機關の所在地を示す。（尙地理の部「氣象の項」參照）

中央氣象臺―氣象觀測部、雨量測定部、農事氣象部、地震部より組織され居り、左の如き定期刊行物を發行してゐる。

一　Les Annales.

二　Le bulletin séismique.

三　Le bulletin quotidien.

中央氣象臺長は Dr. Bruzon である。

氣象觀測所―二種に分れ、第一級は印度支那全土に一五、第二種は二一（内廣州總に一、雲南府に一あり）、計三六箇所に設置されてゐる。

第一級觀測所

東京―Hanoi

安南―Huế, Nha-trang, Phang-thiet, Qui-nhon, Tourane, Vinh

交趾支那―Saigon

東埔寨―Battambang, Phnom-penh, Kratié

老撾―Laksao, Paksane, Pakse, Vientiane

第二級觀測所

東京―Lang-son, Lao-kay, Moncay, Nam-dinh

安南―Dong-hoi, Padaran, Quang-ngai, Thanh-hoa, Tientsin

交趾支那―Cap St. Jacques, Hatien, Ponlo-Conlore

東埔寨―Kampo, Pursat, Sisophone, Soai-rieng

老撾―Luang-prabang, Savannakhet

測候所―領内に六三箇所設置されてゐる。年々必要なる箇所に新設を見る一方近年は政府の財政難に基因し官立のもので廢止されたものが可なりの數に上つてゐる。民間經營のものも相當多數あるが、主として栽培企業者等の設置するものである。但し之も若干減少の狀態にある。

國別に見れば東京一〇（民間一）、安南二五（民間一四）、交趾支那一四（民間六）東埔寨七、老撾七（民間一）、計六三である。

雨量測定所―全土に三九〇箇所設置されてゐる。各國別に見れば、東京八八、安南一〇一、交趾支那八一、東埔寨七六、老撾三八及雲南省六である。

六、海洋研究所

一九二二年九月一〇日附總督令を以て安南ニヤチヤン附近のクアダに設置されたもので、左の如き調査に從事してゐる。尙試驗船としてラヌッサン號が所屬されてゐる。

物理的海洋學（水學、海面溫度）、魚類學、生物海洋學、技術調査等に分れ、主として漁撈の化學的專門調査、近海漁場の開發、水產工業の調査及海底地圖等の作製に當つてゐる。一九三三年に於ける所長は Dr. Krempf である。

衞生

總說―衞生施設―諸疾病―統計

一　總說

政府は領内衞生狀態改善の爲、年々各種の施設を擴張し又は施療機關を整備する等可なりの努力を拂ひつゝあるにも拘らず、暑氣强く、面積尨大且つ未開の地多く、民度も概して低級なる爲今日尙流行病は相當に發生し一般に衞生狀態は十分良好とは云ひ難い。併し當局の努力は漸次效果を現はし罹病者の數が逐年減少しつゝあることは事實で、殊に市街地に於ては可かり良好なる結果を來してゐる。印度支那の傳染病中最も恐るべき病はコレラであるが、此種傳染病の流行は大體に於て突發的に猖獗を極めるもので、過去に於て一九〇七年のチフス、一九一〇年及一九二七年のコレラの大流行の如きであるが、一九二七年のコレラの大流行の如きは全土に蔓延し罹病者數三萬二千餘中、死亡者二萬五千八百餘に達し最近に於ける大記錄を示した。其の他流行病としては天然痘・ペスト等が主なるものであるが、患者數は漸減の傾向を示してゐる。

衞生行政　本領に於ける醫務衞生の中央行政機關は印度支那衞生保健總監部で、一九一四年六月二七日附大統領令を以て設置、現行法規は一九三一年七月一五日附大統領令で規定されてゐる。その權限は印度支那保健醫藥事業に對する一般的監理、衞生及公衆保健に關する諸問題の調査及實施上總督の補佐、醫藥に關する科學的施設、實驗室及醫藥教育機關（パストウル研究所を除く）に對する技術的監督、極東佛國領事館所在地の總督府補助金を受ける醫藥施設の直接監督等である。之に最高衞議機關として總督又は總務長官を議長とし總督府會議常置委員會議員、醫藥學校長、癌豫防部長、東京保健課長、河内パストウル研究所長、安南東京藥劑長、獸醫課長等を議員とする高等衞生會議が附屬してゐる。聯邦各國の保健醫務行政は各保健課長を以て主務を統轄せしめ、又同課長を議長とする地方衞生委員會に依て遂行されてゐる。更に主要都市には都市衞生常設委員會があり各々衞生行政に任じてゐる。而して醫務施行監督機關として總督直屬の醫務檢閱部があり、普通醫療機關、土人救護機關、衞生及防疫部、海陸衞生警察部、陸軍々醫部、印度支那パストウル研究所竝に各私立療養機關を統轄してゐる。

醫療機關は大體普通醫療機關と醫療救護機關との二に大別せられる。

普通醫療機關―河内ラヌサン病院・海防病院・西貢グラール病院、順化病院及フオルバイヤル（廣洲灣）療養院等である。

醫療救護機關―主として土人患者を扱ひ、主要病院・各種研究所・地方病院・町村病舍・癩疾養老孤兒院・精神病院・其の他癩療養所・海上檢疫所・避病院の如く施療救護を目的とする。

外に各種研究所には前記各パストウル研究所の外、印度支那癌豫防部・各國所在衞生及不正飮食物試驗室・保健及細菌學實驗室等が屬してゐる。

其の他に特種醫療機關として次の如きものがある。

鐵道特別醫務部―北部及南部兩鐵道區

在外醫院・水上衞生警察部・救護班

醫師及齒科技工師の營業許可規定―一九三三年四月二一日附法律を以て規定されたもので、印度支那には同年九月一一日附總督令を以て公布されてゐる。此の規定に從へば植民省に所屬する植民地及委任統治地に於て醫業に從事し得るものは一、佛國の醫師免狀所持者、二、佛國保護領に於ける佛國臣民又は保護籍民或は委任統治領に於ける同類の者にして佛國の醫師免狀所持者たることを要し、齒科技工師も右と同樣の條件を以て免狀を有するものに限られてゐる。

尙一般開業醫に就ては適宜前記各項の說明に從屬せしめて記述す。

衞生費　總豫算、地方豫算、州豫算及町村豫算を以て經營して居り、その割當はラヌサン病院は總豫算より、その他は大體各々その機關の所屬に依つてゐる。最も各種豫算は必しも實務機關の經營に充てらるゝのみならず、行政機關の費目も計上されてゐるものである。一九三三年の之等總額は七、九

八八、二四〇比弗であつた。別に普通病院を含む各種病院入院患者の支拂及藥劑賣上費等の收入がある。右收入は同年一、一三九、一八九比弗であつた。

二　衞生施設

醫務員　印度支那に於ける醫務員は、佛人の醫官、藥劑官、看護員、醫務補助員及助産婦竝に土人の醫官、藥劑官、看護員、醫務補助員及助産婦に區別せらる。外に若干の佛土人開業醫が營業に從事してゐる。而して官立醫療機關に所屬する佛人醫官を所屬別に見れば、施療病院所屬醫官、兼任軍醫、囑託醫師、醫藥學校敎授たる醫官、他の機關の兼任醫官等兼任及囑託醫が比較的多數加はつてゐる。尙近年政府の財政難に依り醫務員數は若干減少の傾向にある。民間醫務員の數は甚だ僅少で、一九三三年に於ける醫師數は僅かに八三名、內歐人三三名に過ぎない。

病院及其他の醫療機關　年々整備擴充され順調に進歩を辿りつゝあり、一九三五年度には入院患者延人員は三〇六千人及外科手術は二九千人、全印度支那の診察件數は一二百萬件を數へてゐる。而して之等の醫療機關中大部分は救護部所屬諸機關に依て代表されるが、此の外普通醫療機關、水上衞生警察、科學研究機關(敎育の部「科學調査研究機關の項」參照)、鐵道特別醫務部、在外病院等に分類されてゐる。

以上の各機關に就て簡單に說明するが、先づ救護部に就ては一九三七年五月七日附總督令を以て示された安南の例を採りその大體の概念を示す。

卽ち救護部所屬機關は技術及行政兩方面共に理事官長の監督下に安南地方保健課長の指揮を受けるもので、その編成は、(イ)、中央病院—歐土人を問はず診療するが各級軍人兵士に對しては特定の醫療費を徵收する。(ロ)、州立病院—入院加療は原則として歐人に限るが、特に入院の必要あり又は他の高級病院に患者を送致せしめること不可能なる場合には土人患者も入院せしむ。ハ、各州首都病院—各州首都に設置し土人患者を扱ふ。歐人入院患者は保健課長の許可を以て高級病院に送患す。(ニ)、診療所、姙婦收容所—領內土民を對象とし必要に應じ理事官長の裁決を以て設置し、各州首都に設置された病院に屬し該病院長の技術及行政上の監督を受ける。其他各種病院入院患者の支拂及藥劑賣上費等の收入がある。右收入は同年一、一三九、一八九比弗であつた。

水上衞生警察は印度支那沿海の各地に設置され、印度支那衞生保健總監の代理權に基き各國保健課長に依て監督されるものである。尙海防、廣州灣、ツーラン、西貢、プノンペンの五地に水上衞生警察會議を設置す。

鐵道特別醫務機關は印度支那の南北鐵道區を更に數多の管區に分ち、各管區毎に設置されてゐる。

在外病院に就ては、一九三二年の狀態を示すが、支那に七及暹羅に一、計八地に政治的社會的施設として設置され、印度支那衞生保健總監に直屬し經費は主として總督府より支辨さるゝ外、本國外務省よりも補助金を受けてゐた。本病院中設備の最も完備したものは廣東ボール、ドウメル病院であるが、院長は軍醫大佐で以下歐人醫官二名、支那人醫官四名、其他助産婦、藥局員及看護婦等多數を擁してゐた。因に本在外醫院は近年閉銷されてゐる。

以下聯邦各國別に各種主要醫療機關の所在地に就て示すが、一九三二年印度支那行政年鑑に據つた爲、後揭各表と數其他に於て必ずしも一致しない。

一、水上衞生警察所在地

東京—カムファ港、モンカイ、廣州灣

安南—ツーラン、タンホア、ヴイン、ハチン、ドンホイ、フエイフオ、カンゲイ、キノン、ソンカウ、ニヤチヤン、フアンラン、フアンチエ

交趾支那—西貢、ニヤベ、聖ジヤック岬、ゴコン、ミト、ベンチエ、カント、ソクチヤン、崑崙島、ラツシエギア

東埔寨—プノンペン、カンポ、ヴインロイ

二、鐵道特別醫務機關所在地

一九三六年中印度支那鐵道は全部完成し直通することゝなつたが、一九三二年に於て本機關は南北に區分され、北部鐵道管區內にはラゾン、フ・ラントン、河內、南定、タンホア、ヴイン(二箇所設置す)、ドンホイ、カンチ、順化、ツーランの一一があり、南部鐵道管區內にはミト、西貢、ビエンホア、フアンチエ、ニヤチヤン、タンホア、ヴイン、ハチン、ドンホイ、フエイフオ、カンゲイ、キノン、ソンカウ、ツーラン、ダラトの六があつた。

三、在外醫院所在地

支那—廣東、海口(ハイコウ)(海南島)、北海(ペクハイ)(廣東省)、蒙自(モンツー)(雲南省)、雲南府(同上)、思茅(スマオ)(同上)、暹羅—盤谷

前述の如く近年何れも閉鎖されてゐる。

四、救護機關(主要病院及特殊機關を含む)所在地

東京—河內中央藥劑部、同保護領土人病院、海防植民地病院、同土人病院、南定土人病院、州及其他の病院—ニンビン、ヴインエン、フツクエン、ハナン、ハドン、ハイジヨン、フンエン、ソンタイ、バクニン、バクギアン、フト、チユエンカン、タイゲン、タイビン、バクカン、キエンアン、ソンラ、ホアビン、カンエン、ランソン、エンバイ、ラオカイ、第一乃至第四各軍政管區、—此の外河內市には官吏の爲の第一及第二醫務部、齒科部、地方行政官憲の爲のX光線科、學校附醫務・齒科室、飮食料品分析監督室、市附屬施療所等があり、海防にも官吏の爲の醫務部及齒科部、學校附醫務室、移民係醫務室及市衞生室がある。

安南—順化中央病院、ツーラン藥劑補給部、州及其他の病院—タンホア、キノン、ヴイン、ダラト、ハチン、ドンホイ、カンチ、ツーラン、フエイフオー、カンゲイ、ソンカウ、ニヤチヤン、フアンラン、フアンチエ、コンタム、パンメチユオ、—此の外順化及ツーランに官吏の爲の醫務室がある。順化中央病院にはプーレ衞生及細菌研究所(敎育の部「科學調査研究機關の項」參照)、アルベール・サロー眼科研究所及プリユー黴毒撲滅研究所が附屬されてゐる。

交趾支那—西貢グラール病院(交趾支那藥劑中央部)、堤岸土人病院、堤岸ドルーエ病院、ショロン病院、州及其他の病院—聖ジヤック岬、バクリユー、バリア、ベンチエ、ビエンホア、カント、堤岸、ショードク、ギアデイン、ゴーコン、ハチエン、ロンシエン、ミト、崑崙島(二箇所)、ラツシエギア、サデク、ソクチヤン、タンアン、タイニン、ツードーモ、チヤヴイン、ヴインロン—外に西貢には疾病豫防研究所、育兒研究所、第一乃至第四部に分れた官吏療養所及齒科部、學校附齒科室、移民係醫務室竝に土人看護員實習學校及ビエンホアに精神病舍がある。

東埔寨—プノンペン病院、同中央藥劑部、州及其他の病院—バツタンバン、シエムレアプ、カンポ、カンダール、コンポンチアン、クラチエ、コンポンチユナン、プユルサ、コンポントン、プレイベン、ソアイリエン、スチユントラン、タケオ、コンポンスプー、—外にプノンペンに土人助産婦實習學校、眼科研究所、市衞生室、同醫務室、官吏の爲の醫務室等がある。

老撾—ヴイエンチヤン中央病院、中央藥劑部、州及其他の病院—ルアンプラバン、シエンクーアン、タケック、サヴアナケト、パクセ、第五軍政管區、ウアバン、オートメコン、サラバーヌ、アトプー

廣州灣—フオール・バイヤール療養院

三　諸疾病

概說に略述の如く各種の原因に依り羅病患者數は甚だ多い。特に之が原因として見逃がし得ないことは人口の過半數を占める安南人大衆の貧困、從つて惡食糧品の攝取に基因する身體の虛弱なることである。安南人の身體の一般に短軀痩身なることは一目瞭然であるが、從つて年々流行する病氣の罹病率は醫療機關の十分ならざる發展且つ衞生思想の缺除した老撾、東埔寨等の原始的民族に近い種族を多數に有し適確なる數的實證を爲し得ない地方を包括すると云ふ條件下に於て尙高い。一九三四年度印度支那經濟財政最高會議及總督府會議の報告に依る主要傳染病に就て見るに下記統計の示す如くであるが、都市に於ける一般衞生狀態は政府の努力に依る主要地の上水道施設の整備或は不良飮食料品の取締等の實行に依て漸次改善されつゝある。地方狀態は尙舊態依然と云ふべきであるが、各種救護機關の取扱數の減少狀態の割合を見れば稍々改善されつゝあるかの如く感ぜられる。

傳染病　主要傳染病として左の如きものがある。

コレラ—本病は印度支那に於ける傳染病中毎年流行し、而も多くの犧牲者を出すものであるが、最近は暴威を振ふこと比較的少く、前揭一九二七年の大

流行以後漸次減少し、頗る良好な經過を辿りつゝある。最近數年間に於ける地方的狀態を見るに最もその慘害を蒙つてゐる地方は交趾支那及東埔寨で、東京は統計上は絕無となつてゐる。尙罹病者の殆んど全部が土人である。

天然痘―近年に於ては一九一八年、一九二四年に可なりの流行を見た。卽ち兩年共に罹病者六千餘人、死亡者は後者の方稍多く千六百餘人であつた。而してコレラ病の減退に依り現在ではその數及質に於て傳染病中最も多數の被害を與へてゐるものゝ一で、最近では一九二九年に大猖獗を極め罹病者數四、九五五人、中死亡者一、六九四人であつたが、其後種痘の普及に依り漸次減少の狀態にあつたに不拘、一九三二年再び大流行を見た。卽ち同年の罹病者數は四、四五四人に達してゐる。尙一九三二年の種痘實施數は約五二七萬件であつたが一九三五年には七七〇萬件以上に及んでゐる。

罹病狀態を地方的に見れば、一般に交趾支那に於て最も猖獗を極め、安南が之に次いでゐるが、本病は東埔寨及老撾方面に於ても連年多數の患者を出してゐる。

ペスト―逐年減少の傾向にあつたが、近年最も猛威を振つたのは一九一八年で罹病者一、八五〇人、死亡者一、四八〇人、死亡率八割を示した。併し其後順調に減少しつゝある。年々罹病患者數の最も多數を示すのは東埔寨で、其他に於ては安南が比較的多數を示してゐる。本病は一九三一年以後東京及老撾の二國に於ては一名の罹病者もなかつた。

マラリア―下層階級の住民は今日に於ても罹病者數非常に多く且彼等の殆んど總ては脾臟肥大の症狀を呈してゐる。政府當局は調査研究區分を南北の二に區分し、當局自體に於て調査處置の萬全を講ずると共に各々民間の農園、鐵山等、或は鐵道、陸軍各機關を總動員せしめ之が對策に腐心してゐる。又規那鹽の增收を期する爲各地に規那樹の移殖試驗を行はしめてゐるが併し年々大なる被害を蒙つてゐる狀態にある。罹病患者は安南及東京に於て最も多數と推察される。尙政府は規那豫防劑の無償配給も行つてゐる。

以上傳染病中主要なるものに就き簡單に述べたが、社會的疾病とも稱すべき傳染病には癩病、トラホーム、結核、花柳病等がある。

四　統　計

・癩病―印度支那中罹病者數の最も多數を占めるは交趾支那と云はれるが、統計に依れば東京最も多く、全土の患者總數は一萬人以上と概算されてゐる。但し約三千數百人が確認されてゐるに過ぎず、年々確認患者は各地の癩療養所に收容さるゝか又は他に隔離せられてゐる。

トラホーム―全國を通じて本病罹病者も可なり大きな指數を示してゐる。後揭の統計に於ては不明であるが、部分的乍ら數字の明瞭に示された一九二八年の狀態を示せば河內に於て土人患者二九、六九五人、順化二二、一四六人（同市小學校生徒の罹病率三五・八%）、プノンペン四六、五九二人、提岸・西貢兩市計二七、〇二六人であつた。右調査は單に主要都市のみに限られてゐるが、全國的には驚くべき數に達するであらう事は右を以てしても明瞭である。

結核―歐洲に於けると同樣印度支那に於ても最も考慮すべき病患の一となつてゐるが、之が系統的調査は一九三三年に始めて行はれた。領內で最も罹病者の多數なのは交趾支那、次いで東京である。當局は最近之が對策に系統的、科學的處置を講じつゝあり、殊に交趾支那には更にクローテイメ結核療養所を設置し、各地方も夫々萬全の策を樹てんとしつゝある。又政府は時々結核撲滅慈善切手等を發行し資金の獲得にも努力してゐる。一九三三年の結核注射を受けたものは四八、八八九人に上るが、その中交趾支那は五九%を占めてゐた。

花柳病―土人中に相當蔓延し憂ふべき狀態にあり、一九三三年に於ける患者總數は不明であるが、救護機關の取扱患者數は一二、七八五人であつた。

普通疾病　もとより正確な數字は知り得べくもないが、一九三三年に於ける救護機關の取扱患者數に依つて見れば皮膚、細胞、淋巴腺關係疾患、腹部及消化器疾患、呼吸器及縱隔竇疾患、泌尿生殖器疾患或は運動器疾患が主で、死亡率は呼吸器及縱隔竇疾患の二〇・一%、腹部及消化器疾患の一四・四%、血液循環器疾患の一二・三%等が最も高いものである。

聯邦各國別民間醫・齒科技工師及助產婦數表（一九三三年）

出所＝同前表

	醫師	歐人	齒科技工師	歐人	助產婦	土人
安南						
東埔寨	二		一		一	五
交趾支那	一九	一二	一八	七	一	四八
老撾	一					
東京	一二	五	三		一	七二
一九三三計	三三	一七	三三	一	二	一二〇
一九三二計	三〇	一五	三〇	一	二	一二〇
一九三一計	二七	一〇	三〇	一	三	一二〇

聯邦各國別醫療機關表（一九三三年）

出所＝印度支那經濟財政最高會議及總督府會議報告

機關種別	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
主要病院	一	一	一	一	一	五
小病院及各種研究所	三	一	四	一	一	九
州立病院（巡回病院及婦收容所を含む）	一七	一三	一〇	一三	一九	九二
町村病舍	一	一	四	一	二	七
看護所及療養所	九〇	三九	一七二	五一	九八	四五〇
婦婦收容所	一四	一	一九	一	九	五三
養疾養老孤兒院	九〇	三	一	一	一三	一六
精神病舍	一	一	一	一	一	二
癩療養所	四	一	一	一	六	一四
海上隔離所	一	一	一	一	一	二
避病院	一	一	一	一	一	四

聯邦各國別民間醫・齒科技工師及助產婦數表（一九三三年）

出所＝同前表

	醫師	歐人	齒科技工師	歐人	助產婦	土人
安南						
東埔寨	二		一		一	五
交趾支那	一九	一二	一八	七	一	四八
老撾	一					
東京	一二	五	三		一	七二
一九三三計	三三	一七	三三	一	二	一二〇
一九三二計	三〇	一五	三〇	一	二	一二〇
一九三一計	二七	一〇	三〇	一	三	一二〇

聯邦各國別醫療機關勤務員定員表（一九三三年）

出所＝印度支那統計年鑑

項目		安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計	派遣の勤務員	其他の機關及休暇員	計
歐人醫務員										
醫官	救護部定員	一四	一〇	一三	六	一三	六二	一八	八七	九四
	定員外	四	二	三	四	一五	二八	一	三四	三〇
	囑託			四		一	五	一九	二〇	四〇
陸軍藥劑官		二	一	一	一	一	六	一	一〇	八
齒科技工師										
計		二〇	一三	三一	二	三八	一〇九	一六七	一八〇	一七七
土人醫務員										
上級醫官		一					一	八	七	七
定員外醫官		四		三			一	二	一〇	一一
普通醫官		二九	三	六六	五	五一	一一	八	一九六	一八八
契約醫官		一		一			一		一	一
土人藥劑官		五	二	六	二	一一	二六	四	三〇	三七
助產婦		三一	一八	二二一	七	六六	二一	八	三六九	四〇〇
計		四二	二四	三〇八	一五	一三四	四一	二一	六一〇	六二四
歐人看護員										
男	宗教外(3)	四	二	三	二	八			四	二三
	宗教外	一	二	一九	二	二			八	三二
女	修道院所屬	二	二	四一	二	二			八	三二
計		一六	四	六三	二	一二			一〇	一〇七
土人看護員										
男	宗教外	三七	一	二六	一	一	三五	九	一	三五
	修道院所屬	一〇一	八	五一	二	一	一三七	一	四	一四〇
女	修道院所屬	四八六	二二四	四四〇	一八五	三四〇	九	三九	一七二三	一七六〇
計		四八六	二二四	四四〇	一八五	三四〇	九	三九	一七二三	一七六〇

（註）(1)總監部、普通病院、診療所及醫務課の人員を含む、但しパストウル研究所及軍醫部の職員を含まず。(2)休職醫務員を含まず。(3)看護婦名義となつてゐる若干名の助產婦を含む。(4)精神病舍の依囑員を含む。

一九三三	計	一二九	六一	二三五	六八	一六二	六五五	四八七〇	五一〇九	五四一三五	四八七八
一九三二	計	一三七	六一	二四一	六七	一六二	六六八	五〇一七五一	五七九四六	五四一四二	四八七八
一九三一	計	一二八	五六	二四〇	六八	一五九	六四三	五三六三一二	五七九四六	五四一四二	四八七八
一九三〇	計	一一〇	五六	二四一	七二	一五六	六三五	五三六三一二	五七九四六	五四一四二	四八七八
一九二九	計	八〇	六一	二四一	六八	一四二	五九二	五三六三一二	五七九四六	五四一四二	四八七八

（備考）廣州灣に州立病院に類するもの二あり。

聯邦各國別醫療救護機關患者取扱數表

單位＝千人　出所＝同前表

國別　一九二九　一九三〇　一九三一　一九三二　一九三三

入院患者數

安南	四八、六〇四	五一、〇一九	五六、九八一	五四一、三三五	四八、八七八						
東埔寨	一二三、九五三	一二三、九二一	一三三、二二九	一〇三、三五一							
交趾支那	八八、〇二五	九五、七二五	一〇一、七五五	七九、九四三	七八、二六一						
老撾	五五、一九	六一、九三六	六一、九四七	六一、六四〇	六一、三六〇						
東京	六一、八一七	六八、七一五	六六、〇八四	六七、八七五	七一、八三						
廣州灣	八六八	九一九	一、〇九三	一、一八一	一、三三五						
在外醫院	三、九二五	三、八七七	三、六〇九	—	—						
計	二三三、七五一	二四一、一六三	二四九、三〇八	二二六、八三九							

同上手當延日數

安南	八二七、〇六九	八八三、九二四	一〇一、一二三	九五五、五五八	八八五、二四四						
東埔寨	三〇四、九六二	三二七、八七一	三〇四、五三一	二八五、四二一							
交趾支那	一、六〇九、八九五	一、五四六、九六三	一、六九九、五八九	一、四二四、四八一							
老撾	八一、三五四	七五、九三三	九一、五八一	二〇、三四一							
東京	八四五、一一八	九三二、四二四	八九四、〇九二	九一八、五四二	九四五、三九一						
廣州灣	一九一、二九一	二一三、三〇	二一四、〇九九	二六、五五三	二六、七八一						
在外醫院	六〇、三三五	五七、四一五	五六、一〇四	—	—						
計	三、六九〇、二八五	三、八七七、七三五	四〇五、一、一〇	三、九一八、四五七							

聯邦各國別妊婦取扱數表

出所＝同前表

國別　一九三〇　一九三一　一九三二　一九三三

安南	入院	七、六〇六	七、一二一	九三五	八、六二六	七、四九七	一、一三八				
	自宅	一、〇一三	九九八	一、一八三	八七七						
東埔寨	入院	四〇、九六四	三二、三九七	一六、七〇八	三〇、〇三四	八四六					
交趾支那	自宅	一四、五四七	一一、七九一	一六、三九七	一一、一二六						
老撾	入院	四七九	七六	六	一	一					
	自宅	六二四	四〇六	七六	一〇三	九四					
東京	入院	七、六四七、九	七、一三〇	七、八二八、九	七、〇〇七、八	六、六四三、五					
廣州灣	入院	四四、五八一	四六、三〇〇	四九、五九二	五六、一〇	九、一八九					
計	入院	七六、四七九	七八、二九九	七六、八二八	七七、〇〇七	六一、四四五					
	自宅	一五、一五七	一二、七九一	一七、五三三	一一、一二九						

聯邦各國別妊婦取扱數表

出所＝同前表

國別　一九三〇　一九三一　一九三二　一九三三

安南	入院	七、六〇六	七、一二一	九三五	八、六二六	七、四九七	一、一三八				
	自宅	一、〇一三	九九八	一、一八三	八七七						
東埔寨	入院	四〇、九六四	三二、三九七	一六、七〇八	三〇、〇三四	八四六					
交趾支那	自宅	一四、五四七	一一、七九一	一六、三九七	一一、一二六						
老撾	入院	四七九	七六	六	一	一					
	自宅	六二四	四〇六	七六	一〇三	九四					
東京	入院	七、六四七、九	七、一三〇	七、八二八、九	七、〇〇七、八	六、六四三、五					
廣州灣	入院	四四、五八一	四六、三〇〇	四九、五九二	五六、一〇	九、一八九					
計	入院	七六、四七九	七八、二九九	七六、八二八	七七、〇〇七	六一、四四五					
	自宅	一五、一五七	一二、七九一	一七、五三三	一一、一二九						

一般診察患者數

安南	一、一四三、八八九	一、二三九、〇九八	三〇四、九二一七	三〇四、九二一七							
東埔寨	五五、七二八	七〇八、〇九二	八三、七六一	八三、七六一							
交趾支那	一、二九一、一三	一、四〇一、二六五	一、四二二、三九九	二、一八九、八七〇	二四一、七五八						
老撾	六一、三〇三一	六一、八六八八	六一、二六四	六六九、七九四	六九四、二六						
東京	一、一九六、五〇六	一、五三九、〇七七	一、七一八、六四七	二、〇四八、九一九							
廣州灣	三一、九六八	四一、二二六	五三、七二九	六二、四三五							
在外醫院	一、九五、二四四	一、八六〇、四一	九、六九五、二一一								
計	二四一、一、六三	二四九、三〇八	二二六、八三九								

聯邦各國別救護機關患者取扱數表

出所＝同前表

國別　一九三〇　一九三一　一九三二　一九三三

安南	入院	二三八、四七〇	二九四、六六八	三一二、三六二	二六二、三三九	三四九、〇一二					
	自宅	五〇一、七五二	五七、九四六六	七六、八一二	八六、〇四九						
東埔寨	入院	五五、五六〇	三二、六三一二	三五、九八二	三五、四四一〇						
交趾支那	入院	九一、九五九	一〇三、一二五	一一、九四、八三八	一、三六、一七八三						
	自宅	一、一四五、五六〇	一、一七九、五五六	一、一五〇、二五四	一、四〇二、四八一						
老撾	入院	六一、九三六	六一、八六八	六一、二六四	六六九、七九四	六九四、二六					
東京	入院	一、一九六、五〇六	一、五三九、〇七七	一、七一八、六四七	二、〇四八、九一九						
廣州灣	入院	三一、九六八	四一、二二六	五三、七二九	六二、四三五						
在外醫院	入院	一、九五、二四四	一、八六〇、四一	九、六九五、二一一							
計	入院	二四一、一、六三	二四九、三〇八	二二六、八三九							
	自宅	一、一五六、五五六	一、五〇三、二五四	一、四〇二、四八一							

保健相談者數

安南　九〇八、〇七一　一、二六、五五六　一、五〇三、二五四　一、四〇二、四八一　一、五二五、六二一

各種傳染病人種別罹病者數表

一九三一

病種別		羅病 歐人	羅病 土人	羅病 計	死亡 歐人	死亡 土人	死亡 計
腸チフス		六四	五四一	六〇五	九八	一〇四	二〇二
天然痘		四	二三一四	二七	五一九	一四	一九
ヂフテリア		二六	四四	七〇	一三	一〇	二三
コレラ		一二	二三〇	二三〇	一、五八三	一、五八三	一、五八三
ペスト		二	一一七	一一九	一	八一	八二
痲疹		一四	一四、七四二	一四、七五六	二	二三四	二三六
痲病		七八	一、五九五	一、六七三	一四	一五六	一七〇
春疱瘡		一	七九九	八〇〇	一	八	九
腦膜炎		一	七二	七三	一	三〇	三一
發疹チフス		一	四	五	一	一九	二〇
流行性感冒		四	九〇三	九〇七	一	一九	二〇
ポリオミエリート		五	一	六	一	一	二
傳染性耳下腺炎		一〇	二九	三〇	一	一	二
產褥熱		一〇	四九	五〇	一	一	二
猩紅熱		一	三	四			

一九三二

病種別		羅病 歐人	羅病 土人	羅病 計	死亡 歐人	死亡 土人	死亡 計
腸チフス		三八	五二七	五五五	四	七二	七六
天然痘		七	四三七	四四五	一	六	七
ヂフテリア		五八	四八	一〇六	三	七	一〇
コレラ		一	六四六	六四七	一	六四六	六四七
ペスト		八四	一	八五	七二	一	七三
痲疹		七八	一五、七五六	一五、八三四	一	一九	二〇
痲病		一七	一、五四七	一、六七四	七三	一、九二六	一、九九九
春疱瘡		三	九三六	九三九	一	一四	一五
腦膜炎		一	五七	五八	一	一九	二〇
發疹チフス		一	五七	五八	一	一九	二〇
流行性感冒		一	一、〇九六	一、〇九七	一二	一、〇九六	一、一〇八
ポリオミエリート		三	三七八	三八一	一	一	二
傳染性耳下腺炎		一	五〇	五一	一	一	二
產褥熱		一	四	五	一	一	二
猩紅熱		一	四	五			

出所＝印度支那統計年鑑

病種別救護機關取扱傳染病及寄生蟲病入院患者及死亡者數表

一九三二

病種別		入院 男	入院 女	入院 兒童	入院 計	死亡 男	死亡 女	死亡 兒童	死亡 計	死亡率（%）
天然痘		三〇四	一四六	七九	五三九	三八	一四	七	五九	一一、〇
流行性感冒		三一二	一五五	七三五	一、二〇二	一九五	一〇九	三六	三四〇	二八、一
コレラ		四七八	二六三	一四六	八八七	四七一	二六三	一四六	八八〇	九九、二
赤痢		三八五	一四七	五〇	五八二	四七一	一八八	六九	七二七	一二、五
マラリア		二一、七〇	一一、二五	一、九二三	三四、八六	一一、七〇	一一、二五	一、九二三	三四、八六	一〇〇、〇
貧血及壞血病		六〇四一	二、六九五	四六五	九三〇	六〇四一	二、六九五	四六五	九三〇	一〇〇、〇

一九三三

病種別		入院 男	入院 女	入院 兒童	入院 計	死亡 男	死亡 女	死亡 兒童	死亡 計	死亡率（%）
天然痘		三〇四	一四六	七九	五三九	三八	一四	七	五九	一一、〇
流行性感冒		三一二	一五五	七三五	一、二〇二	一九五	一〇九	三六	三四〇	二八、一
コレラ		四七八	二六三	一四六	八八七	四七一	二六三	一四六	八八〇	九九、二
赤痢		三八五	一四七	五〇	五八二	四七一	一八八	六九	七二七	一二、五
マラリア		二一、七〇	一一、二五	一、九二三	三四、八六	一一、七〇	一一、二五	一、九二三	三四、八六	一〇〇、〇
貧血及壞血病		六〇四一	二、六九五	四六五	九三〇	六〇四一	二、六九五	四六五	九三〇	一〇〇、〇

破傷風 四四四 — 二二二 一九二 一二五二 一四三 一七一 五〇
恐水病 大四 — 三三 三五 二四 一八 一四 五〇 八九三
癩病 一、二四二 — 四〇 一、一〇八 三八 一、七七五 二四 三 九七 六、一
肺病 四、三五六 — 一、一〇八 一、八四六 一、二九九 七三 三 九七 六、一
淋菌性尿道炎 一〇、二五一 — 二、七四四 四、七二五 四、〇〇〇 三〇一 四 一、三五二 一、三五九
黴毒 一二、七四四 — 二、三九 一五 二、五一九 一、六一二 一五 一、三五九 一、三五九
軟性下疳 二九、六九五 — 一七、九六一 二、〇〇三 一、四、六六九 一、三三七 一〇九 一、三五九 一、三五九
其他 七六、一一三 — 七五、〇六四 七、〇一〇 六三、六九九 一、三三七 一〇九 一、三五九 一、三五九
計 一、一六二 一、二五二 一、九二一 五〇 一、四三 一七一 五〇 八九三

病種別救護機關取扱普通病入院患者數及死亡者數表

一九三〇 一九三一 一九三二

病種別	入院	死亡	入院	死亡	入院	死亡
鼻腔・口腔・唾腺・咽喉疾患	一	一	三、三八	二四六	二、五三〇	九四
腹部及消化器疾患	二〇、三五五	一、四八四	一、三〇〇	一、五六三	一、二六二	一、三〇五
呼吸器及縱隔鏡疾患	一五、四三一	一、六〇二	一三、三四五	一、八四六	一、一一〇五	一、二〇六
血液循環器疾患	四、七五三	二五四	一、六四	三三八	一、四四五	一二六
泌尿生殖器疾患	八、八〇四	六二八	九、九四四	七五三	九、四二九	七〇二
神經組織疾患	四、五九五	五四〇	五、六八〇	三一四	三、九九九	四〇九
運動器疾患	二、四二一	四〇六	六八	三、六一一	三八	一、八八八
眼病	八〇四	六二八	七、九九九	三	八、〇三一	五
耳病			一、九一八	一一	一、三七二	八
皮膚・毛髮・細胞組織・淋巴腺疾患	—	—	一、一四六	一一一	一、四七四	一二七
其他疾病	二六、九九〇	一二六	一八、九七九	一、七三	一、四三五	一、三四〇
產科及婦人科	四二、八四九	三〇三	四八、二一六	三八一	五〇、九九四	三七九
外傷	一四、七〇五	一〇三	一六、六三六	五九八	一四、九三五	四二五
其他の事故疾患	一、〇〇一	一七八	三、〇一三	二三五	三、九八八	六〇三
合計	三五、六〇二	二、三八一	二、四一五	一、二六八	二、七〇九	一、三五一

一九三三

病種別	入院	死亡	死亡率(%)
男	一、二一五	一一八	九・八
女	七、〇四四	五、七七九	
兒童	二、四四一	二四四	
計	一〇、二〇〇	一、一四一	
男	一、八九六	一、二五五	一〇・一
女	一、三四三	三〇五	
兒童	一、二七九	一二一	
計	四、四一八	一、六八一	
男	九六	九	七・〇
女	一、一七三	一三六	
兒童	一、三四二	一二七	
計	二、六一一	二七二	
男	一、二一五	一一八	九・八
女	七、〇四四	五、七七九	
兒童	二、四四一	二四四	
計	一〇、二〇〇	一、一四一	

出所＝同前表

聯邦各國月別天然痘病發生數表

國別	一月	二月	三月	四月	五月	六月
安南	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一六	四	一七二	九五	八八	一三四
	五五	一七二	九五	三九	四五	六〇
	四	一	一五	一二八	三	七
	五六	三八	三〇	一五	一四	二〇
	七三	一四	一四	三九	三九	一一
	三八	一五	一五	一四	四二	一四
	一四	一四	一九	一五	一五	一八
	七四	一九	一九	二九	一五	一四
	一四	一五	一九	一五	一五	一一
	一四	一五	一九	一五	一五	一一
東埔寨	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	四	一	一	一	一	一
	一五	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
交趾支那	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
老撾	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
東京	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
計	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一
	一四	一	一	一	一	一

出所＝印度支那經濟財政最高會議及總督府會議報告

聯邦各國月別コレラ病發生數表

國別	一月	二月	三月	四月	五月	六月
安南	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
安南	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
東埔寨	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一

出所＝同前表

聯邦各國月別ペスト病發生數表

國別	月	一九三一	一九三二	一九三三
安南	一月	一	三	一
	二月	三	四	一六
	三月	四	一六	四四
	四月	一六	四四	一〇五
	五月	四四	一〇五	一七四
	六月	一〇五	一七四	二三五
	七月	一七四	二三五	二三八
	八月	二三五	二三八	一五八
	九月	二三八	一五八	六九
	十月	一五八	六九	一九
	十一月	六九	一九	二
	十二月	一九	二	一
	計	三一一	三一一	三一一
東埔寨	一月	一	一	一
	二月	一	一	一
	三月	一	一	一
	四月	一	一	一
	五月	一	一	一
	六月	一	一	一
	七月	一	一	一
	八月	一	一	一
	九月	一	一	一
	十月	一	一	一
	十一月	一	一	一
	十二月	一	一	一
	計	一二	一二	一二
交趾支那	一月	一七	一七	一七
	二月	一三	一三	一三
	三月	一〇五	九	一五
	四月	一七	一五	一〇
	五月	一〇	一〇	七
	六月	一四	一七	一五
	七月	一四	一七	一五
	八月	一三	一三	一三
	九月	一四	一〇	一四
	十月	一四	一四	一四
	十一月	一四	一四	一四
	十二月	一四	一四	一四
	計	一四	一四	一四
老撾	一月	一七	一七	一七
	二月	一三	一三	一三
	三月	九	一五	一五
	四月	一五	一〇	七
	五月	一〇	七	一〇
	六月	一四	一七	一五
	七月	一四	一七	一五
	八月	一三	一三	一三
	九月	一四	一〇	一四
	十月	一四	一四	一四
	十一月	一四	一四	一四
	十二月	一四	一四	一四
	計	一四	一四	一四
計	一月	一七	一七	一七
	二月	一三	一三	一三
	三月	一〇五	九	一五
	四月	一七	一五	一〇
	五月	一〇	七	一〇
	六月	一四	一七	一五
	七月	一四	一七	一五
	八月	一三	一三	一三
	九月	一四	一〇	一四
	十月	一四	一四	一四
	十一月	一四	一四	一四
	十二月	一四	一四	一四
	計	一四	一四	一四

聯邦各國別天然痘、コレラ及ペスト病注射實施回數表

單位＝千回　出所＝印度支那統計年鑑

項目	國別	一九三一	一九三二	一九三三
種痘	安南	一、七三八	一、七八〇	一、七九五
	東埔寨	一、〇〇九	一、〇一八	一、〇一七
	交趾支那	一、八〇九	一、八一八	一、八一九
	老撾	一二九	一三五	一三〇
	東京	一、二九	一、三五	一、三〇
	計	四、九六二	五、〇一六	五、〇一一
コレラ注射	安南	一九六	一九四	一九三
	東埔寨	三〇	一	一
	交趾支那	一、七三八	一、八〇九	一、八一九
	老撾	一二九	一三五	一三〇
	東京	一、二九	一、三五	一、三〇
	計	三、六九四	三、八五四	三、八五二
ペスト注射	安南	一九六	一九四	一九三
	東埔寨	三〇	一	一
	交趾支那	一、七三八	一、八〇九	一、八一九
	老撾	一二九	一三五	一三〇
	東京	一、二九	一、三五	一、三〇
	計	三、六九四	三、八五四	三、八五二

出所＝印度支那統計年鑑

聯邦各國別隔離癩病患者數表

出所＝印度支那經濟財政最高會議及總督府會議報告

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
安南	三〇	一、七三八	一、七九五	一、七九五
東埔寨	二	四	一、八〇九	一、八一九
交趾支那	三	一、二一九	一、二一九	一、二一九
老撾	二九	三五	三五	三五
東京	二九	三五	三五	三五
廣州灣	八	一四	一四	一四
計	一、七三八	一、八〇九	一、八一九	一、八一九

聯邦各國別規那無料配給量及販賣量表

單位＝瓩　出所＝同前表

國別		一九三一	一九三二	一九三三
安南	無料	一、〇一七	一、〇一八	一、〇一八
	販賣	一四五	一七	一五
東埔寨	無料	二九六	二六九	二五一
	販賣	一〇	三五一	四七一
交趾支那	無料	六七九	一七	一七九
	販賣	二四七	四六	四七一
老撾	無料	三〇一	三〇九	一七九
	販賣	一五	七九	四四
東京	無料	七七八	一二八	一二五
	販賣	一、九一五	四八一	四九九

主要都市恐水病研究所取扱患者數及死亡者數表

出所＝印度支那統計年鑑

項目		西貢	河內	順化	プノンペン	ヴィエンチアン	計
患者數	一九三一	一、三三八	八四四	四〇五		一〇二	二、六八九
	一九三二	一、五九一	九七七	五一五	八五	三一	三、一七八
	一九三三	一、八九六	一、一〇二	五三〇	大七	三五	三、五九五
死亡者數	一九三一	一	五	二		八	
	一九三二	四	四	五		三	
	一九三三	大	一〇	二		一八	

聯邦各國別結核病注射實施回數表

單位＝千回　出所＝同前表

項目	國別	一九三一	一九三二	一九三三
取扱種別	順化	一〇、七九五	一〇、七九五	一〇、七九五
	プノンペン	六、八〇八	一六、四四三	九、九三一
	西貢	九、一〇九	一三、〇一四	一一、一一五
	堤岸	三天、五五八	一四、三二一	一一、四二四
	河內	五四、二五七	一〇、三一七	四一、三一〇
	計	四七、二八三	一、一五八一	一六、一九四
診療數	一九三一	四七、〇九〇	一七、四三八	三九、九四四
	一九三二	四七、九三一	一三、九七六	三三、七六三
	一九三三	一二、一二	一三、九七六	一八三
診療相談數	一九三一	一、一二	一、一〇一	一、一〇五
	一九三二	九五五	一、三五一	一、四二四
	一九三三	八七九	一、一〇一	一、一〇七
入院數	一九三一	一、一二	一、一〇一	一、一〇五
	一九三二	九五五	一、三五一	一、四二四
	一九三三	八七九	一、一〇一	一、一〇七

出所＝同前表

診療延日數
一九三一　一
一九三二　一
一九三三　一

體性別精神病舍（ビエンホア）收容患者數表

出所＝同前表

	男	女	計
一九三二年一月一日現在患者數	三六八	二一	三八九
一九三二年收容數	九三	五三	一四六
全　快　者	三七	二	三九
遁　走　者	一	—	一
死　亡　者	五七	一	五八
一九三二年中退院者	一四六	二三	一六九
一九三二年十二月末日現在數	四〇九	五五	四六四
一九三三年收容者	一一	四	一五
全　快　者	二	二	四
遁　走　者	一	—	一
死　亡　者	四九	一四	六三
一九三三年中退院者	三七	一	三八
一九三三年十二月末日現在數	四二九	二三	四五二
一九三三年十二月末日監視員數	四四	二九	七三

各種豫算項目別衞生費表

豫算種別　一九三〇

	人件費	物件費	醫藥費	計
總豫算	一五七	四三	五三一	四八六
安南豫算(2)	七一七	四一〇	三〇〇	一、四二七
東埔寨(2)	五〇二			八一八
交趾支那	七二五	三九四	八九	一、八七三
地方豫算 老撾	三一四	五四	四五七	八三五
東京	九〇一	四八一	一、〇五	一、五八七
廣州灣	二七	大	大	三四
計	三、二一五	三、〇〇六	一四九	二、三七〇
交趾支那豫算	五五八	二四二	一、〇四九	一、八四九
安南、東京師團	三、九六六	二五五	二五五	四、七八一
東埔寨師團	九六五	二四八	大	一、二一三
計	四、九三一	二、七九七	一、三〇四	八、三三二

豫算種別　一九三一

	人件費	物件費	醫藥費	計
總豫算	一九八	六〇	六八九	九六七
安南(2)	三一七	三〇	四五〇	八四八
東埔寨(2)	三一九	三一	三七	八四八
交趾支那	八三一	二四	一、一四	一、三八九
地方豫算 老撾	三四三	九大	七〇	四二〇
東京	三九四	四三七	二四〇	一、〇七一
廣州灣	二八	一二	四一	二八
計	二、九〇五	五、五三三	二、五八九	一、七三一
交趾支那豫算	一、二一七	二、九三一	一、七五二	八〇七
安南、東京師團	一、四一四	一、二一七	一、二一七	四、五五八
東埔寨師團	一、二一三	一、二一三	一、二一三	四、二四〇
計	一、二一三	一、二一三	一、二一三	五、〇〇七

豫算種別　一九三二

	人件費	物件費	醫藥費	計
總豫算	二八九	一三一	三〇	四五〇
安南(2)	一七八	三三一	八四八	二、二六九
東埔寨(2)	三一七	一二一	一五〇	五九九
交趾支那	八五二	二七二	一、九〇九	三、〇三三
地方豫算 老撾	三三五	七六	九一	四四五
東京	一、〇九八	五四一九	二、七九七	一、三〇八
廣州灣	二八	五	九	四二
計	二、五九九	一、七三一	一、〇九八	五四一九
交趾支那豫算	一、七五二	八〇七	三三〇	二、八八九
安南、東京師團	一、二一七	一、二一七	一、二一七	四、五五八
東埔寨師團	一、二一三	一、二一三	一、二一三	四、二四〇
計	一、二一三	一、二一三	一、二一三	五、〇〇七

豫算種別　一九三三

	人件費	物件費	醫藥費	計
總豫算	一四四	三〇	四八六	
安南豫算	二六〇	一四九	一、三九	
東埔寨	一一七	一〇〇	五一七	
交趾支那	一七八	一九三	一	
地方豫算 老撾	九一	五一三		
東京	一〇六	一〇七五		
廣州灣	七	三四		
計	八六六	五、三六五		
交趾支那豫算	一、三七八	二、八六〇		
安南、東京師團	九二	二七六		
東埔寨師團	四〇三	八、二五一		
計	四〇三	八、二五一		

（註）(1) 一九三二及三三年度ラヂウム研究所の補助金四〇、四千比弗及パストウル研究所補助金として安南に對し三五、六四〇比弗、東埔寨の一九三二年三〇、七〇五比弗、一九三三年三〇、六三〇比弗を含まず　(2) 一九三二年及三三年度パストウル研究所に對する一九三二年一三三千比弗、一九三三年九五、五五〇比弗を含まず

單位＝千比弗　出所＝同前表

倘左に印度支那軍及海軍部の衞生統計を示す。

印度支那軍將兵入院患者及死亡數表（一九三五年）

出所＝同前表

		遁走	死亡	病死	自殺	其他の死亡	計	定員に對する千人比
歐人	安南、東京師團	交趾支那、東埔寨師團	九、六六五	三四八九	一一三四	一一三	一四八	一四八
		計	八、〇九二	三、二八〇	一、一三四一	一一三	一四八	一四八
土人	安南、東京師團	交趾支那、東埔寨師團	一三、七六六	五、七七五	二、七九九	八四七	九四七	九四七
		計	一三、七六六	五、七七五	二、七九九	八四七	九四七	九四七

印度支那海軍部將兵入院患者及死亡數表　出所＝同前表

		病死	自殺	其他の死亡	計	定員に對する千人比
歐人	一九三四	三	一	一	五	一四三
	一九三五	四	一	二	七	一九三
土人	一九三四	一〇四	一	一	一〇六	六八七
	一九三五	一〇四	一	一	一〇六	六八七

政治

總說＝中央行政＝聯邦各國中央行政＝地方行政＝司法

一　總說

概要　今日印度支那各國は佛領植民地として一括總稱されてゐるが、法律的政治的に仔細に之を見る時は、佛本國の純悴なる海外領土たる交趾支那植民地と、佛國の主權に屬するが條約の結果同國の保護下に歸屬してゐる東京、安南、東埔寨及老撾の四保護國より成つてゐる。但し老撾は近年純植民地化し僅かにルアンプラバン王の舊領が保護領として殘つてゐる狀態にある。從て本領を總稱する場合一般的には印度支那聯邦と稱することが適當である。

印度支那の總督政治は一八八七年一〇月一七日附大統領令（一八八九年五月九日改正）を以て初めて確立されたもので、本國行政權の代行者として總督が全土を統治し、交趾支那植民地には知事、東京、安南、東埔寨及老撾各保護領には理事官長を置く。又聯邦各國は各々小行政區劃即ち州或は軍政管區に分たれ交趾支那各州には行政官を、老撾を除く各保護領各州には理事官を、老撾には總督府委員を置き夫々統治に當つてゐる。

左に本領の行政區分を示す。

印度支那行政區劃一覽　出所＝レオン・モワシイ著印度支那統治原理

交趾支那植民地
二一州―バクリユー、バリア、ベンチエ、ビエンホア、カント、聖ジヤツク岬、シヨードク、堤岸、ギアデイン、ゴーコン、ハチエン、ロンシエン、ミト、ラツシユギア、サデク、ソクチヤン、タンアン、タイニン、ツードーモ、チャヴイン、ヴインロン
二市―西貢、堤岸
一島―崑崙島

東京保護領

二三州―バクギアン、バクカン、バクニン、ハドン、ハイジョン、ホアビン、ハナン、フンエン、キエンアン、ランソン、ラオカイ、南定、ニンビン、フエン、フト、カンエン、ソンラ、ソンタイ、タイビン、タイグエン、チュエンカン、ヴィンエン、エンバイ

四軍政管區―ハイニン（第一）、カオバン（第二）、ハギアン（第三）、ライチアウ（第四）

四市―河内、海防、南定、ハイジョン

安南保護領

一六州―ビンデイン、ビンチュアン、ダルラク、ハチン、オートドナイ、カンホア、コンタム、ゲアン、フアンラン、フエン、カンビン、カンナム、カンゲイ、カンチ、タンホア、チュアチエン

二市―ツーラン、ダラト

東埔寨保護領

一四州―バッタンバン、カンポ、カンダール、コンポンチアン、コンポンチュナン、コンポンスプー、コンポントン、クラチエ、プレイベン、ピュルサ、シエムレアプ、ソアイリエン、スチュントラン、タケオ

一市―プノンペン

老撾保護領

一〇州―アトプー、バサック、カモン、オートメコン、ウアバン、ルアンプラバン、サラバーヌ、サヴアナケト、トランニン、ヴイエンチアン

一軍政區―フオンサリー（第五）

1　佛本國に於る對植民地立法制度

植民地基本法たる一八五四年五月三日附元老院令を以て二の立法區分をなし、舊植民地たるマルチニック、グアテループ及レユニオンの三を第一團植民地、其他の總ての植民地を第二團植民地とし、第一團植民地に對する立法は法律、參事院令又は大統領の單獨令に依ることゝし、第二團植民地は總ての場合を通じて大統領の單獨令に依ることを原則としてゐる。卽ち佛國の大統領は第二團植民地に對し立法及行政上の權利を獨占掌握してゐるが、之より生ずる矛盾缺點を緩和する爲、特に第二團植民地には主として、歸化に關する一般事項、新聞紙法、町村助役選擧法或は本國政府が直接若しくは間接に植民地に對して補助金を交附する場合及植民地領域の變更決定等は必ず法律を以て定めることゝした。又關稅率の決定、本國財政部の關係せざる植民地鐵道敷設認可に關する件は參事院令に依ることゝなつてゐる。尙總督令を以てする總督の立法行爲は明文若しくは默認に依る大統領の權限の代理權に基くものである。

卽ち印度支那は如上の第二團植民地に列するものである。

內閣・佛本國の植民地中央行政機關及植民地代表機關　內閣は單に各省名及大臣名を附するに止む。尙大統領名を附記す。（一九三七年六月二十二日現在）

大統領―アルベール・ルブラン

內閣―總理大臣カミーユ・ショータン（急進社會黨）

副首相　レオン・ブルム（社會黨）

無任所相　アルベール・サロー（急進社會黨）

同　右　モーリス・ヴイオレット（急進社會黨）

同　右　ポール・フオール（社會黨）

省名	大臣名
國防省	エドウアル・ダラディエ（急進社會黨）
外務省	イヴオン・デルボス（急進社會黨）
司法省	ヴアンサン・オリオル（社會黨）
內務省	マツクス・ドルモア（社會黨）
大藏省	ジヨルジユ・ボネ（急進社會黨）
海軍省	セザール・カンバンキ（急進社會黨）
空軍省	ピエール・コツト（急進社會黨）
文部省	ジアン・ゼイ（急進社會黨）
土木省	アンリ・キイユ（急進社會黨）
商務省	フエルナン・シヤプサル（急進社會黨）
農務省	ジヨルジユ・モネー（社會黨）
植民省	モーリス・ムーテ（社會黨）
勞働省	アンドレ・フエヴリエ（社會黨）
恩給省	アルベール・リヴイエール（社會黨）
保健省	マルク・リユカール（急進社會黨）
海運省	缺
郵便・電信・電話局	ジヤン・ルバ（社會黨）―長官

植民省及植民地中央行政機關　佛國植民地の中央行政機關は、初め海軍省、次いで商務省と云ふ風にその所管官廳が再三再四轉々としてゐたが、一八九四年三月二〇日附法律を以て新たに植民省が設置せらるゝに及び、創めて植民地中央行政廳の獨立を見るに至つたものである。植民省の現行官制に依る機構及大體の管掌事務は左の如くである。

2　植民省

大臣

次官

大臣官房　秘書課（第一及二室）、文書課、督學課（第一室―植民地高等小學校以上の一切の教育關係事項、第二室―植民地小學教育關係事項）

政務局　第一乃至第四課（第三課―印度支那及其他の總督統治植民地に關する政策及行政事項）

經濟局　開拓課（第一室―第一係、植民地開發及農業關係事項、第二係、水產・牧畜・獸疫關係事項、第二室―土地、勞力に關する事項）、

貿易產業課（第三室―關稅通商及租稅に關する事項、第四室―郵便電信に關する事項）、國防準備課

軍務局　第一課（軍事技術に關する事項）、第二課（軍事行政に關する事項）、印度支那軍監督部、植民地砲兵防務及技術事務常置監督部

監督局　中央行政及地方行政監督並植民地豫算施行監督課（各種法令公文書の審査、植民地豫算及公債の査定並に實施監督に關する事項）、屬領及記錄監督課（植民地視察務事及統計事務に關する事項）、植民地檢閱團管理行政課、戰時監督課

人事會計局　人事課（第一乃至第三室）、會計課（第一乃至第五室）

土木監督部　（植民地土木事業、鑛山技術及同財政關係事項）

植民地保健監督部　秘書課、技術課、衞生課（第一室―軍事衞生、第二室―公衆衞生、第三室―醫藥及器材）、植民地高等衞生會議及同常置部

海上商事部　（內外國海運問題、商船隊、植民地船渠、海運協定、技術調査に關する事項）

附屬機關―

契約歲出監督部　（歲出契約費に關する法令決議の査定、同實施監督に關する事項）

植民地官吏退職金庫　支拂部、制度及財務部

植民地總務局　庶務課、資料課、行政課、植民地林務課、植民地生產調査課、植民地郵稅計算課、（本總務局は一九一九年六月二九日附大統領令を以て巴里に設置せられ、植民省官吏二名、本國商業會議所代表者八名、植民地農工商業關係者中よりの選任議員八名を以て組織し植民大臣監督下に局務を總攬す。尙商港派出所を馬耳塞、ボルドー、ナント、ル・アーブルに設置す）

3　植民省所管各種委員會

植民地高等會議　一八八三年一〇月一九日、一九二〇年九月二八日、一九二三年一〇月六日、一九二七年一二月三日及一九二九年一月二三日附各大統領令を以て規定せられ、植民地最高評議會、植民地經濟會議及植民地法制審議會の三部に區分されてゐる。

一、植民地最高評議會―植民地の一般行政、政策及軍事組織土人

法規及植民地の一般開發問題に關する植民地大臣の諮問機關で、議長は植民大臣之に當り、議員は植民大臣、植民地總督、植民省部局長の前歷者竝に陸海軍各省の代表者を以て組織す。

二、植民地經濟會議―植民地の產業開發及本國農工商業の植民地發展策に關する植民大臣の諮問機關で、食糧、脂肪原料、機業、鑛業及石炭、山林及植物、海運、旅行、遊覽の七分科に分たる。議員は資格議員たる植民地選出上・下院議員、植民地總務局長、各總督府經濟事務局長及各省代表者及本國及植民地の連帶的經濟財政、商・工・農海運事情の通曉者を以て組織す。

三、植民地法制審議會―植民地の行政、財政に關する制度及法制上の諸問題に對する植民大臣の諮問機關で、議員は本國又は植民地在住の法律及行政に通曉せる學者より選出されたる者、司法及大藏兩大臣、參事院副議長、會計檢査員の指命したる官吏若しくは司法官吏、上・下院議員及植民地代表者を以て組織す。

植民地國防諮問委員會　　土木企業示談法及契約法委員會
植民地工務委員會　　植民地地理委員會
植民地布敎委員會　　植民地煙草委員會
植民地文庫記錄高等委員會　　海外獸醫學研究諮問委員會
植民地土地租借及官有地委員會　　棉花稅制當委員會
植民地銀行監督委員會　　本國化學及敎育調査竝植民地檢算支辨補助金割當委員會
植民地敎育高等諮問委員會　　植民地宣傳機關調査及植民地檢算支辨補助金割當委員會
植民地海軍常置委員會
植民地鐵道會計審査委員會

4　植民地代表機關

佛本國に於ける植民地の代表機關は上院及下院に於ける植民地選出議員と、植民地高等會議に於ける植民地議員とであるが、印度支那は交趾支那より代議士一名を選出して下院に送つてゐる外、植民地高等會議に安南、東京、東埔寨より各一名の議員を出してゐる。

二　中央行政

1　總　督

佛領印度支那の總督官制は一八八七年一〇月一七日に初めて規定され、其の後一九一一年一〇月二〇日附大統領令を以て改正今日に至つてゐる。而して初代總督コンスタンス總督より現在總督ブレヴイエ氏に至る迄前後一九回の更迭が行はれた。總督任命の手續法は內閣會議の決議を經、大統領令を以てする規定である。以下印度支那總督の統治上に於ける權限、責任、特權及代理權に付記述す。

權限　印度支那總督の統治上に於ける權限は廣汎且つ多岐に亘るが、之を要約すれば左記の二系統に區分することが出來る。

一、印度支那に於ける本國政府の適法なる唯一の受權者たること

二、本國政府に對する印度支那全般の利益代表者たること

前記第一項に依る總督は、地方分權の一機關であつてその行使する權限は植民地に對する植民大臣の權能を代行するものである。從て總督は印度支那最高長官として、自己單獨の全責任を以て管內全般の政治、社會、財政及經濟的發展の政策遂行に任ずるものである。之に依り總督は聯邦各國の行政長官を直屬せしめ、本國政府の委任事項、法律、大統領令に依る特別委任事項に就て諸法令の制定權を與へられてゐるものである。

第二項に依る總督は、印度支那聯邦各國の一般計畫に基く指導機關であるが、その權限は行政及財政上に自治權を有する聯邦各國行政長官の自由を拘束することは出來ない。從て總督は印度支那の一般的利益がその直接參加を必要とする場合の外、聯邦各國の行政に參與しないことゝなつてゐる。

以上は總督の權限に關する總括的說明であるが、以下項を分ち說明す。

立法―佛領印度支那總督は印度支那に於ける佛蘭西共和國々權の受託者なりとは、一九一一年一〇月二〇日附大統領令の明文に規定する所で、憲法上本國議會の權能に屬する立法以外、植民地統治に必要な諸法令の制定權が總督の手中にあることは法文の解釋上當然の事で、唯問題として殘る所は總督がその與へられたる權限の範圍內に於て制定發布する法規は、豫め所屬長官たる植民大臣の承認を必要とするか否かにある。而して本件に關する樞密院の解釋は承認不必要と決定してゐる。その理由とする所は植民地總督は、その統治する植民地の全領域に亙つて元首の權能を代行するもので、本國を距ること遠き地理的關係に徵し且つ施政の應急敏活を期する必要上、地方分權機能の法意を廣義に解釋するを至當となすといふにある。

總督は又法律及大統領令を公布する權限を有するが、この權限は當該法律及大統領令がそれを植民地に適用する旨の記載ある場合に限るもので、然らざる場合に於て總督が當該法律又は大統領令を植民地に施行するを可なりと認めたるときは、本國政府に對して豫め植民地に適用する旨を宣示する特別の大統領令發布を申請することが必要である。この反對の場合、即ち植民地に適用すべき明文の記載ある法律又は大統領令と雖之を植民地に施行して不都合ありと認むる場合は、施行期日の明記なき限り總督は之が公布に先だつて植民大臣に意見を具申することが出來る。

行政―總督は植民地に於て行政各部及印度支那檢算支辨に依る各部局（財政部局即ち稅關・郵便・電信局、登錄局等を除く）の最高長官であつて、大統領の一般的、特定的及恒久的代理權に基き行政各部の編成及權限を裁定す。總督の代行權に關しては一九一一年一〇月二〇日附大領統令を以て印度支那行政各部の編制に關する權限が委任せられ、越えて一九二〇年九月一一日附大統領令に依つて地方官に對する官規及單獨總督令の制定權が認められてゐる。總督の有する行政權の內容は便宜上次に箇條書として列記する。

一、行政各部局に對し直接又は地方長官を介して間接に監督權を行使す

一、法律又は大統領令を以て任免權を本國政府に保留し又は法令に依り特に身分の保證ある場合を除き植民地勤務の官公吏を任免す。但し前項該當の官吏に對しては緊急を要する場合は停職を命ずることを得

一、政務の必要を參酌し、聯邦各國を通じ、軍部以外の各部局に所要の人員（司法官、裁判書記を除く）を配屬す

一、聯邦各部局官吏の俸給及手當に關する總則を規定す

一、財政部長を介し植民地に於ける土地所有權關係の法律行爲に關與す

尙一千陌以上の土地拂下及鑛山拂下の申請を處理す

一、鐵道敷設計畫を裁定し、國道及縣道を類別す。但し法律又は大統領令の許可を必要とす

一、領內各州間及聯邦二國間に於ける土地の移管を裁定す。但し聯邦二國間の土地移管は豫め植民大臣の認可を要す

一、交趾支那植民地會議、土人諮問會、町村會、西貢港務會議の解散又は停會を命じ、商業會議所、農業會議所、商農聯合會議所を設置する權限を有す

一、外國に於て發行する新聞紙及其の他の定期刊行物及印度支那に於て發行する佛蘭西語以外の刊行物に對する配布禁止及出版物發行許可の權限を有す

一、植民地に於ける公共衞生に關する基準法の制定及公共團體の土地收用許可に關する權限を有す

一、管內全般に對する公安を保持する爲高等警察權を行使す

財政―總督は植民地豫算歲出（軍事費及植民地檢閱費を除く、本費目は植民地軍經理部長の管掌）に對する副仕拂命令官であつて、同時に本國豫算中總督に委任せらるべき他の款項に對しても亦同樣である。

豫算に對する權限は、總豫算の外鐵道、公債、廣州灣及西貢工廠の四附屬豫算案を編成することを眼目とす。而して以上の豫算案が年度の初め迄に大統領令に依る正規の承認を得られず且緊急を要する場合に限り、承認を得るに至る迄の暫定手續として、總督は當該年度中に必要とする修正豫算を編成して之が假施行を爲すことを得る。この場合總督は修正豫算に對する主たる主任仕拂命令官であるが、この權限は總督の指命する官吏に委任し得る規定である。

以上の外、財政上總督の權限を列記すれば次の如くである。

一、聯邦各國豫算（地方豫算）の實施及年度內に於ける豫算の修正につき、

交趾支那に對しては認定權を、安南・東京・東埔寨及老撾に對しては決定權を有す

一、農業會議所の通常及特別豫算竝に極東佛蘭西學院豫算を査定實施せしむ

一、佛國政府の保證を必要とする場合（この場合は法律に依る認可を要す）を除き、印度支那の契約に關する總ての借款を決定す。これは一切の財政關係事項に對し、全印度支那の適法なる唯一の代表者たる資格に基くものである

一、借款に關する市會の決議を承認實施せしむ。但し未償還借款あるときは、その金額を加算し總額五〇萬法を限度とす。右金額超過の際は參事院令に依る認可を要す

一、總豫算及聯邦各國豫算の豫備金に對する通常責任支出を許可す

一、印度支那銀行に對し正貨準備に對する紙幣發行の制限率を規定す

一、總豫算、附屬豫算及地方豫算關係の工事請負及物品購買契約に對し、印度支那全般に適用すべき約款及一般條件を規定す

總督は關稅を除き印度支那に適用すべき間接稅を設定する唯一の權限者である。但し稅の割當方法及徵收法は大統領令に依る承認を必要とする。この外稅制に關する總督の權限次の如し

一、地方長官又は保護領王室徵稅官の發する間接稅以外の各種の租稅及賦課金の設定に關する令達を徵稅以前に檢證す

一、廣州灣租借地に於ける同上の稅法を定む

一、各種の稅、小作料、專賣稅其他一切の賦課金の設定、廢止又は修正に關する市町村會議の決議竝に每年總督の定むる制限率を超過する特別市町村稅を最大限十二箇年間設定せんとする同上の決議を査閱實施せしむ

司法―普通法の裁判關係に於ける總督の權限は、本國に於ける司法大臣の權限と略同樣にして綱領は次の通りである。

一、裁判の自由且つ敏速なる割當に關する監督權

一、各階級の司法官に對する懲戒權

一、官公廳職員の服務規程違反に對する處罰權

一、刑事裁判所の編制權

一、犯罪關係諸令則の實施保證權

一、民事關係の判決及決定の實施上必要なる權力の附與

一、佛蘭西裁判所に對する土人關係の民事訴訟手續の決定權

一、裁判所及檢事局書記、裁判所通譯に關する法規の制定權及び任命權竝に司法關係公吏の任命及懲戒權

一、公證人、執達吏、競賣評價人、役場の指定設置及取締權

原則として總督は裁判組織の變更權を有せず、又總督府關係の事件に非ざれば官公廳に追訴を命じ又は官公廳の追訴に反對する權限を有しない。

以上は專ら普通法の裁判關係に對する總督の權限であるが、特別裁判權又は國事犯に對する總督の權限は範圍頗る廣汎である。卽ち平時にあつては總督は軍事裁判所の長官で、この資格に依り總督は陸軍大佐以下の軍人に對し、常設軍法會議の管轄事件に關し捜査命令及裁判に附すべき命令を發するものである（以上一九〇三年一〇月二三日附大統領令）。總督は又行政裁判所評定官の任命權を有する以外、一八九六年九月一五日及一九〇四年一〇月一一日附大統領令に規定する左記の特權を有す。

東京に於ける總督の特權―土人又は裁判管轄上土人に準ずべき者の犯罪又は違反行爲にして、保護領の保安又は佛國の植民上の發展に關係ある事件に對しては、總督は普通裁判所の管轄權を免じ、之を刑事審問委員會と稱する特別裁判所に委附することを得。刑事審問委員會の編成は每年總督令の定むる所により行政部一等事務官を議長とし、犯罪惹起地の州長官、裁判管轄地の檢事（又は檢事長の申請に依り總督の指命する判事）及印度支那軍司令官の申請に依り總督の指命する陸軍將校を委員とす。刑事審問委員會の決定に對しては總督にのみ上訴することを得る規定である。

安南及東京に共通する總督の特權―佛國に對する暴動及普通刑法の適用を受けざる重大なる政治的騷擾又は公安を害すべき運動の場合に於ては、當該地方の理事官の申請及管轄裁判區の檢事長の意見を徵し、左記の司法處分を執行することが出來る。

土人裁判所の裁判管轄に屬する土人又は一八七一年八月二三日附大統領令に依り土人に準ずべき外國人たる亞細亞人に對し、財產刑を併科し又は併科せずして十年以下の禁錮に處すること、若しくは事件に關係ある町村又は組合に對し該事件の鎭定及事後の保安に要したる經費の負擔を命ずることを得（一九〇四年一〇月一一日附大統領令）。

土人裁判に關する總督の權限は、印度支那各國に於ける裁判組織に依て一樣でない。東京に於ては理事官の申請に依り二審裁判所の補助判事を、安南に於ては同政府の推薦に依り三審裁判所（河內控訴院第二部）の土人評議員を補任又は指命す。總督は又二審裁判所の管轄區域を規定する外、裁判所書記の服務規程に關する總則を規定し、且つ裁判關係の令規を定むる王令の實施に任ず。

東埔寨に於ては王令の實施に任ずる以外、東埔寨政府に對する保護國法律顧問の任務に當るべき司法部の裁判官を指命す。

老撾に於てはヴイエンチアン高等法院長たるべき控訴院判事を指命す。

外交―外交上、印度支那總督は極東諸國に對する佛國政府の代表者である。この資格に依て總督は極東諸國駐在の佛國外交官又は領事官憲と直接交涉する權限を有するも、政府の許可を得るに非ざれば外交的商議に干與することを得ない原則である。この原則に反して爲したる商議は、夫々政府の事後承認を得るか又は議會の協贊を經るに非ざれば實施不可能である。

保護國々王に對する總督の權限は、條約に依り國王の保留する直接稅及地方豫算に繰入るべき諸稅の設定權に基き發する王令の承認及實施に關する令達に署名することである。

以上は安南及東埔寨王國に適用すべき權限であつて、老撾王國に對しては一九一七年四月二四日條約第三條の規定に依り現行稅法は既に確定的のものであつて、總督は王令の承認又は署名の必要を認めぬのである。

軍事―軍事上總督は印度支那內外國防の責任者である。從て總督は印度支那に駐在する陸海軍を區署し、他の攻勢を擊退する緊急の場合を除くの外、何人も總督の同意を得るに非ざれば如何なる軍事行動若しくは進行中の軍事行動に對し變更し得ざる規定である。但し軍事行動の指揮及實施は軍事官憲の權限に屬し、總督は總ての場合を通じて直接軍隊を指揮することを得ない。同上の外總督の軍事上に於ける權限としては、軍事地帶の設定、組織又は廢止に關する權限及植民地の全部又は一部に戒嚴令を布告し又は撤廢し得る權限である。

責任―印度支那總督は、その權限の行使及決定の效果に付植民大臣に依つて代表せらるゝ本國政府に對して全責任を負擔し、總督の施政に對する對本國議會の責任は監督長官たる植民大臣に歸屬するのである。併し一九一一年一〇月二〇日附大統領令に依り植民省對印度支那總督府の關係たる地方分權の意義を擴充してより以來、植民省は漸次地方法規制定に干與することを差控へ、多くの場合その全權を總督府に委附することゝなつた。越えて一九二〇年九月一一日附大統領令は明文を以て從來慣め植民省の認可を必要とした地方官吏の官制及是に對する俸給諸手當の決定に關する總督令は、爾今植民省の認可を必要とせざる旨を規定しこの關係を明らかならしむるに至つた。尙總督の發する各般の總督令に不服あるとき適法なる裁判機關に訴へざる場合と雖、植民大臣は場合に依り該總督令を取消し又は實施を中止することに依て總督令萬能の弊害を抑制する規定になつてゐる。

要するに總督の全責任は、その與へられたる權限の範圍內に於て署名して發布する諸令達は何人の奧署をも必要とせざることに歸著するのである。この點は憲法上無責任の地位にある大統領の發する大統領令が、元首としての署名以外所管大臣の副署を常に必要とすることゝその趣を異にしてゐる要點である。

特權―總督は本國政府に對し直接交信權を有する印度支那唯一の官憲である。但し植民大臣以外の各省大臣と交信する場合は植民大臣を經由することを必要とする。右の外總督の特權と認むべきものは左の通りである。

一、行政關係事項、法律、大統領令及違警罪と同一程度の處刑を制定せる

法規の實施に關する諸令達の決裁

一、印度支那高等警察權に付本國政府の權限を代行す。法規の定むる所に依り外國人たる歐洲人及亞細亞人の國外追放を宣示す

一、犯罪人假出獄の許可權、土人裁判所の判決に係る犯罪人に對する刑の減免權(佛國裁判所の判決に依る犯罪人を除く)

一、總督は在官中植民地各裁判所に於て刑事又は民事々件に付起訴又は追訴せらるゝことなく、又總督に對する總ての訴訟行爲は本國法に基き本國裁判所に提起することを要し、現に職務執行中の總督に對しては植民地に於て裁判の決定又は判決を施行することを得ない規定である

代理權　大統領令を以て特に總督代理を任命する場合を除き總督府總務長官之を行使す。總督代理の任務權限は大體左の如くである。

一、總督死亡し又は轉免職の爲缺員となりたる場合本官總督と同一の權限を行使し同一の責任を負ふ

一、總督賜暇不在の場合、原則として前項に準ずるも總督は自己の方針を明示したる文書訓令を交附す。この場合總督代理はその主旨を遵奉するの義務がある

一、總督が本國歸還を命ぜられたる場合、總督は前項の訓令を交附する外不在中保留すべき案件を指示するを要し、此の場合責任は總督自身にあり、總督代理は單に當面の政務を處理することに限られ、絕對に必要且つ緊急なる時以外總督の保留する案件に對し自己の意志を以て處理することを避くべきことゝなつてゐる

2　總務長官

任命は總督の申請に依り大統領令を以てし、總督直屬の補佐官として行政、財政、經濟事項及特に總督に保留せられざる一切の政務を處理すべく、總督の特別代理權又は常任代理權を附與されてゐる。從て總務長官は總督府直系の總ての部局に對する直屬長官で、原則として是等各部局の立案に係る一切の政務は先づその決裁を經る必要がある。又直接責任者としての資格以外に總督の管轄に屬する他の各部又は一部に亘つて各部局の長官たる資格を有する。更に特別の場合として總督の常任代理權者として土地管理、一般豫算及附屬豫算の仕拂命令を主管する財務局長に對してその監督權を及ぼす。

即ち總務長官の主務は總督をして一般行政管理以外の主要任務たる統督指導の大使命に常に專心せしむる爲、印度支那各般の行政管理に關して總督の任務を代理するにあるのである。

3　高等諮問機關

印度支那總督の高等諮問機關に總督府會議及同常置委員會、印度支那經濟財政最高會議、印度支那國防會議、印度支那防務調査會の五がある。

總督府會議(Conseil de Gouvernement de l'Indochine)　本會議は印度支那に於ける高官要路の殆ど總ての人々を網羅する最主要會議で、議長及議員は左の通りである。

編成―總督(議長)、印度支那駐屯軍司令官、總督府總務長官(總督不在又は事故あるとき議長の職務を執る)、交趾支那知事、安南・東京・東埔寨・老撾各理事官長、交趾支那選出代議士、工務局長、財務部長、財政局長、稅關稅務局長、印度支那出納部長、土木檢閱總監、衞生保健檢閱總監、教育局長、郵信局長、警務公安局長、印度支那海軍司令官、東京・安南・東埔寨植民地會議選出代表者、西貢・河內及海防商業會議所會頭、交趾支那及東京農業會議所會頭、安南及東埔寨商農聯合會議所會頭、交趾支那及各保護國土人名士(交趾支那植民地長官及各保護國理事官長の推薦に依り每年各地區より一名宛總督之を指命す)、總督秘書課長(幹事の職務を執る)。

以上は總督府會議正規の議員であるが、議員に不在又は事故ある場合は補缺員を以て補充する規定である。此外植民地檢閱總監、布教師長、財務監督局長は議長と同列にて會議に出席する權利がある。又鐵山局長、民政及軍政部の各課長は各所管事項につき投票權を以て會議に出席し得る規定である。

權限―本會議の權限は、主として一九一六年六月三〇日及一九一二年一二月三日改正の一九一一年一〇月二〇日附大統領令に據るもので、財政關係事項に於ては總豫算及附屬豫算、地方豫算竝に右各豫算決算、聯邦各國に對する割當金或は補助金、稅務關係事項に於ては如上各種豫算の歲入となるべき各種租稅の課稅基礎、稅率、徵收規定等を決議する(但し以上の財政及租稅關係事項に就いては經濟財政最高會議及交趾支那植民地會議の權限を留保す)。一般行政關係事項にして鐵道建設案、國道の分類、國境、州境等の變更の如き重要なるものは當然之を會議に諮問する必要がある。

處務規定―本會議は總督之を招集し、指定の場所に於て每年少くとも一回開會するを要し、會議は公開しない。而して總督令に依り會議を若干の委員會に區分し事件を分擔せしむる規定である。

茲に特例とも認むべきは、官吏以外の議員に對して會議の閉會中と雖、政策以外の問題に就て、各自の希望を具申する權限を認めてゐることである。併し乍ら緊急の場合を除き希望具申の有效期間は前回の定例會議閉會後六箇月以內に限られてゐる。議長が是等の具申を接受したるときは委員會に移して審査せしめその報告に基きて採否を決する規定である。

總督府會議常置委員會(Commission permanente du Conseil de Gouvernement)　編成及處務規定―總督府會議常置委員會は委員長を總督(總督不在又は事故あるときは總務長官議長の職務を執る)とし議長の招集に依り出席したる總督府會議々員全部を以て編成す。

常置委員會に提出する書類はその內容を摘記せる報告書と共に開會前尠くとも二日の期限を以て書記課に進達するを必要とし、委員會は多くの場合正式に開會せず、委員間の持廻會議(書類を委員に回覽してその意見を求むる方法)に依るのが普通である。

權限―常置委員會の意見は左記の場合に於て總督府會議の意見に代ることを得ない。

一、每年末に於て一般豫算竝にその附屬豫算の假決定を爲す場合及地方豫算を實施する場合、又は植民地會計の爲借款の契約を爲す場合若しくは間接稅及直接稅設定の承認を爲す場合

二、商業會議所、商農聯合會議所の設置又は一九二二年五月二七日及同年一〇月二〇日附大統領令に定むる特殊の許可を與ふる場合

三、鐵道敷設計畫を決定する場合

之に反し常置委員會の意見は一般規定として、總豫算關係の事業に對する公益認定其の他二三に就て總督府會議の意見に代ることを得。現行大統領令に依りて豫め總督府會議の諮問を必要とする他の總ての事項に對しては、總督府會議の意見は常置委員會の意見を以て代用することが出來る。特に總豫算及附屬豫算の實施に當つて、大統領令に依る認可が年度の初めに得られざる場合に於て之が假施行を爲すとき、又は前記の豫算に對して總督令に依り年度中に修正を加へたる場合、大統領令に依る認可を得るまで修正豫算の假施行を爲すとき若しくは各種豫算の出納計算を決定し、之を承認するに當り總督府會議が一〇月中(一〇月中に會計檢査が行はれる)に開會せられざるときは、常置委員會の意見は總督府會議の意見に代ることを得る規定である。

尙總督は一九一二年五月一〇日及一九一六年四月五日兩度の總督令を以て本國法の明文により總督府會議の諮問を必須條件とせざる事項に對しても常置委員會には必ず諮問すべき旨を規定した。右の規定の適用に依り常置委員會に諮問を要する事項は十三項より成る。

經濟財政最高會議(Grand Conseil des Intérêts économiques et financiers)　本會議の權限は從來印度支那總督府會議及同常置委員會の權限內に包含されてゐたが、時代の進運と當面の要求とにより一九二八年一一月四日附大統領令を以て設置され、越えて一九二九年一月三〇日附總督令を以て施行細則を規定し實施されるに至つた。

編成―議員は佛人二八名、土人二三名を以て組織さる。

即ち佛人議員は交趾支那―交趾支那植民地會議議員三名、商業會議所議員二名、農業會議所議員二名、東京―東京經濟財政會議議員三名、河內商業會議所議員一名、海防同一名、農業會諮所議員一名、安南―安南經濟財政會議議員二名、中部安南商農聯合會議所議員一名、北部安南同一名、東埔寨―東埔寨經濟財政會議議員二名、商農聯合會議所議員一名、老撾―老撾經濟財政會議議員一名、商農混成會議所議員一名、他に聯邦代表諮員として官吏以外の佛人より六名を總督指名す。土人議員は交趾支那―交趾支那植民地會議員三名、商業

會議所議員一名、農業會議所議員一名、東京―土人代表會議員三名、東京商業會議所議員一名、農業會議所議員一名、安南―土人代表會議員二名、安南商農聯合會議所土人議員一名、東埔寨―土人諮問會議員二名、商農聯合會議所議員一名、老撾―諮問會議員一名、商農聯合會議所議員一名、他に聯邦代表議員即ち現職官吏以外の土人より五名を總督指名す。

以上の議員中總督指名議員を除き他は各々その所屬團體より無記名投票に依り選擧され、任期は一年とし再選を妨げず、外に定員と同數の補缺議員を設くる規定となつてゐる。

權限―必須諮問事項、一、一般豫算(經常及臨時)及附屬豫算案、公債基金豫算案、二、同上各豫算に計上せらるゝ土木事業計畫、三、前年度決算、四、道路の類別及變更、五、總額八千比弗を超過する官公有財產の收得讓渡及交換、六、一般豫算及公債支辨の各種事業の會社又は個人に對する特許、七、豫備金支出若しくは豫算總額の增加を要する歲出款項の修正、決議事項、總督の提案せる一、課稅方法、間接稅及同類稅の課稅基礎、稅率及徵收規定、(關稅を除く)二、公債發行及金錢保證契約の決裁等である。

此の他前揭事項以外の經濟財政問題に關し意見又は希望を表明することが出來る。尙常置委員會を置き之を二分科に分ち各分科委員は十名(佛人六名土人四名)よりなる。その權限は最高會議に附議したる問題に對して意見を開陳し、一般豫算、附屬豫算の編成及公債發行に關する事項を除く外最高會議の意見を代表することを得、又一般豫算及附屬豫算の割當修正に關し特に諮問を受く。

處務規定―毎年一回總督は定期に定例會議を原則として河內又は西貢何れかに招集するが、出席議員過半數に達せざれば開會することを得ず、又議事を公開しない。議長は總督の指名する佛人議員の最年長者を以て之に當て、他に職員として議長補佐役一名、副議長二名(佛人土人各一名)書記官二名(佛人土人各一名)を置く。

國防會議及防務調査會(Conseil de Défense de l' Indochine) 及 (Commission d' Etudes de la Défense de l' Indochine) (詳細は「國防の部」參照)。

4 總督府

印度支那總督府本屬部局は總督の任務を直接に補佐する總督官房及總務長官の管理下にある府內各部局に別つ。

總督官房(Direction du Cabinet)―局長及次長を置き官房事務を總轄せしめ補助官二名を置く。

官房に秘書課及軍務課が所屬し、秘書課內に暗號係及文書係がある。軍務課は軍事係及國防會議常置書記係とに分ち、前者は總督の署名を要する軍事關係書類の蒐集、陸海軍關係長官との交涉、外國陸海軍に關する牒報、軍法會議、民用及軍用航空、體育、軍事教練及測地關係事項を、後者は國防會議關係書類の蒐集、國防會議調査委員會に附議する問題の調査及準備、總動員準備に關する事項を管掌す。

總務長官々房(Cabinet du Sécretaire général)―總務長官の監理下にある總督府本屬の局課としては次の如きものがある。

人事課(Direction du Personnel)―三室に分る。

政務公安課(Direction des Affaires politiques et de la Sûreté général)―外事部(極東に於ける印度支那の外交問題、太平洋に於ける佛國政策、國際法關係事項、國際條約協定、外國新聞、印度支那在住外人に關する規定)、土人事務部(土人關係事項、土人行政關係問題の調査、州の組織、租稅、土人裁判所、土人法規及習慣法、教育、宗教、新聞雜誌資料)、公安部(政策係、外人及移民監督係、公安係、贋譯係の四係に分つ)。

法政課(Service de Législation et d' Administration)―第一室(立法及行政事務)、第二室(經濟事務)、第三室(遊覽觀光及宣傳事務)の三室に分る。

行政訴訟及行政監督課(Service du Contentieux et du Contrôle administratif)―名稱の示す如く二室に分つ。第一室は行政訴訟諮問委員會の書記係たるの任務、請負又は入札契約に關する法規の制定、其他行政訴訟關係の一般事務、第二室總督府各部局の作製したる各般書類及記錄の審査。

商船部(Service de la Marine marchande)―船舶法規の作製施行、通商及海事訴訟、海上警察、海事教育及航海會社關係事項、西貢、海防及ツーラン海員徵募出張所。

勞働檢閱課(Inspection générale du Travail)―勞力、勞働、貯金關係法規、勞働問題及監督。

航空課(Bureau de Navigation aérienne)

總督府所屬官衙　印度支那財務監督局(Direction du Contrôle financier de l' Indochine)―印度支那に於ける總ての行政機關から獨立してゐる。これは財務監督局の主務が行政官廳に依り植民地に於て支辨せらるゝ各種豫算の實施監督にあるからである。但し財務監督局の豫算の實施監督權は交趾支那地方豫算、プノンペン、ツーラン、堤岸及一九一一年一〇月二〇日附大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算、並に土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、東埔寨及東京の各町村組合豫算等には及ばざる規定である。財務監督局は又總督若しくは植民地軍經理部長に對し、毎年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理、並に各商業會議所特別豫算に對しその監督權を行使す。局長の任命は植民、大藏兩大臣の申請に依る大統領令を以てす。本部は河內に在り聯邦各國首府に支部を設く。又局長は既定經費の監督權及植民地に於ける印度支那銀行各支店の監理權を行使す。

印度支那陸軍部(Services militaires)―「國防の部」に讓る。

印度支那海軍部(Services maritimes)―「國防の部」に讓る。

印度支那司法行政部(Administration de la Justice en Indochine)―後說「司法の部」參照。

印度支那出納部(Trésorerie de l' Indochine)―印度支那に於ける國庫出納事務は、印度支那會計總監(出納部長)の監理下に統一されてゐる。本出納部の權限は植民地に實施すべき國家豫算の一部である歲出入竝に地方及都市豫算の歲計を確保するにある。會計總監は又印度支那總豫算、東京地方豫算に關する財務部の出納事務一切を實施又は統轄す。各國には會計官或は特別會計官が駐在し自己の責任下に所管地方の出納事務を管掌す。

(備考) 以上財務監督局及他の四部は嚴密の意味に於て總督府所屬廳と稱することを得ない。卽ち何れも印度支那に於ける總ての行政機關から獨立せるもので、本稿に於ては便宜上此處に記錄せるものである。

印度支那教育局(Direction de l' Instruction publique en Indochine)―(「教育の部」參照)、本局には專門諮問機關として教育諮問會議(Conseil consultatif de l' Instruction publique en Indochine) がある。

印度支那財務局(Direction des Finances de l' Indochine)―總督府の財政事務を管掌するものであるが、最も重要なる權限として財務局長は總督の恒久特別代理權に依り總督の責任下に且總務長官の監督を受けて一般豫算及同附屬豫算の編成及實施をなす事實上に於ける支拂命令官である。此の外同上豫算の歲出に付聯邦各國行政長官(東京理事官長を除く)に對し副仕拂命令官たるの權限を代理せしむ。又鐵道關係各種資金又は基金を集收監理する外、本國豫算關係に於て總督の恒久代理權に基き副仕拂命令官たる權限を行使し、交趾支那及四保護國の豫算に對しその監督及監理に關する一切の書類を蒐集し、且つ都市の財政事務を監督す。後說の印度支那登錄部及不動產部は本局に附屬してゐる。

印度支那工務總監部(Administration des Travaux publics de l' Indochine)―中央監督機關として檢閱總本部を河內に置き、地方各國に支所を置く。部長は總督に對し一切の官營工事に對する檢閱を確保し經濟的施設の建設及經營に關する統計書類を蒐集利用す。本部は秘書課、製版工場、管理課(人事、會計、訴訟係)、技術課(道路、橋梁、水利、航海、水上工事、水道、電力、其他に分る)、鐵道課、建築課等を以て編成せらる。

衞生保健總監部(Inspection général de l' Hygiène et de la Santé publique de l' Indochine)―檢閱總本部を河內に置き支所を各地に置く。部長は印度支那軍々醫部長の兼任とす。その權限は印度支那保健衞生に關する一般的監理、衞生及公衆保健調査及實施(施療院、水上衞生警察、各種療養所、病院等)、各種研究所に對する技術的監督、總督府の補助金を受くる領事館所在地の醫藥施設等を主なるものとす。本部に專門諮問機關として高等衞生會議(Conseil supérieur l'Hygiène) が附屬する。(「衞生の部」參照)。

農業牧畜森林總監部(Inspection générale de l' Agriculture, de l' Elevage et des Forêts)―印度支那全國の農務關係の局課に對する技術的及職業的監

督、農業・牧畜・林業・養蠶・養魚及淡水漁業に關する一般的事項の調査を爲す。秘書課、農務課（農政・技術・農業水利の三係）、森務課、獸醫課よりなり、又農事研究所（前說「科學調査研究機關の部」參照）、獸疫調査研究所、實驗部、農業貸付銀行事務部、印度支那米穀局が附屬されてゐる。

印度支那關稅務局（Service des Douanes et Régies de l'Indochine）—局長は植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命し、總督の直接權限下に配屬す。本部を河内に設置し、關稅、稅務、商業統計、會計、物品、行政訴訟の事務を分掌せしむ。聯邦各國に支所（老撾は監督部）を置き、管轄地域に於ける所管事務を分擔せしむ。關稅稅務支所の任務は財務局全般の基礎を爲すもので、聯邦各國豫算、自治都市竝に港灣及商業會議所の豫算歲入となるべき諸稅の徵收に當る外主務として一般豫算の歲入となるべき各種の間接稅を徵收するにある。

印度支那遞信局（Administration des Postes, des Télégraphes et des Téléphones）—遞信局を河内に置き、局長は總督に直屬し聯邦各國別に五遞信管區に區分す。總ての郵便電信事務を總轄す。

印度支那登錄部（Service de l'Enregistrement des Domaines et du Timbre）及印度支那不動產部（Service de la Propriété foncière en Indochine）—共に印度支那財務局に屬し、前者は次長を置き各國主要都市町村に支所を設け、罰金、科料、訴訟費用及行政處分に基く徵收金の收納、抵當物件の保管、相續及無主財產の管理、證券印紙類の販賣其他登記事項、不動產又は國債を以てする保證金の保管、印紙稅及不動產稅の設定等を管掌し、後者は登錄官を西貢に駐在せしめ、印度支那土地法の實施及監督の調査、土地臺帳の作製、土地所有權の讓渡に關する監督等を實施す。

印度支那文庫記錄局（Direction des Archives et des Bibliothèques de l'Indochine）—總督の任命する局長を置き本部を河内に設け各國に支部を設く。官制上教育局長の權限下に屬し、各圖書館及印度支那記錄庫の恒久的監督權を有す。

印度支那鑛山局（Direction des Mines de l'Indochine）—本部は河内に在る。鑛山部、地質部、鑛物分析實驗所の三部より成る。

極東佛蘭西學院（École française d'Extrême-Orient）—（「教育の部」參照）。

印度支那中央氣象臺（Observatoir central magnétique et météorologique）

印度支那漁業海洋部（Service océanographique des Pêches de l'Indochine）—（兩者共に「科學調査研究機關の項」參照）。

印度支那地質部（Service géographique de l'Indochine）—河内に本部を置き陸軍の陸地測量部をも之に所屬せしめてゐる。

印度支那無線電信部（Service radiotélégraphique de l'Indocline）—本部は河内に在り、北部（河内）及南部（西貢）管理局に分れ、夫々管理下に多數の無線電信局を有す。別に西貢に la Compagnie générale de T. S. F.（Hza）會社の經營するラヂオの監督局がある。

在本國印度支那經濟事務所（Agence économique de l'Indochine）—印度支那對本國の生產消費關係及各種の投資關係を相互に知悉せしむる仲介機關で巴里に設置され、秘書課、庶務課（圖書、會計、商品見本陳列所）、商事課、技術課、博覽會及市場課、工務及調査課に分れてゐる。

在本國土人指導部（Service d'Assistance morale et intellectuelle des Indochinois en France）—本國在住の印度支那土人の保護・取締・指導を主務とするもので、一九二七年六月一五日附總督令を以て設置されたものである。部長及職員は印度支那總督令を以て任命し、經費も印度支那豫算を以てす。

三　聯邦各國中央行政

交趾支那知事及保護國理事官長　聯邦各國行政長官は立法上何等の權限を有しないが各管轄區域内に於ける一般行政及保安警察に關する總ての事項に對する全責任者である。但しその責任は總督に對して負ふべきもので本國政府に對しては全然無關係である。

行政權—各國行政長官は印度支那に公布せられたる法律、大統領令及總督令の實施、一般行政及警察法の立案、職員の配屬、官紀維持、月給一〇〇圓弗以下の臨時採用職員の任免、公有地に關する認定及許可、軍需品爆發物等

の取締、交通路に關する保安處置、州境界の外地編變更、各種土人會議の承認、解散又は停會、土人農業信用組合の設置及解散、交趾支那植民地會議選舉法細則の制定、同會議の召集及決議の承認、西貢商港管理會議の決議承認及實施等を管掌す。

二、財政及稅制權—本國豫算歲出に對する支拂分任官（老撾を除く）たると同時に印度支那一般豫算に對する副仕拂命令官である。而して總督の恒久委任事項として、一萬圓弗又は二萬五千法を超過せざる一般豫算又は同附屬豫算に屬する工事及購買契約を締結する權限、又四萬圓弗又は一〇萬法以下の支出に關し總督の許可を得たる工事又は購買入札の一件記錄を認許する權限を有す。更に行政長官は管轄國豫算及附屬豫算の編成權或は決裁權（交趾支那）竝に修正權を有す。都市豫算、商業會議所豫算を承認實施せしめ、特に交趾支那知事は西貢商港豫算及各州豫算を承認實施せしむ。

稅制上の權限は、交趾支那植民地會議の特權と安南、東埔寨國王の特權を保留し各種の稅目を設定し、總督令の管理を受くる都市に對しては豫算の歲入に繰入るべき附加稅の制限率、大統領令の管理を受くる都市に對しては當該都市會議の決議に依る特別稅の設定を決裁す。

裁判權—對佛人關係に於ては司法警察官たる權限を有するのみであるが、軍事裁判に關しては總督の署名する公判命令書に意見を具申し、尚交趾支那知事及東京理事官長は軍法會議及徵兵會議々員を任命する權限を有す。

對土人關係に於ては東京理事官長は管下土人裁判官及書記を任命配屬し、老撾理事官長は土人裁判所長を兼任し始審裁判所の設置、管轄區の決定と同時に土人裁判官書記を任命配屬す。

外交權—在印度支那外國領事館に對し交信權を有す。東京を除く保護國理事官長は國王及土人官憲に對し、總督を代理し條約に依り佛國に委付せられたる權限を行使す。又國王の勅令に施行力を附與し且安南國政府及柬埔寨王國の豫算を裁定實施せしむ。但し之は總督の代理權に基く。

各地方直屬の機關　各廳に依て組織は區々であるが、大體に於て長官を房及内務の二局が直屬し、内務は更に各課に分轄され總ての内政事務に當つてゐる。又各廳には夫々諮問機關が附屬され、交趾支那に於ては交趾支那參事會（Conseil privé de la Cochinchine）、老撾を除く他の各廳に於ては保護國會議（Conseil protectorat）があり、又交趾支那には植民地會議（Conseil colonial de la Cochinchine）、東京、安南、東埔寨には經濟財政會議があり、別に東京、安南には人民代表議會、東埔寨、老撾には土人諮問會議がある。

交趾支那參事會及東京・安南・東埔寨保護國會議—編成の大體は、議長は各行政長官が之に當り、議員は各國内務局長、駐屯軍指揮官、檢事總長（安南及東埔寨に於ては始審裁判所檢事）、工務管區技師長、公民權を有する佛人二名及土人二名にて、財務、稅務、行政及裁判に關する地方行政長官の諮問機關である。

交趾支那植民地會議—佛人議員十名（佛人選舉團體より選出）、土人議員十名（土人選舉團體より選出）、西貢商業會議所佛土人代表者各一名、交趾支那農業會議所佛土人代表者各一名より成り、議員の任期は四年、年に一回定例會議を召集す。會議の權限は、會議の決議する事件の性質により各々異つてゐる。即ち決議が確定的效力を有する場合もあれば又效力を生じない場合もあり、又行政廳の承認を經て初めて實施される場合もある。尚本會議には常置委員會が附屬され、委員は五名乃至七名（土人二名）で、知事の提議に依る總ての問題に付意見を具申す。

經濟財政會議（Conseil des Intérêts français économiques et financiers）—一九二八年東京、安南及東埔寨の三保護國に設置せられ、各國主要都市又は州より佛國臣民にして官吏に非ざる商工業其他實業に從事する有識者を選び議員とするもので、その任期を四年とし議員中より議長選任す。而して決議には理事官長の出席を要す。その權限は後記土人諮問會議と同一で主として財政及經濟問題に就て理事官長の諮問を受ける外、豫算案、地方租稅の課稅基礎及稅率、地方道の分類或は地方開發事業に對する土地の租借等に關する意見及希望を表明することを得る。

人民代表議會（Bureau de la Chambre des Représentants du Peuple）—東京及安南保護國に設置されてゐるもので、選舉團より選出されたる非商人安

南人議員、特別選擧團より選出されたる商人代表議員、州長及市長の推薦に基き理事官長より任期一年として指定されたる官選議員よりなり、理事官長より諮問せられたる經濟、財政及社會問題に就き意見を具申す。其他義務的諮問事項等あり、又行政、財政、社會又は經濟問題に付希望を表明することを得る。

土人諮問會議(Bureau de l'Assemblée consultative indigène)—東埔寨及老撾兩保護國に設置され、前者に於ては全部選擧に依る議員即ちプノンペン市議二名及各州議員を以て編成し、後者は各州よりの選出議員の外理事官長の指命議員とを以て編成す。其他は大體經濟財政會議に同じである。

地方廳所屬機關　印度支那中央行政中に記したる中央機關の管轄下にあり、聯邦各國に於て支部の如き位置にある機關としては左の如きものがある。

司法課(Service judiciaire)—老撾にのみ無し

土木管區事務部(Circonscription territoriale des Travaux publics)

水上衞生警察課(Service de la Police sanitaire maritime)—老撾にのみ無し

保健課(Direction locale de la Santé)

稅關稅務課(Sous-Direction des Douanes et Régies)

出納課(Trésorerie)

遞信課(Service des Postes et Télégraphe)

教育課(Service de l'Enseignement)

農務課(Service agricole)—但し東京は農商務課(Services agricoles et commerciaux)及東埔寨は農業技術課(Services téchniques de l'Agriculture)

獸醫・牧畜・獸疫課(交趾支那)(Service vétérinaire, zootéchnique et des epizooties)—東京、安南、東埔寨及老撾は獸醫・牧畜課(Service vétérinaire et zootéchnique)

林務課(Service forestier)—老撾にのみ無し

地權課(交趾支那・東京)(Service de la Propriété foncière)

地籍測量課(交趾支那)(Service du Cadastre et de la Topographie)—東京及東埔寨は地籍課(Service du Cadastre)

直稅課(交趾支那)(Service des Contributions directes)

移民・契約勞働課(交趾支那)(Service de l'Immigration et du Contrôle de la main-d'oeuvre engagée de la Cochinchine)—東埔寨は移民課(Service de l'Immigration)

保安課(交趾支那・東埔寨)(Service de la Sûreté)—東京は保安警察課(Police de Sûreté)

監獄課(交趾支那・東京・東埔寨)(Services pénitentiaires)

水先案內部(交趾支那—西貢水先案內部、東京—海防水先案內部)(Service du Pilotage de la Rivière Saigon, Port de Haiphong)

東埔寨印刷局(Imprimerie du Protectorat du Cambodge)

港務船舶部(Port et Flottile du Protectorat)—老撾船舶部(Flottile)

文庫記錄部　(Service des Archives et de la Bibliothèque centrale du Cambodge)

四　地方行政

聯邦各國地方行政—聯邦各國中央行政の下に州行政、土人府縣及郡村行政がある。以下簡單に州行政機關を說明する。印度支那各國に於て非軍事地域に於ける州の行政長官たる知事は文官とし、軍事地域即ち軍政管區所屬の州知事は武官である。

州長—非軍事地域に於ける州長は佛國行政駐在官と稱し、聯邦各國行政長官の申請に依り、總督令を以て任命せられ、軍事地域に於ては行政長官の意見に依り駐在司令官の申請に基き總督の任命する武官(佐官)を以てす。

州長は聯邦各國行政長官に直屬し、その監督下に於て上級官廳の命に依る州法規の傳達或は特に附與されたる權限內に於て州令又は他の命令を發し、部下職員の監督權を行使す。交趾支那の州長と土人政府を有する保護領に於ける州長の權限は自ら相違があるが、州長は管內に於ける公權の唯一の代表者で、又法律、大統領令、總督令及其他の諸通達の實施、安寧秩序の維持監督、州の經濟的發展、公共事業に對する施設及提案をなし、財政方面では行政長官の委任經費に對する副仕拂命令官で、交趾支那、東埔寨及東京の如く町村豫算を有する州に在つては州長は町村役員會の編成したる豫算案を承認し、その實施監督と年度內修正豫算の認可を爲す。又交趾支那に對しては毎月、東埔寨に對しては毎三箇月に町村費の收支を檢證す。尙町村債をも認可する權限を有す。

稅制に關しては直接稅の監督官たる任務を有し、所屬行政長官の認可を經て徵稅し、必要に應じ稅の設定提案を爲す。但し交趾支那及東埔寨の州長は町村役員會が毎年行ふ町村稅の設定に關する決議を認可し之を實施せしむる權限を有す。

司法關係に於て檢事長の補助司法警察官たると同時に戶籍官吏である。又刑務所長を兼任する場合がある。

外交に關する權限は、支那國境に隣接せる軍事地帶を編成する東京及老撾の各州に駐在する州長に限られてゐる。卽ち所屬行政長官を介して總督に隷屬し、匪徒、密輸入の防遏に關する警察法に準じ實施すべき隣接外國官憲との直接交涉權が認められてゐる。邏羅方面では國境隣接各州長に對して共同警察確保に必要なる權限が認められ、彼我直接交涉權が附與せられてゐる。軍事に關しては、所屬行政長官に報告することを條件として出兵の要求權を有し、管內土人警備隊及警察隊に對して最高指揮權を行使す。尙土人兵の召集權を有す。

州專門技術機關—各州に共通のものは州衞生會議がある。州長を議長とし三箇月に一回開會し公共衞生に關する一切の問題に付州長に意見を具申し、必要なる提案を爲す。此の外交趾支那、東京及安南には土人救濟信用組合監督委員會があり、州長を議長とし、州會計役及土人官吏を議員とす。

州民代表機關—交趾支那に於ては州會議、東京及安南に於ては州長老會議、東埔寨に於ては理事會議、老撾では諮問會と稱す。何れも州長の諮問機關である。

府縣及郡村行政—印度支那の土人地方行政機關は聯邦各國に依て夫々名稱、編成及權限に差異があるが、之を說くに先だち官人(Mandarin)に就て說明する。

官人の職は古い歷史を有する榮譽ある階級の稱呼で文官と武官の二種があるが、武官は現在では殆ど其の實在性を失ひ文官(Mandarin civil)のみ存在してゐる。階級は九級十八等に分れ、高級官人(第一乃至四級)、次級官人(第五級以下)の二に別稱す。是等の階級及稱號は左記の區分に依て土人公務員に授與す。一、安南土人行政吏員には順化王室より、二、東京土人行政吏員には理事官長令又は安南勅令を以て、三、東京及安南佛國官廳服務土人吏員には總督令、理事官長令又は所轄長の命令又は勅令を以て、四、老撾佛國官廳勤務の安南又は東京出生の安南人吏員には總督令又は理事官長令に依る。尙土人行政區劃として殘されてゐる府(Phu)、縣(Huyen)に就て說明すれば、縣は安南舊制度では府に從屬してゐたが、現行制度では佛國行政理事官に屬し一樣の取扱を受けてゐる。但し府は縣に比し主要視せられる程度の差はある。郡(Canton)、村(Thong)は府縣の下に位する行政區劃名である。以下聯邦各國別に各州の府縣及郡村行政に就て記す。

交趾支那土人地方行政—イ、府縣行政　土人官吏に督府史、知府、知縣があり、何れも各行政部局の長官であるが、佛人州行政長官と郡村官憲の仲介機關で、佛人州長の權限の一部を代行する補佐官である。

その權限は管內の保安、受命事件に對する檢事局の直接補佐官、稅務、稅關吏員の職務執行を補佐し郡、村役員會の監督、徵稅事務、豫算の監督、上級官憲の委任又は代理權に依る行政査閱及裁判所の命令に依る司法取調事務、其他一般行政事務に對する意見具申等である。

ロ、郡村行政　他の國と異り郡行政を司る郡長及助役は純然たる官吏であれば、縣官に屬し一定の俸給を受ける。郡長、助役は一定の資格を有する住民の選擧した候補者中より州長の推薦に依り交趾支那知事が指命する。村行政は地主又は富豪中より選擧したる役員會が管掌し、村有財產の管理及豫算の實施、住民間の公安、敎育關係事項、租稅の徵收、行政官廳との交涉等に當る。尙村豫算は

村役員會に於て之を決議し、州長の認可を受ける必要がある。

安南土人地方行政—イ、府縣行政　行政部官人及禮部官人に分ち、行政部官人には又縣の主邑に駐在する縣官人（州長及順化王室上級官憲の二重監督を受く）と縣内各行政區劃内に駐在し事務を執る内務官人とがある。安南人が住民の全部又は大部分を占める縣に於ける縣官人を Tuan-phu と稱し、何れも管區に於ける安南人總督である。

内務官人は縣官人の命を受けその權限の範圍内で管内行政を監督整理し、且つ司法事務の訓令を發す。禮部官人は主として儀式祭事事項を掌る。

ロ、郡村行政　郡行政は郡長及助役、村行政は村役員會に依て行ふ。郡長以下の公務員は無報酬の名譽職で、上級官憲に對し郡村代表者より選擧せられ官權の代表者たる資格を有す。

安南には是等公務員の職制、權限及村役員の階級を規定する一定の法規がない。

東京土人地方行政—イ、府縣行政　縣官人（安南に準ず）は安南に比し州長との關係はより密接で、或種の行政管理に關し州長の代理權を行使する場合がある。典禮事項に限り順化王室と關係を保持す。内務官人は管區長と稱し、州長に隷屬し直接文書を發受す。

ロ、郡村行政　郡長、助役は住民の選擧したる候補者中より州長之を指名し、村役員會の代表者及副代表者は關係村の有司之を選擧す。村役員會は村會と稱し、村の豫算を編成し州の佛國官憲及土人官憲の監督下に出納會計事務を處理す。

東寨土人地方行政—イ府縣行政　Krom-rothabal と稱する官吏が之を掌管す。行政吏員は本官及屬官の二に分れ、王令を以て任命進級し、内務大臣（東埔寨王國）に依て配屬を命ぜられる。王令、大臣令の實施權は理事官長の權限に屬す。

ロ、村行政　村行政は村長に依り行はれ、村長は行政上の權限を代表し、且村會議員たる村役員會の全部に對しその實權を行使す。尚若干の助役を置き村長及助役は東埔寨人に限られてゐる。

尚東埔寨の土人行政區劃は Khum（村）、Khand（縣）、Srok（府）、Khet（州）に分たる。

老撾土人地方行政—イ、府縣行政　行政部官人及禮部官人に分ち、行政部官人には又縣の主邑に駐在する縣官人（州長及順化王室上級官憲の二重監督を受く）と縣内各行政區劃内に駐在し事務を執る内務官人とがある。安南人が住民の全部又は大部分を占める縣に於ける縣官人を Tuong-dog、然らざる縣に於ては Tuan-phu と稱し、何れも管區に於ける安南人總督である。

内務官人は縣官人の命を受けその權限の範圍内で管内行政を監督整理し、且つ司法事務の訓令を發す。禮部官人は主として儀式祭事事項を掌る。

ロ、郡村行政　郡行政は郡長及助役、村行政は村役員會に依て行ふ。郡長以下の公務員は無報酬の名譽職で、上級官憲に對し郡村代表者より選擧せられ官權の代表者たる資格を有す。

安南には是等公務員の職制、權限及村役員の階級を規定する一定の法規がない。

東京土人地方行政—イ、府縣行政　縣官人（安南に準ず）は安南に比し州長との關係はより密接で、或種の行政管理に關し州長の代理權を行使する場合がある。典禮事項に限り順化王室と關係を保持す。内務官人は管區長と稱し、州長に隷屬し直接文書を發受す。

ロ、郡村行政　郡長、助役は住民の選擧したる候補者中より州長之を指名し、村役員會の代表者及副代表者は關係村の有司之を選擧す。村役員會は村會と稱し、村の豫算を編成し州の佛國官憲及土人官憲の監督下に出納會計事務を處理す。

東寨土人地方行政—イ府縣行政　Krom-rothabal と稱する官吏が之を掌管す。行政吏員は本官及屬官の二に分れ、王令を以て任命進級し、内務大臣（東埔寨王國）に依て配屬を命ぜられる。王令、大臣令の實施權は理事官長の權限に屬す。

ロ、村行政　村行政は村長に依り行はれ、村長は行政上の權限を代表し、且村會議員たる村役員會の全部に對しその實權を行使す。尚若干の助役を置き村長及助役は東埔寨人に限られてゐる。

尚東埔寨の土人行政區劃は Khum（村）、Khand（縣）、Srok（府）、Khet（州）に分たる。

老撾土人地方行政—イ、府縣行政　行政部官人及禮部官人に分ち、Muong、Kong に分ち、Muong は老撾人の多數居住する主なる行政管區で、土人行政長として總督府監督官に隷屬しない Chao-muong を置き、Kong は老撾人以外の土人の多數居住する僻遠の地方行政管區で、一般行政は Nai-kong に一任さる。之は總督府の監督官に隷屬する。

村行政は Nai-ban（村長）Pho-ban（助役）及長老會之に當り、村の集團を郡としその行政は Ta-seng（郡長）之を行ふ。

都市行政　現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、東京に河内、海防、南定、ハイジョン、交趾支那に西貢、堤岸、安南にツーラン、ダラト、東埔寨にプノンペンの九市がある。その中西貢・河内・海防の三市は一級都市として大統領令により、爾餘の六市は二級都市として特別總督令により夫々特別市制を實施してゐる。尚以上の外最近安南の順化（ウエ）、ヴイン、ベンチユイ、タンホア、キノン及ニヤチアンには町制が施かれてゐる。

一級都市行政—純佛國領土で、その行政は市長、助役及市會に依て遂行されてゐる。市長、助役は任期四年で市會（同一任期）に於て選擧する規定となつてゐる。特に河内及海防は例外として選擧は助役にのみ適用し、市長は理事官長の推薦により總督が之を任命してゐる。官選市長の任期は三年である。

市長の權限はイ、市に於ての上級行政官廳の代表者で、その代表する上級行政官廳の監督と區署を受ける。ロ、市法人の代表者で、市會の監督及上級行政官廳の監理を受く。ハ、市行法權の長官で、上級行政官廳の監理を受く。此の外特別條件として、州長の特別權限は如上三市には適用されざること、戸籍吏及司法警察官たる以外の司法權限を附與せざること、市豫算の仕拂命令官なるも原則として所屬國豫算の副仕拂命令官たらざること、都市警察及市街護衞班を權下に配屬すること等である。

助役は市長の監督及責任下に戸籍、證明及警察に關する事務を管掌し、又市長の職務を代理することあり。市長補佐會議として市衞生委員會、私設慈善團體監督委員會、財政委員會、入札・購買委員會、屠獸及市員會、參事委員會がある。西貢及海防市會は佛人又は歸化佛人議員十二名、安南人議員四名を以て編成、河内市會は佛人議員八名及安南人議員四名を以て編成す。年四回通常會議を開き、議員定員の過半數を占めざる場合決議は無效とされてゐる。市會は一定條件の下に施行力を有する市關係事項に對して決議を爲す外、諮問事項に對し意見を表明し且つ希望を表明することが出來る。

二級都市行政——市長は所轄行政長官の申請に依り總督の任命する行政官（堤岸は州長の兼務）で權限は大體一級都市々長に準ず。助役は堤岸市のみに置く。尚市長の職務を補佐する爲他に行政官を置き、是等は堤岸市に於て市秘書課長、プノンペン市では官房主事、ツーラン市では市秘書役等と稱してゐる。市長補佐機關は前項に準ず。

市會は各都市に於て若干の差があるが、大體一級都市に準ず。

安南王國中央行政　安南王國に於ける統治主權は原則として國王に屬するもので、國王は官人中の最高官たる四柱の侍從、内閣、内閣會議及監督會議に依つて補佐されてゐる。

内閣は東部（内務）、戸部（大藏）、禮部（典禮）、兵部（陸軍）、文部、刑部及工部の七省に分れ主務大臣夫々統轄す。各部大臣は又三名の高級官人及屬官に補佐されてゐるが、卽ち聖知、右府監及左府監である。但し佛國の保護制實施以來大臣の權限は著しく制限せられ、理事官長はその代理者として吏部、文部、及兵部に一名、刑部に一名、禮部、戸部及工部に一名の行政官を配屬し政務の監督に當らしむ。

王國政府の會議機關として、内閣會議（國王未成年の場合は攝政會議之に代る）、監督會議及王族會議の三があり、内閣及王族兩會議は理事官長を議長とす。

以上の外順化王室の制度として主要なる機關に一、財務局（獨立豫算に屬する安南政府の豫算管理に任ず）二、天文臺　三、王室衞生局　四、警衞局五、王室圖書館等がある。王室豫算は主として地方豫算支辨とす。

東埔寨王國中央行政　東埔寨國王は一八八四年六月一七日の佛國との條約に依り保留されてゐる制限を除き、領内統治權を有してゐる。内閣は宮内・財務・美術省、陸軍・文部・土木省、内務宗教省、海軍・工・商・農務省、司法省の五省よりなる。會議機關には王族會議、内閣會議があり、後者は理事官長を議長とし、別に常置委員會を置き内務宗教大臣を委員長とす。

尚東埔寨政府に附屬した保護領佛國機關には顧問たるイ、東埔寨政府附委員　ロ、東埔寨司法監督官の外施設として、東埔寨美術局、東埔寨行政學校、王室圖書館がある。

尚大部分が地方豫算支辨の王室豫算は王室財務部にて處理する。

ルアンプラバン王國（老撾）の中央行政　ルアンプラバン（Luang-Prabang）王國は老撾の一部を領土とするもので、國王は三名の顧問官に依り補佐せらる。第一顧問官は内務、第二顧問官は文部、司法、宗教、第三顧問官は土木、財務、商農を掌る。以上の顧問官は國王の命に依り顧問官會議を開き發布すべき王令の審議に當る。王令はルアンプラバン駐在の總督府監督官署名し、老撾理事官長之を實施す。

王國の豫算は老撾の地方豫算支辨とす。別に王族會議があり、王室官房、土人裁判所等がある。

首府及各國首都　現在印度支那の首府は、東京の河内と一般に承認されてゐる。又事實に於て總督府及中央行政官衞は河内に所在してゐるが、嚴密に詮議すれば河内は印度支那の首府ではない。卽ち一八八七年一一月一二日附大統領令に依つて西貢を總督の駐在地とする旨を規定し、其の後本令は何等改訂されてゐないからである。故に法規上は西貢が印度支那の首府であり、實際は河内が首府であるといふ頗る微妙な關係にある。本書には一般に認められてゐると同樣姑く河内を首府として取扱ふ。

聯邦各國の首都は各地方長官の所在地で、東京は河内、交趾支那は西貢、安南は順化、東埔寨はプノンペン、老撾はルアンプラバンである。

諸官署一覽

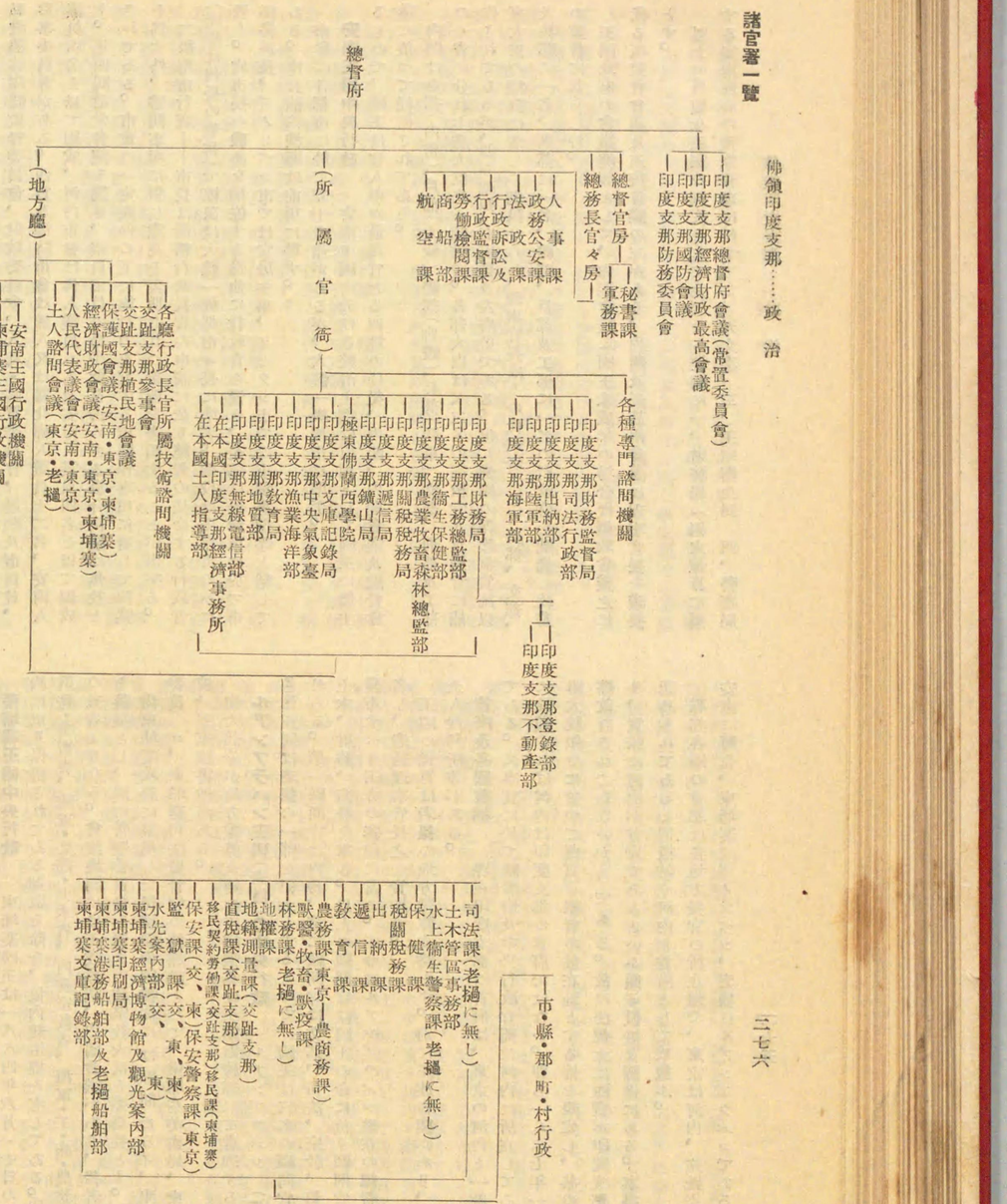

三　司　法

印度支那司法行政部は他の大部局と異なり、廣く全般に亙つてその權能を統べる單獨の長官なるものがない。現行法の解釋としては、印度支那司法部の長官は總督であるとなすを妥當とする（印度支那總督の權限參照）。以下司法機關に就て述べる。

控訴院（Cour d'Appel）―西貢及河內に所在し、前者の管轄區域は交趾支那、東埔寨並に安南及老撾の一部、外に雲南府を除く支那に於ける佛蘭西領事管轄區域、暹羅に於ける同領事管轄區域、後者の夫れは東京、廣州灣、西貢控訴院の管轄區域を除く安南・老撾及雲南府に於ける佛蘭西領事管轄區域である。

檢事局（Parquet général）―同じく西貢、河內の二箇所に在り、各檢事總長之を統轄す。

通事及飜譯課（Bureaux des Interprètes et des Traductions）―同じく西貢及河內の二市に設置され、職務は文字通り通譯及飜譯を主務とする。

印度支那行政訴訟委員會（Conseils du Contentieux administratif de l'Indochine）―河內・西貢の二箇所に設けらる。

始審裁判所（Tribunaux de 1er Instance）―所在地の等級に應じて一級より三級に區別されてゐる。第一級始審裁判所は西貢・河內・海防に設けられ、第二級始審裁判所はミト、ヴインロン、カント、プノンペン、ツーランの五箇所に在り、第三級始審裁判所はバクリユー、ベンチエ、ショードク、ロンシエン、ラッシュギア、ソクチアン、チャビンの七箇所に在る。

混合商事裁判所（Tribunaux de Commerce mixtes）―河內、海防、西貢の三都市に設置され、商事裁判官として商人二名を裁判に關與せしむるのが特色である。商事裁判官の任期は二箇年で當該都市の商業會議所佛人選擧人中より選擧される。

治安地方裁判所（Justices de Paix à Compétence étendue）―普通法裁判の下級機關で交趾支那、安南、東京、老撾の各地に設置さる。

治安裁判所（Justice de Paix）―西貢に設置され、職務は前に同じ。

主要官署別官吏表（一九三六年一二月末日現在）出所＝印度支那統計年鑑

官署別	佛人(1)	土人(2)
總督府所屬官衙關係官吏	三四	―
司法關係官吏	二三九	二三四
財務・國庫出納官吏	一九二	三八九
稅關・稅務吏	七三三	一〇九〇
敎育關係官吏	六六七	―
衞生關係官吏	二一六	―
農業・商業・林業・獸疫關係官吏	二三八	―
工務關係官吏	五一〇	一、一七八
遞信關係官吏	三五〇	二、六三〇
地籍・測量關係官吏	四七	―
警察・監獄・移民關係官吏	五五八	―
其　他	八一	―
町村官衙所屬官吏	二三二	一、二九八
合　計	四四七七	六、八一〇

（註）(1)地方廳官吏を含む　(2)地方廳官吏を含まず、之を含める總數は一二、六一八である

（附）警　察（土人警備隊及刑務所）

概說―全國を通じ警察官憲數は極めて少い。卽ち一九三一年の全印度支那の警察關係の佛人官憲數は、保安警察二二〇、都市警察三一三、事務取扱官吏九七、鑑識・調査官吏一四、計六四四名であつたが、一九三六年度印度支那統計年鑑に依れば、その實數は移民官吏を含めて四九〇人で甚だしく減少してゐる。土人官憲の數は判明しないが約三千（司獄官吏を含む）で、印度支那の廣袤、人口及人種の素質等より考慮しその數の餘りに僅少なることは直に首肯出來る。從つてその警察行政や治安維持には當然後說印度支那の特殊制度たる土人警備隊の援助力に俟つものが大で、殊に邊境の地に於ては專らその力に仰いでゐる。

警察―印度支那の警察事務は政治の項に述べたる如く交趾支那及び東埔寨

に於ては保安課、東京では保安警察課に於て管掌され、安南では地方廳に直屬し、老撾では理事官長官房に所屬管掌されてゐるものである。而してその編成は一九一七年二月七日附大統領令を以て規定せられたものであるが、一九三〇年一一月二二日附總督令を以て更に四に區分せられた。即ち保安特別警察、都市警察、警察官房、實驗所及身分證明所である。以下前二機關に就てのみ說明す。

保安特別警察―特別命令に依て都市に服務する者に對する場合を除き、印度支那の保安特別警察官憲は聯邦各國に於て地方警察長官の指揮下に屬す。右長官は總督府機關たる情報及公安課長の申告に基く關係地方長官の提案に依り總督に任命されるもので、行政長官に直屬してゐる。

地方警察長官輔佐の爲交趾支那及東京では高級警視又は行政官を從屬せしめ又必要に應じて檢閱官又は行政官を以て其の職權の一部を代行せしむることを得る。長官の職權は管內公安の維持、行政警察、司法警察、實驗所及身分證明所等の事務狀態を監督し各々行政長官に報告し、又部下特別保安警察の人事を統轄す。

保安課は聯邦各國共に特別文書部及搜索部とに分れてゐるが、その職權は大別して豫防及懲罰事務の二である。

都市警察―名稱の示す如く印度支那の主要都市に所在してゐる。本警察は直接市長又は行政官に從屬する警視(又は警部)の指揮を受けるものである。その職權は都市の秩序維持、衞生規定に指示されたる事項の實施其他良風美俗を亂すべき事項の取締等である。尙その訓練又は技術的教育に對しては地方保安課長の指示を受ける。

佛人警察官憲數―印度支那の警察官憲の總數は不明である爲、佛人に關するものゝみを示す。但し近年佛人數の減少に比し土人官憲の增加しつゝあることは事實である。

官制別佛人警察官憲數表　　出所＝印度支那統計年鑑

官制別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
地方廳採用官憲	四八八	四七六	四六八	四三四	四五二
本國政府採用官憲	―	―	―	―	―
總督府採用官憲	―	―	―	―	―
臨時採用職員及傭員	六一	五九	四〇	三二	三八
計	五五〇	五三六	五〇九	四四〇	四九〇

(備考)各年とも移民取扱官吏を含む。但し二〇人程度である

印度支那土人警備隊―印度支那土人警備隊とは一般的稱呼で、交趾支那民警隊及安南、東京、東埔寨、老撾の各警備隊より編成されてゐる。而して本來の意義に於ける軍隊とその性質を異にし、從來は專ら文官の命令下に行動してゐたもので、原則として總督の統督下に各國行政長官に隷屬し、州長の直接指揮を受けてゐた。

然るに一九三六年右の規定に改正が加へられ、その統監の責は總て印度支那軍司令官の負ふ處となり且原則として年一回步兵部隊所屬の現役將校の綜合訓練及軍司令官の檢閱を受けることゝなつた。

隊員は佛人及土人より成り隊長は退職軍人中より任命する。

任務は管轄地域內の警察事務、護衞、護送、佛土人官衙の警備、囚人の監督、交通警察に關する事務に携る。又特に佛人隊員はその服務行政地區內の一般政務に就き行政官に協力することが認められてゐる。

聯邦各國に於て警備隊は各州每に班を設け、各班の定員は事務の閑忙及州の重要性の如何に依り增減がある。各班は隊長たる監督官一名、必要なる場合は若干名の次級監督官及主務會計官一名を置くことが出來る。班所屬隊員の定員數は一般に五五名を以て標準とされてゐる。卽ち土人軍曹二、土人伍長四、一級土人隊員一二、二級土人隊員三七名である。

前述の改正に依り警備隊は總て陸軍官憲の指揮を受けることゝなつたが、總動員時には豫ねて總督令を以て設置されてゐる州內居住豫備隊員を召集する。その徵募は召集、志願及再役法に依つてゐる。經費は聯邦各國地方豫算支辨である。

交趾支那民警隊―民警隊員は年齡三十五歲未滿で、品行方正なる證明書を有する陸海軍除隊兵の志願者より二箇年の契約を以て徵募し、初めは西貢民警隊に收容訓練し後行政廳の指定地に配置す。

各保護國警備隊―安南及東京警備隊は舊制度に依る安南國軍隊に代つたものであるが、特に安南警備隊は主として王室の警護に任ぜられてゐる。安南國軍隊として現有するものは國王の侍徒武官と順化駐在の數個大隊あるのみで、警備隊の一部としては巡査一個大隊及王陵守護一個大隊があり何れも順化に駐在してゐる。之等特殊任務に服務する以外の隊員は東京、東埔寨、老撾警備隊員も同樣各々府・縣に配屬せられその本來的任務に服してゐる。

聯邦各國別土人警備隊定員表　　出所＝印度支那統計年鑑

國別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
安南 (歐人	九三	一二九	一一八	一〇六	一〇六	一〇四
安南 土人	四、八五〇	四、八五〇	四、八五〇	四、四六四	四、一五二	四、一四九
東埔寨 歐人	三六	三五	三一	三〇	二七	二九
東埔寨 土人	二、三九六	二、三四〇	二、三一八	二、三四四	二、二五七	二、二八〇
交趾支那 (歐人(1)	―	―	―	―	―	―
交趾支那 土人	二、四一四	二、六三五	二、五二一	二、五五八	二、四〇三	二、三八七
老撾 歐人	三五	四〇	三八	三六	三三	三〇
老撾 土人	一、七三〇	一、七三〇	一、七一一	一、三八七	一、三一六	一、三八八
東京 歐人	一四九	一三七	一四〇	一四五	一四七	一四七
東京 土人	五、五一五	五、〇〇〇	五、三八一	五、七四〇	五、四六四	五、三一八
計 歐人	三一三	三四九	三一四	三一〇	三一〇	三一八
計 土人	一六、九〇五	一六、五五五	一六、三八四	一六、三三九	一五、九六四	一六、一二八

(註)①宮兵隊員中に含まれてゐる爲不明。

(備考)一九三六年廣州灣警備隊員は佛人八、土人三六〇、合計三六八名であつた。

刑務所　聯邦各國に設置せらるゝが官制上職員の所屬定員を有する主要刑務所は交趾支那、東埔寨及東京の三である。

印度支那の刑務所には懲治監、拘禁場、監獄等があり外に少年懲戒所がある。而して中央監獄の所在する都市に於ては行政部懲治官憲の指揮を受け、都市外に在つては市長、州長又は軍政管區州長の指揮監督下にある。又時としては州官吏、土人警備隊長或は憲兵隊員をして統轄監督を受けしめることがある。

各刑務所の區別は大體左の如くで、懲治監は專ら土人及之に準ずべき亞細亞人たる囚人を收容し、拘禁場は上記以外の歐人囚人を收容す。監獄は土人及歐人を收容するも刑期一年未滿の者に限る。地方監獄に於ては拘禁場と同一囚人を收容するを原則とするも實際に於ては土人裁判所の刑事被告人及犯罪人を收容し、少年懲戒所は未丁年の男囚を收容す。左に各國に於ける主要刑務所を示す。

交趾支那―西貢中央監獄、崑崙島懲治監

東京―河內中央監獄、海防民事監獄、南定地方監獄、タイゲン及ライチア

ウ懲治監

安南―順化監獄

東埔寨―プノンペン中央監獄、バツタンバン及カンポ拘禁場

(備考)崑崙島懲治監は主として政治犯及重罪犯人を收容す

尙關係國理事官長に直屬せる諮問機關として刑務所監理委員會がある。本委員會は每月開會し且當該理事官長を經て、每年一回委員會の報告書と司法處分を寬大ならしむべき囚人の調査書を檢事總長に提出す。議長は理事官長又はその代理者を以てし、檢事總長の每年指名する司法官一名、刑務所長及同醫員一名の外、西貢及河內監獄に於ては市會議員二名(內一名は市會に於て選定したる土人議員とす)を加ふ。プノンペン刑務所に於ては市長指名の市吏員一名を議員とす。

國防

總說（沿革―兵役制度―軍事行政―軍政管區）―陸軍部（印度支那軍編成―兵力）―海軍部（印度支那海軍編成―軍港―要塞）

一　總說

沿革　佛國の印度支那侵略工作は、一八八四年の佛安條約の締結を以て大體終結を見たが、尙佛國は引續き對支紛爭或は黑旗軍其他匪群の絕間なき反亂に依り之が鎭壓に腐心せねばならなかつた。卽ち其後一九〇〇年初期に至る迄の重要な軍事施設及事件を列擧すれば、一八九一年三代總督ド・ラヌッサンの赴任後主として黑旗軍の反亂の爲擾亂の巷となつてゐた東京の支那接境地帶に四軍政管區（他に老撾に一あり）が設置せられ二個旅團の駐屯を見た。其後一八九三年には當時暹羅領であつた現東埔寨の大部分を占領し、その結果之を自己の主權下に置いた對暹紛爭が起り、一八九九年には各軍政管區の威力强化の爲始めて組織的な土人兵團が編成せられて各區毎に一聯隊が配屬され、又間もなく廣州灣を占領し、翌一九〇〇年には支那に義和團事變が起り出兵を見た。是等印度支那駐屯軍及各事變の派遣軍等は總て海軍部隊を以て編成されてゐたもので、一九〇〇年當初の常備兵力は三個旅團及其他旅團を編成されない諸部隊に依て組織されてゐた。

以上の如き經過を經て一九〇〇年七月七日に軍制は大改正を見印度支那自體の軍備を有することゝなつた。卽ち同日附大統領令に依て從來の海軍部隊を本國陸軍省所管の獨立部隊とし、所要經費は印度支那政府負擔の上統帥權も總督に歸した。而してモンカイ（東京）、順化（安南）及廣州灣等に軍隊の駐屯增派が實施せられた外、東京及交趾支那には各々砲兵中隊（合して一聯隊とす）が新たに設置せられた。此の軍制の確立及軍備の强化は勿論領内の治安維持及對支策を目的としたものであるが、一方曾て佛國が阿弗利加橫斷計畫に基き埃及の一都市ファショダ（現名コドク）を占領せる際（一八九八年）之に干涉を加へてその實現を頓挫せしめた英國の東洋進出に對抗することも重要な基因を爲してゐたのである。

當時東洋に於ける英國勢力の進出は頗る旺盛で、一九〇二年日英同盟が成立し、其後一九〇五年には更に攻守同盟を確立せる日英改訂同盟條約の締結等があり、爲に佛國は一旦緩急の場合極東に於ける勢力孤立の危險を考慮し、軍備擴充の必要を感じた爲一九〇三年九月一九日植民地步兵隊及同砲兵隊を組織し、同年一一月三日西貢及聖ジャック岬港を海軍根據地に指定した。越へて一九〇四年一一月一日東京及安南土人兵徵募規定が公布せられ、一九〇八年八月二八日には交趾支那土人兵徵募規定が發布せられた。尙是より先東埔寨に於ては一九〇二年五月三〇日に步兵隊が設置せられてゐた。斯くて印度支那の土人兵制の基礎は老撾を除く全地に亘つて確立されたのである。

而して一九〇八年には植民地防衛費の削減を見た爲、軍備の縮少を余儀なくせしめられ單に國内治安維持に不足を生じない程度に改變された。之は領内の平靜と對英關係の鎭靜に依るもので、他方我が國とは現狀維持に關する約定が成立を見てゐた。

次いで歐洲大戰時である一九一四乃至一八年の間に於て、本國は印度支那軍の戰線出兵を必要とし、一九一五年一二月一二日戰時徵募規定を公布したが、本大戰期に於て印度支那より本國に送つた諸兵竝に軍屬及軍事勞働者の總數は九九、七二〇名（印度支那駐屯佛人部隊將兵約六、〇〇〇人及動員召集受命佛人一、三〇九人、土人兵は戰鬪部隊四大隊、兵站守備隊一五大隊、看護兵及軍夫等計四三、四三〇人、外に軍事勞働者四八、九八一人）であつた。斯くて領内は最少限の必要兵力を以て維持せられてゐた。尙本期中一九一七年航空隊が東京に開設せられ總督に所屬せられてゐたが、翌一九一八年四月六日總督府に航空部が開設（陸軍部長官の直轄）せられ同時に交趾支那航空隊が設置された。後一九二〇年一月一九日植民地空軍の編成されるや右二航空部は之に所屬せしめられた。同じく此年印度支那東京人狙擊兵隊がシリアに派遣せられた。

歐洲大戰時に於ける領内軍備の縮少狀態は戰後も尙持續の止むなき狀態にあつたが、一九二二年華盛頓條約の成立は當時の軍備上及財政上稗益する事大であつた。其後一九二四年三月七日東埔寨王令を以て同領土人徵募規定が公布され、土人部隊が編成された。

海軍に於ては前揭規定の外に既に一八九二年六月一五日に交趾支那土人海軍部隊の編成を見、更に一八九五年五月二六日東京及安南土人海軍部隊が組織せられたが、一九二四年五月三一日新たに印度支那海軍部の編成令が規定せられ新態形が確立せられた。

然るに一九二六年以降接境支那諸省に於ける擾亂或は安南人の國民運動及社會運動等の激化に伴ひ、佛人部隊の印度支那增派、近代裝備部隊の新設及器材の整備等再び軍備の擴充が實行せられ、更に一九二九年七月一日には印度支那軍編成の改正が實施され、今日の如き安南―東京、交趾支那―東埔寨兩師團及トン獨立旅團の三大部隊が組織せられた。又翌一九三〇年には東京安沛兵營に於ける土人兵の反亂或は中部安南、交趾支那等に暴動事件起り、一九三一年五月一日には東京、安南、交趾支那等に土民の大暴動が惹起する等諸種の土民運動其他支那土民軍との衝突事件等により、益々軍備を擴充し一九三三乃至一九三四年の間に大々的編成變更を行ひ今日に至つてゐる。

兵役制度　國民皆兵制度を以て徵兵制を主體とし志願兵制度を併用してゐる。佛人に對しては本國制度を適用してゐるが、本國に於ては一九三五年三月十五日以後歐洲に於ける國際關係の惡化、特に對獨策として在營期間は二箇年に延長されたが、印度支那に於ては一九二八年三月三一日附法律（同年六月二日印度支那に公布）に依れば、徵兵された佛人の兵役期間は前後を通じ二十九年で、現役一年、歸休三年、第一豫備一八年、第二豫備八年となつてゐる。尙適齡は滿二十歲である。志願は原則として滿十八歲以上の者に許可せられ、在營期間は十八箇月、一、二、三、四及五年である。再役志願は少くとも在營六箇月を終了せる者に認められ、期間は六箇月、一年、一八箇月、二、三、四年とし合計勤務年限五箇年と限度とす。尙特別兵たる外人兵は志願制に依る。

土人兵役法は聯邦各國に於て若干の差違はあるが、大體に於て一九三三年三月二九日附大統領令の土人兵役法が原則として適用されてゐる。

右土人兵役法に依れば、徵兵、志願及再役の三制度を採用し、領内に徵募區を設け各區に徵募及豫備役兵事務所を置く。徵兵の場合は兵役期間三年、年齡は數へ年二二乃至二八歲とし、志願の服役期間は四年を原則とし別に五及六年制を設く。志願兵たるの制限年齡は二十歲以下及三十歲以上の者とされてゐる。下士官以下の再役服務期間は三、四及五年の三種ありその更新は十五年を限度とされてゐる。尙領外駐屯軍に服務すべき土人兵は志願及再役志願、召集兵中の希望者及强制召集の三方法に依つてをり印度支那にて一年在營教育を受けたる上派遣せらるゝ規定である。豫備役は現役出身軍人及軍務に服せざる二十乃至三十五歲の總ての土人を以て編成され、その期間は服役したるものは勤務年限と豫備役期間たる十五年の差年を以てし、尙恩給を支給さるゝ下士官兵卒にして十五年現役に服したる者は十二年とし、單に十五年以上服役せる者はその超過年限を十年より差引きたる期間とされてゐる。尙その召集は總動員、領内又は外地に對する一部動員又は作戰行動、演習召集及簡閱點呼の場合實施せられる。尙總動員の際は服役せざる二十乃至三十歲の者は總て召集する事が出來る規定である。

又山岳居住民に對する徵募は一九三四年一二月二五日附大統領令を以て實施されてゐるが、ノン、トー、チアム、ムオン及モイ各族を以て編成され、その徵收區域は東京に於ては各軍政管區、中部諸州及各山岳地帶諸州で安南に於ては北部諸州である。徵兵の場合は前記土人兵役法に則り、志願は勤務年限を二年とし、徵兵の場合を除き一、二、三及四年の再役制である。又外地服役は再役制に依り、期間は三年を超えざる規定である。

尙聯邦各國に於ける現行の土人兵徵募規定基本法は一九三四年一二月一二日交趾支那徵募規定、同年三月四日東埔寨徵募規定及一九三五年三月一九日東京、安南徵募規定である。外に豫備軍規定は一九三五年四月三日に公布されてゐる。

海軍に於ては土人水兵は陸戰隊及極東艦隊艦船に勤務することを本則とし、志願及再役制に依る外沿海諸州に於て徵兵を實施する。志願年齡は二十歲以下及二十五歲以上とし、四、五及六年の三種服役を本則とす。海軍大臣

の認可に依て許可せらる。再役は現役服務滿了者又は除隊後の者に可能で期間は二乃至三年である。限度は十五年とし例外として二十五年迄許可される場合がある。但し五十歳に達する時は强制除隊を命ぜられる規定である。徵兵は定員不足の場合にのみ施行し四年勤務とす。外地服役は平時志願及再役召集後の志願、强制徵集の三制度に依り期間は三年とす。豫備役規定は陸軍に同じである。尙前揭印度支那海軍編成令の外に一九三二年四月二一日の豫備軍規定、同年一二月一三日の海軍徵募及豫備規定が施行せられてゐる。

軍事行政　總督―印度支那國防上、本國に對する唯一の責任者は總督である。之は一九〇一年一一月九日及一九〇三年五月二六日附大統領令の明示する所で、行政の部に於て既述した如く總督は軍事官憲の權限に屬する軍事行動の實施及直轄指揮權以外には絕對權を握り、徵募及豫備軍關係事項、現役定員、就役期間其他各軍事委員會の設置等に迄亘り統轄してゐる（政治の部「總督の軍事に關する權限」參照）。尙總督直屬の諮問機關として印度支那國防會議及同防務委員會がある。

國防會議―一九〇二年一〇月三一日及一九〇五年一一月三日附大統領令を以て設置せられ、印度支那國防用兵の最高審議機關である。

議長―總督、副議長―印度支那軍司令官、議員―印度支那砲兵隊司令官、印度支那海軍司令官、書記―印度支那軍參謀長（師團長）を以て國防上の樞機を審議する。

國防會議が特殊の聯合委員會として行動する場合、卽ち國土の防備と數箇の行政部局と共通關係を有する事業計畫に就て研究する場合は、國防會議は前揭常任議員の外左記の者を臨時議員として票決權を附與して會議に列席せしむ。

當該關係國の理事廳（交趾支那は植民地政廳）文官或は武官代表者、衞生保健檢閱總監、工務檢閱總監、出納部長

國防會議は定期集會の規定なく議長の招集に依つて隨時開會す。

その權限は大體次の三種に區別する事が出來る。

一、植民地の軍事及防備組織に關する諸問題の現場に於ける第一次的調査

二、總督が所管大臣の同意を得るに先ち、至急處理の必要を認めたる一切の軍事的施設に對する意見の表明

三、植民地防備に關係ある諸問題にして、總督より諮問せられたる事項の調査

防務委員會―一九二八年二月八日附總督令を以て設置せられ、印度支那國防計畫の最高機關で左の如く編成されてゐる。

議長―總督、議員―印度支那軍團司令官、總督府總務長官、師團長、教育局長、財務局長、農・牧・林檢閱總監、工務檢閱總監、鑛山局長、勞働檢閱官、遞信局長、政務公安課長、砲兵隊司令官、海軍司令官、印度支那軍參謀長、印度支那總督府立法行政部長官

印度支那軍司令官及海軍司令官―印度支那軍司令官は陸軍大臣及植民大臣の申請に依り、大統領令を以て任命され陸軍中將とし河內に駐在し、司令官の任務を輔佐する爲に陸軍大佐を參謀長とし、同中佐を次長とする參謀部を置く。その權限は當該植民地に於ける陸軍兵力、同部局及造營物指揮、軍事行動の指揮及實施、陸軍大臣の指定配置に依らざる麾下將校及相當官に對する配屬部隊又は部局を決定す。

海軍司令官は海軍大佐とし、西貢海軍工廠、海軍司法部、土人水兵團、海軍經理部、水路部の各部局を統轄す。職責上總督との關係は陸軍司令官と略々同一で、植民地の防備又はその準備行爲に關しては總督に屬し、其他の件に關しては海軍大臣に所屬す。

軍政管區―現在東京に四、老撾に一、計五管區あり。司令部はモンカイ、カオバン、ハジヤン、ライチヤウ（以上東京）、フオンサリイ、（老撾）、にあり。管區は更に多數の分區に別れ、各々要塞の監理、公安維持、軍事徵發、徵兵に關する事務に當つてゐる。

二　陸軍部

印度支那駐屯軍及陸軍部局は何れも本國陸軍省の所管であるが、本國陸軍部とは對立する植民地陸軍の一部をなすものである。植民地陸軍部は各植民地及保護領等海外屬領の占領防禦に任じ該地に常駐する兵力の全部を內容とし、印度支那駐屯軍はその第一軍を成すものである。官階及職制上の區別は將校以下下士卒を通じ總て本國と同樣である。

印度支那軍編成　印度支那軍は沿革に於て述べた如く、一九三三乃至三四年中に編成の大改正を見た。而して佛人部隊、佛土人混成部隊、土人部隊及外人部隊の四種がある。

司令部―軍司令部の外に安南駐屯軍司令部砲兵司令部（司令官少將）、航空隊司令部（同大佐）、經理司令部（同第一級主計總監）及衞生隊司令部（同植民地軍々醫總監）が河內に所在し、安南―東京師團、交趾支那―東埔寨師團と共に軍司令官（中將）の監督を受け各々軍務の遂行に當つてゐる。

部隊―左の三大部隊の外に若干の小部隊及特科隊より成る。

安南―東京師團（本部―河內、師團長―中將）

第一旅團　植民地步兵混成第十九聯隊（東京狙擊兵第二聯隊の一部、外人步兵第五聯隊（四個大隊）、植民地步兵第十聯隊の一部）

第二旅團　植民地步兵第九聯隊（三個大隊―大隊は三個中隊、一機關銃中隊）、第三植民地狙擊兵第三聯隊（四個大隊）

植民地砲兵混成第四聯隊（四個大隊―中一個大隊は四個中隊、一騎兵中隊、一戰車中隊）

土人工兵中隊

交趾支那―東埔寨師團（本部―西貢、師團長―中將）

植民地步兵第十一聯隊（三個大隊―大隊は三個中隊、一機關銃中隊）

安南人狙擊兵聯隊（三個大隊）

東埔寨人狙擊兵大隊（四個中隊、一機關銃中隊）

植民地砲兵混成第五聯隊（二個大隊の中一個大隊は二個中隊、一戰車中隊）

土人工兵中隊

植民地無線電信中隊

トン獨立旅團（本部―河內、旅團長―少將）

植民地狙擊兵第一聯隊（四個大隊）

植民地狙擊兵第四聯隊（三個大隊）

小獨立部隊

植民地步兵混成第十聯隊（東京狙擊兵第二聯隊の殘部）、安南駐屯軍司令官に直屬（植民地步兵第十聯隊の殘部）

東京航空隊（三航空小隊）

印度支那航空隊　パツクマイ航空廠

交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）　ビエンホア航空廠

安南・東京砲兵工卒中隊

交趾支那・東埔寨砲兵工卒中隊

安南・東京植民地無線電信中隊（河內）

自動車隊（河內自動車中隊、西貢自動車中隊）

憲兵隊（安南・東京憲兵中隊（河內及海防支隊）、交趾支那・東埔寨憲兵中隊（西貢及プノンペン支隊）

此の外軍司令官の統轄を受ける國民兵團が河內、トン、西貢及順化の四地に組織せられ、又聯邦各國には一般に土民警備隊と稱せられ、一九三六年五月以降軍司令官の統督する所となつた土人警備隊がある（警備隊に就ては警察の部「印度支那土人警備隊」の項參照）。

（備考）聯隊又は大隊に付括弧內に示したる編成は一九三二年現在のものである

軍事部局及施設―陸軍の純粹事務取扱の爲には步砲兵、經理、航空、衞生、獸醫、軍馬補給、牒報、募兵等に關する事務部局があり、外に陸軍法務部は河內及西貢に設置され、地方及高等軍法會議及衞戍監獄を有す。其他の施設としては河內軍馬補充廠、經理・軍屬・軍夫部（河內、海防、西貢）、植民地軍看護部、兵卒收容所（海防、ツーラン―支所、西貢に設置され、入營兵、除

隊兵又は本國よりの派遣軍人軍屬等の一時的收容所）及幼年學校（フ・ラントン、ツードーモ、プノンペン）等がある。

兵力　一九三四年度豫算定員及六月一日現在の實員數は左の如くである。

一九三四年陸軍兵員數表

出所‖經濟財政最高會議及總督府會議報告

所屬別		豫算定員				六月一日現在實員數			
		將校	下士官	兵卒	計	將校	下士官	兵卒	計
歐人	植民地軍	七四五	一、八四四	六、一四三	八、七三二	七三九	一、八二一	六、〇〇八	八、七六八
	外人部隊	四〇	一五三	一、八二八	二、〇二一	四〇	一五三	一、八〇二	二、〇八五
	航空隊	三四	二四大	—	二五八	三二	二三二	九	二七三
	騎兵隊	二	六	三	一一	一	六	二	九
	司法部	八	四	—	一二	七	四	—	一一
	計	八二九	二、二三三	七、九七四	一〇、九三六	八〇九	二、二一〇六	七、八二一	一〇、七四六
土人	植民地軍	一五	九二四	一、九五一三	二、九八四	一二四	一、〇〇八	一、八四八	二、九八〇
	航空隊	—	三五	五八五	五九〇	—	二八	五二一	五四九
	騎兵隊	—	二	五七	五九	—	二	五二	五四
	總計	一五	九六一	一、七一五五	二、七二一	一二四	一、〇三八	一、九二八一	二、九八三
	總計	八四四	二、二一四	二五、一二九	二八、二八三	八二三	二、二四四	二五、〇八三	二八、一五〇

尙右表と出所は異なるが、一九三六年七月一日國勢調査に基く聯邦各國駐在兵力を示す。但し海軍將兵の數を含むものと思料せらる。

聯邦各國兵員數表（一九三六年）　出所‖印度支那經濟時報

國別	歐人	土人	計
安南	一、二九五	一、三六八	二、六六三
東埔寨	一九九	八七七	一、〇六六
交趾支那	二、二五一	四、四四五	六、六九六
老撾	二五	三一〇	三三五
東京	六、〇〇四	一、二九〇五	一、九二〇九
計	一〇、五七四	一九、八九五	三〇、四六九

三　海軍部

陸軍同樣本國海軍省所管であるが、海上防備に當る海軍力は本國海軍の純然たる一部を成すもので、此の點陸上防備に任ずる特殊軍團たる植民地軍とその系統を異にしてゐる。而して總督は印度支那の防備又はその準備行動に關し權限を行使する。海軍部の經營維持の經費は上述の如く主權の一機關なるに不拘大部分は本領に於て負擔してゐる。

尙印度支那の海上防備に任ずる海軍力は二に分れ、一、極東艦隊（旗艦輕巡洋艦―司令官中將―以下砲艦八、河用砲艦一〇、測量艦一、帆船一）、二、印度支那艦隊であるが、極東艦隊は印度支那海軍部より獨立せるもので極東に於ける佛國の利權擁護及屬領の防備を任務とし印度支那のみに繫著してゐるものではない。

印度支那海軍編成　海軍本部―印度支那海軍の中央機關として西貢に海軍本部（司令官大佐）が設置され、各部局及施設の監督統監に當つてゐる。本部には參謀部、港務部、海兵團が所屬してゐる。

港務部は西貢軍港内に於ける軍艦の運行を司令し且商船の港内處理にも當つてゐる。海兵團に於ては海兵を收容し、糧食の供給及海兵の訓練に當る外募兵にも携つてゐる。

印度支那艦隊―報知艦マルヌ及アレルト號以下交趾支那河用砲艦二隻、東京河用砲艦三隻、第十二潛水艦隊（補給艦一、潛水艦二）及測量艦三隻を以て編成されてゐる。乘組員は佛人約七〇〇名、土人六〇〇名である。

海軍工廠―軍艦及船舶の修理及船底掃除を行ふ印度支那唯一の海軍造營物で、近年小型船舶の建造設備を有するに至つた。部長は印度支那海軍司令官の監督下に海軍工作部長たる造船官（少佐相當官）を置き管理の任に當らしむ。

海軍工廠の主務は造船及各種水上作業、工廠造營物、船渠、埠頭、繫船地の建設及修理、工廠記錄の保管等である。又本工廠は海軍に必要なる各種の作業を實施する外に植民地の官督作業及民間作業の請負をなす。但し民間作業の請負をなす場合は、私立工場の設備を以てしては作業困難なる旨の商業會議所の證明を必要とする。

一九三〇年に於ける土人從業員數は約一、二〇〇人で一〇人の將校に監督せられ、別に約三〇人の佛人職員事務員が居る。又廠内に教習所を設け佛人子弟八〇名を教育してゐる。

海軍經理部―部長は主計大佐（又は中佐）で、主務は印度支那艦隊及極東艦隊の維持補給、海軍工廠附屬豫算の歲出決算等海軍各部局の經理事務を總轄する。

海軍工務部―海軍關係の建設工事に從事する。一九三三年以降繼續中の工事は、ガス・オイル廠（三千方米―竣工）、マズー油廠（五萬方米）、潛水艦繫留所、將校職員宿舍、海軍工廠發電所等で、從業員は土人四五〇乃至五〇〇人である。

海軍衞生部―軍醫二人及藥劑官を置く。

軍港―西貢、ツーラン、聖ジヤック岬、海防、カムラン等の軍港がある。

西貢軍港は同名の河上に設置せられてゐるが設備最も完備し印度支那艦隊の錨地である。カムラン軍港は一九三三年一一月より軍港と指定されたもので、尙工事施行中であるが、南支那海に面し曾て日露戰爭當時バルチック大艦隊を包容した良港として著名で將來本領第一の軍港として期待されてゐる。海防軍港も近く完成の豫定となつてゐる。

要塞　防禦上の要塞地帶は東京、安南、交趾支那の各主要地に夫々砲臺を築いてゐる。その中最も重要なるものは、聖ジヤック岬、西貢、ツーラン、順化、海防及鴻基（ホンガイ）である。

財　政

總說―財務行政―歲計―公債―專賣―稅制

一　總　說

概說　本領の財政制度は、一八九八年七月三一日附大統領令を以て初めて確立を見たもので、獨立豫算を構成す。今假りに實行總豫算及豫備金庫現在高に就てその經過を見れば、一九一三年は歲出三三、七三六千比弗、歲入四〇、五九〇千比弗であつたが、一九二三年には歲出七〇、六七九千比弗、歲入六七、二〇〇千比弗、五月三一日現在の豫備金庫在高は二七・六千比弗と夫々膨脹した。然るに一九二四―二五兩年度は共に歲入に於て一九二三年より減少を來し、豫備金を以て之を補塡し、一九二五年の豫備金現在高は一〇・四千比弗に減少、その減少率は六二・三%に當つてゐる。併し其後豫算は引續き年々甚しい膨脹を示したに拘らず頗る健全狀態を示し、一九二九年に於ては歲出九五、〇八〇千比弗に對し歲入は九三、七九三千比弗と稍々均衡を缺いでゐるが、豫備金は一八・二千比弗と再び增加してゐる。即ち一九二五年に比し七五%の增加である。此の年々の歲入增加は一般農業の進展繁榮と各種官業收入等の增收に基くものである。而して一九三〇年以降は世界經濟不況に基く財界の不況に因を發し豫算の縮少を來す一方歲出及歲入の均衡を得ず、甚しい歲入の劣勢を示した。即ち歲出に於て一九三〇年は一〇四、二四一千比弗に對し、一九三三年六七、七四三千比弗と三五%減、歲入に於て同じく九四、七四五千比弗より六二、四二〇千比弗と三四%減、一九三四年の豫備金は僅かに一、八四二千比弗となり、甚しく悲觀的な狀態となつた。此處に於て政府は主として一九三一年頃より此の窮迫財政の對策として行政費、人件費或は官吏の俸給、植民地手當及宿舍料等の減額を實施し歲出減を圖る一方、新財源の調査に意を拂ひ努めて歲入の增加に努力した。一九三四年以後事態は益々惡化し、一九三七年度は歲出六、一六六、一、三七〇比弗と益々壓縮されてゐる。但し世界經濟恐慌も一九三四年その底を突き、一般經濟界は漸次好轉しつゝ

ある爲、今後は財政的にも好轉するものと豫想する事が出來る。

總豫算の如上の變遷は大體地方豫算に於ても同樣で、各地方廳とも近年大なる歲入減に困憊し、豫備金庫在高も至極悲觀的な狀態を示してゐる。

財政制度及編成　印度支那政府の財政制度は植民地最高會議の協贊を經て總督に依り決定せられ、本國植民地大臣の發議に基き內閣を通過すれば最後に大統領令を以て裁決される規定となつてゐる。（政治の部「總督の財政上の權限の項」參照）。

聯邦各國行政長官は、總督が副仕拂命令官の職務を執る本國豫算歲出に對する支拂命令分任官（老撾を除く）であると同時に、印度支那總豫算及同附屬豫算に對し委任されたる副仕拂命令官である。而して自己の管轄國豫算の支拂命令官たるの權限を有す。以下印度支那財政の編成を述ぶるに當つて各種豫算に就き制度を附記す。

總豫算―本豫算は財政部に於て編成せられ、總督府會議に附議したる上總督が之を決裁し、大統領令を以て承認を受くることゝなつてゐる。尙印度支那經濟財政最高會議は總督の經濟財政に關する專門的諮問機關として、財政方面では經常及臨時豫算、同附屬豫算、總豫算又は公債支辨の土木事業其他總督の特命せる財政事項を議す。此の外最高會議は關稅を除き諸稅の課稅基礎、稅率及徵稅規定、公債及擔保に就ても議決し之を總督府會議に附議する。總豫算は本國豫算より補助金を得或は本國豫算に對し分擔金を課せられ得るものであるが、現在は多額の分擔金を負擔せしめられてゐる。之等の額は年々法律を以て定められる。又本豫算は同樣に地方豫算に分擔金を課し或は補助金を賦與することが可能であるが、夫等の額は總督府會議に附議したる上總督に依て定められる。

地方豫算―聯邦各國は各々獨立した豫算を有してゐる。但し總豫算、町村豫算又は商業會議所豫算より補助金或は割當金を受くる場合がある。

安南、東京及東埔寨保護領の豫算は、保護領會議に附議し地方行政長官たる理事官長が之を編成し、老撾保護領では直接理事官長が之を編成し、總督府會議に附議し總督に依て裁定せられる。交趾支那では植民地會議の決議案

を參事會に附議し、交趾支那知事に依て裁決せられ總督の認定を受くるものである。又前記四保護領の歲入を構成する諸說及賦課金等の課稅基礎、稅率或は徵收規定は前三保護領に於ては保護領會議に附議し理事官長編成し、老撾に於ては前同樣理事官長の權限にある。但し各保護領共國王の特權を保留するもので、右に關係の王令は總督府會議に附議し總督に依て裁決せらる。而して交趾支那植民地會議の右に關する決議案は總督の承認を要する。關稅率及輸入稅以外の廢止は同じく總督の裁定を以て行ふことゝなつてゐる。

尙安南、東京及東埔寨三保護領には一九二八年一月四日附大統領令で設置された理事官長の諮問機關たる經濟財政會議が各々所在し、その必須諮問事項は、（一）地方豫算案（地方廳費及特別費等を除く）、（二）地方豫算支辨土木費、（三）決算、（四）公債及擔保、（五）保護領歲入の基礎たる諸稅の課稅基礎、稅率及徵稅規定其他理事官長の特命問題等で、其他歲出及歲入に關し若干の保留事項を除き提案を爲すことを得る。老撾には未だ保護領會議及經濟財政會議は設置されず上述の如く總て理事官長の編成する處となつてゐる。

附屬豫算―（一）廣州灣租借地豫算、（二）鐵道豫算、（三）募債基金、（四）西貢工廠豫算の四がある。廣州灣租借地豫算の歲入は諸稅及小作料等の收入を主とし、廣州灣理事官は大統領令に依て認可せられた場合、副支拂命令官たるの資格を得。

州及町村豫算―本豫算は夫々各州理事官及行政長官の任命せる官吏に依り編成せられ、その裁決を得ることを要す。

都市豫算―佛國の領土たる西貢、河內及海防三市の市長は市豫算の仕拂命令官で、豫算の編成をなし市會に附議しその決議は所轄行政官長又は總督の認許を必要とす。尙租稅、小作料、專賣稅その他の各種賦課金に就ては實施上總督の許可を受くる規定である。尙市債及市借款事項に就ては總督、但し未償還額を通算し五十萬法以上の場合は大統領令に依る許可を要す。

二級都市たる堤岸、ツーラン及プノンペン各市長の財政上の權限は前項と同一で、市會の決議したる豫算はツーラン市に於ては理事官長の承認を要し、堤岸及プノンペンに於ては所轄行政長官の許可を要することは同樣であ

るが、市豫算に繰入れらるる通常又は特別附加稅額の裁定は自由で、市稅に關する決議は二箇月以內に所轄行政長官の取消なき場合は之を實施することが出來る。又五十萬法以內の借款又は行政長官の制限額を超過する特別稅の設定に關する決議は、前者の場合は總督府會議、後者の場合は同常任委員會の承認を必要とす。

豫備金庫―佛本國に於ては設置せられてゐないが、總豫算及地方豫算に附屬せられ各豫算の調整を目的とし歲入減にしてその埋塡を公債等に依らざる場合及地方事務資金不足なる場合に使途せられ、特別に暴風雨、地震、傳染病或は洪水等の不時の天災に對する救濟費等にも充當せらる。

二　財務行政

本領の財政の運用は左の如き諸機關に依て代表されてゐる。但し中央、聯邦各國及王領關係のものゝみに就き記す。

中央財政機關　印度支那財務監督局―印度支那の行政部局より獨立せる機關で、主務は行政官廳に依り植民地に於て支辨せらるゝ各種豫算の實施監督にある。但し本部の豫算實施監督權は交趾支那地方豫算、プノンペン市、ツーラン市、堤岸市及一九一一年一〇月二〇日附大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算、竝に土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、柬埔寨及東京の各町村、組合豫算に及ばざる規定である。又本部は總督若しくは植民地經理部長に對し、每年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理竝に各商業會議所特別豫算に關してその監督權を行使す。組織は河內に本部を置き、植民、大藏兩大臣の申請に依り大統領令を以て任命せられる部長駐在し各國首都に四名の代理人を駐在せしむ。

印度支那財務局―主として總督府の財政事務を管掌する機關で、本機關の最も重要なる權限は總豫算及同附屬豫算に關するもので、秘書課の外に五課まりなり、別に登錄課がある。各機構の大體の管掌事務は左の如くである。

第一課―豫算の監督、附屬鐵道豫算の編成、各部局の支拂監督、關稅稅務局關係事務及會計

第二課―一般會計、支拂命令、決算、動產及不動產管理

第三課―出納事務、國庫事務監督、貨幣制度及發券銀行との關係、銀行の設立、財政調査

第四課―地方財政、地方・州・町村及自治團體豫算關係問題

第五課―公債、恩給、植民地退職者金庫、補助金

登錄課―官有地、登錄及印紙關係の立法及司法

西貢支所

財務部長は總督の特別委任且その責任下に同時に總務長官の監督下に豫算の編成及實施を掌り、事實上豫算歲出の主たる支拂命令官である。

登錄、官有地及印紙局―財務部長の監督下に局長を置き事務を總轄せしむ。

河內に支所、檢閱及監督所、領收事務所を設け、又徵收所は交趾支那―西貢に四及地方に七を置き、東京―河內及海防に各々二、其他に一、安南―二、東埔寨及老撾―各々一を設置されてゐる。本局の所管事務は罰金・科料・訴訟費用及行政處分に基く徵收金の收納、抵當物の保管、動產の公賣豫納金の收納、同上登記、無主財產の管理、證券印紙類の販賣、不動產又は國債を以つてする保證金の保管、印紙稅及不動產稅の設定等である。

印度支那不動產部―財務部長の監督下に局長を置き、土地所有權の設定及實施に關する事務を管掌す。尙印度支那土地法の實施及監督上の調査、所有權讓渡に關する手續上の監督を爲す。河內主務廳の外に管理所を交趾支那に五、東京に二を設置す。

關稅稅務局―關稅稅務局長之を統轄す。局長は植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命し總督の直接權限下に配屬せしむる。本部を河內に置き、秘書課、庶務人事課の外、第一課―關稅、第二課―租稅、第四課―行政訴訟、第五課―商業統計、以上の各課がある。但し會計及物品を掌れる第三課は一九三二年以後除外された。而して支所を東京及北部安南、交趾支那、安南、東埔寨及老撾（獨立廳で獨立監督部と稱す）に設置し、更に各支所管區內を多數の區に分ち收稅所を設け事務の圓滿遂行を期してゐる。

印度支那關稅稅務支所の任務は財政部局全般の基礎を爲すもので、聯邦各

國豫算、自治都市竝に港灣及商業會議所の豫算歲入となるべき諸稅の徵收に當る外、主務として一般豫算歲入に繰入るべき各種の間接稅を徵收するにあり。その管掌する主要間接稅は、輸出入關稅、統計稅、通過稅、入庫稅、通航稅、船渠及保管稅、米粮・護謨・鑛石輸出稅、專賣稅（亞片、酒精、鹽）、消費稅（洋酒、土人酒精、煙草、鑛油、燐寸、獵具、火藥、骨牌）等である。

印度支那出納部―所謂會計檢査院の職務を掌る機關で、大藏大臣の推薦に依り植民大臣の同意を經て大統領令を以て任命される印度支那出納總監を部長とし財政の收支事務を統轄せしむ。地方財政に對しては、東京は總監の直轄で、交趾支那、安南、東埔寨及老撾には夫々出納官を置き、各種豫算出納事項を分擔せしむ。

地方及王國財政機關　前記中央財政機關中に記述したる地方設置機關以外に就て記す。

交趾支那直稅局―西貢に所在し、西貢及堤岸に夫々監督所がある。西貢監督所に於ては地租、安南人人頭稅、歐人人頭稅、營業稅、亞細亞外人登錄稅、舟船稅、度量衡稅、一般課金、商業旅行者身分證明書手數料等に關する事務を取扱ひ、堤岸監督所は右の外汚物撒收稅其他雜收事務に携つてゐる。

安南王國吏部及財務局―內閣に吏部が附屬されてゐるが、佛國の保護領となつて以來大臣の權限は著しく制限を加へられ、主として王室財務局に於て處理されてゐる。後者は獨立豫算として編成される安南王室豫算の管理に任ず。豫算歲入の殆ど全部は安南地方豫算の補助金で、この歲入豫算は王室費、王族及侍從歲費、土人文武官の俸給に充當す。

東埔寨王國大藏部及財務局―宮內・大藏・美術省內の一部局で、王室財務局はその豫算事務を管掌し、歲入は大部分東埔寨地方豫算補助金を以てし、主として宮內省及王室費に充當す。

ルアンプラバン王國大藏部―工務・大藏・商農務省に從屬し、老撾地方豫算支辨に屬する王室費を以て處理し、王室費豫算案は國王之を編成し理事官長の承認を經て實施す。

三　歲　計

總豫算及同豫備金庫、地方豫算及同豫備金庫のみに就て記述す。

總豫算及同豫備金庫―歐洲大戰勃發前年たる一九一三年以降一九三三年迄の歲計及豫備金庫在高の增減を比較し、財政狀態の推移を示す。

實行總豫算歲出及中央豫備金在高表

單位＝千比弗
出所＝印度支那統計年鑑

歲出	歲入	歲入過不足	豫備金庫在高(註)
一九一三	四〇、五六〇	(十)　六、八五四	
一九二三	七〇、二〇〇	(一)　三、四七九	二七、六〇〇
一九二九	九三、七八三	(一)　六七六	一八、二〇〇
一九三〇	九四、七四五	(一)　九、四九六	一八、二〇〇
一九三一	九五、〇〇六	(一)　一八、三〇三	一八、一九
一九三二	八二、八四七	(一)　一七、四〇一	七、七八六
一九三三	六五、七四三	(一)　五、三二三	七、八六
一九三四	六二、八四三	(一)　五、〇四一	一五
一九三五	五五、四四九	(十)　一、二六九	二、七八九

（註）豫備金庫の狀態は各年五月三十一日現在とす

次に一九三〇年以降實行の總豫算の狀態を示す。但し一九三四―三五年度は確定豫算額を示せるものである。

實行總豫算額表

出所＝印度支那統計年鑑

項目	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
歲出之部						
一、公債及年金	二、五五七	二、六七七	五〇四三	九二五七	一三〇九七	一三六四三
公債及年賦償還金	一四七六	六七八	八八〇	二一九	二一八	三八〇
恩給	四〇三三	三、三五五	五、九二三	九、一七六	一三、二五五	一四、〇二三
計						
二、本國政府割當金						
陸軍及空軍費	八、六〇三	九、七八三	九、九〇四	六、八〇五	六、七五九	三、七三一
海軍費	九一六	四九二	一三五	—	—	—
本國恩給及植民地退職者金庫	六、七八	五、一一	一〇〇	一三七	三五	三六
極東所在公使館事費及同佛國施設費	三四一	三一三	一六七	—	—	—
本國機關施設費	三三三	四〇九	二五六	二四〇	一七三	—
計	一〇、八七一	一一、五一七	一〇、五六二	七、二一〇	七、〇六四	三、九四一
三、總督府費						
人件費	七七七	七五一	五四六	五七〇	四八六	四四八
物件費	四〇一	四二八	二一八	二一一	一九四	一五八
經濟財政最高會議費	七一	六〇	五五	五六	三五	四五
外交派遣費其他	二一一	一七三	四五	四五	三〇	二五
各種補助金、宣傳及遊覽施設費	七七六	六三五	六一三	五〇五	三九一	三五三
計	二、二三六	二、〇四七	一、四七七	一、二五七	一、〇七六	六〇九
四、政務費						
政務及保安費（人件費）	一四三	三〇四	五三九	五〇一	四九	三七
政務及保安費（物件費）	六四	一一	八	七	六	六
特別費	一七五	一七九	一八六	一九五	一七九	一七八
計	三八二	四九四	七三三	七〇三	五九四	五二一
五、裁判所及司法行政費						
裁判所費（人件費）	七九六	二、一〇三	一、九七九	一、八〇〇	一、八一三	一、六五五
裁判所費（物件費其他）	六八	二一一	二一〇	一九七	一九七	一九五
司法行政費（人件費）	九六	九五	七四	四六	四〇	四〇
會議費（物件費）	二	三	一	一	一	一
計	九六二	二、二五五	二、〇五八	一、九〇一	一、八五四	一、七〇六
六、財務費						
財務監督費（人件費）	一六一	一七三	一六七	一四一	一三一	一三〇
財務監督費（物件費）	一五	一四	一三	一一	九	九
財務部費（人件費）	三六〇	三六七	三四九	三四六	二八二	二八二
財務部費（物件費）	三三	三七	三二	二七	二四	二四
登錄、官有地印紙局費（人件費）	四四二	四五三	四三六	三八四	三三四	三二四
登錄、官有地印紙局費（物件費）	四九	四三	三六	三一	二四	二三
登錄、官有地印紙局費（其他）	二三四	二三〇	二三一	二〇一	一七二	一七二
計	一六〇	一六〇五	一五二一	一四二一	一三九九	一三四九
出納部費（人件費）	大	一一四	一〇五	九七	八七	七〇
出納部費（物件費）	一四	一四	一四	一四	一三	一四
計	一八	一二四	一一九	一〇一	九〇	八七
關稅稅務局費（人件費）	四三五	四九二	五〇四	四八〇	四七五	四五三
關稅稅務局費（物件費）	三四	三七	三七	三六	三五	三三
其他	一〇八	一一四	一一八	一一〇	一〇六	一〇二
亞片	五四一	五八五	五八六	五八六	五八六	五八六
酒精	四〇九	三、三五五	三、九三七	四、九三七	一、一四九	一、一四九
鹽	一、三二三	一、三二三	一、四五二	一、四五二	—	—
計	一、三二七	一、三二七	一、四五五	一、四五五	一、〇一二	九七四
賄賂入費	八一五	一、〇〇二	一、〇四四	一、〇一二	一、〇一二	一、〇二九
計	二、〇二三	二、一九五	二、一七七	二、一九七	二、〇八六	二、〇二九
七、社會施設費						
教育費（人件費）	一、五二四	一、六三〇	一、五七四	一、三六三	一、二七〇	一、一六六
教育費（物件費其他）	五九二	五八七	四七五	三四九	二四一	二三三
文書登錄局及圖書館費（人件費）	六五	六五	四六	五二	四八	三八
圖書館費（物件費）	一九	一九	一九	一七	一四	一三
科學施設費	七九二	六八三	七四五	五三六	五四二	五四一
衞生保健部費（人件費）	二七七	三〇四	二九七	二八三	二七八	二三七
衞生保健部費（物件費）	一八二	二一九	一五二	一六五	一八	一六
勞働檢閱部費（人件費）	四四	四七	四七	三三	一七	一三
勞働檢閱部費（物件費）	一九	一七	一一	五	四	三
計	三、五一四	三、五八一	三、三八一	二、八〇三	二、五三二	二、四四七
八、經濟施設費						
見本市及博覽會補助金	一、一九八	一、九〇二	五四六	—	—	—
鑛工業檢閱部（人件費）	三〇三	三〇九	三四四	—	—	—
鑛工業檢閱部（物件費）	九〇	七九	六七	六四	五三	四二	二九
商船及船舶登錄部費（人件費）	五八	六七	六四	五三	四二	二九
商船及船舶登錄部費（物件費）	一〇	一〇	一〇	七	七	五
船舶會社補助金	一、五四七	一、五九九	一、五七七	一、四五〇	一、三六六	一、三八〇
巴里所在印度支那經濟事務所費（人件費）	一〇二	一一〇	八三	七五	七六	六二
巴里所在印度支那經濟事務所費（物件費）	一〇四	一二六	一四三	一三六	一三六	一三六
農・牧・林檢閱部費（人件費）	二九三	三五四	一九二	—	—	—
農・牧・林檢閱部費（物件費）	一四一	一三五	二八	—	—	—
農業勸業銀行費（人件費）	七〇	八七	一二五	六八	一八	—
農業勸業銀行費（物件費）	一	四	四	二	—	—

米穀局補助金	人件費	五〇	二六二	二三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農事研究場費	物件費	—	—	三三〇	二七二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二
珈琲及護謨栽培業者貸付金		—	—	二、八〇〇	三、三〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇
附屬豫算		—	—	二、八〇〇	三、三〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇
地方豫算		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地籍部費	人件費	一〇一	四二五	二二三	二〇一	一九八	一九四	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
市町村豫算	物件費	一三九	一五一	七一	二五四	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
民間航空事業費		三五一	五五七	二三四	一〇一	一九八	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四
計		六、九四二	九、六六二	七、七五九	四、三二六	二、二一九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九
九、遞信施設費													
郵便	人件費	四、七六二	五、〇八八	四、七三〇	三、九三八	三、六四八	三、四三一	三、四三一	三、四三一	三、四三一	三、四三一	三、四三一	三、四三一
電信費	物件費	七八九	七五七	五一六	三四三	一六三	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七
機關補助金	船舶及陸上交通	八四六	九五五	八三九	六三六	六三二	六三二	六三二	六三二	六三二	六三二	六三二	六三二
補助事業費		三九二	三七九	五七	一二	三七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
無線電信局費	人件費	五二〇	五八九	五四六	四九一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一
	物件費	一五五	一一三	九八	八一	五六	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
新規事業費		八	一九九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
西貢無線電信會社への拂込年賦償還及補償金	人件費	二六五	二五四	二一九	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
	物件費	四四八	五九一	二八二	三二九	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六
	新規事業費	二四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		八、四二六	八、九四六	七、三二一	六、二二九	五、六八一	五、五三五	五、五三五	五、五三五	五、五三五	五、五三五	五、五三五	五、五三五
一〇、土木費													
人件費		一、四九三	一、〇九六	八七四	八四六	七三八	七〇四	七〇四	七〇四	七〇四	七〇四	七〇四	七〇四
物件費		二七七	四四	二五	四四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
維持費		二、六一九	四、四九〇	三、八四三	二、四五一	一、九八一	一、九八一	一、九八一	一、九八一	一、九八一	一、九八一	一、九八一	一、九八一
補足事業及修理費		一、七二三	二、七〇九	八五六	一、七五	—	—	—	—	—	—	—	—
新規事業費		一五九〇	六、八一九	三、四五三	一、四四五	九〇九	一、三六七	一、三六七	一、三六七	一、三六七	一、三六七	一、三六七	一、三六七
工事特許會社補助金及前渡金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		二二、〇一〇	一五、一八八	九、〇八〇	五、〇九一	四、三九七	三八七	三八七	三八七	三八七	三八七	三八七	三八七
一一、其他													
貨幣輸送費		二、九三六	二、九六七	二、〇二一	一、八二一	一、三九一	一、三九一	一、三九一	一、三九一	一、三九一	一、三九一	一、三九一	一、三九一
兌換、鑄造費及支拂利息		九六	一〇二	九六	一〇二	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六

其他		八八九	四〇四	四、三一六	三、二九二	二、五七五	四四二九	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五
計		八六二	一、〇〇一	六二三	三一二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二
一二、補助金、分擔金及各種豫算への支拂金													
附屬豫算		四〇〇	四〇〇	三〇〇	一四二	七二	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三
地方豫算		一、六〇一	一、三八五	一、〇九一	一、八五六	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
市町村豫算		五〇七	四二八	二五六	一一七	三五一	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七
道路費金分配金		三五一	五五七	二三四	一〇一	一九八	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四
州行政費金分配金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		六、九四二	九、六六二	七、七五九	四、三二六	二、二一九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九	二、七二九
一三、臨時支那防務費		一、七七二	一、〇七六	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二
印度支那防務費		二、四七九	二、〇五三	一、四一一	四九七	三三八	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三
公安維持費（安南）		二三四	一、〇七九	一、三〇〇	八一六	—	—	—	—	—	—	—	—
其他		一六〇	六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		二、七三五	三、一九四	二、九一一	一、三一三	三三六	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三
總計		一〇四、一〇二	一一四、四二六	九五、〇〇六	八二、八四三	六七、七四三	六二、八四三	五五、四四九	五五、四四九	五五、四四九	五五、四四九	五五、四四九	五五、四四九
歲入之部													
（一）關稅稅務收入													
一、關稅收入													
輸入稅		一八、六五二	一四、四四八	一一、三四七	一〇、四三五	一〇、一四三	一〇、一四三	一〇、一四三	一〇、一四三	一〇、一四三	一〇、一四三	一〇、一四三	一〇、一四三
輸出稅		三、〇〇〇	二、八一五	二、九六〇	三、〇九一	三、五五一	三、五五一	三、五五一	三、五五一	三、五五一	三、五五一	三、五五一	三、五五一
通過稅		九九八	八四九	七七二	八六七	九二四	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
計		二四、六五一	一八、九五七	一四、〇五三	一二、四〇五	一二、六〇七	一一、六八七	一一、六八七	一一、六八七	一一、六八七	一一、六八七	一一、六八七	一一、六八七
二、同附加稅收入													
統計稅		四五七	四四〇	四二九	四二七	四二七	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一
鑛油入庫稅		五一	七七	七九	七二	六九	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
通航稅		二一九	二一五	一七八	一七八	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九
計		七二七	七三二	六九七	六七七	六七四	七四四	七四四	七四四	七四四	七四四	七四四	七四四
三、一般國內稅收入													
輸入關係諸徵收		三、八九六	二、六四五	二、一二九	二、八三六	二、九九八	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九
輸出關係諸徵收及領內消費自國產品關係徵收金		二、六四五	二、一二九	二、八三六	二、九九八	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九
計		二、六四五	二、一二九	二、八三六	二、九九八	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九	三、〇九九

四、鑛產物採掘稅		一二三	一七三	一〇四	二一七	七一	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
五、消費及流通稅收入													
歐洲產酒精消費稅		九六一	八一九	九四四	六八一	七九三	八一一	八一一	八一一	八一一	八一一	八一一	八一一
土人酒精消費稅		六、六八一	四、八三九	三、九五九	二、九三五	二、四六八	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五
鑛油消費稅		一、七〇二	一、六七二	一、三六一	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四	一、〇三四
燐寸消費稅		一、七二一	一、四一二	一、四〇九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九
火藥及武器消費稅		五	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
煙草流通稅		六四〇二	五三五一	三、八二七	二、八一一	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七
骨牌流通稅		一四九	八九	九三	一一一	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二
砂糖消費稅		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		一七、五七〇	一四、二二二	一二、六五八	九、六四三	一〇、六一四	九、四〇三	九、四〇三	九、四〇三	九、四〇三	九、四〇三	九、四〇三	九、四〇三
六、稅務收入													
亞片專賣收入		一三、七五五	一一、〇三二	八、〇三九	六、四一二	五、四八四	六、五〇四	六、五〇四	六、五〇四	六、五〇四	六、五〇四	六、五〇四	六、五〇四
土人酒精專賣收入（東京及北部安南）		九、四二六	六、八二〇	四、八五一	二、一三七	—	—	—	—	—	—	—	—
鹽專賣收入		五、二一八	四、五一〇	三、九八七	四、二三八	三、九八六	四、一八五	四、一八五	四、一八五	四、一八五	四、一八五	四、一八五	四、一八五
計		二八、三九九	二二、八七二	一六、八七二	一二、七八八	九、四〇九	一〇、六九九	一〇、六九九	一〇、六九九	一〇、六九九	一〇、六九九	一〇、六九九	一〇、六九九
七、共通收入													
手形遲延利息		一三五	一一七	七七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
監督及看視補償金收入		一一三	八九	七六	六八	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
常設行政監督機關業務施行課金		一八	五八	一三二	一一四	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
附屬、雜及不時收入		一四七	一一六	一一六	一一〇	一一五	九五	八二	八二	八二	八二	八二	八二
罰金及沒收々入		八二一	八四五	五六	五四	三七	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
年度末收入		一三四	一三一	四四	四三	四〇	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
計		一、一六七	一、一八七	一、一三七	一、〇〇一	一、〇一一	八四四	八四四	八四四	八四四	八四四	八四四	八四四
關稅稅務收入計		七七、一三三	六〇、三六二	四七、四三八	三九、九三八	三四、四一三	三四、四一三	三四、四一三	三四、四一三	三四、四一三	三四、四一三	三四、四一三	三四、四一三
（二）登錄官有財產及印紙收入													
登錄官有財產及印紙收入		一二三	九七五	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八
八、登錄收入													
佛國法規定證書及抵當權登錄收入		一一四	九二	七六二	六六六	四九五	四九五	四九五	四九五	四九五	四九五	四九五	四九五
土人證書登錄收入		三二	二三	一三	一一	四	三	三	三	三	三	三	三
老穉及廣州灣登錄收入		三二	二三	一三	一一	四	三	三	三	三	三	三	三

所有權移動稅		二一三	一六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九、印紙收入													
一〇、官有財產收入		一、三五九	一、〇一〇	八四五	七一一	七一二	七一三	七一三	七一三	七一三	七一三	七一三	七一三
一一、鑛山賦課金		一、三九一	一、〇四三	八七九	七三九	七四〇	七四一	七四一	七四一	七四一	七四一	七四一	七四一
一二、有價證券收入稅		一、四一〇	一、〇五五	八八九	七四九	七五一	七五二	七五二	七五二	七五二	七五二	七五二	七五二
一三、其他の諸稅及雜收入		一、四一〇	一、〇五五	八八九	七四九	七五一	七五二	七五二	七五二	七五二	七五二	七五二	七五二
登錄官有財產及印紙收入計		二、八九〇	二、一五五	一、八一二	一、五二八	一、五四六	一、五四七	一、五四七	一、五四七	一、五四七	一、五四七	一、五四七	一、五四七
遞信收入													
郵便收入		一、四二四	一、〇六五	八九六	七五二	七六二	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五
電信收入		一、三五九	一、〇一〇	八四五	七一一	七二一	七二三	七二三	七二三	七二三	七二三	七二三	七二三
電話收入		六三四	五七六	四八一	四〇四	四一七	四二一	四二一	四二一	四二一	四二一	四二一	四二一
有價物件收入		三九七	四三一	三七三	三一六	三〇四	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六
無線電信收入		七四四	六三二	四九二	四一六	四〇一	五〇一	五〇一	五〇一	五〇一	五〇一	五〇一	五〇一
遞信收入計		四、七二六	四、八四四	三、七六二	三、一七五	三、二〇九	三、三四七	三、三四七	三、三四七	三、三四七	三、三四七	三、三四七	三、三四七
（三）（四）證券收入													
貸付及前渡金利子及支拂金		一五四	七五	三七一	三三七	三四〇	三三五	三三五	三三五	三三五	三三五	三三五	三三五
流動資金收入		四七九	二三三	九九〇	五七八	四九九	四七六	四七六	四七六	四七六	四七六	四七六	四七六
資本收入計		一一四六	五	一〇	五	一三三	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
七七九		三三三	一〇七一	一三三七	九五七	九三五	九三五	九三五	九三五	九三五	九三五	九三五	九三五
（四）（五）政務收入													
大學關係收入		三〇八	三五三	三一八	三五二	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四	二四四
病院收入		二八六	三四五	三六〇	二八八	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九
其他收入		八七	一〇七	一九	三〇四	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
（五）（六）出版物豫約收入		二四	三四	四六	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
政務收入計		七〇五	九〇二	八〇六	八二一	六七三	六七三	六七三	六七三	六七三	六七三	六七三	六七三
雜收													
現物給付對價		—	五二三	九七五	一四八	—	—	—	—	—	—	—	—
官業特許權會社收入		三〇三	一七四	二七三	四二五	三一一	三一一	三一一	三一一	三一一	三一一	三一一	三一一
一九三三年土木工事施行に流用すべき獨逸の現物給付額特別豫算支拂額		—	—	—	七三四八	二四九四	—	—	—	—	—	—	—

兌換及貨幣鑄造益金	九五三	九八六	—	—	—	二五〇
不時及雜收入	八四三	一、一七二	五、一五八	一、三一〇	二、九六八	二、六八一
年度末雜收入	五一、四	七、八一	八、六九	六、三三	三、七八	一、一七七
(六)雜收入計	二、六一三	三、九五六	六、三三三	九、七九八	七、一二六	四、四九九
總計	九四、七四五	七六、八〇三	六五、一四五	六二、四一〇	五七、八〇二	五六、七一八

中央豫備金庫在高表（各年五月末日現在）　單位＝千比弗

出所＝印度支那統計年鑑

種別	一九三一	一九三二	一九三四	一九三五	一九三六
貨幣	五、六〇五	七、七八六	七、八九八	一五	二、七八九
有價證券（購入額（千法））	一、七、七三四	一、八、〇六	一、八、九八〇	二、八、七八	二、八五〇〇
有價證券（時價（比弗換算））	一、七二五	一、八二〇	一、八二七	二、八四三	二、〇五一
現在高	五、八六三	二、六〇九	一、八四二	五、六三一	八、六五一

地方豫算及同豫備金庫—

安南地方豫算及同豫備金庫在高表

單位＝千比弗　出所＝印度統計年鑑

項目別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一、歲出之部						
恩給	三四	五	一〇四	一九六	八九	一〇三
安南宮廷費及王室費	三〇二	三〇二	二八二	二八二	二八二	二八二
政廳及官衙費（人件費）	二六二	二六九	三二一	三〇八	二五七	二六七
政廳及官衙費（物件費）	七六	五二	七五	六〇	五四	四九
州行政費（人件費）	七三一	六九〇	七三七	六三九	五八七	五八七
州行政費（物件費）	六〇	五二	四一	三六	三〇	三三
土人行政費（人件及物件費）	一、六二四	一、七〇八	一、六〇八	一、六二八	一、六三四	一、六三五
司法行政費(1)（人件費）	一、七八八	一、七〇八	一、六〇八	一、六二八	一、六三四	一、六三五
司法行政費(1)（物件費）	七	—	—	—	—	—
警察、監獄費（人件費）	一、二八	一〇四	二一一	一〇四	九六	九三
其他（物件費）	一九九	一八八	四四	三七	五九	四八
憲兵及土人警備隊費（人件費）	一〇五五	一三八〇	一、七二五	一、一一四	一、三〇三	一、三五一
憲兵及土人警備隊費（物件費）	一二五	一四〇	一三一	九二	八三	七六
運輸費（人件及物件）	八一九	七七三	七五九	七二六	七二四	四八六
雜及不時支出	六〇	一〇〇	七五	七三	六九	六〇
官私立施設補助金	四九	四八	一一三	七〇	六五	六〇
行政監督及治安費	一二五	三一	三〇	三〇	三〇	三〇
計	五、六〇七	五、九六七	六、一六七	五、四七二	五、五三八	五、〇九六
二、財務費						
財務費(1)（人件費）	二一〇	—	—	—	—	—
財務費(1)（物件費）	一六	—	—	—	—	—
地籍及測量費（人件費）	九六	一	二	二	二	二
地籍及測量費（物件費）	三三	—	—	—	—	—
計	三五五	一	二	二	二	二
三、經濟施設費						
土木費（人件費）	五二一	三五〇	一四六	一八三	二一〇	一九三
土木費（物件及維持費）	八三一	一〇九	一四八	一四六	一〇一	一五〇
土木費（新規事業費）	六〇三	一九三	二八	三六	二一	四五
農務費（人件費）	二二五	八四	七二	六八	五一	五八
農務費（物件費）	八七	六八	三七	三三	三一	二四
林務費（人件費）	三九六	二〇一	二一六	二〇四	二〇五	二九五
林務費（物件費）	五二	五五	四九	三一	二五	二九
畜產費（人件費）	一二一	一一三	一〇一	一〇四	九六	八九
畜產費（物件費）	四二	一一	一一	三〇	一一	一五
計	二、七八五	一、三〇五	九四七	九四七	八六六	八九八
四、社會施設費						
保健醫務費（人件費）	六〇	三三八	七一	五九	五五	五九
保健醫務費（物件費）	四六	三〇二	二四三	二〇一	一九三	一九三
教育費（人件費）	一、二八	四三一	四六六	八五六	八〇一	八〇一
教育費（物件費）	一九六	一〇二	九一	七一	七一	七二

計	三、七四八	一、三四五	一、一二七	一、九六五	一、七八九	一、七四三
五、臨時部支出	五〇	—	—	—	五	三〇
六、他種豫算補助金繰込金						
ツーラン市直接稅收入の同市豫算繰込額	五九	—	—	—	—	—
ダラト市直接稅收入の同市豫算繰込額	—	—	—	—	—	—
交趾支那及東京豫算繰込	二六	二九	一二	一三	一二	一二
港灣及沿岸燈臺所要費	八四	—	—	—	—	—
東京地方豫算繰込教育費	三四	四一	三九	三一	二五	二五
交趾支那及東京地方豫算繰込憲兵隊費	四六	九八	—	五七	五六	五六
町村豫算補助金	一五	—	三四	三〇	—	一〇
總豫算割當金	—	六	—	—	二九	一四
州豫算補助金	三〇六	二〇五	二〇六	一一〇	一一五	一一四
計	一一、八五一	九、〇二三	八、四四〇	八、四九六	八、三一三	七、八八一
總計	五、八一〇	五、九二三	四、八六〇	四、九五五	四、九三三	四、六二三
歲入之部						
(一)直接收入						
一、直接稅						
歐人所得稅	二二	一九	二〇	二〇	一八	一七
安南人々頭稅及附加稅	二、四二五	二、一二七	二、一〇三	二、一一五	二、一九	二、一六
亞細亞外人々頭稅其他	一〇一	九一	八〇	七四	六八	六二
モイ族人頭稅	三二	三二	三二	三二	三一	三一
清化州ムオン及老撾人々頭稅	三二	三二	三二	三一	一六	一六
地租及附加稅（歐人）	四六	四〇	三九	一四	四四	四六
地租及附加稅（土人）	二、六五一	二、四三六	二、四八〇	二、三五八	二、四〇三	二、四〇三
都市地租	二〇	八	一一	一八	一四	一三
ゲアン州チアウ・ムオン地租及附加稅	二四	一九	一九	一九	一九	一九
廣義州モイ族地租	四	三	三	三	三	三
モイ族及ムオン族賦課金	一七五	九三	一〇〇	五六	五一	四四
營業稅及附加稅	二六九	一五一	一一五	一〇三	九三	八八
車輛	三三	一〇	九	七	七	二四

直接稅計	五、八一〇	五、九二三	四、八六〇	四、九五五	四、九三三	四、六二三
二、官有地收入	五〇	—	—	—	—	—
三、鑛山稅	一〇七	六	一五	一五	八	七
四、林業收入	九	八	一一	一一	一八	一八
五、小作料收入	五〇〇	四五〇	三七〇	三三〇	三四九	三九一
六、雜稅	二七五	一八	七	—	一〇	一〇
七、行政及司法罰金	一九〇	七六	六二	四二	二九	二五
八、政務收入	四四	一七	一四	一七	一二	八
九、歲出剩餘金	一五一	九二	一〇五	二六三	二二七	二五九
一〇、雜及不時收入	二四	四二	二	一四	一九	一六
一一、年度末收入	八	八七	五四	四一	三一	二〇
直接收入合計	七、二〇三	五、九二〇	六六三	七四八	五五六一	五、六九八
(二)他種豫算補助金及割當						
道路共通費配分額	—	八一	八一	六三	六三	四七
總豫算補助金	三、八五四	六三八	七四四	—	一五〇	一八〇
土木事業割當金（村落）	四五〇	—	—	—	—	一〇
州割當金	—	一、九四五	二、〇〇〇	二、七二〇	二、九五五	二、二四四
補助金及割當金合計	四、三〇四	二、六六四	二、八二五	二、七八三	二、九〇八	二、四八一
總計	一一、五〇七	八、五八〇	八、五九一	八、五九一	八、四九六	八、一七九
減稅に對する控除	八	四	二一	一五	二一	二一
總歲入	一一、四九九	八、五七九	八、五七〇	八、三七六	八、三四九	八、一五八
豫備金庫現在高(2)	九三三	四〇五	二三七	三四六	二二六	三六六
(註) (1)一九三一年以降總豫算に計上さる。(2)五月末日現在	七八一	七六〇	七二八	七一〇	七一四	七一〇

東埔寨地方豫算及同豫備金庫現在高表

單位＝千比弗　出所＝同前表

項目別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
歲出之部						
一、政務行政費						
恩給	七一	五八	五〇	五七	三四	三五
宮廷費及王族費	七六一	七六〇	七二八	七一〇	七一四	七一〇

政廳及官衙費	人件費	三、二一	三、〇三	二、九四	二、六一	二、五六	二、五〇	二、二三	二、〇一	一、九一	一、七九
	物件費	七五	五五	四三	三九	二三	二七	二五	二七	二七	二七
州行政費	人件費	七七四	七一一	六〇三	五六	四三	三九	三三	三七	三七	三七
	物件費	一四六	一四五	一三五	一二八	一二九	一二八	一二九	一九八	一九八	一九八
土人行政費	人件費	五〇三	一三五	一二七	一二八	一二九	一二八	一二九	一九八	一九八	一九八
	物件費	一〇	一	四	一	一	一	一	一	一	一
佛人裁判費(1)	人件費	六〇									
	物件及裁判費	五									
土人裁判費	人件費	一二五五	一九一	一七九	二一〇	二一一	二一八				
	物件及裁判費	一二	一九	一〇	一三	七	八				
警察移民費	人件費	五四〇	二六三	二四三	二四二						
其他	物件費	三九	二九	二一	一九						
監獄費	人件費	一〇七	八七	八三	八一						
	物件費	二六三	九四	九〇	四二						
憲兵隊費	人件費	一〇四	一三五	一二四	一三六						
	物件費	一二	一	一	二						
土人警備隊費	人件費	七四五	六七五	五九六	五九一						
	物件費	九七	九九	七二	一二	八	一五				
運輸費(人件物件費)		八五三	七〇〇	三九六	二六五	二八九					
船舶及自動車費	人件費	一二二	六七	六八	九七	九四					
	物件費	一五二	一五二	七五	七六	六三	九四				
印刷局費	人件費	三九	三九	三〇	一八	一四	三一	七			
	物件費	三〇	二六	一九	一一	一一	一五〇				
公私立機關補助金		一三〇	一三五	一一九	一二八	一二〇	一一六	一一五			
雜及臨時費		九四	一二六	一一八	一一三	一一八	一一五				
機密費及行政管理費		一二一	一一八	一一三	一一八	九					
計		六、五四四	五、一〇〇	四、一〇六	三、七三三	三、六九三					
二、財務費	人件費										
	物件及租稅徵收費										
(1)	人件費	一九一									
	物件費	一七									
財務費	人件費	一九八	一二一	一一八	一一三	一一五					
	物件費	一八八	一二二	一一三	一一八	一一五					

三、經濟施設費		七五六	一五〇	一二三	一〇一	一九一	一七九				
土木費	人件費	五七五	四七九	四〇	三五六	三五五	三五六				
	一般費及維持費	一、四五七	五二四	四二九	四〇	三八四	三四八				
	新規事業費	一、九六二	九二七	三二八	二三八	二三七	二四八				
農・商及遊覽費	人件費	一一五	一一〇	大三	五四	四二	三九				
	物件費	一〇七	一一〇	一一九	一一三	三一	三一				
林業費	人件費	三五八	三九三	三三九	二九七	二六四	二六四				
	物件費	四八	五二	一一四	一九	一九	二〇				
畜產費	人件費	一三四	一〇三	七一	九七	八九	八九				
	物件費	一五	一一	四	一五	一一	一一				
計		四、八七四	二、七三七	一、八七四	一、五〇四	一、二一二	一、二一二				
四、社會施設費											
保健醫務費	人件費	三〇二	二三六	二二五	二一九	二〇二	二〇七				
	物件費	三三五	二八〇	一五六	一四八	一三八	一三六				
教育及美術費	人件費	北四七	五四〇	四四三	四六六	四五一	四六〇				
	物件費	一五四	七九	五七	四五	四七	四七				
其他		三一	二六	一一	一三	一一	一一				
計		一、七九〇	一、一五七	九六八	九三五	八八一					
五、他種豫算補助金及分擔金											
東埔寨人移民人頭稅の東地方豫算廻付額		九	三四	七							
他種豫算拂戻額		五四	四一	三八	三六						
州豫算補助金			六五八	四三五	一九一	一〇二	一七三				
プノンペン市豫算分擔金				一一二	一一	一一	二				
罰金收入町村拂戻額		六	一〇	一九	一二	一一二	一一二				
計		六九	八六五	四六一	一九二	二一二	一一二				
臨時歲出											
總計		一〇四、一	八一三、一	六、九一二	六、三四一	六、三四五	六、二七七				

(一)直接收入之部

人頭稅

歐人所得稅		一三	一四	一一	一〇						
東埔寨人及同類人頭稅		一、三五一	一、三七四	一、二四二	一、一五四	一、一六六	一、一七四				
安南人々頭稅		一一〇	一一〇	一一五	一一六	一一六	一一六				
亞細亞外人々頭稅及其他		八九四	八〇九	六六七	五四八	四五四	四五四				
所得附加稅(2)		一五九									
勞働契約稅		二〇	一八	一六	八	九	一二				
地租											
歐人米田地租		三	四	七	五	四	四				
籾		一四九一	一五九一	八八三	一〇五八	八七五	九四八				
農園地租		四八九	四七六	四五七	五二九	六六五	六六五				
胡椒稅		二九四	二〇一	一一〇	六八	六七	六七				
賦課金											
東埔寨安南及亞細亞外人課金		一、三五一	一、三八一	一、二八〇	一、〇九一	一、〇五三	一、〇四六				
カート現物出資額		一四	五								
營業稅											
營業稅		六一四	五四三	四三五	四二一	三一四	二七九				
地方豫算割當金(2)		三二一	一一								
商農會議所割當金		一八	一六	一三	一二	一〇	八				
直接稅に類する租稅											
河川船舶稅及附加稅		九一	七七	六九	七九	九三	七八				
機械曳船車稅及附加稅(2)		三一	一〇二								
重量及容量檢查稅		一三	一一	一一	一〇	九					
直接稅收入計		八、一六三	六、四〇三、五、一三七、二	五、一八〇	四、八五五	四、九七〇					
二、登錄收入		八〇	七三	六五	六二	一一九					
三、官有財產收入		二六三	一五	三	三	二					
四、鑛山賦課金		八	二	四	一	一					
五、林業收入		七九六	四〇四	四二五	四〇〇	四九〇	四六三				
六、小作料收入		一六二	一五七	一四二	一〇〇	七七	七五				
七、工業企業收入		八	四五二	三五三	九	七	六				
八、雜稅		一六五	一一三	一〇一	七六	七四	七八				
九、罰金收入		九二	五九	五一	四一	三七	四七				
一〇、豫備金利息		六	二	一	一	一	一				

一一、歲出剩餘金		一四	一四	一一	一〇	九	八				
一二、雜及不時收入		一、三五一	一、三七四	一、二四二	一、一五四	一、一六六	一、一七四				
一三、年度末收入計		一一〇	一一〇	一一五	一一六	一一六	一一六				
直接收入計		八九四	八〇九	六六七	五四八	四五四	四五四				
(二)、補助金及他種豫算分擔金											
總豫算補助金及分擔金		一五九									
總豫算拂戻道路共通費交趾支那豫算分擔金		二〇	一八	一六	八	九	一二				
プノンペン市豫算分擔金及支拂金		三五六	二	二	二	二	二				
奬勵基金	州	八三	七	五	四	四	四				
	町	一四一	一五九一	八八三	一〇五八	八七五	九四八				
	村	四四	四七六	四五七	五二九	六六五	六六五				
補助金及分擔金計		一、〇〇八	六六七	四五一	四〇五	四八二	四八二				
減稅減少額		二二、九二一	八、六九六	七、三五一	七、一六七	六、九五五	六、八二七				
實際收入總額		二二、九四三	八、六三七	七、三二二	七、〇九七						
豫備金庫現在高		一、八九九	四四〇								

(註)(1)一九三一年以降總豫算に計上さる　(2)同州豫算に計上さる

交趾支那地方豫算及豫備金庫現在高表　單位＝千比弗　出所＝同前表

項目	歲別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
歲出之部							
一、政務行政費							
恩給		一七	一七	一五六	三八	二七	
政廳、官衙及直接分擔金	人件費	七〇	七一	五四五	五〇五	五〇五	
	物件費	六二一	六八九	五四四	五〇五	五〇五	
州行政人件費		一、三六	一、〇〇	九一	七三	七三	
司法裁判費(1)	人件費	四一七	四一五	四〇五	三八三	三八三	
	物件費	八五五	八二				
警察移民費其他	人件費	一、九四四	一、〇〇八	八四一	八四五	八一〇	
	物件費	一六二	一五七	一〇〇	七六	七九	
監獄費	人件費	三九五	三五二	三三五	二八一	二〇一	
	物件費	一三六	一三五	九一	七〇	七三	
憲兵及土人警備隊費	人件費	四一七	四一五	四〇五	三八三	三八三	
	物件費	三六八	三五〇	三四五	二八一	二〇一	
	人件費	四八九	四八七	四七五	四五二	四五二	
	物件費	一二一	一一五	一一二	一〇七	一〇七	

人件及物件輸送費	人件費	一、四二九	六三三	七二一	六九七	一、一一八	八一四		
	物件費	一三三	一四〇	一二二	九九	九五	八八		
船舶及機械費	人件費	一三三	一四〇	一二二	九九	九五	八八		
	物件費	一七四	一七二	一四	七	八四	八八		
公私立施設補助金		六〇九	五四四	五二六	三三六	三三〇	四〇八		
雜費及不時支出		三五七	二九二	三八一	二五〇	二八五	六六二		
行政監督及一般保安基金		一一〇	三〇	二四	二四	二四	三四		
計		八、一九三	六、五五二	五、七三七	四、九四三	四、八八六			
二、財　務　費									
財務費(1)	人件費	四三七	—	—	—	—	—		
	物件費	四二	—	—	—	—	—		
地籍及測量費	人件費	三八三	四一三	三九六	三四〇	二八五			
	物件費	一三三	一一八	一一五	一〇四	一一一			
不動產部費	人件費	七五	八九	九七	一〇一	一一四			
	物件費	三〇	三〇	二四	二〇	二〇			
計		一、一九八	七六三	六八八	五六四	五一八			
三、經濟施設費									
土木費	人件費	一、一一〇	七八一	北四五	四七九	三八九	三一六		
	一般及維持費	八六〇	五六七	五八七	大六六				
	新規事業費	二、七四〇	一、四五四	八六〇	五六七	五八七	大六六		
農商務費	人件費	二、九九二	二、一八一	一、七六	一、一六八	二三一			
	物件費	二三五	一四八	一七一	一六八	一六一			
見本市及博覽會費		一四〇	一四八	一七一	一六八	一六一			
林業費	人件費	三四〇	三四一	二四一	二四一	二四九			
	物件費	四六	三〇	一四	一五	一五			
畜產及默疫費	人件費	一三〇	一五九	一一九	一〇一	一〇一			
	物件費	四〇	八九	九三	四七	二四			
計		大、六〇三	四、〇七七	二、九二六	二、一一八	二、〇一九			
四、社會施設費									
保健及藥劑費	人件費	七六七	八四〇	六七四	六七二	六五一			
	物件費	一、一三九	九七一	一、〇三五	六三四	四七四			
都市地租	歐人	一、七一一	一、三六五	一、三六九	一、三八五	一、三〇四			
	土人及亞細亞外人	五七一	五二三	四七九	三一六	三四八			
農業會議所附加稅		—	—	—	—	二五	七二		
教育費其他	人件費	一、四二七	一、一八一	一、一七九	一、一四六	一、一〇七			
	物件費	五七一	五二三	四七九	三一六	三四八			

五、臨時歲出計		四、一九三	四、二六四	四、一四九	三、〇五五	二、六七六			
六、補助金及他種豫算支拂金		二〇	一五	—	—	—			
市豫算補助金	西貢	三五一	二六	二一					
	堤岸	一六	一六	一六	四一	二七			
州補助金及同豫算支拂金		二六八	二六七	二一七	二七四	二二六	二三四		
準保安林木材搬出州に對する拂戻金		六五	四五	四二	三八	—	—		
東埔寨豫算補助金		二	—	—	—	—	—		
安南地方豫算拂戻金		九	三	二	二	二			
東京地方豫算拂戻金		三九	二二	—	—	—			
總豫算支拂金		一	—	—	—	—			
植民地豫算支拂金		四七	二	三	三	三			
西貢商港補助金		二	二	三	三	三			
總計		二、七一〇	一、九五一	一、三九一	一、〇七〇	一、一〇三			
歲入之部									
(一)									
直接收入									
一、直接稅及之に類する租稅									
人頭稅		八四	八七	八三	七五	七〇	六五		
歐人所得稅		九九〇	九二五	八八〇	八一八	八五一	九五〇		
土人々頭稅		五六	四八	三〇	—	—	—		
安南及東京人契約勞働者人頭稅		二、四五二	二、二〇七四	一、六三八	一、三七七	一、三九三	一、三二九		
亞細亞外人々頭稅		一六五	一四八	一三二	一二九	一四七			
地租其他	歐人	二、三五七	二、二四二	二、〇六五	一、八六四	一、九八四	二、一一五		
	土人及亞細亞外人	一八一	一七五	一七六	一八五	一〇四			
各種農園地租	歐人	三八八	三〇〇	三六四	三五二	三四八			
	土人及亞細亞外人	二九五	三九九	四〇五	三九五	三一六			
都市地租	歐人	四九六	五〇四	四八六	四三一	四一三			
	土人及亞細亞外人	—	—	—	—	—			
農業會議所附加稅		—	—	—	—	二五	七二		

營業稅及附加稅		一、六六九	一、四七三	一、三四〇	一、二一五				
訴訟費用		三六	四四	—	—	—			
特別附加稅		七〇	七一	—	—	—			
重量及容量檢查費		一二五	一一一	一〇一	一〇一				
舟船稅		一二六	一二一	一〇三	八〇一				
自動車稅		一九七	—	—	—	—			
觀覽稅		—	一七	一三	三	三四			
直接稅計		一、〇八四	九、八九三	八、一三八	七、三七八	七、〇四七			
二、官有財產及登錄收入		一五五	一三六	八七	三五	三一	八四		
三、林業收入		八六	四八四	五〇一	四六八	五四一	大一五		
四、小作料收入		一一八	一一三	一二九	一三六	一三九	九八		
五、產業施設收入		四一	三七五	一九四	一七二	一二一	大七		
六、雜稅		三〇六	二〇六	二〇二	一五六	九三五	三〇		
七、歲出剩餘金		一、〇二八	一、〇〇〇	九七七	九八五	九三六			
八、雜及不時收入		四八八	四八一	五六一	五七七	三八七	四三八		
九、年度末收入		二三二	二二九	一四二	五五七	八一九	七八五		
地方豫算直接收入計		一、四八一	一、三〇八	一、一六六	一、九四二	一、〇五八	一、〇九一		
補助金及他種豫算割當金									
總豫算補助金、支拂金及奬勵金		一一	七	一二四	一九				
鑛油消費稅割戻金		三七二	三一四	二一三	一一四				
植民地豫算支拂金		一一二	一一二	一一二	一一二	三			
聯邦各國支拂金		一三八	一一八四	一一五五	一一五一	一一三五			
州支拂金		九八	八六	五六	五一	八三			
市支拂金		一、〇三二	一、〇七二	一、〇二二	九五	七八	七五		
商港支拂金		三七	三八	三六	三四	三四			
補助金支拂金及割當金計		五六二	一、六六五	五八六	五八九	五一一			
總計		二、二三九	二、三二六	一、九五〇	一、八四四	一、七四七			
豫備金庫現在高(2)		一、〇二七	一、九五	一、九五	三一〇	四七			

(註) (1) 一九三一年以降總豫算に計上さる　(2) 各年五月末日現在

老撾地方豫算及豫備金庫現在高表

單位＝千比弗
出所＝同前表

歲出之部	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一、政務行政費						
恩給費	一五	二八	二九	四三		
宮廷費	六六	六五	六四	六六	六五	
理事廳及官衙費	一五四	一四六	一四〇	一二四	一一六	一〇三
州行政費	三五	三八	三八	三一	三〇	二一
	四一	四一	三四	二九	二九	二三
土人行政費	四一	四一	三四	三一	三一	二三
	二六八	二七三	二五六	二四二	二二一	一九八
土人司法行政費	大五	五	四	三	三	二
	一八	一八	一五	一一	一一	一一
警察、移民費其他	三八	三七	三六	三五	三四	三三
	四	五	四	三	三	二
監獄費	九	九	七	六	六	三
	三九	三八	三一	三一	三一	二九
土人警備隊及憲兵隊費	四七一	五五一	五〇八	四三一	三九一	三七八
	五六	五四	五三	四一	三九	三三
人件及物件輸送費	三九〇	三八四	三一三	二三四	一九五	一五五
船舶及政府輸送機關費	三二	二七	二一	一六	一二	一一
	三五	三五	一八	一五	一二	一一
印刷局費	四	四	三	三	二	二
官私設機關補助金	八	九	三三	一六	一四	一一
見本市及博覽會分擔金	一	七	七	—	—	—
雜及不時費	七〇	七二	六六	一三二	一二五	五二
行政監督及保安費	六	七	七	五	五	三
計	二、二三九	二、三二六	一、九五〇	一、八四四	一、七四七	一、四六七
財務費						
(二)						

財務費(1)	人件費	九七									
	物件費	八									
計		一〇五									
(三) 經濟施設費											
土木費	人件費	二四四	二六三	二三五	一四九	一二八	一八七	一二五			
	一般費及維持費	三二四	二三二	二二五	一九〇	一四九					
	新規事業費	二五三	三五〇	二一一	三四〇	四九一					
農・商・林務費	人件費	二六	一六	九	一						
	物件費	七一	六二	六九	六四	五五	四〇				
寄產及家畜飼養所費	人件費	二〇	一	九	七	五					
	物件費	九七二	九五六	八八二	五九一	七一九	八四八				
計		三〇三	三二五	三三三	三〇六	二九四	二四二				
(四) 社會施設費											
保健醫務費	人件費	二一	一四七	九五	大九	五六					
	物件費	三一	三〇七	二八	二四三	一〇六					
敎育費	人件費	六〇	四八	三五	二三						
	物件費其他	七九三	八四七	六四一	五二七						
計		三二	一五	一九							
(五) 補助金及他種豫算支拂金		二六	一〇	四							
ルアンプラバン及ヴィエンチアン市補助金		二三	一五								
地方豫算支拂金		四八	二二	一九							
總計		四一五七	四一二七	三八八二	三一二六	二八四二					
歲入之部											
(一) 直接收入											
一、直接稅及之に類するもの											
歐人所得稅		四	三	二							
土人々頭稅		五〇	五一	五一	四八	一〇					
亞細亞外人々頭稅		一二	一二	一二	一〇	一〇					
土人及亞細亞外人賦課金		八六五	八八三	八六三	七〇七	五七三					
營業稅		一九									

(二)

酒精製造契約金及消費稅		八二	八三	七七	七四						
象頭稅	其他	四	三	三	七						
モーター附車輛稅		一四	一四	一三	一三						
武器携帶更新手數料		一四	一四	一三	一三						
直接稅	其他	一四	一四	一三	一二						
計		一七五九	一七三一	一六二一	一五八四						
二、官有財產及登錄收入		一〇	九	六	六						
三、鑛山收入		一五	一四	一四	一三						
四、林業收入		一八	九	五	七	九					
五、小作料收入		一四	一〇	一一	一一	一四					
六、產業施設收入		四	二	五	四	四					
七、雜稅		大四	四二	二一	一五	一七					
八、罰金及裁判費		七	七	五	一						
九、豫備金利子		二	二								
一〇、歲出剩餘金		六二	七二	六四	四六	四九					
一一、雜收及不時收入		一六	一四	一四	一二	一三					
一二、年度末收入		一五	一〇	一八	一一	一三					
直接收入計		一七四四	一七〇八	一三八四	一〇一四	一六一九					
(二) 他種豫算補助金及割當金											
總豫算補助金		二四七二	二三五九	二〇〇七	一四八七	一三五					
道路共通費總豫算拂戻金			四	三							
ヴイエンチアン市豫算支拂金			六								
補助金及割當金計		二四七二	二三五九	二〇〇七	一四八七	一三五					
總計		一九四二	一七三九	一四〇八	一〇四二	七四〇					
減稅額		二四七二	二三五九	二〇〇七	一四八七	一三五					
實際收入計		一九四二	一七三九	一四〇八	一〇四二	七四〇					
豫備金庫現在高(2)		三九四九	三九三二	三九二九	三九二九	三九二九					
(註) (1)一九三一年以降總豫算に計上さる (2)各年五月末現在		四七五五	四七四五	四七二四	四七二四	四七二四					

東京地方豫算及同豫備金庫現在高表

單位＝千比弗
出所＝同前表

費目別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一般行政費						
土地保管費	大	九	一二	一六	一七	一八
計	一	三	三	三	三	三
經濟施設費	八四四	一一一	一一八	九四	八六	七一
土木費	八六二	五八五	五二三	四五〇	四四八	四〇〇
州行政費	一八九三	一九一	一八二	一四一	一二一	九〇
土人行政費	四七九	八八	二四五	二一二	二〇四	一八四
農・商務費	一〇三	一三二	九七	九四	一〇三	一〇三
林務費	六九	八二	七五	七二	七二	七二
畜產費	四〇九	三四〇	二八七	二一〇	一八四	一六一
計	二〇六	一九九	一九九	一九七	一九五	一九四
(四) 社會施設費						
保健醫務費	三四四	三六一	三五一	三四八	三四九	三四三
敎育費	七〇八	六三六	六五一	六四〇	六三〇	六二一
計	三五四	四〇〇	四一七	四五四	四九八	五〇二
五、特別支出						
颱風、洪水救恤金	三三	一九	一九	一九	一九	一九
六、他種豫算補助金及支拂金						
州豫算補助金			一九	四三	五四	一一
總豫算及植民地豫算繰込金	三五	二七				九六
交趾支那豫算繰入金	五一					八八
都市豫算繰入金(海防市)	四八四	四九九	二	二	二	九五
(河內市)	五四七	六〇五	七三三	三五二	二一二	一一二
町村配分始審裁判所罰金額	五七	四六	五四	五二	一一	一一
總計	一〇〇二	一〇六八	一〇六八	一〇四二	一〇二四	九七四

恩給		一八六	一六四	一四二	一二九						
政廳及官衙費	人件費	三一六	三〇〇	二八一	二六二	二三九					
	物件費	一	一	一	一	一					
州行政費	人件費	一一八四	九五六	八三五	七一一	六〇九					
	物件費	二四九	一九二	一八二	一七二	一六二					
土人行政費	人件費	九〇五	七一	五一	三一	一一					
	物件費	二	一	一	一	一					
佛人司法費(1)	人件費	二七九	二四	一七	一一	五					
	物件及裁判費	三四	二	一	一	一					
土人司法費(1)	人件費	一七八	一二	一一	一〇	九					
	物件及裁判費	三四	二	一	一	一					
警察移民費其他	人件費	一、二一七	五八三	四二五	三九三	三七一					
	物件費	五五	五六	五三	五八	四三	四五				
監獄費	人件費	一九九	一八八	一五八	一五四	一五一					
	物件費	一〇一	一〇〇	八二	七七	七二					
憲兵隊費	人件費	四〇九	四一七	四五四	三九八	三四二	三〇五				
	物件費	三	五	四	三	四	四				
土人警備隊費	人件費	一、二一四	一、一九八	一、一七九	一、一六〇	一、一四一	一、一二四				
其他	物件費	三一六	三一九	三一四	三一一	三〇七	三〇二				
船舶及運輸自動車器材費	人件費	四五	五	一三	二四	二八					
	物件費	一四一	一四八	三六	三二	二四					
人件及物件輸送費		一、〇六九	八三八	六八八	八六五	八三八					
公私設機關補助金		一八六	一五二	一二七	一〇二	七八					
雜費及不時支出		三四八	一一六	二〇七	一八四	一六二					
行政監督及一般警務費		四六	四八	五二	四七	四九					
計		一、〇七〇	一、〇四六	八九四	七四八	六〇五					

(二)

財務費	人件費	三〇八									
	物件費	九八									
地籍・測量費	人件費	四一六	八五	九二	六四	五〇					
	物件費	一五	一一	一一	一一	一一					
計		四二四	八五	一〇二	七五	五一					
土地保管費	人件費	大	九	一二	一六	一七					
	物件費	一	三	三	三	三					
計		八四四	一一一	一一八	九四	八六					
(三) 經濟施設費											
土木費	人件費	八五七	六八二	五八四	四五〇	四四八	四〇〇				
	物件及維持費	一、八九三	五八五	五二三	四九五	四五五	四〇五				
	新規事業費	一、一九	四七九	八八	二四五	二一二	二〇四				
農・商務費	人件費	一〇七	一三二	九七	九四	一〇三	一〇三				
	物件費	一二六	九	八二	七五	七二	七二				
林務費	人件費	四二六	四〇九	三四〇	二八七	二一〇	一八四				
	物件費	五〇	五一	四六	四五	四一	三九				
畜產費	人件費	二二六	二二三	一七九	一四九	一〇一	九〇				
	物件費	六三	五八	四九	四三	四一	三九				
計		二、〇六一	一、九八一	一、七九五	一、六〇八	一、四一九	一、二四一				
(四) 社會施設費											
保健醫務費	人件費	七九二	三四四	四一三	三〇五	三〇九	三〇三				
	物件費	七〇八	六三六	六五一	五四八	五〇七	四九二				
敎育費	人件費	二、七一〇	八五二	七六五	六八七	六〇五	五二六				
	物件費	三五六	二〇九	一九八	一七六	一五七	一三八				
計		四、五六八	二、〇四二	一、八六一	一、六七六	一、五七八	一、四七九				
五、特別支出											
颱風、洪水救恤金		三三	一九	一九	一九	一九	一九				
六、他種豫算補助金及支拂金											
州豫算補助金				一九	四三	五四	一一				
總豫算及植民地豫算繰込金		三五	二七				九六				
交趾支那豫算繰入金		五一					八八				
都市豫算繰入金(海防市)		四八四	四九九	二	二	二	九五				
(河內市)		五四七	六〇五	七三三	三五二	二一二	一一二				
町村配分始審裁判所罰金額		五七	四六	五四	五二	一一	一一				
總計		一〇〇二	一〇六八	一〇六八	一〇四二	一〇二四	九七四				

歳入之部													
(一)													
直接收入													
直接稅其他													
人頭稅													
歐人所得稅	九〇	一〇五	一〇〇	九〇	八〇	七一	七四	三	一二	一二	七		
土人々頭稅	四、七四四	四、四九一	四、五九一	四、一五四	四、一九一	四、一〇五							
都市土人々頭稅	四八	三七	三八	三四	三七	三七							
高地々方家族稅	一八二	一六四	一五一	一五六	一三八	一三五							
亞細亞外人々頭稅	二八九	二七四	二四五	七九	九二	八六							
土地稅													
歐人	一七五	一八一	一三一	五三	五八	五四							
農業會議所附加稅	二	二	一	一	二	一							
土人及亞細亞外人附加稅	五、一〇九	四、七四一	四、八三一	四、五九一	四、五九九	四、五五〇							
都市	五九	五三	三八	四	五	一〇							
營業稅及附加稅	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇							
直接稅に類する稅	八九	六九	七五	七九	八二	六八							
直接稅收入計	九六一	八七二	七九三	二一三	二一四	二〇五							
	一四一												
	一二、九三九	一一〇一〇	一一〇一四	九四九一	九五八一	九四四二							
二、官有財產及登錄收入	二八	四三	九五	七一	六四	一三五							
三、鑛山稅	一一〇	五九	九八	七〇	一五二	一三六							
四、林業收入	六二〇	五一六	四四三	三一〇	三九〇	三九二							
五、小作料收入	四六五												
六、產商及事業收入	五七	一〇	二										
七、雜稅	三一六	一九四	一三一	一〇一	一一四	一〇六							

四　公　債

前項の如く印度支那の財政は一九三〇年以降苦境に立ち、政府の諸經營も圓滑に進展せず、爲にその財源を公債或は地方債の發行に依り僅かに之を補つてゐる狀態にある。左に一八九八年以降發行されたる各種公債を示す。

印度支那政府發行公債現況表（一九三六年十二月末日現在）

出所＝印度支那統計年鑑

種別	發行年	金額 額面額 千法	金額 實額 千法	償還期限	利息（額面の%）	賣價 一九三七年一月一日現在未償還額 千法	年賦償還額 一九三五、一九三六、一九三七 千法
A 法にて募債のもの							
一、安南、東京保護國八千萬法公債（一八九六年二月一〇日附法律）	一八九六	九一、九五〇	八〇、〇〇〇	一八九六—一九五六	二分五厘	八七	四五、五六〇
二、二億法鐵道公債（一八九八年二月二五日附法律）	一八九九	五五、〇〇〇	四九、三〇〇	一八九九—一九七四	三分五厘	八〇	四三、一三五
三、雲南鐵道會社五千三百萬法社債（一九〇九年一二月二六日附法律）	一九〇二	七七、五〇〇	七二、〇七五	一九〇三—一九七七	三分	九三	六一、一四〇
	一九〇五	八六、二〇六・五	八二、九五八	一九〇六—一九八〇	三分五厘	九六	七三、八七六
四、土木工事九千萬法公債（一九一二年一二月二六日附法律）	一九〇九	五九、八一九	五四、二五六	一九一〇—一九八四	三分	八〇、七	五〇、九五九
	一九一三	五五、四三・五	五一、二二一	一九一四—一九八八	三分五厘	九二、五	五〇、〇六九
	一九二八	八六〇	八六〇	一九二九—一九九九	六分五厘	一〇〇	七七五
五、一三億七千萬法公債（一九三二年二月二二日附法律）	（五月）一九三一	二一二、二〇一	二〇七、六三八	一九三二—一九八一	四分	九七、八五五	五一〇、七七三
	（十月）一九三一	三一、八二一	三一、二九六				
	一九三三	二二五、五五九	二〇七、五一四	一九三四—一九八三	五分五厘	九二	二三二、七一九
	一九三五	二四〇、六〇	二三〇、〇〇〇	一九三六—一九八五	五分	九二、四	一三九、五三〇
六、二億五千萬法公債（一九三二年四月二六日附法律）	（七月）一九三二	二一九、三二九	一九二、三二九	一九三三—一九八二	四分五厘	九二、五	五五四、一九三
七、一億七千萬法公債（一九三二年四月二六日附法律）	（七月）一九三二	五六七、五七三	五一九、三二九				
四月二六日附法律—一九三四年七月二七日附法律改正）	一九三四	一九〇、六七九	一七六、八五四	一九三五—一九四九	五分	九二、七五	一七二、六三九
B 比弗にて募債のもの							
一、ヴインードンハ間鐵道施設の爲の六一八萬比弗富籤公債（一九二一年六月二〇日附法律）	一九二一	千比弗 三	千比弗 二、〇六〇	一九二二—一九五一	三分	(2) —	(3)二、八七六 千比弗
二、土木工事九千萬法公債第二回募債（一九二四年五月六日附法律）	一九二六	二、〇六〇	一九二六—一九五六	八分	一〇〇	一、八三五	一八〇

（註）(1)本公債は退職者地方金庫に登錄　(2)債券額面は五〇比弗、當り發最低一〇〇比弗、配當並に獎勵金は既に支拂濟　(3)配當及獎勵金を含む

五　專　賣

主管官廳に就ては本稿の初に述べた通りであるが、專賣品は阿片、土人酒精及鹽の三種である。專賣收入に就ても總豫算の歳入中に記述した爲省略する。

阿片＝生產、購入及販賣總て完全な專賣事業で、購入及生產は絕對に政府の監督下に在り、小賣人は毎年一月一日乃至一二月三一日迄一箇年間の免許狀の下附を受くることを要する。賣價は一瓶に付左の如く定められてゐる。

精製品三六〇比弗、印度人印三〇〇比弗、龍印一九〇比弗、ローカル一九〇比弗、倘地方別に依り更に八〇比弗、一〇〇比弗、一四〇比弗のものがある。

る。因に販賣單位は一瓩、一〇〇瓦、四〇瓦、二〇瓦、一〇瓦及五瓦の六種となつてゐる。

土人酒精―酒精の專賣は東京及北部安南に限られ、米製酒精、支那葡萄酒及香料入酒精等は各月初に先月の河内、海防及南定市の平均市價を基準として關稅稅務所長の定める價額に製造會社に支拂ひせしめ、又其他の酒精含有品も種類に應じ、卸賣・小賣値共に明確に定められてゐる。專賣となつてゐる東京及北部安南では消費稅は課せられない。其他の地方では單に消費稅を課し自由販賣である。

鹽―海鹽又は岩鹽採取事業經營に從事する者は政府の特別許可を要し、鹽製造人はその生產全量を政府に引渡すことゝなつてゐる。鹽の販賣は關稅稅務局又はその受命者に依て從事せられ、生產者には時々官報に公告されたる價格を以て支拂ひせらる。但し市價は地方に依り差異がある。

以上三種の專賣品中阿片の收入最も多く、年々專賣收入總額の半に達してゐる。（總豫算歲入中「專賣收入の項」參照）

六　稅　制

1　租　稅

關稅關係事項は後記「關稅の項」參照。

稅制の大要―原則として間接稅は總豫算に、直接稅は地方豫算に歸屬す。間接稅には關稅、登錄稅、印紙稅、官有財產稅、專賣稅其他各種消費及流通稅、國內附加稅等がある。參考の爲左に各種の消費及流通稅額を示す。

	比弗 仙
酒精消費稅（純粹酒精一立に付）	一五
土人粗製酒精	
支那酒、香入酒精、米製酒精を主成分とするリキュール、古酒及精製土人酒精	一五
其他の酒精及酒精飲料	二二〇
鑛油消費稅（一〇〇瓩に付）	
エツセンス	九〇
同　附加稅（道路共通基金に繰込み）	二五
燐寸消費稅	
舶來品（五〇本入一〇箱に付）	六二五
第一號（五〇本以下入一〇箱に付）	三七五
第二號（七五乃至五一本入一〇箱に付）	五二五
第三號（一〇〇乃至七六本入一〇箱に付）	七〇〇
砂糖消費稅（一〇〇瓩に付）	
粗製糖	一〇〇
精製糖及ザラメ	一〇〇
角砂糖	一二〇
フエロ・セリユーム消費稅（一〇〇瓩に付―本品の販賣は許可制）	一〇〇〇
煙草流通稅（一瓩に付）	
第一種　紙卷、シガレロ及葉卷（精製葉煙草を除く）	二五
第二種　同右にして製造標、貼札、其他何等かの指示を爲したるもの	七五
第三種　精製支那葉煙草	七五
第四種 イ、一本の重量四瓦以下、一箱二十本入五仙以下のもの	七五
第四種 ロ、一本の重量四瓦のもの	七五
第五種　上揭せざる紙卷煙草及シガレロ	一〇〇
第六種　葉卷	一二五
骨牌流通稅	
イ、亞細亞人用骨牌（一〇〇瓩に付）	
三二枚組（一組に付）	八
ロ、佛人及外國人用 五二枚組（同　右）	一二

尙此の外に火藥及爆竹に消費稅が課せられてゐる。

直接稅は聯邦各國に依て多少の差異がある。左に各國豫算歲入を構成する主要稅の種目及稅額を示す。

交趾支那　人頭稅（歐人、土人、亞細亞外人、契約移民外人）、地租（米田、其他の栽培地、都市）、營業稅、舟船稅、觀覽稅

人頭稅―人頭稅中土人に關するものは稍明瞭を缺ぐを以て省略するが、其他のものに對しては大體左の如く課せられてゐる。但し歐人及之に類するものに課せられる稅は所得稅（Impôt sur le revenu）と稱せられ、一九三三年以降一〇%の減額が實施せられてゐるが、基本額は左に揭示の如くである。尙一八乃至六〇歲の男子にのみ課するもので女子、廢疾者は除外されてゐる。

歐人及之に類するもの（所得稅、單位―比弗）

年收	稅額	年收	稅額
二、三九九以下	一〇	八、一〇〇―九、五九九	四〇
二、四〇〇―三、五九九	一五	九、六〇〇―一〇、七九九	四五
三、六〇〇―四、七九九	二〇	一〇、八〇〇―一二、九九九	五〇
四、八〇〇―五、九九九	二五	一三、〇〇〇―一三、二九九	五五
六、〇〇〇―七、二九九	三〇	一三、二〇〇以上	六〇
七、二〇〇―八、三九九	三五		

外人（持參を受くる者）年額　一五

亞細亞外人　年額　一四（特別附加稅―西貢、堤岸地方五五%、西貢市內五五%）

地租―米田に就ては米產地方たる若干州に就て記述す。卽ちバクリュー、ラッシュギア、ソクチアン、カント諸州である。級別は陌當り收穫量に應ず。

	比弗		比弗
特級米田	一・六〇	三級米田	〇・四〇
一級米田	一・二〇	四級米田	〇・二〇
二級米田	〇・八〇	五級米田	〇・一〇

米田以外の地租（交趾支那全土―年一陌に付、單位―比弗）

一級地	三	胡椒、檳榔、蒟醬（キンマ）、鳳梨、野菜、果樹栽培地	
二級地	二	護謨、ココ椰子、珈琲、甘蔗、油椰子、油桐、樟樹栽培地	
三級地	一	マングローブ、庭地、米以外の一年性植物栽培地	
四級地	〇・六	桑、藍	
都市地租（一陌に付、單位―比弗）			

西貢市

一級宅地	八〇〇
二級宅地	三〇〇
三級宅地	一〇〇
庭地、各種植物栽培地、特別指定住宅地	一〇
灌漑水路を有する米田	三
泥地、叢藪地、栽培及住宅地に使用せられざる土地	一

堤岸市地租も大體西貢市に準ずるが野菜園其他の栽培地は四〇比弗、建築施工可能地は一〇比弗、建築栽培不能地は一比弗となつてゐる。

營業稅―非常に複雜に區分され、營業種目を六種に區分し更に之を經營狀態に依り各級に細別してゐる。課稅は固定稅と店舖の建築樣式設備等に依る比率稅とがある。

固定稅（單位―比弗）

	一種	二種	三種	四種	五種	六種
一級	三〇、〇〇〇	七、〇〇〇	二、八〇〇	八〇〇	一八〇	五〇
二級	二七、〇〇〇	六、三〇〇	二、六〇〇	七〇〇	一六〇	四五
三級	二五、〇〇〇	五、六〇〇	二、四〇〇	六〇〇	一五〇	四〇
四級	二四、〇〇〇	五、三〇〇	二、二〇〇	五五〇	一四〇	三五
五級	二二、〇〇〇	四、九〇〇	二、一〇〇	五〇〇	一三〇	三〇
六級	二〇、〇〇〇	四、六〇〇	二、〇〇〇	四五〇	一二〇	二五
七級	一八、〇〇〇	四、三〇〇	一、八〇〇	四〇〇	一一〇	二〇
八級	一六、〇〇〇	三、八〇〇	一、六〇〇	三五〇	一〇〇	一八
九級	一四、〇〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	三〇〇	九〇	一五
一〇級	一三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、二〇〇	二五〇	八〇	一二
一一級	一二、〇〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	七〇	一〇
一二級	一一、〇〇〇	二、四〇〇	九〇〇	一八〇	六〇	八
一三級	一〇、〇〇〇	二、二〇〇	八〇〇	一六〇	五〇	六
一四級	九、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇〇	一四〇	四五	五
一五級	八、〇〇〇	一、八〇〇	六〇〇	一二〇	四〇	四

比率稅

一五級	八、〇〇〇	一、六〇〇	五〇〇	一〇〇	三五	三
一四級	九、〇〇〇	一、八〇〇	六〇〇	一二〇	四〇	四
一三級	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇〇	一四〇	四五	五
一二級	一一、〇〇〇	二、二〇〇	八〇〇	一六〇	五〇	六
一一級	一二、〇〇〇	二、四〇〇	九〇〇	一八〇	六〇	八
一〇級	一三、〇〇〇	二、六〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	七〇	一〇
九級	一四、〇〇〇	二、八〇〇	一、二〇〇	二二〇	八〇	一二
八級	一六、〇〇〇	三、二〇〇	一、四〇〇	二五〇	九〇	一五
七級	一八、〇〇〇	三、六〇〇	一、六〇〇	三〇〇	一〇〇	一八
六級	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	三五〇	一一〇	二〇
五級	二二、〇〇〇	四、四〇〇	二、〇〇〇	四〇〇	一二〇	二五
四級	二四、〇〇〇	四、八〇〇	二、二〇〇	四五〇	一三〇	三〇
三級	二五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、三〇〇	四五〇	一四〇	三五
二級	二七、〇〇〇	五、四〇〇	二、五〇〇	五〇〇	一五〇	四〇
一級	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇	二、八〇〇	五六〇	一六〇	四五

東京　人頭稅（歐人、土人、都市土人、高地東京種族、亞細亞外人）、地租（歐人、農業會議所の爲の附加稅、土人、亞細亞外人、前二者附加稅、都市）、營業稅及附加稅、鑛山稅

人頭稅—

歐人及之に類するもの（所得稅、單位—比弗）

年收	稅額	年收	稅額
一、二〇〇—二、三九九	一〇	七、二〇〇—八、三九九	五〇
二、四〇〇—三、五九九	一五	八、四〇〇—九、三九九	六〇
三、六〇〇—四、七九九	二〇	九、六〇〇—一〇、七九九	七〇
四、八〇〇—五、九九九	三〇	一〇、八〇〇—一二、九九九	九〇
六、〇〇〇—七、一九九	四〇	一二、〇〇〇—一四、九九九	一二〇

土人　年額　不明

都市土人　不明

亞細亞外人　不明

地租—

米田地租、歐人、土人及亞細亞外人其他の二種に區別せられる。

歐人（年一陌に付、單位—比弗）

特級	四〇〇	（陌當り收穫量四、〇〇〇廷以上）
一級	三〇〇	（同　二、五〇〇乃至四、〇〇〇廷）
二級	二、四〇	（同　一、〇〇〇乃至二、五〇〇廷）
三級	二〇〇	（同　一、〇〇〇廷以下）

土人及亞細亞外人其他（年一マウ—Mau—に付、一マウは〇・三六陌、單位—比弗）

一級	一・九〇	（備考　級別は一マウ當りの收穫量に應じ規定す）
二級	一・五〇	
三級	一・〇〇	

其他の地租　略

歐人（年一陌に付、單位—比弗）

一級	五〇〇　蒟醬、檳榔、ココ椰子栽培地
二級	三〇〇　煙草、甘蔗栽培地

（註）珈琲、茶栽培地は第一回栽培に對しては六個年間免稅、第二回栽培には四個年間免稅とす

土人（年一マウに付、單位—比弗）

一級	二・四〇	煙草、蒟醬、檳榔、ココ椰子、甘蔗栽培地
二級	一・〇〇	桑、棉花、土人麻、ラミー、蓖麻、栽培地
三級	〇・六〇	珈琲、茶、玉蜀黍、胡麻、甘藷、タロ芋、豆、野菜、果樹、苧栽培地
四級	〇・一七	未開墾地、泥地、沼澤地
五級	〇・〇二	不可耕地、正規の植林を爲さゞる土地

（註）珈琲、茶栽培地に就ては前者に同じ

都市地租（年額）

河内市（單位—比弗）

建築なき土地（一平方米に付）

特級	〇・〇八	三級	〇・〇〇五
一級	〇・〇五	四級	〇・〇〇二
二級	〇・〇二		

建築ある土地（同前）

特級	〇・〇一七	三級	〇・〇〇三
一級	〇・〇〇八	四級	〇・〇〇一
二級	〇・〇〇五		

海防市（一平方米に付、單位—比弗）

	級外	一級	二級	三級	四級	五級
一種（イ、ロ、）	〇・一五	〇・一四	〇・一三	〇・一〇	〇・〇九	〇・〇八
二種	〇・一二	〇・一一五	〇・一〇一五	〇・〇一	〇・〇〇五	〇・〇〇一三五
三種	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇一〇	〇・〇〇七	〇・〇〇六	〇・〇〇五
	〇・〇八	〇・〇七	〇・〇六	〇・〇〇五	〇・〇〇四五	〇・〇〇四

四種	〇・〇八	〇・〇七	〇・〇三五
五種	〇・〇三	〇・〇一五	〇・〇一一
六種（米田）	〇・一〇	〇・〇八	〇・〇〇三
七種	〇・二〇	〇・一八	〇・〇〇一
		〇・〇五	〇・〇〇〇八

營業稅

固定稅（單位—比弗）

別種	一種	二種	三種	四種	五種
一級	六〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	二一、〇〇〇	一二、〇〇〇	七、〇〇〇
二級	五五、〇〇〇	三二、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇
三級	五〇、〇〇〇	二九、〇〇〇	一七、〇〇〇	九、〇〇〇	五、四〇〇
四級	四五、〇〇〇	二六、〇〇〇	一五、四〇〇	八、一〇〇	四、八〇〇
五級	四〇、〇〇〇	二三、〇〇〇	一三、五〇〇	七、二〇〇	四、三〇〇
六級	三五、〇〇〇	二〇、四〇〇	一二、〇〇〇	六、四〇〇	三、八〇〇
七級	三〇、〇〇〇	一七、四〇〇	一〇、〇〇〇	五、四〇〇	三、二〇〇
八級	二五、〇〇〇	一四、四〇〇	八、四〇〇	四、五〇〇	二、七〇〇
九級	二一、〇〇〇	一二、〇〇〇	七、二〇〇	三、八〇〇	二、二八〇
一〇級	一七、〇〇〇	九、六〇〇	五、七〇〇	三、〇四〇	一、八二〇
一一級	一四、〇〇〇	八、〇〇〇	四、八〇〇	二、五六〇	一、五三〇
一二級	一一、〇〇〇	六、四〇〇	三、八〇〇	二、〇四〇	一、二二〇
一三級	八、八〇〇	五、一〇〇	三、〇四〇	一、六三〇	九八〇
一四級	七、〇四〇	四、〇八〇	二、四三〇	一、三〇四	七八四

比率稅—職業、商工業營業地の實際賃貸料金の四%

安南　人頭稅（歐人、土人、亞細亞外人、原住民）、營業稅、車輛稅、鑛山稅

人頭稅

歐人（所得稅、單位—比弗）

年收	稅額	年收	稅額
一、二〇〇—二、三九九	一〇	七、二〇〇—八、三九九	五〇
二、四〇〇—三、五九九	一五	八、四〇〇—九、五九九	六〇
三、六〇〇—四、七九九	二〇	九、六〇〇—一〇、七九九	七〇
四、八〇〇—五、九九九	三〇	一〇、八〇〇—一一、九九九	九〇

土人　六〇

亞細亞外人　略

地租　都市地租は省略す

米田

歐人及亞細亞外人（一陌に付、單位—比弗）

一級	四五〇	（收量三、〇〇〇廷以上）
二級	三六〇	（同　一、五〇〇乃至三、〇〇〇廷）
三級	二七〇	（同　一、〇〇〇乃至一、五〇〇廷）

四　級　二·〇〇　（同　一、〇〇〇瓲以下）
土人（一マウに付、單位—比弗）
一　級　一·九五　三　級　一·〇四
二　級　一·五六　四　級　〇·七八
其　他
歐人及亞細亞外人（一陌に付、單位—比弗）
一　級　四·五〇　護謨、ココ椰子、檳榔、胡椒、蒟醬、甘蔗、煙草
二　級　三·六〇　油椰子、ラミー、カポック、桑、珈琲、茶、棉花、麻、其他纖維植物
三　級　二·六〇　各種油性植物
四　級　二·〇〇　野菜栽培地、宅地
五　級　〇·三〇　泥地、鹽山、養魚地、個人所有林地
六　級　〇·一〇　原野、不可耕地、正規の植林を爲さゞる土地
土人（一マウに付、單位—比弗）
一　級　一·九五　三　級　一·〇四
二　級　一·五六　四　級　〇·七八
營業稅
歐人及亞細亞外人
固定稅（單位—比弗）

普通	一級	三六四	特殊	一級	一、四五五
	二級	三〇〇		二級	一、三一〇
	三級	二四五		三級	一、一七〇
	四級	一九四		四級	一、〇三五
	五級	一五〇		五級	九〇〇
	六級	一二二		六級	七九〇
	七級	九八		七級	六八〇
	八級	七四		八級	五八五
	九級	六二		九級	五〇四
	一〇級	五〇		一〇級	四三〇

營業稅
歐人、保護領民（東埔寨人を除く）及外人（單位—比弗）
固定稅

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
一種 イ 南旺（アンノン）	二二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	四、五〇〇	三、六〇〇	二、七〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
一種 ロ 州部市及地方中心地	五、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	三、六〇〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇
一種 ハ 其他	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、四〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇
二種 イ	一七、五〇〇	一五、八〇〇	一四、〇〇〇	一二、三〇〇	一〇、八〇〇	九、四〇〇	八、一〇〇	七、〇〇〇	五、七〇〇	四、五〇〇
二種 ロ	一五、〇〇〇	一三、五〇〇	一二、〇〇〇	一〇、五〇〇	九、〇〇〇	七、八〇〇	六、六〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇
二種 ハ	一二、五〇〇	一一、二〇〇	一〇、〇〇〇	八、八〇〇	七、六〇〇	六、五〇〇	五、五〇〇	四、七〇〇	四、〇〇〇	三、四〇〇
三種 イ	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	五、一〇〇	四、三〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇
三種 ロ	八、〇〇〇	七、二〇〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇
三種 ハ	六、〇〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇	四、二〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇
四種 イ	八、〇〇〇	七、二〇〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇
四種 ロ	六、〇〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇	四、二〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇
四種 ハ	四、五〇〇	四、〇五〇	三、六〇〇	三、一五〇	二、七〇〇	二、二五〇	一、九〇〇	一、五八〇	一、三五〇	一、一二五
五種 イ	六、〇〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇	四、二〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇
五種 ロ	四、五〇〇	四、〇五〇	三、六〇〇	三、一五〇	二、七〇〇	二、二五〇	一、九〇〇	一、五八〇	一、三五〇	一、一二五
五種 ハ	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、四〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇
六種 イ	一、八〇〇	一、六二〇	一、四四〇	一、二六〇	一、〇八〇	九〇〇	七二〇	六三〇	五四〇	四五〇
六種 ロ	一、二〇〇	一、〇八〇	九六〇	八四〇	七二〇	六〇〇	四八〇	四二〇	三六〇	三〇〇
六種 ハ	七五〇	六七五	六〇〇	五二五	四五〇	三七五	三〇〇	二六二	二二五	一八七
七種 イ	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一五〇	一二〇	一〇五	九〇	七五
七種 ロ	一五〇	一三五	一二〇	一〇五	九〇	七五	六〇	五二	四五	三七
七種 ハ	七五	六七	六〇	五二	四五	三七	三〇	二六	二二	一八

安南人、亞細亞外人及其他の外國人（單位＝收穫—タン、稅額—比弗）

	收穫	稅額		收穫	稅額
一級	一〇〇以上	三·〇〇	五級	二〇—四〇	一·〇〇
二級	八〇—一〇〇	二·六〇	六級	二〇以下	〇·五〇
三級	六〇—八〇	二·〇〇	七級	荒蕪地	〇·二〇
四級	四〇—六〇	一·三〇			

比率稅—一種八%、二種六%、三種五%、四種三%、五種三%、六種二%、七種一%
東埔寨人及之に類するもの
固定稅（單位—比弗）

	別種	一種	二種	三種	四種	五種
	一級	四、〇〇〇	二、八〇〇	八〇〇	一六〇	五〇
	二級	三、〇〇〇	二、一〇〇	七〇〇	一四〇	四〇
	三級	二、四〇〇	一、七〇〇	六〇〇	一二〇	三〇
	四級	一、八〇〇	一、二六〇	五〇〇	一〇〇	二〇
	五級	一、四〇〇	九八〇	四〇〇	八〇	一五
	六級	一、一〇〇	七七〇	三〇〇	六〇	一〇
	七級	八〇〇	五六〇	二二〇	四五	八
	八級	六〇〇	四二〇	一六〇	三二	六
	九級	四〇〇	二八〇	一一〇	二二	四

老撾　人頭稅（歐人、土人、亞細亞外人）、營業稅、酒精製造消費契約稅、象頭稅、武器携帶稅、土人及亞細亞外人賦課金、鑛山稅
人頭稅
歐人及之に類するもの（所得稅、單位＝比弗）

年收	稅額	年收	稅額
二、三九九以下	一五	七、二〇〇—八、三九九	六〇
二、四〇〇—三、五九九	二〇	八、四〇〇—九、五九九	八〇
三、六〇〇—四、七九九	三〇	九、六〇〇—一〇、七九九	九〇
四、八〇〇—五、九九九	四〇	一〇、八〇〇—一二、九九九	一一〇
六、〇〇〇—七、一九九	五〇	一三、〇〇〇—一四、一九九	一七〇
一三、二〇〇以上	二五〇		

土　人
地租
米田（一平方米に付、單位—比弗）
一　級　〇·〇〇四五八　三　級　〇·〇〇二四四
二　級　〇·〇〇三五

別　級　一　級　二、八〇〇　四　級　二、〇〇〇
　　二　級　二、四九〇　五　級　一、八〇〇
　　三　級　二、二一〇　六　級　一、六二五
（備考）一九三二年に普通第十一級新設されたる筈なり、尙比率稅も課せられてゐる
安南人、之に類するもの及佛國保護領民（單位—比弗）
固定稅

	都市及指定地	其他の地方		都市及指定地	其他の地方
特級 一級	四〇〇	三二〇	五級	二二	一〇
特級 二級	三二〇	二五〇	六級	一八	一五
特級 三級	二〇〇	一六〇	七級	一四	一二
一級	一〇〇	八〇	八級	一一	九
二級	八〇	六四	九級	九	七
三級	六四	五一	一〇級	七	六
四級	五一	四一			

（備考）此の外比率稅が課せられてゐる
東埔寨　人頭稅（歐人、東埔寨人及同類人、安南人、亞細亞外人、契約勞働者）、地租（歐人、栽培地）、營業稅、河川航行稅及附加稅、車輛稅、鑛山割當金、鹽稅、胡椒稅
人頭稅
歐人、外人及之に類するもの（所得稅、單位—比弗）

年收	稅額	年收	稅額
二、三九九以下	一〇	七、二〇〇—八、三九九	三五
二、四〇〇—三、五九九	一五	八、四〇〇—九、五九九	四〇
三、六〇〇—四、七九九	二〇	九、六〇〇—一〇、七九九	四五
四、八〇〇—五、九九九	二五	一〇、八〇〇—一二、九九九	五〇
六、〇〇〇—七、一九九	三〇	一三、〇〇〇—一三、一九九	五五
一三、二〇〇以上	六〇		

安南人　三·一〇
東埔寨人　—
地租
米田

其他			
一級	0·0005	三級	0·0002½
二級	0·0001五	四級	0·0000三五
營業稅（單位—比弗）			
級外	1	七級	二〇
	2	八級	一五
	3	九級	一二
一級	一二五	一〇級	九
二級	一〇〇	一一級	六
三級	八六	一二級	三
四級	六六	一三級	二
五級	四八	一四級	一
六級	三〇		

次に專賣品及間接稅を賦課せらるゝ若干商品の消費高竝に稅收入を示す。

專賣品及他種商品消費高、稅收入表　出所＝印度支那統計年鑑

摘要	單位	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
土人(1)酒精	純粹千竓	二七四	一八〇	一八一	一一七	一四四	二二九
飲料同	砘	七二六	四七一	三九九	三三五	三七六	五九八
煙草	消費高 砘	八三四一	七三二七	五六四二	五四二一	六四一〇	六八一〇
	流通稅 千比弗	六〇四二	五三三〇	三八〇九	二八〇九	二七〇六	三一〇六
燐寸	消費高 十箱包千箱	三一、五八七	二一、七二六	一七、三一三	一四、八〇三	一二、三一五	一二、七二六
	消費稅 千比弗	一、七二七	一、四四二	一、〇九九	九四〇	七六七	五五二
火藥及銃器	消費高 砘	—	三五	七六	二六二	二三九	三一六
	消費稅 千比弗	—	一四	三〇	一〇五	一四	一六
鹽	消費高 千砘	一五八	一三〇	一三〇	一三四	一三七	一四八
	實上高 千比弗	五二八	四五九	三九八二	四二〇四	三九八四	四一三〇
砂糖消費高(2)	砘	一七、八五五	一二、七四二	九一六〇	九五五一	九五五〇	一〇、九九六

（註）(1)老撾の消費を含まず。(2)領內生產高及輸入高の合計數字なるも、殆と領內消費に當てられるものである。

2　關稅

關稅制度—印度支那に於て初めて佛本國の一般稅率が適用を見たのは一八八七年であるが、印度支那の關稅制度を確立したのは一八九二年一月一一日附法律である。其後一九一〇年三月二九日附法律を以て大改正あり、更に一九二八年四月一三日植民地關稅法律を定め今日の關稅制度が確立されたものである。

右の關稅法に依れば、印度支那は第一類植民地として本國關稅法の適用を受けることを原則とするが、必要に應じ特別稅を設置することがある。但し此の場合本國稅と同一增減率に準ずることが必要である。又印度支那原產商品は本國及アルヂエリに輸入に際し無稅であるが、相互的に後者の原產商品も印度支那に於て無稅を享受し、他の植民地相互間の原產商品も國際規定に抵觸せざる限り無稅とされてゐる。而して外國商品に對する輸入稅は無稅、一般及最低稅率竝に當事國との協定に依る中間稅とに分たれてゐる。

印度支那の稅率は前述の如く本國關稅率に從ふが、特別稅設定の必要ある場合は、財政委員會、總督府會議及行政會議に於ける要求決議を植民省に通牒し、商工、農務及大藏各大臣を經て大統領に依て裁決效力を生ず。但し右大統領令は前記會議決議の植民省提出時より三箇月以內に公布せられることを要し、右期間內に公布せられざる場合は直に之を施行し得らる。又總て關稅率開係法規は本國官報に公表の日より四箇月以內に印度支那に適用せらるべき規定である。特別輸出稅率及禁制規定は特別輸入稅規定と同一である。

尙佛本國に於て新たに關稅關係法規及規定が公布せられたる場合、印度支那の前述各會議機關は總督又は交趾支那知事の命に依り之を審議し、本國公表の日より四箇月以內に受諾又は異議を總督に通告するの責任を有す。異議の對象とならざるものは直ちに適用せられ、右會議にして期限內に何等通知せざる場合は承認せるものと認定實施せらる。異議ありたる場合は前述特別稅設定の規定に則るものとされてゐる。

關稅政策—本國同樣一般（最高）及最低稅率の複關稅法を適用し、又商品の種類に依て重量稅及從價稅を採用してゐる。而して外國商品輸入に際し無條約國には一般稅率を課し、條約國にはその協定に應じ最低稅率の一部又は中間稅率を適用してゐる。稅率は甚しく高率で後述關稅率摘錄に於て明なる如く一般稅率は大體最低稅率の四倍となつてゐる。之は主として本國商品の擁護、卽ち印度支那をして佛本國商品の消費市場として獨占せんとすることに因を置くもので延いて僅少なる在住佛商人の保護策とも云ふことが出來る。

一九二八年の關稅率はキルシエ稅率と稱せられるが、之が適用により印度支那政府は佛國商品の輸入增加或は關稅收入の增收等を策したが、結果に於ては外國貿易、殊に近接諸國に於ける貿易は不振となり、關稅收入も減少し、國內金融の逼迫、產業の衰微を來す結果となつた。此の逆效果に依て印度支那政府は若干法規の改正或は適當なる通商協定の締結に依り此の苦境を緩和せんと希望したが、一部佛人財閥の反對に依り何等の改善を見てゐない。

輸入稅—印度支那の輸入關稅の品目分類は甚だしく細分せられ從て稅率表は尨大に過ぎ一々揭載は困難である。爲に日佛關稅協定に規定せられた品目に付一般及最高竝に協定率を示し以て之を代表せしむ。但し右表は本編末尾附錄「日佛通商協定の項」に揷入せるを以て右參照ありたし。

輸出稅—佛國及佛領植民地向の印度支那輸出品は總て免稅であるが、直接輸送ならざる場合は諸外國向輸出の場合と同樣左の輸出稅を徵收せらる。

輸出稅率表

單位＝比弗
出所＝印度支那關稅定率表

稅番	品目	課稅單位	稅率
	第一章　生獸類		
一	馬	每頭	四·〇〇
二	牛	同	一·〇〇
三	水牛 五五〇竓以上	同	二·〇〇
	五五〇竓以下	同	一·五〇
四	豚	同	免稅
五	仔豚（一五竓以下）	同	免稅
六	家禽	風袋込百竓	〇·三〇
七	象	每頭	五〇·〇〇
八	其他	—	免稅
九	第二章　動物生產物及死屍		
	死せる家禽	風袋込百竓	〇·七五
一〇	生糸 加工せるもの或は縒りたるもの	正味百竓	四〇·〇〇
	屑絲 塊	風袋込百竓	免稅
	梳られたるもの	正味百竓	六·〇〇
一一	燕巢	同	二〇〇·〇〇
一二	其の他	風袋込百竓	免稅
	第三章　水產物		
一三	鮮魚	風袋込百竓	〇·五〇
一四	乾、鹽、燻製魚	同	〇·七五
一五	鱶鰭	同	一·五〇
一六	魚肉ペースト及鹽漬物	同	〇·五〇
一七	乾蝦	同	〇·七五
一八	蝦のペースト	同	〇·七五
一九	海鹿	同	〇·七五
二〇	魚脂	同	〇·五〇
二一	其の他の水產物	—	免稅
	第四章　藥料或は香料用動物		
二二	全部	—	免稅
	第五章　硬質材料品		
二三	眞珠母	從價	四%
	貝殼 鮑其の他工業に使用されるもの	同	四%
二四	其の他	同	四%
	第六章　澱粉質食料	風袋込百竓	免稅
二五	玉蜀黍	風袋込百竓	〇·〇六

	稻穗、籾及籾三三%以上を含有する玄米	同	從價	八%
二六	籾三三%以下を含有する玄米	同	同	四五%（註）
	白米	同	同	四五%（註）
	碎米	同	同	三五%（註）
	粉米	同	同	三〇%（註）
二七	其の他			免稅
	第七章　果物及果實			
二八	全部		—	免稅
	第八章　植民地産の消費物産			
二九	砂糖（精製）		風袋込百瓩	一・〇〇
	其の他		同	〇・三五
三〇	甘蔗		同	〇・一〇
三一	糖蜜		同	〇・一〇
三二	胡椒		正味百瓩	免稅
三三	白荳蔻及沙仁		風袋込百瓩	二・五〇
三四	桂皮		正味百瓩	四・〇〇
三五	其の他		風袋込百瓩	免稅
	第九章　植物質油及液汁			
三六	茴香油		正味百瓩	免稅
三七	ゴム・ラック		風袋込百瓩	一・〇〇
三八	漆		同	五〇〇
三九	阿片		—	禁制
四〇	其の他		風袋込百瓩	免稅
	第十章　藥劑			
四一	大茴油		風袋込百瓩	五〇〇
四二	其の他		—	免稅
	第十一章　木材			
四三	木炭		風袋込百瓩	免稅
四四	其の他		—	同
四五	第十二章　纖維、蓆、幹等の細工原料			
	綿花（粗）		風袋込百瓩	〇・三〇
四六	蘭及蓆（同）		同	〇・三〇
四七	籐（同）		同	一・〇〇
四八	其の他			免稅
	第十三章　染料及單寧			
四九	クナオ		風袋込百瓩	免稅
五〇	其の他		—	同
	第十四章　雜産物			
五一	全部		風袋込百瓩	免稅
	第十五章　飲料			
五二	全部		—	免稅
	第十六章　大理石、石、土壤、燃料礦物等			
五三	石灰土		風袋込百瓩	〇・一〇
五四	石炭（コークス）		—	免稅
五五	煉炭		同	同
	其の他		同	同
	第十七章―第三十二章			
五六―七一	全部		—	免稅
	第三十三章　スベルト細工物、笈籠類			
七二	支那蓆（東京蓆）		風袋過百瓩	免稅
七三	絲籐		同	一・〇〇
七四	毬籐		同	三五〇
七五	其の他		—	免稅
	第三十四章　各種の細工品			
七六	十九世紀以前の像、彫刻、繪畫其の他の美術品及植民地政府が歷史上の美術品として保存し居るもの及一九二四年一二月二三日附大統領令、一九二五年四月三〇日同七月一日附總督令に該當するもの		—	禁制
七七	骸骨を含む化石及有史以前の人類使用具其の他		同	同
				免稅

金融

總說―幣制―通貨流通高―金融機關―金利―外國爲替

一　總說

佛領印度支那の金融の大勢は、之を一言に盡せば農業金融竝に貿易金融と言ふことを得。其の米産は近接關貢、暹羅に比すれば輸出量に於て幾分の遜色あるも、輸出品の大宗として國民經濟上缺くべからざる深き關係を有し、又印度支那産業の對外的關係より見るも、國際貸借の點より見るも亦最も重要の位置を占め、播種より收穫・消費に至る迄資金の需要相次ぎ常に金融界に直接間接に刺戟を與へ、金融の繁閑動靜は一に稻作の豐凶及輸出の盛否に依て左右せられると言ふも過言でない。

印度支那に於ける金融市場としては、總貿易の約八割を吞吐する西貢を中心市場とし北部東京米の輸出港たる海防が之に次ぐ。外にプノンペン、河內、南定其の他の小市場は存するが、何れも狹小で前二者の供給範圍内に屬するものである。西貢、海防に於ては其の市場を構成する主要機關たる銀行間に何等の統一無く、中央銀行として紙幣の發行權を有する印度支那銀行は潤澤なる資金を擁すると共に業務上獨占的立場にあり一頭地を拔き、其の他の銀行は外國爲替業務を主眼として設置された支店銀行が多く、外に佛人系拓殖金融機關若干あるのみで各銀行間にコールの取引無く、預金・貸出金利其の他營業上の協定も無く、各行自體の事情に依り單獨方針の下に業務を遂行する有樣である。印度支那銀行金利の如きも金融の繁閑に依つて移動することなく、從つて一般金融市場は極めて無秩序である。

金融繁閑の季節―印度支那金融界の情勢は主に貿易の盛衰如何に依り左右せらるゝことは既說の通りで、貿易品中米は輸出品の大宗として總輸出額の約七割に當り、同領貿易界の消長を支配する物産であるから、金融の繁閑動靜は米輸出期に於て緊縮繁忙を來し、然らざる期間は緩慢に閑散を告げるのが全般の大勢である。主要市場たる西貢、海防兩市場の狀態は次の通りである。

西貢金融界の趨勢―西貢に出廻る所謂西貢米（東埔寨産米も一部含む）は年一期作で、輸出期節は每年一二月末より翌年六月頃迄、その中三・四・五月が最も旺盛で、玉蜀黍の輸出も此の時期であり、且支那人、安南人等の最重要決濟期たる舊曆年末も此の上半期にあるから、資金の需要は引續き旺んで金融の逼迫を來し、殊に二月より五月に至る四箇月が最も繁忙の季節である。七月以後の貿易は輸出入共上半期に比し減退し、一一月以後年末に際し多少資金の需要が起り小繁を呈するが、此の間は概して金融は緩慢で、七・八・九月が最も閑散の季節である。

海防金融界の趨勢―同市の金融界も重要物産たる米の輸出期と否とに依り繁閑が區分せられるが、同港輸出の東京米は年二作で（三作の所もある）、其第一期作の輸出期は四・五・六月頃で、第二期作の輸出期は九・一〇・一一月頃で此の季節は概ね繁忙期であるが、第二期作は其の産量第一期作に比し約五割增しを普通とするが故、自然輸出も旺盛で此の間が最も緊縮を告げる。而して舊年末たる二月初旬頃及新年末は決濟資金の需要あり小繁を呈し、七・八の兩月が最も閑散の季節である。

東京米の輸出量は年一六、七萬噸を普通とし、西貢米に比し甚だ小量ではあるが、西貢港に於ける西貢米と同樣海防港貿易に重要なる地位を占めてゐる。斯くの如く西貢と謂はず海防と謂はず、其の金融市場に與ふる主なる刺戟である米の輸出期が年々殆ど同樣であるから金融の繁閑動搖時期も每年周期的に繰返されて居る。

二　幣制

概說　印度支那の幣制は從來銀本位制で、銀貨一ピアストル（Piastre―比弗）を本位貨とし、財政上の收支竝に一般商取引に用ひられて居たが、本國通貨の恐慌竝に一九二九年の銀塊市場の不安定に直面した爲之が對策として一九三〇年一月大統領令、同年五月大統領令及同年六月總督令に依り新貨幣條令を制定し金地金本位制を採用し、在來の比弗銀貨は國內通貨としてのみ其の儘無制限に流通を許さるゝに至り、引續き同年九月二〇日附總督令を以

て新比弗銀貨に改鑄する事となつた。併し一九三一年に至り一一月一二日附總督令を以て舊貨幣は流通を禁止され、同時に新貨幣が專ら一般市場に用ひらるゝことゝなつた。而して新一比弗銀貨の品位は直徑三五粍、純分一〇〇分の九〇〇の純銀二〇五、品位公差一〇〇〇分の三、重量公差一〇〇分の五である。因に舊銀貨は直徑五〇粍、品位純分一〇〇〇分の九〇〇の純銀二七五であつた。斯くて遂に一九三六年九月二六日の佛本國の法の平價切下げが斷行されたが、何れは何等かの幣制の改革あるものと信ぜられるが、現在の所前記の幣制が依然承認施行されてゐる。

幣制の變遷　佛國の印度支那占領當時既にメキシコに於て鑄造された銀比弗が一般に通用し、佛國は本銀貨を五・三七法と比價を定め法定のものとし、交趾支那に於ては軍人兵士の俸給等を之に依り支給さへしてゐた。然るに銀市價の下落に依り來國弗の流入に遇ひ且之等銀貨がスペキュレーションの目標となつた爲、印度支那政府は一八七八年一二月二四日印度支那本來の比弗の鑄造を實施した。本貨は品位九〇〇、その重量二七・二一五瓦であつた。此の他數種の補助貨も鑄造したが、メキシコ比弗は依然流通しその債務辨濟力を認められてゐた。而して金本位制の採用は既に此の時代に論議計畫されてゐたが、一九〇三年六月三日銀市價の變動に依る銀本位制の影響を修正し救濟する爲種々の手段を講じ、先づ外國比弗貨の流通を禁止した。其後大體に於て一九一四年迄は佛本國の投資家及輸出業者を除く一般土民及生產、輸出、金融に從事する者或は印度支那政府當局の幣制改革に對する無氣力等に依て銀本位制一新の空氣は稀薄であつた。然るに一九一四年金本位制の採用論が擡頭し入超年に於ける爲替維持の爲在外クレヂイット（五五百萬法と算定）の設定、通貨發行の制限、制限外發行を必要とする場合には同額の硬貨の回收又は一比弗に付二・五二五法の金貨準備を必要とすること等が主張されたが、世界大戰の勃發と共に實施延期となつた。

戰後一九一九年に至つて銀貨の騰貴に依り貨幣制度に關する問題が起り、ウートレイ委員會、印度支那商工會、ベリュー委員會等に於て夫々立案をなしたが、前者の小額紙幣の發行、品位を低下せる新補助貨及新比弗の鑄造、或は第二者の法及法紙幣を發行準備とする紙幣金比弗の採用、金比弗紙幣と法との標準公定相場を一比弗＝四法とし、將來五箇年內に漸次現在の公定相場を引下げ以て標準公定相場を四法に安定せしめること、長期貸付機關を設定し貸付資金は印度支那銀行發行權更改賦課金を以て調達し、本機關に依り比弗の貸付を行ひ前記比弗の下落期に返濟せしむること。或は後者の純粹金貨本位制の採用等總ての案は實行されるに至らなかつた。斯くて遂に一九三〇年一月に至つて金塊本位制が採用せられたものであるが、對外的には金爲替本位制を採用したのである。

即ち前述一九三〇年六月六日附總督令を示す。

第一條　印度支那貨幣單位比弗は純分千分の九百品位の金、六百五十五瓩よりなる。即ち一比弗は一九二八年六月二十五日附法律に依る十法と同價値とす。

第二條　印度支那銀行は其の銀行券の持參人に對し呈示次第之を金に兌換することを確保すべし。印度支那銀行は一比弗に付千分の九百品位の金、六百六十瓩の割合を以つて、其の選擇により西貢又は巴里に於て其の銀行券を金に引換へをなし、右の兌換を確保することを得。但し巴里に於て引換ゆる場合は西貢―巴里間の現送費及保險料を差引く。

印度支那銀行は大藏大臣竝に植民大臣と同行とが協議して定めたる最少量以上に對してのみ此の引換へを行ふ特權を有す。又同行は西貢支店の窓口に於て、一比弗に付九百品位の金六百五十五瓩の割合を以て（利息を徵せず）金を購入する事を要す。

第三條　印度支那銀行は其の銀行券流通額と當座勘定貸方殘高との合計に對し勘くとも其の三分の一に相當する金地金及外國爲替（直ちに通貨又は金地金に引換ふるを得べき）を準備として西貢支店に保有することを要す。

第四條　鑄貨比弗は無制限通用力を有すること舊の如し。銀行は無制限に印度支那內の其の窓口に於て提供せらるべき金屬比弗を受取るべし。同行は之を總督に引渡し、總督府の勘定は比弗に於ける相當額を借方として記帳するものとす。

第五條　本令に反する一切の規定は之を廢止す

法の平價切下に對する暫定措置―佛國の正貨たる法は一九三六年九月二六日遂に二五・二一%乃至三四・三%の切下げを見たが、之に對し印度支那に於ては左の如き處置が講ぜられた。

即ち一九三六年一〇月一日附總督令を以て左の二件が規定された。

第一は法平價切下の日より本總督令公布日に至る間に滿期となりたる商業證券及金又は外國貨幣にて作成されたる諸種の商業契約支拂に關する繰越、第二のものは金の輸出禁止に關するもので左の如くである。

第一條　暫定措置として金地金、金塊、金捧、金線、金粉及金貨等の在庫、入庫、通過又は積換を以て行はるゝ再輸出を禁止す

第二條　本令第一條の規定に反する行爲を爲さんとするものは植民大臣の許可を要し以て實行することを得

更に比弗對法の公定比價に關しては同年一〇月一四日附總督令を以て、印度支那銀行は後日植民大臣及大藏大臣の協議に依り採擇されたる大統領令を以て規定する迄その銀行券を一比弗＝一〇法として兌換することを得、尙貨幣制度に於ては一九三〇年五月三一日附大統領令の第一及二條が引續き適用せられることが規定された。

尙印度支那銀行では法の平價切下當日より外國貨幣の賣却に關する事務を停止し且比弗の取引價額を賣却に於て一〇法、買收に於て一〇・〇三乃至一〇・〇七法と規定してゐる。

通貨―一比弗銀貨を單位として之を百仙に分ち、種類は銀・白銅・青銅貨、サペーク貨(1)の青銅・亞鉛貨で、一比弗銀貨を正貨、五〇仙、二〇仙(2)、一〇仙(2)の各銀貨及五仙白銅貨、一仙銅貨を補助貨幣とする。此の外一九三四年に〇・五仙及〇・二五仙の小額補助貨幣が鑄造された。併し實際市場に於て一比弗及五〇仙の銀貨は殆んど市場に無く、總て一比弗紙幣及二〇仙以下の補助貨で收支が行はれてゐた。然るに一九三七年初め新五〇仙補助銀貨が鑄造せられ市場に出現し、中間貨幣の缺除に依つて生じてゐた不便が除去せられるに至つた。

（註）(1)サペークは佛領當時地方の安南人間に通用されてゐたもので、現在も地方に於ける小額の貨幣として必要上其の儘殘つてゐる。佛領當時は銅・亞鉛の二種があつて、一サペーク銅貨が六サペーク亞鉛貨に當つてゐる。比價は從來一、二度總督令に依り決定されたが、一九一三年には三〇サペーク銅貨が一比弗と大體公定された。一九二一年に於て新サペーク貨が市場に現はれたがこれは眞鍮貨で(六サペーク亞鉛貨に當る)願る一般人民に受入れられた。併し實際上是等各種のサペーク貨は地方に依りその比率が一定してゐない。尙一九三三年安南に於て下級士人の人心收攬策として大小二種の銅製サペーク貨(保大通寶)を鑄造したが、その品位は銅八〇〇、亞鉛一五〇、鑞五〇で從來のサペークに比し、大は一〇亞鉛サペーク、小は六亞鉛サペーク貨を一吊錢と稱してゐる。尙六〇大サペーク貨、一〇〇小サペーク貨、六〇〇亞鉛サペーク貨を鑄造したが、之は六〇〇分の一比弗である。東京に於ても亦同年新サペークを鑄造の筈であつたが、之は六〇〇分の一比弗である

(2)一九二〇年迄の流通貨幣は〇・六三五の純分比を持つてゐたが、一九二一年六月九日及一九二二年一月一二日附大統領令に依り〇・六八〇の新貨幣となつた。尙此の外に一九一九年サンフランシスコに於て鑄造した品位〇・四〇〇の二〇仙、一〇仙銀貨が流通してゐたが、現在は殆ど回收されてゐる。一九三七年新鑄造の五〇仙銀貨は重量一三・二五九瓦、品位一〇〇〇分の九〇〇で、舊一比弗銀貨の半に相當してゐる

以上は硬貨であるが、外に印度支那銀行の發行する紙幣に次の種類がある。即ち百、二〇、五、一比弗の兌換券で無限通用力を有してゐる。而して印度支那銀行は、正貨準備高の五倍に當る兌換券の發行を許可されてゐる。尙此の外東埔寨、老撾の一部には舊來の慣習に依り、金・銀・鐵棒等を今尙貨幣代用品として取扱つてゐる所もある。

三　通貨流通高

印度支那の硬貨は主として佛本國造幣局に於て鑄造され、一部は桑港又はバーミンガム或はポアシイ貨幣鑄造會社に於ても鑄造されたことがある。尙一九二四年以後は總て本國造幣局より現送されてゐる。

印度支那の貨幣流通高は印度支那自體に於ても信賴すべき指數は發表されて居らず、僅かに推定資料とも稱すべきものがあるに過ぎない。以下印度支那政府發行の經濟時報に基き鑄造高、現送額、回收高、金庫現在高等を順次揭示し大體の流通高推定數字を示す。

貨幣鑄造額表

單位＝千比弗
出所＝印度支那經濟時報

年次	一比弗銀貨	二〇仙銀貨	一〇仙銀貨	五仙白銅貨	一仙銅貨	計
一九三〇				四七	六六一	二、〇一三
一九三一	(1) 一三、二八八			五三	一、三四一	
一九三二	二、七二三				二、七二三	
一九三三						
一九三四						
一九三五				(2)	一三三	一三三

(註) (1)品位一〇〇〇分の九〇〇、重量二〇瓦の新比弗貨である　(2)一九三四年五月八日附大統領令に依て鑄造せられた〇・五仙、〇・二五仙貨である

一九一〇年以後前記四造幣所に於て鑄造せられた額は一比弗銀貨一五九、五七五千比弗（内桑港鑄造高六、〇〇〇千比弗、バーミンガム鑄造高八、〇〇〇千比弗）、二〇仙銀貨一八、四一〇千比弗（内桑港鑄造高八〇〇千比弗）、一〇仙銀貨一一、四九〇千比弗（内桑港鑄造高一、〇〇〇千比弗）、五仙白銅貨一七五〇千比弗、一仙銅貨一二、一八六千比弗（内桑港鑄造高一五〇千比弗、ボアシイ會社鑄造高四五〇千比弗）である。

而して右表鑄造貨中印度支那銀行又は同國庫の受取額は左の如くである。

鑄造貨印度支那銀行及國庫受取額表

（單位＝千比弗　出所＝同前表）

年次	一比弗銀貨	二〇仙銀貨	一〇仙銀貨	五仙白銅貨	一仙銅貨	計
一九三〇				二〇〇		
一九三一	(1) 一〇、一二五	一、一一五	一、一一五			
一九三二	五、八七五					
一九三三						
一九三四						
一九三五				(2)	七二	

(註) (1)前註に同じ　(2)前註に同じ

一九一〇年以後の總受取額は一比弗銀貨一二九、九七〇千比弗、二〇仙銀貨一八、四一二千比弗、一〇仙銀貨一一、四八七千比弗、五仙白銅貨一七五〇千比弗、一仙銅貨一二、一二六千比弗である。卽ち前項と比較すれば鑄造補助貨幣は殆んど全部印度支那に現送されるが一比弗銀貨は五〇%が印度支那に現送されたに過ぎないことが明瞭である。

次に補助貨幣の回收額を示す。

通貨回收總額及回收補助貨幣額表

（單位＝千比弗　出所＝同前表）

年次	總額	(1)二〇及一〇仙銀貨回收額	(2)五〇仙銀貨回收額
一九三〇	二六二	三一	
一九三一	二八五	四八	二
一九三二			
一九三三	三九七	三七	三
一九三四			
一九三五	五〇二	四六	五
一九三六			

(註) (1)品位一〇〇〇分の四〇〇のもの　(2)品位一〇〇〇分の九〇〇のもの

一九二三年以降の總回收高は五、八七六千比弗となり、內二〇及一〇仙貨は一、五八一千比弗、五〇仙貨は五六千比弗となつてゐる。

而して各年度末に於ける印度支那銀行の發行する銀行券の流通高及同銀行に於ける硬貨在庫高は左の如くである。

銀行券流通額及印度支那銀行硬貨在庫額表

（單位＝千比弗　出所＝同前表）

年次	紙幣流通額	在庫額 補助一仙貨幣	發券保證の爲の新比弗銅貨
一九三〇	一六、七九七	三八二	
一九三一	一三、〇八五	七四五	八、一〇〇
一九三二	四、九六五	七四	七、〇〇〇
一九三三	九、八七八	七七	一、一〇〇
一九三四	一二、〇四三	七二	一、一〇〇
一九三五	一二、〇四三	八六	一、一〇〇

次に印度支那銀行の舊比弗貨の買收額及國外現送額に就て示せば左の如し

印度支那銀行舊比弗買收額及國外現送額表

（單位＝千比弗　出所＝同前表）

年次	買收額 總督府買收の印支銀行受取額	買收額 金屬價格に依り印支銀行の直接買收佛比弗額	國外現送額 佛國向	國外現送額 他國向
一九三〇	(1) 三、七八六		六、〇〇〇	二八、八〇〇
一九三一	一四、四二八		一八、一四〇	
一九三二	一〇、三八〇		一八、八〇〇	
一九三三	五四七			
一九三四	九	五九	二四〇	
一九三五		一、一八二	一、三二〇	五、三五〇

(註) 六月一六日以降の額とす

紙幣及硬貨國庫現在高表

（各年十二月末日現在）　（單位＝千比弗　出所＝同前表）

摘要	一九二三	一九二五	一九二九	一九三五
銀行券發行額	九四、九六八	五、八六二	二二、〇四三	一、六五八
同國庫現在額	八八、三一六	一七四	二二、〇四三	三六二
銀行券實際流通額				一〇五
比弗所在額				
銀行金庫現在額				
國庫現在額				
計				
比弗實際流通額				
補助貨幣所在額				
銀行金庫現在額				
國庫現在額				
計				
補助貨幣實際流通額				
流通額總計				

(註) 新比弗貨三〇萬比弗が未回收であるが大部分は裝飾品の製作に使用されたものと認められる

尙參考の爲指數を以て各年末に於ける實際流通額の增減を西貢卸賣市價及外國貿易量（輸出入の平均）の高低に比較すれば左の如くである。但し一九二五年を一〇〇とす。

紙幣及硬貨流通額、西貢卸賣物價及外國貿易量指數對照表

（出所＝同前表）

年次	流通額指數	西貢卸賣物價指數	外國貿易量指數
一九二五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二九	一三七	一二八	一二八
一九三〇	一二六	一〇八	一〇九
一九三一	八八	九七	九一
一九三二	七六	八四	八九
一九三三	七四	八六	九五

以上各要素を考慮し推算したる各年の流通額は左の如く示されてゐる。

一九三四　七八　七三　一〇九
一九三五　七二　七一　一

四　金融機關

印度支那に於ける金融機關としては、銀行及其の他の補助金融機關の二つに分類し得る。今個々に就て之を說明する。

銀行―印度支那に於ける銀行は、佛人系に屬するもの、中、印度支那銀行が中央銀行の任務を執つてゐるが、普通銀行業務は勿論商業・爲替銀行及拓殖銀行の業務をも兼營して居る。この外專門に興業拓殖等の銀行もあり各方面に亘つて形は備つてゐるが、土地廣大なる割合に支店所在地も少く充分發達して居ると云ふことを得ない。外に英國系、支那系に屬する外國銀行が主なる市場に支店を設け、主として貿易金融に當つてゐるが、印度支那銀行が有力なる基礎根底の下に低利廻りの資金を擁し排他的・競爭的態度を以て大に活動して居る爲め、外國銀行支店等の活動、經營は仲々困難に陷つてゐる模樣である。本邦關係銀行は曾て西貢に橫濱正金銀行支店及海防に本店を臺灣銀行の業務をも兼營して居る。この外專門に興業拓殖等の銀行もあり各方面に亘つて形は備つてゐるが、土地廣大なる割合に支店所在地も少く充分發達して居ると云ふことを得ない。外に英國系、支那系に屬する外國銀行が主なる市場に支店を設け、主として貿易金融に當つてゐるが、印度支那銀行が有力なる基礎根底の下に低利廻りの資金を擁し排他的・競爭的態度を以て大に活動して居る爲め、外國銀行支店等の活動、經營は仲々困難に陷つてゐる模樣である。本邦關係銀行は曾て西貢に橫濱正金銀行支店及海防に本店を臺灣銀行は一九二八年中に何れも閉鎖を見現在は一行も所在してゐない。而して在留邦商の最も多く利用してゐるのは香港上海銀行である。

地方農民貸付銀行に就ては「農業の部農業金融施設の項」參照

主要金融機關一覽

銀行名	本店設立年度	資本金	積立金	本店
Banque de l' Indochine 印度支那銀行	一八七五	公稱全額拂込	一億二千六百一八萬一千三百九十四法	巴里 後揭
Banque franco-chinoise pour le Commerce et l' Industrie 佛商工銀行	一九二二	全額拂込 五千萬法	三百八十三萬七千法	巴里 西貢、プノンペン、海防、河內
Crédit mobilier indochinois 印度支那動產銀行	一九三〇	一千萬法		西貢
Crédit foncier de l' Indochine 印度支那不動產銀行	一九二三	一億一千萬法	千五百八十七萬法	巴里 河內、海防、西貢、盤谷、プノンペン
la Sté financière française et coloniale 佛國及植民地金融會社	一九二〇	九千六百萬法	一億五千萬法	巴里 西貢、海防、河內、プノンペン（事業投資銀行）
la Sté française de Gérance de la Banque industrielle de Chine 中法實業管理公司	一九一三	千萬法	千七十九萬四千法	巴里 西貢、河內、海防（佛支合辦）
Banque de Saigon 西貢銀行	一九二六	五千萬法		西貢 西貢
Futien Bank, Ltd. 富滇銀行	一九一二	五百萬元	二百萬元	雲南府 海防

Honkong & Shanghai Banking Corporation
香上銀行　一八八三　公稱五千萬弗　（一九二八年五月八日現在金貨六百五十萬磅　銀一千萬弗）　香港　西貢、海防

The Bank of East Asia, Ltd.
東亞銀行　公稱千萬弗　百二十萬弗　香港　西貢、海防

Chartered Bank of India, Australia and China
チヤーター銀行　一八五三　全額拂込　三百萬磅　四百萬磅　倫敦　西貢、海防

la Sté financière des Caoutchoucs
護謨金融會社　一九〇九　二億萬法　銀行責任保證準備金三百萬磅

la Sté indochinoise de Commerce, d'Agriculture et de Finance
商・農・金融印度支那會社　一九一九　千萬法　ブラッセル　西貢

右表の中、護謨金融會社は護謨栽培・製造・販賣等總て護謨に關する企業金融機關で、商・農・金融印度支那會社は主として栽培企業（護謨・珈琲・茶・油椰子等）の金融を爲す會社である。なほ近年設置された主要金融及土地會社に左記の如きものがある。

會社名	設立年度	資本金	目的	本店所在地
印度支那都市土地會社（Sté urbaine foncière indochinoise）	一九二三	六十四萬比弗	不動產賣買、動產賃借及賣買	西貢
印度支那土地會社（Cie foncière de l' Indochine）	一九二二	二千萬法	不動產賣買及附帶業務	西貢
コントワール・ゼネラル（Comptoir général de l' Indochine）	一九二六	二千萬法	銀行業	西貢
印度支那不動產會社（Union immobilière indochinoise）	一九二八	一千五百萬法	不動產賣買及關係業務	西貢
老撾不動產會社（Sté immobilière du Laos）	一九二八	三百萬法	不動產賣買及關係業務	タケク
佛・印支不動產土地會社（Cie immobilière et foncière France-Indochine）	一九二八	五百萬法	不動產賣買及貸付業務	西貢
極東貸付銀行（Sté des Crédit d' Extrême-Orient, Banque du Sud-Annam）	一九二八	八百四十萬法	銀行業	西貢
西貢不動產會社（Sté foncière saigonnaise）	一九二八	一千五百萬法	不動產及土木賣買業務	西貢
極東金融會社（Union financière d'Extrême-Orient）	一九二九	一千五百萬法	一般金融業務	西貢

西貢堤岸不動産會社 (Cie immobilière de Saigon-Cholon)	一九二九	八百五十萬法	不動産賣買及附帶業務	西貢
安南土地會社 (Sété foncière de l'Annam)	一九二九	一百萬法	金融及不動産賣買	西貢
西貢不動産會社 (Cie général immobilière de Saigon.)	一九二九	一千五百萬法	開拓、建築、不動産賃貸借及賣買	西貢
東京安南土地會社 (Sété foncière du Tonkin et de l'Annam)	一九二九	一百五十萬法	土地關係業務	河内
ナベ不動産會社 (Sété immobilière du Nabé)	一九二九	二百萬比弗	不動産關係業務	西貢
印度支那不動産金融會社 (Sété immobilière et financière de l'Indochine.)	一九二九	四十萬法	不動産金融	河内
東埔寨土地會社 (Sété foncière du Cambodge)	一九二九	二千萬法	不動産關係業務	プノンペン
印度支那信託會社 (Sété Omnium indochinoise)	一九三〇	三百萬法	動産不動産信託	河内

以下代表的銀行として印度支那銀行及佛支商工銀行に就いて記述する。

印度支那銀行 (Banque de l' Indochine)

創立・概況・營業成績　一八七五年一月二一日印度支那の産業開發を主眼として、佛國に於けるコントアール・デスコムト (Comptoir d' Escompte)、ソシエテ・ゼネラル (Société générale)、巴里和蘭銀行 (Banque de Paris et des Pays-Bas) の合同經營にて資本金八百萬法（一株五百法、一萬六千株、四分の一拂込）の株式組織植民地銀行として設立せられ、巴里に本店を置き、印度支那各地に支店を設置したのである。同行は設立と同時に銀行券の發行權を附與せられ、又本國親銀行の資金援助、經營、指導の良しきを得たる爲め業務は順調に進展し、印度支那全體に亘る金融上の實勢力を握り、其の信用は益々擴大され東洋各地に支店、出張所又は代理店を開設し、一面特權銀行として財政的に其の機能を發揮し、他面產業の啓發に商工業の振興に力を致し、資本金も漸增して七千二百萬法、更に一九三一年に一億二千萬法となり今日に至つてゐる。而してその發券準備率は地金及外國爲替を以て紙幣流通高と當座貸方殘高との合計に對する三分の一で、之が爲一億比弗以上の資金を無利息にて運轉し得る關係上、資金の原價を見込まればならぬ他銀行と對抗競爭をする場合極めて有利なる立場を占めてゐる。又同行の營業振りは特殊銀行の弊として取引手續が煩雜に流れ、且つ叮嚀親切を缺くとの世評がある。尙其の態度は排他的獨斷的で專橫とすら感ぜられることさへある爲め同業者竝に一般顧客の氣受は餘り良好ならず、從つて近年の營業狀態も亦餘り良好ならざる模樣である。尙次表は年々發表統計の項目に差異がある爲止むなく左の兩年度の貸借對照表のみを示す。

印度支那銀行貸借對照表（各年一二月末日現在）

單位＝百萬法
出所＝印度支那統計年鑑

摘　要	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
資產の部				
現金預金勘定	七四二・六	八二三・五	三九九・七	二八三・〇
コレスポンダント	一五九・八	二〇八・八	三五六・六	五五五・七
印度支那國庫當座勘定	二四・七	三七・六	二四・五	—
植民地政府貸付金（一九二九年一一月一九日協定に依るもの）	二三・三	二三・四	二三・六	二三・六
當座勘定及擔保貸付	九二六・七	九六三・四	九四八・〇	八三〇・五
有價證券及國防手形	五二〇・六	一八四・三	五二四・七	四四七・二
公社債	四・九	七・四	七・七	七・六

財務共算勘定				
不動産	四・七	五・二	四・九	八・八
流通手形	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
假拂金其他	—	一二・五	五・八	五七・〇
計	一二三・六	一七四・七	一九九・一	一三三・〇
	二、五六八・九	二、四四七・八	二、四〇二・六	二、三五四・四
負債の部				
資本金	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇
法定缺損補塡金	一一・七	一二・九	一四・一	一五・三
積立金 任意積立金	五一・六	五三・九	五四・三	五五・六
支那還羅及新嘉坡支店準備基金	三・六	三・六	三・六	三・六
不動産消却	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇
	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
コレスポンダント	三七・九	三二・七	三二・九	三〇・八
發行券勘定	九六五・〇	九五六・三	九九八・九	九三七・五
印度支那國庫當座勘定	—	—	—	九八・三
當座勘定及當座預金	一、一〇〇・〇	九八七・〇	一、〇八〇・五	八六〇・三
定期預金	三二・五	四六・三	二〇・四	二三・八
取立勘定	六八・四	五〇・五	七四・二	八三・二
支拂手形	五・三	四・八	四・七	七・五
未拂配當金	四九・二	四・七	五・四	五・四
假受金其他	二八・六	九一・三	三九・三	二六・二
損益	二、五六八・九	二、四四七・八	二、四〇二・六	二、三五四・四

同行の業績は前記の通り順調に進展した爲め、同行の株式市價は昂騰に昂騰を重ね、五〇〇法額面の株が一九二六年には最高市價七、五〇〇法となり、一九一六年の最高市價に比し約五倍に達し、一九三〇年に至つては更に最高一三、〇〇〇法、最低八、三五〇法に達したが、其後は漸次下落し一九三六年一二月の平均市價は三、九五九法となつてゐる。今左に參考の爲一九三〇年迄の市價變動を示す。

印度支那銀行株當配當金・拂込高・配當金百分率及積立金表

出所＝大藏省調査月報第二一卷第二號

年次	一株に對する配當金（法）	一株の拂込高（法）	配當金百分率（%）	（註）積立金（百萬法）
一九一六	五七・五〇	一二五・〇〇	四六・〇〇	五〇・〇〇
一九二〇	一二五・〇〇	四七五・〇〇	二四・二一	七〇・〇〇
一九二五	一九五・〇〇	四七五・〇〇	四一・〇五	八九・〇〇
一九三〇	三三〇 {上半期 一六〇 下半期 一七〇}	四七五・〇〇	六九・四七	一一三・〇〇

（備考）資債の部積立金各項の合計額である

次に支店及代理店の所在地は左の通りである。

印度支那：Battambang, Cần-thơ, Haiphong, Hanoi, Huế, Nam-dinh, Pirnompenh, Qui-nhon, Saigon, Thanh-hoa, Tourane, Vinh

支　那：廣東、香港、北平、上海、天津、雲南府、Fort-bayard（廣州灣）

其　他：盤谷、Djibouti, Numéa, Papeete, Pondichery, 新嘉坡

佛支商工銀行―最近年の貸借對照表を示す。

佛支商工銀行貸借對照表（各年六月三〇日現在）

單位＝百萬法
出所＝同前表

年次	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
資產の部						
現金及預金	一一八・〇	一一九・〇	一一三・九	九三・二	七八・三	
商業手形	三一五・三	三一七・八	三三・二一	八四・六	九〇・七	
當座貸付	四一二・二	三六〇・七	二六三・九	二三四・六	二一一・五	
繰越	〇・二	〇・三	一・二	一・二	〇・九	
證券及財務共算勘定	一六・三	二〇・九	二八・二	一九・〇	一三・〇	一〇・五
受引證券	四五・九	三一・三	一二・〇	六・一	二・四	〇・九
保證債務	—	—	—	—	—	二一・五
支拂承諾見返り	—	—	—	—	—	八四
不動産	二・八	三・九	四・〇	四・四	四・二	三・七
受取手形	六八〇	五一・一	三八・九	二七・三	二七・二	二五・九

諸債務	五〇	六五	九五	七三	九八	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五
印度支那銀行勘定	—	—	—	—	—	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
營業費	—	二七七	二五四	二一〇	一九六	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇
計	九八三六	八〇六一	六三九〇	五七九〇	四八一二	—	—	—	—	—	—	—	—
負債の部													
資本金	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
法定積立金	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
特別積立金	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
手形振出保證金	三九	三九	三九	三九	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
特別積立金	一一八	一一八	七八	七八	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
準備金	六八一	六八七	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
當座勘定及預金	六五三六	五三六	四二二	三八二〇	二六二〇	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
支拂手形	四〇	三〇	三七	一八	二四	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九
銀行引受手形	四五九	三一三	大一	二一五	八四	—	—	—	—	—	—	—	—
保證貸方勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支拂承諾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸方諸勘定	六八〇	五一一	三八九	二七三	二一五	—	—	—	—	—	—	—	—
極東支店費	七〇	五九	六四	三七	二〇	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
前年繰越高	九八	八六	九〇	九〇	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
損益	一〇	一二	二七	六七	〇七	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三八八	三二〇	二五五	一八三	一七六	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四
	九八三六	八〇六一	六三九〇	五七九〇	四八一二	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇	四八五〇

尙印度支那銀行界の一九二五年以降に於ける投資狀況を見るに左の如くである。

銀行界投資額表

單位＝百萬法
出所＝印度支那駐清時報

年次	額面額	應募額	年次	額面額	應募額
一九二五	一〇	一〇	一九三一	五四・八	五五・一
一九二六	一〇	一七・七	一九三二	六・五	六・五
一九二七	四一・七	七一・七	一九三三	一二・一	一二・一
一九二八	四八・五	四八・五	一九三四	七〇	七〇
一九二九	一二六・九	一二六・九	一九三五	—	六・五
一九三〇	一三二・〇	一三二・〇			
	七八・四	六二・七			

其他の補助金融機關―前記銀行及主要金融機關の外に、その補助機關とも見るべき下級金融を掌るもの、例ふれば市營質舖、金貸業者及信局等に就てその大要を述べる。

公設質舖　往年領内各地に私營質舖なるものがあつたが徒に高利を貪り其の手段方法宜しからず、細民金融機關としては反つて害多く不適當と認められたる爲此の營業を禁じ、之に代ふるに相當資產を有する信用ある支那人（又は土人）に都市の命令を以て期限を定めて（普通四年を一期）質業を兼營せしめ、市は取扱手續及利率等に制限を加へ、之を監督し細民に對する金融を掌らしめることゝした。

卽ち一九三五年の交趾支那、東埔寨及東京に於ける公設質舖の狀態を見るに、交趾支那に於ては都市たる西貢は別として聖ジヤツク岬、ハチエン、タイニンの三州を除く外各州に各々設置せられ、その數合計二八である。東埔寨に於てはプノンペン及バツタンバンの二地に、東京では河內、海防、南定及ハイジヨンの四市に設置を見てゐる。

交趾支那、東埔寨及東京公設質舖營業成績表

單位＝千比弗
出所＝印度支那統計年鑑

地方別	舖數	貸出額	受戻賣上額	受戻賣上利益	利益率	賣上①賦課金	賣上利益槪算	賣上年末ストック價額	剩除額
交趾支那	一	四八九	四八一	七一	一六	一五	七一	一六	一七
バクリユー	一	一五四	一五二	一	〇二	〇三	〇八	一七	一七
ペンチエ	二	四七七	四五六	一二	一九	一二	一三	一七	一七
ビエンホア	一	一〇二	一八六	一六	〇四	〇六	〇九	一七	一七
カンショート	三	八二二	七五七	一一	一六	一一	一二	一七	一七
シヨーダク	一	五四〇	四九九	一一	一七	一一	一二	一七	一七
堤岸	三	一、一八一	一、〇八四	九七	一三	一三	一四	一七	一七
ギアディン	一	七五八	七〇二	五六	一三	一三	一四	一七	一七
ゴコンシエン	一	二八六	二七七	九	三九	四一	四二	一七	一七
ロンシエン	一	三一〇	二九六	一四	四三	四五	四六	一七	一七
ミト	二	七〇三	六七九	二四	九五	一〇	一一	一七	一七
ラツシユギア	一	二八六	二七七	九	三四	四〇	四一	一七	一七
サデツク	一	五〇八	四六〇	一四	五六	六一	六二	一七	一七
ソクチアン	一	三五二	三二六	一一	四四	五四	五五	一七	一七
タンアン	一	二九四	二五八	八	三〇	三五	三六	一七	一七
ツードドーモ	一	三〇〇	二五八	三	三〇	三五	三六	一七	一七
チアビン	一	三三三	三一八	七	三〇	三五	三六	一七	一七
ヴインロン	一	三二六	三一五	六	四八	五四	五五	一七	一七
西貢	一	九五六	八九五	三	一〇	一一	一二	一七	一七
計	二八	九、八〇九	八、二七〇	三一	一一七	一三一	一三五	一七	一七
一九三五	二八	九、二六二	八、八〇九	三一	一一七	一三一	一三五	一七	一七
一九三四	二八	九、二六二	一〇、二四六	三九	一四九	一六八	一七二	一七	一七
東埔寨									
プノンペン	一	九三七	八九二	三一	一一二	一三二	一三六	一七	一七
バツタムバン	一	二三五	二三六	四	三〇	三五	三六	一七	一七
計	二	一一七二	一、一二九	三五	一四二	一六八	一七二	一七	一七
一九三五	二	一一七二	一、一二九	三五	一四二	一六八	一七二	一七	一七
一九三四	二	一一三三	一、〇九二	三五	一四五	一六四	一七二	一七	一七
東京									
內河	一	四八〇	四五八	五	四一	四四	四四	一三	一五九
海防	一	三三八	三四四	六	三三	三六	(2)	(2)	一二
南定	一	一〇一	一九七	六	二三	二五	—	—	八六
ハイジヨン	一	九七	九八	一	一一	一二	九	一四七	一一
一九三五	四	一、〇八九	一、〇七八	一一	一〇四	一一四	一一四	一四八	三一一
計	四	一、〇八九	一、〇七八	一一	一〇四	一一四	一一四	一四八	三一一
一九三四	四	九九六	九五八	三四	九九	一〇八	一一四	一四八	三一九

（註）(1)地方豫算說は各市町村豫算の收得するものである　(2)市の直接管理とす

らざる貸付には五割乃至十割といふ法外なものもあり、中には貸付せる日の翌日より毎日一弗宛取立てる濟崩し返濟の貸付法も行はれてゐる。彼等の業務は金貸を主業とするも、預金の吸收、爲替の思惑賣買を爲す者あり、或は雜貨商等を兼營する者、又は銀行と密接な關係を結び銀行と地方細民との中間に立ち銀行より資金を借入れ之を細民に融通する者等もある。チエティは銀行に信用深く又銀行も彼等に對する投資は危險率少なき爲、遊資の消化策として彼等に投資する向もある。なほ相當の大商店でも資金の急を要する場合は利息の如何を問はず手續上面倒のない彼等を利用する場合が尠くない。

信局　同領内在留の多數支那人間には支那内地に見る錢莊、銀號なるものなく、華僑の鄉里送金竝に金融信書の託送を業とする信局なるものがある。同領へ出稼ぎの支那人はその數に於て廣東が最も多く、汕頭、厦門、福州之に次ぐが、信局はその出身地方別に存在する。即ち廣東人の爲には廣東人信局、汕頭人の爲には汕頭人信局なるものがある。併し信局を專業として經營するものは殆ど無く、普通は貿易商又は雜貨商等の兼營に係るものが多く、支那人の大集合地たる堤岸市には約三十軒の信局がある。本業は支那人特有の信用觀念と古來よりの慣習とに依り安んじて利用される支那人の機關で、業務の性質より見て金融機關と云ふよりも寧ろ一種の郵便局的事務を主業とするもので、其の取扱年額（主に引受金）は大體三百萬比弗を下らざる模樣である。右は金融市場に及ぼす影響もある故茲に附記する所以である。

五　金　利

印度支那に於ける金利は經濟的關係及貿易事情等に依り、支那其他東洋各地金融市場の金利と大差なく一般に高率で、金融界は貿易の關係で殆ど週期的に年々繁閑動搖を來すが、銀行金利は殆ど釘付狀態で移動は少い。其の理由は主なる市場は貿易金融が其の主體を爲し、而も中央銀行なる印度支那銀行は紙幣の發行權を有し政府預金を取扱ひ、常に低利廻りの資金が潤澤で且一般銀行に對し金融を計らない態度にあり、其他の銀行は種々の事情より主として貿易金融に從事する爲め、爲替の運用操縱により必要なる資金の調達遊資の消化を爲す結果、爲替相場の變動は常なるも金利の變動は餘り見ないのである。

預金利率―印度支那銀行は無利息を原則とするが、利息付預金を取扱ふ事も出來る。但し一、其の金額が拂込資本金を超過せざること　二、其の利率は割引歩合の半を出る可からざることの二條件の制限規定があり、往年は利息付預金を取扱はなかつた模樣であるが近年預金利子を附する場合は當座年一分、六箇月定期年二分、一年定期年三分に定められてゐる。

其の他の銀行は皆資金吸收の必要上、各種預金に利息を付けてゐる。而して各銀行に依て區々であるが其の大體は次の通りである。

一、定期預金　三箇月年二分五厘―三分、六箇月三分五厘―四分、一箇年五分―五分五厘

二、當座預金　年二分―二分五厘

三、小口當座預金　年三分―三分五厘

銀行に依て前記利率より五厘乃至一分五厘方高率を附するものもある。

貸出利率―印那支那銀行の貸出利率は、

一、貸付金　最高―年一割　普通―年八分　最低―年七分

二、割引手形　最高―年九分　普通―年八分　最低―年七分

三、當座貸越　最高―年六分　普通―年八分　最低―年七分

右利率も資金狀態に依り各銀行區々で、銀行に依ては右利率より一、二分高率のものもあるが、先づ大體右に依て差支へない。

以上は最近平常年に於ける大體の狀態であるが、最近年は各銀行共營業成績良好ならず、印度支那銀行始め其他の銀行も殆ど全部預金利息を附してゐない狀態にある。

六　外國爲替

外國爲替業務は印度支那銀行にとつて極めて重要な業務で、同行は主として東洋に於ける佛領印度支那と佛國との間の爲替取組を業務とするが、元來印度支那に所在する主要銀行は本國諸大銀行の子銀行であり且つ是等の銀行は世界各地に支店を有するが故に爲替取組には多大の便益がある。一方印度支那の貨幣は前述の如く一九三〇年初期迄は銀本位で本國と本位を異にし、その間爲替は銀價の騰落、印度支那の收支勘定等に因てよく動搖したが、一九三〇年の幣制改革に依り一比弗＝一〇法の割合にて金爲替本位制が採用せられるに至り、大體安定を見るに至つた。但し支那に多くの支店を有する關係上、支那と歐洲との爲替は銀價の變動に伴ひ動搖することは勿論である。上述の理由に依り佛本國向け爲替は標準率十法を僅かに上下するのみで多くの變動を見ないが、取引の最も多い香港向け爲替はプライム又はデイスカウントを以てし、銀價騰貴の時はプライム、下落の時はデイスカウントと云へば香港弗百弗に對し西貢六十比弗と同義である。

印度支那居住の華僑は其の數三〇餘萬に達し領内の商權は殆ど其の掌中に把握されてゐる。大部分廣東、汕頭、厦門及其他の南方支那人で彼等の本國送金、資金の調達、或は輸入品の代金決濟、又は輸出品代金の回收及貿易內外の收支等總て多額に上るが殆ど全部は爲替上利便多き香港貨を使用するが爲め、香港爲替の需給運用は同領に於て比較的圓滑に行はれ、爲替關係に於て香港は尙密接重要なる位置にある。

比弗對法公定比價及對外價値―從來印度支那比弗の對法貨公定相場には、紙幣法と金法の二種があつて可なりの差があつた。而して金法相場には甚しい變動はないが、紙幣法相場は法の騰落に從ひ著しき變動を示し、殊に一九二六年七月の如きは大暴落をなし、從來百法が八・五〇比弗（一比弗＝約十二法）程度のものが忽にして同月平均四・四比弗（一比弗＝二二・二六法）となり非常な恐慌を來した。爾後漸次恢復し一九二九年に至り漸く平準に復するに至つた。茲に於て政府はこの不安定を除く爲前記新貨幣條令を實施し一比弗十法の公定比價を確定したのである。

（備考）法貨暴落の最低記錄は前記一九二六年七月二二日の三・六比弗（一比弗＝二七・五〇法）である

比弗年平均對外價格表（西貢一覽拂賣）

單位＝比弗
出所＝印度支那經濟時報

年次	百法一弗	一磅	百香港弗	百圓	百海峽弗	百盾	百銖	百留比
一九二七	七・八一	一九九	九七・七	九四・四	一一・七	七九・八	—	七二・四
一九二八	七・八三	二・〇〇	九七・二	九五・五	一一・七	八〇・一	—	七二・八
一九二九	八・七七	二・〇四	一〇・八六	一〇五・一	一〇三・四	一二五・六	八九・四	八一・一
一九三〇	一〇・〇五	二・五六	一二・四五	八八・四	一二六・八	一四四・四	一〇二・八	九二・七
一九三一	一〇・一四	二・五九	一二・五〇	六四・三	一二七・六	一三七・七	一〇三・七	一一五・一
一九三二	一〇・一一	二・五八	九・一一	六一・七	七六・〇	一〇一・八	一〇三・〇	九六・九
一九三三	一〇・一五	二・一四	八・六五	六〇・一	五三・九	一〇〇・七	一〇四・一	八〇・九
一九三四	一〇・一二	一・五六	七・八三	六〇・七	四六・七	九一・九	一〇五・〇	七二・九
一九三五	一〇・〇三	一・五三	七・四九	四四・一	四七・八	一〇三・七	九九・五	五九・二
一九三六	一〇・〇〇	一・六八	八・三五	五三・四	四八・九	九八・〇	一〇七・二	七七・一

爲替相場　爲替相場の建方は前記の如く金爲替本位となりたる爲極めて簡單となつた。從來は銀價の騰落以外印度支那の特殊の金融關係に依り變動常なく、金融機關の不備に原因して「金融相場」さへ出現して常に不安定を特色としたが、金本位制確定されて以來金貨國向けの爲替には變動尠く、香港、上海等の銀貨國向けの爲替のみ騰落がある狀態であつた。尙一九三六年の法貨の平價切下後は一大暴落を來し、之を例するに從來一〇〇比弗に對し二三〇―二四〇圓の間にあつた日本爲替は忽ち一五〇―一六〇圓程度に迄下落した。

而して爲替相場の建方は大體、倫敦・佛國向は八日拂、米國・爪哇・上海・新嘉坡向は三十日拂、香港・比律賓向は十五日拂、日本向は六十日拂、歐洲向は九十日拂となつてゐる。

次に最近二箇年の月別平均爲替相場を見るに左の如くである。

月別比弗爲替相場比較表（西貢一覽賣）

摘要	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九三五年												
百法一米弗	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇九
一香港弗一磅	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三	一・五四
百圓一香港弗	七・四九	七・四二	七・三七	七・三九	七・三五	七・三五	七・三五	七・三五	七・三五	七・三五	七・三五	七・三五
百海峽弗一圓	六六・八	六八・六	八一・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇
百盾一海峽弗	四三・八	四三・六	四三・四	四三・七	四三・四	四三・四	四三・四	四三・四	四三・四	四三・四	四三・四	四三・四
百鉄一盾	八七・九	八七・五	八七・五	八七・〇	八七・五	八七・五	八七・七	八七・五	八七・五	八七・五	八七・五	八七・五
百留比一鉄	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・三	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・九	一〇三・七	一〇三・七	一〇三・七	一〇三・七
一九三六年												
百法一米弗	九九・六	九九・一	九六・八	九七・五	九七・五	九七・五	九七・五	九七・五	九七・五	九七・五	九七・五	九七・五
一米弗一磅	五六・六	五六・三	五四・九	五五・八	五五・八	五五・八	五五・八	五五・八	五五・八	五五・八	五五・八	五五・八
一香港弗一磅	一〇〇・四	一〇〇・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一香港弗一磅	一・五三	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一	一・五一
百圓一香港弗	七・五六	七・五四	七・五三	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四
百海峽弗一圓	四四・三	四四・二	四四・二	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六	四四・六
百盾一海峽弗	八八・九	八八・四	八八・四	八八・六	八八・六	八八・六	八八・六	八八・六	八八・六	八八・六	八八・六	八八・六
百鉄一盾	一〇三・九	一〇三・八	一〇三・七	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇
百留比一鉄	六九・八	六九・八	六九・七	六九・八	六九・八	六九・八	六九・八	六九・八	六九・八	六九・八	六九・八	六九・八
	五七・二	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇

單位＝比弗
出所＝同前表

總說―米―護謨―煙草―棉花―其他農作物―農產物統計一般
―養蠶業―牧畜業

一　總　說

土人農業と歐人農業　佛領印度支那に於ける農業は傳統的先入主的に土人農業と歐人農業とに大別され、一般に米、煙草、棉、桑等は土人農業的作物であり、護謨、珈琲、茶等は歐人農業作物であると考へられてゐる。然して大體に於て土人農業が傳統的分割的自給自足的粗笨農業たるに對して、歐人農業は近代經營的科學的拓殖的集約農業たることが特色であつて「歐人農業」と稱するも即ち栽培企業に外ならないと云ふことが出來る。殊に「歐人農業」と稱するも近年に於ては必ずしも本來的歐人のみに依て行はれるとは限らざるが故に、佛領印度支那の農業は歷史的社會的關係に於て傳統的農業と近代企業的農業とに大別せられるとなすのが寧ろ用語的に至當であらう。

佛領印度支那は純農業國であると稱せられるが、特に前述の傳統的農業の代表的作物たる米の生產及輸出は印度支那に於ける百穀の經濟的活動の基準をなしてゐると稱することが出來る。即ち農產物の輸出額は總輸出額の約七〇%を占めてゐるが、殊に米は多數住民の生活必需品たると共に、輸出に於ても毎年輸出農產物の大部分を占め、從て其の價格の高低は之に依存する一穀民衆の購買力に直接的影響を及ぼすこと多大である。故に吾人は印度支那を自國の絕對的閉鎖的獨占市場として確保するに汲々たる佛國にとつて、右の植民地住民の購買力の如何が如何に重大なる關心事たるかを窺知すると共に、所謂南洋諸國のうちにても蘭領印度、英領馬來等に於ける農業が近代企業的農業をその中核とするに反して、印度支那に於ける農業の中心が依然として土人の米作即ち所謂傳統的農業に存することに注目すべきである。但し近年に於ては米以外の食用作物及び護謨を始め各種の原料作物等近代企業的農業も漸く重要なる地步を占めつゝあるが、蓋し右の趨勢は本國市場に於て佛國の農業政策の根本的對象たる小麥にとり米は有力なる競爭商品たるの危惧あること、佛國政府當局が本國及植民地ブロック經濟强化の必要に迫られ且印度支那に於ける米作のみの單作的傾向に對して漸く警戒的態度を持するに至つたこと、其の他市價の恢復、海外市場の開拓、領內地方工業の出現等に依るものであると稱し得るであらう。而して佛領印度支那に於ける近代企業的農業の沿革は蘭領印度等に比して極めて新らしく、且つその栽培面積も傳統的農業に比して極めて狹少であるが、その經營は常に有利なる市場を對象とする商品、即ち所謂「植民地物產」の生產を目的とするが故に前述の如く近代的科的集約的經營たらざるを得ないのである。故に個人又は會社の合法的所有地に於ては土壤の物理的化學的構成及栽培の適否に關する研究が不斷に行はれて居り、氣溫・降水量等に關しては特に設けられたる政府の專門的機關が利用され、又土地の開發に於ても荒蕪地開拓及び開墾のために既に相當額の資本と勞力とが注入され、種苗選擇・植付・肥料・作物保護等に關する研究も恒常的に行はれ、且つ家屋・倉庫・工場等も整備されてゐる。從て右の如き所謂「整備されたる栽培園」は現在に於ては既に確實なる富の豐庫として一般に認められるに至り、一九二九年以降の世界不況に際しても、政府の特別保護のもとに抵抗を續け得たのであつた。

土・佛人農業面積及地價比較表（一九二八―三〇年平均）

單位＝面積―千哂、價格―千比弗
出所＝印度支那農業經濟

種別		土人農業 面積	土人農業 地價	佛人農業 面積	佛人農業 地價	計 面積	計 地價
米	田	四、六三〇	一、三〇八、一一三	二九九	五五、一三〇	四、九二九	一、五六三、二四三
	他	三八〇	一四〇、九八七	一四六	一、二〇〇〇	三一〇、九八七	
計		五〇一〇	一、四四九、一〇〇	四四五	三三、三三〇	五、四五五	一、八八四、二三四

土人農業面積及地價―傳統的土人農業は地域的に(イ)平原、河岸、低地流域、

三角洲地域一帶に行はれてゐるもの、即ち南支那海に面する安南人居住地域、及び所謂「クメル族の地」たる東埔寨の冲積土地方並にメーコン河流域の平原地方に於て一般的に比較的集約的に行はれてゐるもの、(ロ)河川の本流と支流の中間地方に斷續的に比較的集約的に行はれてゐるもの、(ハ)溪谷或は山腹地方に於て階段的即ち棚式に或は所謂「壩」(ダイ)即ち火田式に行はれ、從て半遊牧的にして極めて粗笨的なるもの等の三者に分類されるが、之等は單に地域的分類たるに止らずして耕作法、土地所有關係等に於ても各々特徴を示してゐる。然して印度支那聯邦中老撾を除く他の四國に於ける主なる土人農業面積及土地價格は左表の如くである。(農業の項末、一九三六年主要農作面積表參照)

各國別土人農業作物面積表（一九三〇年）

出所＝印度支那農林監督局編「印度支那農業經濟」

種別	面積	陌當平均地價	計
東京			
米（春作）	七三〇、一〇〇	比弗 三七六	千比弗 二七五、六九五
米（秋作）	三八〇、一〇〇	六二六	二三七、九八二
茶	一二、五〇〇	六〇	七五〇
桑	一四、五〇〇	六〇	八七〇
甘蔗	四、八〇〇	四〇	一九二〇
檳榔	三、〇〇〇	八〇	二四〇〇
漆	八〇〇	四〇	三二
蘭	一、四〇〇	一〇〇	一四〇
マニホット	五、八〇〇	六〇	三三六
大麻	二五〇	六〇	一五
麻	一六〇	五〇〇	八〇
果樹（冲積土）	六〇〇	五〇〇	三、六〇〇
果樹（丘陵地）	三〇、〇〇〇	三〇〇	九、〇〇〇
其他	一〇、〇〇〇	六〇	六〇〇
安南			
甘蔗	六〇、〇〇〇	六〇	三六、〇〇〇
檳榔	一、六四九、七五〇	四〇	六六、四五一
漆	三九、二四〇	三五	一三八、四五六
蘭	一二、四五〇	三〇	三八、一五八
大麻	一四、四二五	三〇	四二、八九三
煙草	三、〇〇〇	一〇〇	一、一〇〇
檳榔	二八、四五〇	四〇	一、一三八
胡椒	大四五	一〇〇	四五
玉蜀黍	六、一四〇	三〇	一、八四二
野菜及果樹	二九、五三〇	三〇	八、八九一
東埔寨			
米（雨期作）	七二七、四九五	八五	六一七、四八
米（乾期作）	九〇、九〇	六〇	五、四五
浮稻作	六二、一七〇	八一	五〇、四三一
胡椒	一〇、八〇	一〇〇	一、〇八〇
桑	一、五七〇	三〇	四七一
煙草	四、五〇〇	八〇	三六〇
甘蔗	九一〇	五〇	一〇四
棉	五、七〇〇	一〇〇	一、一三九
玉蜀黍、大豆等	三四、〇〇〇	六〇	二、〇七五

土地分配狀況―老撾を除く聯邦各國の土地分配狀況は大略左表の如くである

國別		小農（〇―五陌）	中農（五―五〇陌）	大農五〇陌以上	計
東京(1)	所有主數	九四四、五〇〇	九八三	一七、五〇〇	九六一、一八〇
	百分比	九四、六〇〇	一・八	一・〇	九六五、六五〇
安南(1)	所有主數	九六、五〇〇	八、八〇〇	一、三五〇	一〇五、三五〇
	百分比	九一・七	八・五	一・三	一〇一・〇
交趾支那(2)	所有主數	一八三、〇〇〇	六五、七五〇	三五・八	二四九、七一〇
	百分比	七二・七	二四・二五	一・五	二〇九、四〇
東埔寨(3)（米田）	所有主數	一八五、三〇〇	五〇〇	〇・五	一八〇
	百分比	九九・五	〇・三	〇・二	一八六、一〇〇
東埔寨(3)（シヤムカル）	所有主數	九五、五〇〇	一一六、八〇〇	五・三	二一七、四八〇
	百分比	九四・三	一一・五	五・二	二一七、五〇
計（平均）	所有主數	二、〇五七、〇〇〇	九四・三	一一六、八〇〇	五・二	二一七、四八〇	五・二	二、一七九、五六〇

(註) (1)東京及安南は高地地方を含まず (2)交趾支那は中部及西部諸州のみ (3)東埔寨の内米田はソアイリエン、バッタンバン、プレヴエン、コンポンチヤン及カンダルの諸州 (4)東埔寨の内シヤムカルはカンダル及コンポンチヤンの二州、因にシヤムカル Chamcar は高山產地の意である

參考のため我國（日本）に於ける土地分配狀況を表示すれば次の如くである。（一九二八年）

		〇―〇五陌	〇五―一〇陌	一〇―三〇陌	三〇―五〇陌	五陌以上	計
東京	人	〇、五一〇	一、〇一〇	二、〇一〇	三、〇一〇	五、〇一〇	一一、一〇〇
	%	四、六	九、一	一八、二	二七、三	四五、八	一〇〇
安南	人	一、九四四、六〇〇	一、八九四、六〇〇	一、二〇九、八〇〇	三一、一〇〇	七〇、四二九	五五、八八一
	%	三四・九	三二・九	二一・八	五・六	一・三	一〇〇

尙土地の賃貸狀況を見るに、所有主の直接耕作は東京に於ては九八・八%、安南に於ては八九・七%の高率を示してゐるに反して交趾支那のみは六四・六%である。東埔寨に於ても米田は九五・四%、シヤムカルは九八・八%の高率を示してゐる。小作農及分益農の狀況に就ては劃一的には述べられないが大體に於て東京、安南、東埔寨に於ては兩者が竝行的に存在してゐるに反して交趾支那に於ては小作が數に於て支配的であると認められる。

佛人農業小史―印度支那の近代企業的農業は佛人の農業拓殖と共に始まる。即ち佛領印度支那に於ける佛人の栽培企業は加特力敎宣敎師、退役軍人及文官等の小資本に依るメーコン河流域の米の栽培より開始され次第に肥沃

るが、之によつて見るに大中農の最も多數なるは交趾支那、次いで東埔寨米田に於てであるに反し、東京、安南及東埔寨のシヤムカルに於ては土地が極端に細分割されてゐることが知られる。

面積別所有主數表（一九三〇年）

單位＝一人
出所＝同前表

	所有面積	所有主數	百分比	自作	非自作	計
東京	陌	九五三、四八五	%	九六一、六三	二一、〇〇五	
	〇―〇、三六	五九四、〇九一	六一、八三			
	〇、三六―一、八	二八七、七九二	二九、八五			
	一、八―三、六	六〇、三〇三	六、二五			
	三、六―一八	二〇、七二五	二、一五			
	一八―三六（五〇―一〇〇）	八一八	〇、〇八			
	三六以上（一〇〇以上）	二五二	〇、〇二			
安南		四四四、三九一		九六八、四七）	六八、四七）	
	〇―〇、三六	一六五、三五一	三五、三〇			
	〇、三五―三五	一一五、五一〇	二四、七〇			
	三五―一、〇	三一、三四〇	六、五〇			
	一、〇―二、〇	八、五一八	一、三〇			
	二、五―五、〇	三四三	〇、〇五			
	五、〇以上（一〇〇以上）	五一	〇、〇〇八			
交趾支那				九〇、二五）		
	〇―一	八五、九三一	三三、六八			
	一―五	九五、〇六〇	三八、〇五			
	五―一〇	三七、九一六	一四、七四			
	一〇―一五	二八、一四一	一一、〇三			
	一五―二〇	一三、三三二	五、一四			
	二〇―五〇	一四、四〇〇	五、六六			
	五〇―一〇〇	二、四四九	〇、九六			
	一〇〇以上	二四四	〇、〇九			

面積別所有主數表別表

單位＝一人
出所＝同前表

なる中部丘陵地方及赤土質平原地方に於て護謨・茶・珈琲の如き近代的栽培企業が行はれるに至つたのである。即ち此の間に於ける佛人の栽培企業發達の推移を見るに一八九〇年以前に於ては交趾支那に一〇〇、その他に一六、計一一六を數へたに過ぎず、その面積も交趾支那に四、三四六、東埔寨に四九〇、安南に三、四八四、東京に三、〇六八、合計一一、三九〇陌に過ぎなかつたが一八九〇年以降一九〇〇年に至る間に於ては稍々著しく發達した。即ち次表は一八九六年より一八九〇年に至る間に於ける政府のコンセションの推移を表すものであるが就中東京に於ける一八九七年及九八年に於ける發達は著しい。而して此の間に於ける栽培作物は交趾支那に於ては殆ど全て米で、安南に於ては米、珈琲、茶等、東京に於ては主として珈琲であつた。（單位＝陌）

年次	東京	安南	交趾支那	東埔寨	計
一八九六以前	三、〇〇〇	三九七	三、五三一	五六〇六	一五、八〇〇
一八九六	二、一四八	—	四、三一二	七二〇七四	
一八九七	五九、九三〇	七八、二二五	六七八	一、四四六	一〇〇、一四六
一八九八	一二四六六	二〇七九	一八四四〇	一三六	
一八九九	四、〇〇三	四、七〇五	一九八六	二	一〇、七〇六
一九〇〇	二、一二四	二五二三	一四、三〇一	一九〇〇六	五八、二五七
計	一九七、七六九	二五二三	七八、二七四	二〇、九六八	三三二〇四四

更に一九〇〇年より一九二〇年に至る間に就て見るに東京に於ては依然として專ら珈琲園の開拓を見た。勿論若干の農園特に紅河流域の農園或は黒旗軍の戰亂のために地方住民の減少せる地方に於ては農園の廢棄又は政府に依る土地の沒收等に依り減少せる如き例外もあつた。安南に於ては東京に稍々遲れて北部の三州即ち清華（タンホア）、義安（ゲアン）、河靜（ハティン）等に珈琲を主とする農業拓殖が發達し特に有名なるジリン珈琲農園は世界大戰前後に發達せるものである。他方交趾支那に於ては此の間に護謨の栽培が著しく發達した。即ち最初の護謨園たるスザンナ農園のコンセションは一九〇七年のことであるが當時護謨は甚當り二二法乃至二五法の高値を唱えてゐた爲に斯業は特に刺戟を受け交趾支那に於ては勿論、一九一〇年以降は東埔寨にも行はれるに至つた。一九二〇年より一九二八年に至る間に於ても右の傾向は更に著しく交趾支那及東埔寨に於ては護謨栽培園が急激に增加し南部安南のコントム、ダルラク、上東乃（ハイノン）等の赤土質地方は茶及珈琲栽培地となり又東京に於ては依然として珈琲園或は北江（バクザン）、太原等の米作が著しく發達した。然しながら間もなく一九二九年以後、特に一九三一年以降に於ては右の如き栽培企業發達の速度は急激に緩漫となり唯舊コンセションの更新等があるのみで單に惰性で進行する程度となつた。即ち次表は佛人の栽培企業に對してなされたるコンセションの推移を一九二一年以降年次別に表示せるものであるが之に依て大體の趨勢を知ることが出來るであらう。（單位＝陌）

年次	東京	安南	交趾支那	東埔寨	計
一九二一以前	二八九、五八〇	一九二七	六一、一〇〇		
一九二一	一五、八〇〇	一九二八	一四七、〇〇〇		
一九二二	五四、五九〇	一九二九	九七、四〇〇		
一九二三	一〇、三〇〇	一九三〇	四七、五〇〇		
一九二四	三七、〇九三	一九三一	二七、七二三		
一九二五	三五、六五〇	一九三二	二二、四四一		
一九二六	九六、九二七	計	九四二、一六三		

之に私有地一三三、六〇〇陌を加算すれば一九三二年に於ける佛人の栽培企業總面積は一、〇七五、七六三陌となるが之を更に聯邦各國別に就てその大略の內譯を示せば次の如くで交趾支那が最も優勢である。（單位＝陌）

交趾支那	六三八、六〇〇	東埔寨	三二、六〇〇
安南	一七六、八〇〇	老撾	三、一〇〇
東京	一三八、〇〇〇		

倘是等のコンセション或は私有の名目に依る所有總面積の內一九三一年に於ける㈠實際栽培面積及㈡評價々格を作物別及聯邦各國別に就て見るに左表の如くである。

聯邦各國別佛人主要作物面積及地價表

出所＝同前表

國別	米作	茶及珈琲	護謨	計	所有總面積
㈠（單位＝陌）					
東京	三〇、〇〇〇	二〇〇	四、一五〇	—	三四、三五〇
安南	二、五〇〇	三、五一〇	五、九〇〇	一、八七四	一三、七八四
交趾支那	二三三、四〇〇	—	六五〇	九七、八〇四	三五一、八五四
東埔寨	一二、九六〇	—	—	二六、七二九	三九、六八九
老撾	四〇	—	五〇	九〇	二、八〇〇
計	二九八、九〇〇	三、七一〇	一〇、七五〇	二、六四〇七	四三九、七六七
㈡（單位＝比弗）					
東京	八三六、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	六三三、〇〇〇	—	一四、七五五、一〇〇
安南	九九〇、〇〇〇	八、七五〇、〇〇〇	一、五四四、〇〇〇	二〇、一五九、〇〇〇	
交趾支那	四五、〇〇〇、四〇〇	—	九七五、〇〇〇	四三、七五五、〇〇〇	二、一九七、四〇〇
東埔寨	七七、七六〇	—	二四、〇、六〇〇	二四、七五三、六〇〇	
老撾	二、〇〇〇	—	七五、〇〇〇	七七、〇〇〇	
計	五五、二三〇、〇〇〇	八、九七五、〇〇〇	一、六、二五〇、〇〇〇	九九、三五五、〇〇〇	一七九、五八五、〇〇〇

因に右の評價の內米以外の諸作物は生產年齡に達したる農園建設費陌當り平均を適用せるもので、茶に就ては安南に於て二、五〇〇比弗、東京に於て一、〇〇〇比弗（工場を含まず）、珈琲に就ては各國とも一、五〇〇比弗、護謨に就ては赤土地方に於て九〇〇比弗、灰色土地方に於て六五〇比弗を基準としたるものである。然しながら收益農園の實際價格は明かに常に農園建設費よりも高價であり、その價格の釣上りは三分一を降らざる故に右の諸農園の實際評價は約二三五百萬比弗と看做すことが出來るであらう。倘面積表に就て見れば實際栽培面積が買收又は租借總面積の約二分の一であることが知られるが、右の內米の分は殆ど全て實際栽培に供されてゐるものと認められる故に之を差引けば茶、珈琲、護謨等の實際栽培面積は租借又は買收總面積の二〇%に過ぎない。

然らば右の如き佛人農業に投下されたる資本は幾何なりやといふに、一九二四年以前に於ては、農園創設に要せる諸費用を以て計算されたる左表を參照することを要する。

（單位＝比弗）

年次	千法	年次	千法
一九二四以前	二一〇、〇〇〇	一九二八	一一〇、〇〇〇
一九二四	七七、八一三	一九二九	九九、八〇〇
一九二五	七八、五八四	一九三〇	二四、五三三、三三
一九二六	二六、二九二	計	一、二四五、三三三
一九二七	三〇四、〇七七		

倘右に割增、投資變更及一九三一年の投資を加算するときは約一、四〇〇百萬法と看做すことが出來る。更に佛國及印度支那に設置されたる特殊の大小農業金融機關（勸業銀行、チェティ等）或は印度支那政府自身に依つて特に世界不況以來栽培企業保護助長のためになされたる融資を加算することを要するが、之等は一九三一年末現在に於て約二一〇百萬比弗と推算される故に、結局一九三一年末迄の佛人農業企業に對する投資額は一、五〇〇百萬法と推定せられる。

（倘佛領印度支那領內に於ける主要栽培企業會社に關しては本年鑑昭和七年版に就き參照せられたし。）

コンセシヨン　コンセシヨンに關する基本法は一九二八年一一月四日附大統領令である。コンセシヨンは有償を原則とするが、佛人又は土人の小植民を保護するために特に三〇〇陌を限度として無償を認めてゐる。コンセシヨンを許可せられるものは佛國市民、臣民又は保護民に限る。會社はその本社を佛國領土又は保護國に有し、株主、取締役、支配人等の過半數及社員も亦佛國市民、臣民又は保護民たることを要する。有償の場合に於ても先づ假コンセシヨン(Provisoire)の名目にてなされ、土地開發が一定の期間内に政府の入札心得書記載條項に合致せるものと公式に認められて始めて決定的のものとなる。假コンセシヨン期間中は政府のアグレマンなくしてはその權利を行使することを得ない。コンセシヨンは(イ)四、〇〇〇陌以上に對しては、コンセシヨン委員會の申告、總督府會議に於ける總督の提議及び植民大臣の報告に基く大統領令に依り(ロ)一、〇〇〇乃至四、〇〇〇陌に對しては總督府會議に諮問せる後總督令に依り(ハ)一、〇〇〇陌以下に對しては植民地會議又は保護領會議に諮りたる後地方行政長官布告に依つて許可せられる。然して本大統領令の施行細則は聯邦各國に依つて夫々異るが、申告者が土地開發を確保するに必要なる陌當り基本額は次の如く定められてゐる。

東京	東埔寨	
牧場	比弗 三〇	低地又は米田 比弗 一〇
一年作又は季節作	三〇	一年作 草叢地 一五
多年作	五〇〇	森林地 一八
安南		赤土 一〇〇
牧場	一〇	多年作 灰色土 八〇
一年作又は季節作	一五	其他 五〇
茶園及珈琲園	一八〇	老撾
護謨園	一五〇	牧場 三五
其他多年作	二一〇	一年作 五〇
交趾支那		
一年作 草叢地	五〇	多年作 茶又は珈琲 六〇〇
森林地	七五	護謨 六〇〇
灌漑地	九〇	其他 六〇〇
多年作 赤土	六〇〇	
灰色土	四〇〇	

單位＝陌　出所＝印度支那統計年鑑

コンセシヨン面積概算表
—歐人及會社コンセシヨン—

國別及年次	假コンセシヨン	コンセシヨン計	耕作面積	假コンセシヨン	コンセシヨン計	耕作面積
東京						
一九三五	二三、〇〇〇	九七、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三一、〇〇〇
安南						
一九三五	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三一、〇〇〇
交趾支那						
一九三五	一九五、〇〇〇	四一五、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一三、〇〇〇	四八、〇〇〇
東埔寨						
一九三三	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
老撾						
一九三五	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	二五、〇〇〇	六〇、〇〇〇

單位＝陌　出所＝印度支那統計年鑑

土人コンセシヨン

國別及年次	假コンセシヨン	コンセシヨン計	耕作面積
東京			
一九三五	一三、〇〇〇	九七、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
安南			
一九三五	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
交趾支那			
一九三五	一九五、〇〇〇	四一五、〇〇〇	六一〇、〇〇〇
東埔寨			
一九三三	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
老撾			
一九三五	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇

外國人の企業參加に就て　本領土に於ける外國人の企業は佛本國の獨占主義及從來本領の內情が一般に知られて居なかつた等の關係に依り支那人を除いては極く小數である。左に外國人企業家に必要と思はれる事項を摘記する。

外國人の土地所有權問題—本問題に就ては少なくとも交趾支那に就ては適確に記述することが出來る。卽ち交趾支那は純然たる佛國の植民地である爲め本國法が適用され、外國人に對し土地所有權を認め、私有地の買收或は貸金の抵當流等に依り手得した場合之を登記すれば自己の所有地とする事が出來る規定となつてゐる。實際に支那人、印度人等にして各地に幾百陌の土地を所有してゐるものが居る。

其他の保護國に於ては河內、海防、ツーラン、プノンペン諸市を除き、地方に於ては大體外國人の土地所有は許されてゐるものと認められる。但し保護國には夫れ自體の法律があり、土地を所有せんとする者は當然當該保護國の法律を適用せらるゝ筈ではあるが、其の法律たるや有名無實のもので、實際は何等の效力を生じない。從つて止むなく統治を委任されてゐる佛國官廳で登記を行はねばならない事となり、其の間煩るデリケートな關係が存するものの如くである。

官有地租借問題—既述の如く外國人に對しては可成りの制限が加へられ、一九二八年一一月四日附大統領令に依り、個人の場合は佛國人・同籍民及保護國民以外の者には許可されない規定となつてゐる。會社の場合は佛國法に據り設立され、佛國資本が過半を占め、本社が佛國及同植民地或は保護領に所在し、且つ其の社長及取締役の過半が佛國人・同籍民及保護民たる事を要す。故に外國人にして官有地を租借し企業せんとするには個人では全然不可能であり、唯會社組織を以てのみ參加し得るが之とても前記の如き制限を受ける。尙又佛國人其他有權者から土地を買收する事も不可能とされてゐる。

農業企業—外國人の參加は比較的容易であり、個人・會社の別なく、外國法律に依て設立されたる會社と雖も一樣に之を實行し得る。但しその基本となる土地獲得には前述の如き私有地買收を最も容易とするが、會社等が大規模な農園を拓かんとする場合には不都合を生ずる事がある。卽ち官有地を租借は若し當該外國會社が佛國以外の自國法或は其他の國の法律に依り設立され、當該國にて登記濟の時には何等登記料を納入する必要なく、佛國法に依る未登記の會社は成規の登記料を課せられる。右の外所得稅其他の雜稅以外に取立てゝ云ふ課金は殆ど無い。但し農園に附隨して工場等を設けた場合は營業稅を徵收せられる。其他一般農作に對する公課は僅少の樣である。

投資　左表は印度支那所在主要企業會社の社債連年募集額竝に栽培企業會社の連年投資額を示すものであるが、一般に印度支那事業界の投資狀況に就て見るに、歐洲大戰以後の恐慌及沈滯に次ぐ一九二〇年の整理期を經て一九二四年に至り漸く新機運に向ひ、殊に護謨相場の高騰に依り護謨栽培事業は著しく發展し、次いで南部安南の茶・珈琲等を初め錫相場の高騰等に依て各種事業會社の新設せられるもの相次ぎ、その投資額も著しく增加した。就中一九二七年の如きは護謨其他の栽培企業益々盛となり投資額も著しく增加したが、翌一九二八年には既に下向線をとり一九三〇年以降は殊に甚しくなつた。卽ち一九三〇年以降は募集資本の總額に於て減少せるのみでなく新事業の萎靡も亦甚しく世界不況の影響は漸く印度支那諸事業の全般を掩ふに至つた。然して吾人は右の如き事業不振を招來したる原因として所謂世界的不況の外に印度支那事業界に存する特殊なる障碍の多々存することを看過してはならない。

既設及新設會社別株式社債募集額表

單位＝百萬法　出所＝印度支那統計年鑑

	一九三五	計
一九三五	六〇〇	三三〇、〇〇〇
一九三四	一、三〇〇	一〇〇、〇〇〇
一九三三	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
一九三二	二、〇〇〇	一〇一、八〇〇
	一、三〇〇	九八、〇〇〇
	二、三〇〇	一一〇、〇〇〇
	一、〇〇〇	八四〇、〇〇〇

既設會社

年次	會社數	舊資本株式社債	金錢現物	新設會社 會社數	資本金錢現物	投資總額に對する當該會社投資額百分比 公稱應募%	公稱應募%
一九二四	三一	一四九七	〇一	一八一五	三九	一	八
一九二五	三七	二〇二五	一	一二五二	四二	一	八
一九二六	四二	二七三一	〇五	三五三五	七六	〇四	五六
一九二七	五一	四七九七	〇五	三六六九	五四	二六	六〇
一九二八	五三	四四九八	一九	五〇二四	一六	一六	六〇
一九二九	七〇	五四八一	九二一	四七一九	一二一	一六	六一
一九三〇	五二	五六八〇	三四〇	三八四三	一五一九	一四	五九
一九三一	三一	二九六二	五二四	一二五九	一四六	一二	一一
一九三二	二四	三二七	九九	八〇二	三九五	三一	四四
一九三三	一五	二八九二	四五五	一二一	一〇	二七	一一四
一九三四	一九	二九二	五〇五	三六二	一〇	一五三二	二五七三
一九三五	一四	一四九九	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三六	二一	二〇一二	一	九五五	八三	二七	一二
一九三一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九三九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九四九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九五九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九六九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九七九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九八九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
一九九九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇〇九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇一九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇二九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇三九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇四九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇五九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇六九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇七九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇八九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二〇九九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一〇九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一一九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一二九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一三九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一四九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一五九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一六九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一七九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一八九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二一九九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二〇九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一〇	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一一	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一二	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一三	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一四	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一五	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一六	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一七	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一八	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二一九	一四	一四九七	一三〇	二八四	一四	一五三二	九一七
二二二〇	一四	一四九七

安南
カオチアイ（Cao-Trai）―フキ、ゲアン等北部安南に於ける珈琲及び繊維植物の栽培試験を行ふ。
ランハン（Lang-Hanh）、（ランビアン―Lang-Biang）―中部安南及中南部安南即ち上東乃地方の玄武岩質地帯に於ける規那樹の栽培及び適應性に關する試験を行ふ。
プレイク（Plei-Ku）―コントム地方に於ける茶及珈琲栽培試験。
交趾支那
オンエン（Ong-Yen）及ヂヤレイ（Gia-Ray）―印度支那南部地方に於ける護謨其の他カポツク・珈琲・茶・果樹・規那等の栽培試験を行ふ。
東埔寨
バツタンバン（Battambang）―米作及玉蜀黍栽培に關する調査研究を行ふ。
老撾
チエンクワン（Xieng-Khouang）及トランニン（Trân-Ninh）―中部及北部老撾に於ける茶、桑等の栽培試験及林産物の利用に關する調査を行ふ。
ボロベン（Bolovens）―南部老撾、中部安南、北部東埔寨の三地方に於ける規那樹の適應性及護謨・茶・珈琲・カポツク・棉・蔬菜等の栽培可能性等に關する調査を行ふ。
印度支那米穀局（Office indochinois du Riz）―本局は恐慌發生後特に農事調査研究の必要を痛感して設置されたものである。即ち一九三〇年四月一〇日附大統領令及び一九三〇年五月三一日附總督令を以て組織され、一九三一年一一月、植民大臣ポール・レイノーの名を冠して Office Paul Reynaud と稱して西貢に創設された。然して本局は自治的法人組織にして一行政會議及南北兩改良會議を有し且農・商・工各方面の代表的權威者を網羅し、特に米に關する技術的經濟的研究を目的としてゐる。その管理法その他は總督令を以て定められ、起債額は三、〇〇〇萬法以上を認められてゐる。
農事氣象部（Bureau de Météologie agricole）―一九二七年フリエン中央氣象臺内に設置されたるもので、印度支那内の氣象臺の觀測を蒐集綜合してその結果を公告する一方、世界の各熱帶諸國及特に印度支那に於ける熱帶農業氣象研究に關する資料を蒐集してゐる。本部は聯邦各國農務課と直接關係を有し、從て各農務課の管轄に屬する地方農園及後說の農業水利調査部と常に緊密なる連絡を保持してゐる。
農業水利調査部（Service des études d'Hydraulique）―印度支那の水利工事を主管する官署は主として河内の工務局であるが、一九二七年以降は特に同局内に農業水利調査部が設置され相當の技術者を擁して農業水利工事竝に水の分配に關する改良を行つてゐる。而して農業水利工事は土地の情勢に應じて即ち河川氾濫地方に於ける干拓工事及灌漑給水工事に區分されるが、地域的には交趾支那に於ては主として掘割の開設に主點が置かれるに反して、北部の東京三角洲及北安南低地々方に於ては特に灌漑工事が極めて組織的に整備されつゝある。

東京・安南灌漑工事概況表　出所＝世界恐慌と印度支那經濟

灌漑地區	工事年期	面積（陌）總面積	耕作可能	總面積に於ける耕作可能	一平方當り人口
東京					
ダイ河沿岸（ハドンーフーリ）	一九三二	一〇〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	八〇〇	
ダイ河沿岸（南定北部）	一九三二	八五、〇〇〇	七五、〇〇〇	八一〇	
ケサ及フンエン	一九三一	一二六、〇〇〇	三八、〇〇〇	六四〇	
南ベクニン	一九三二	三七、〇〇〇	三四、〇〇〇	七五〇	
タイビン	一九三三	―	一三五、〇〇〇	―	
安南					
カンゲイ	一九三三	―	四一、〇〇〇	―	
カンナム（廣南）	一九三一	―	一六、〇〇〇	―	
北ヴインン	一九三一	―	四〇、〇〇〇	―	
南ヴインン	一九三一	―	一五、〇〇〇	―	
フーエン	一九二〇―三三	―	―	―	
タンホア	一九二六―三三	―	五〇、〇〇〇	―	

世界恐慌以後の政府の救濟施設　印度支那は佛國の領有となつて以來既に約半世紀を經たが、其間佛國の手に依て不斷の開發が行はれたに拘らず、依然として原始産業國の域を脫してゐない。殊に一度一九二九―三〇年以來の世界恐慌に直面するや、印度支那も亦その厄を免れることを得ず、農民及び栽培企業者は甚しい困窮に陷る狀態となつた。今主要産物市價の下落狀況を見るに次の如くである。

		一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一
チアチエン		一	一	一	一
ソンマ		一	一	一	一
ハチソン		一九三五	一九三四	一	一
フアンラン		一九三三	一	一一〇〇〇	一
白米（西貢市場）		一〇〇瓩、比弗建	九・六	一一・七	一一・一	六・六
玉蜀黍（西貢市場）		一〇〇瓩、比弗建	六・四一	六・九〇	五・五五	三・七八
護謨	（巴里市場）	一瓩、法建	―	一三・〇〇	九・七七	三・七七
	（新嘉坡市場）	一封度、仙建	―	三四・三五	一八・九二	九・六〇
珈琲（ルアーブル市場）		一〇〇瓩、法建	一〇七九	九六四四	五二四	四三三
棉花（ルアーブル市場）		五〇瓩、法建	六四三	六二一	四四〇	二九〇
ゴムラツク（西貢市場）		一瓩、比弗建	一・三三	一・〇三	〇・八五	〇・四八

これに於て政府は右の窮境打開に腐心したが、政府の對策及び農業救濟施設の主なるものは次の如くである。
米作―先づ一九三一年一一月總額三五萬比弗を以て收穫費及糊收納費として分配貸し、又本國政府の同意の下に一九三二年四月二六日附法律を以て總督府の保證のもとに一億法を起債して來耕地所有者に長期貸付を行ふこととし、佛蘭西不動産抵當銀行と契約して最初に五、〇〇〇萬法を米作業者に七・七五%の利率を以て貸付け、且つ此の貸付を更に容易にするため一九三二年四月二九日附大統領令にて金融機關と米作業者の間を斡旋すべき事務局を設立した。又一方經濟界の混亂に乘ずる不法行爲を阻止する目的を以て、一九三二年四月二二日附大統領令に依り印度支那米田賣買法を規定し、且つ交趾支那（西貢）に農業植民事務局（Office de Colonisation Rural）を設置して、特に米作地の擴賣に關與して米耕地の價格維持と大耕地の分割に依る中小地主の增加を計つた。更に輸出に於ても一九三〇年以來の輸出減少に對しては本國への販路開拓に依て急場を凌いだが、早くも一九三三年には本國當業者の反對運動起り重大問題化せんとしたので、政府は從來の本國向輸出稅免除を撤廢して課稅を行ふ一方外國向輸出稅を輕減して海外市場特に極東市場の再開拓に努力してゐる。以上の外政府は中小農民に對して各私設農業金融機關の規約を改正して利息の低減、支拂の簡易化を實行してゐる。
次に近代企業的農業として重きをなすに至つた護謨及び珈琲に關しても當局は特に業者が不況のために事業を拋棄せんことを虞れてその保護救濟に腐心してゐる。
護謨―政府は一九三〇年二月八日、恐慌に對する應急處置として一〇〇萬比弗を計上して、植付後七年を經ざる新耕作者に對して、一陌當り灰色土六〇比弗、赤土一二〇比弗を限度として耕地維持費の貸付を實施した。但し條件として耕地を擔保とし樹齡七年に達し又は倫敦市場の相場が三箇月以上に亘り一封度に付き一志以上に騰る場合に元金の初回年賦償却をなさしめることとした。然して右の貸付は設置以來次表の如く次第に增大して、全耕地が七年を經過する迄の貸付總額は約一千萬比弗に達するであらう。

		比弗
一九三〇	一、七九〇、一三〇	一、三〇〇、〇〇〇（計上）
一九三一	二、四八九、〇七七	一九三四　七五〇、〇〇〇（計上）
一九三二	三、〇〇〇、〇〇〇（計上）	一九三五　二五〇、〇〇〇（計上）

更に一九三〇年一一月一二日附總督令を以て、佛國人及土人企業者に對し特別保護關稅法實施までの暫定處置として外國向輸出護謨に對し奬勵金の形式に依り一瓩に付四〇仙（一九三二年には一・五〇法、一九三三年には一・〇〇法となつた）の割合にて前渡することを規定した。而して條件として倫敦市場に於ける六箇月平均相場が一〇片以下を維持する限り利子を附せず、一

○片以上に達したる時、前渡金に六%の利子を加算して一八箇月に償還せしめることとしたが、右の奨勵金交附は生産額の增加と共に逐年增加してゐる。然し乍ら右の如き厖大なる保護奨勵施設は現在の貧弱なる財政の負擔し得ざるところなる爲、總督府當局は別に護謨保證金庫制度を設けて此の負擔に耐ふることゝした。然して同金庫は現在に於ては本國輸入の外國護謨に對する輸入稅、特別稅(一瓩に付六〇法)及印度支那總督府立替金を以て維持されてゐるが、原則としては印度支那に於ける護謨栽培企業者の納付金を以て維持せらるべきものである。

珈琲—珈琲に於ても護謨に於けると同樣、珈琲園維持費及輸出奨勵金を次の如く交附してゐる。而して本國に於ける特別保護關稅法に依る外國輸入珈琲に對する特別稅は一瓩に付〇・一五法である。

	維持費貸付	奨勵金	同　割合(一瓩に付)
一九三一	比弗 二三七、三〇九	比弗 三八、四八一	法
一九三二	九七、〇〇〇	四〇、二四七	一・二五
一九三三	二〇〇、〇〇〇(計上)	〃	〇・九〇
一九三四	〃	〃	〇・八〇
一九三五	〃	〃	〃

シサル麻—シサル麻栽培業者も同樣輸出奨勵金として一瓩に付〇・八〇法(一九三一—三三年)を受けてゐる。

右の如く近代企業的農業に對する救濟策は着々整備されたが、所要經費の增加に伴ひ是等の機能を敏活に處理するため、河內に農產物維持事務局を設置し(一九三二年六月一九日附大統領令)之に法人格及財政自治權を附與してゐる。

主要農產物輸出入狀況

主要輸出農產物數量表

出所‖印度支那經濟時報

種　別	單　位	一九三四	一九三五	一九三六
籾	千キンタル	一、一四一・六	二、一七七・五	二、二六五・七
玄　米	同	二、八六四・六	二、三七二・一	四三〇・九
碎　米	同	二、二八四・八	二、三八九・九	三、一七六・二
交趾支那、東埔寨白米	同	一〇、三〇七・一	一〇、一五〇・六	一〇、一五〇・六
安南、東京白米	同	九、六九四・五	四三一・四	五五七・五
粉　米	同	八九〇・三	一、〇六六・二	一、二三七・九
玉　蜀　黍	同	四、七二五・九	四、二八八・六	四、七一四・六
乾　莢　キンタル		五、七九二	五、八三三	五、八六七
コプラ	同	五八、二三一	一二、二九三	一二、二六五
珈琲(豆)	同	五、五四三	九、八七二	一〇、八〇八
胡　椒	同	四〇〇・一〇	三四四・三九	三九〇・一七
茶	同	二、六八四・三	一、一六八・四	一、三〇〇・〇
苞麻子油	同	二、三三六	二、四五八	二、四七〇
大茴香油	同	一、四三一	九六八	一、〇〇〇
大茴香	同	五、三四一	二、六七四	六、三五九
漆	同	一五、三〇八	一、六〇四	一九、三三五
護謨	同	二四、五三一	二九、二七七	四一、二七一
肉桂	同	八、七四四	一〇、六二三	一四、二一一
棉花	同	二、八六五	七、二五二	三、七二三
ラム(酒精製造用)	ヘクト立	五、六〇三	五、八二四	五、七九七

(備考)
一九三五年四月一七日附大統領令(同年五月二七日附總督令公布)を以て(イ)米の全種目 (ロ)L'Erioderdron anfractuosum, coiba pentendra 及 Bombax Malabaricum (ハ)アブラザン‖油桐 Aleurites (Montana, Fordii-.)の全種目等の種子、接木筆は總て外國向輸出を絕對に禁止されてゐる。

主要輸入農產物數量表

出所‖印度支那經濟時報

種　別	單　位	一九三四	一九三五	一九三六
小麥粉	千キンタル	一六二・〇	一七九・〇	一八四・七
支那素麵	キンタル	二、一三二	二、八六四	二三五・五
乾野菜	同	二九、七五五	四二、二〇八	九、二九三
馬鈴薯	同	四一、八五〇	五〇、九〇六	四七、四三九
果　實	同	六二、三六六	七二、八七六	八六、二七五
珈　琲(挽炒)	同	一、一五二	一、三七八	七七七
茶	同	八、三三〇	六、三六二	六、五五七
煙　草	同	四、二一六	九、三七三	一四、五五七
精製糖	同	一四、二一九	一八、八二三	一三、八〇一
生野菜	同	一一、九六〇七	一三五、五五九	一四一、四七
鹽漬及罐詰野菜	同	三一、七四九	三〇、二二九	三四、〇六九

二　米

種類　印度支那米は東京米及交趾支那米即ち西貢米に大別されるが、輸出商品としては數量の點に於ても品質の點に於ても西貢米の方が遙に上位にある。而して交趾支那米即ち西貢米は形態上より左の四種に區別される。

一、ヴインロン米　長粒にて外相貧弱なるため產額多きも輸出向ならず。

二、ゴコン米　丸粒硬質肥大で品質優良ではあるが產出量は多くない。主として歐洲向であつて高度の精白に堪え日本米に似てゐる。

三、バイショウ米　ヴインロン米より長く且碎け易い。支那人及土人等の地方的消費に當てられる。

四、バクリウ米　バイショウ米に代つて現在長粒米の代表的上級品となつてをり產量も多い。

尙交趾支那に產する米の品種は頗る多く、其數五百種に達する程であるが、要するに是は稻の高さ・厚さ・硬さ・反撥力・葉又は米粒の長さ・形狀・色相或は風味等に據つて區別したのに過ぎない。最も普遍的に行はれてゐる區別は前記の形態上より見たる四種であるが、更に產地の地理的事情に依て次の如く區別することが出來る。

水稻(又は河米と稱す)・陸稻(又は山地米)・浮稻(綿米とも稱す)

水稻—最重要なるもので、早稻中に早生・晩生がある。早生種は三箇月稻又は四箇月稻の別名があつて播種後三乃至四箇月にして成熟する。概ね土人は貯穀觀念に乏しき故、當面の急に應ずる目的にて作るもの多く、作付は餘り多くない。

陸稻—海拔千乃至千五百米まで栽培せらる。この稻は乾燥に堪へ、收穫量も水稻に比し少くとも三分一方多い。陸稻にも品種が少くない。籾は概して水稻より小さく比重は少し大である。玄米は外觀赤色强く見劣りするが搗けば白色となることは水稻と異らない。籾、玄米何れも水稻より貯藏に堪ゆ。

浮稻—別名粘り米といふ。炊く時粘氣强き爲斯く言ふ。本來東埔寨の大湖地方に半野生に存してゐたのを安南人が交趾支那に移入したものである。交趾支那にてはショドツク、ロンセン、サデツク諸州の湄公河氾濫地方にのみ栽培せらる。此の稻の特徵は、二節以上に伸長したる以後即ち播種後二箇月以後に於ては洪水の高まるに從ひ伸長し、通常四、五米時としては六、七米に及び洪水の害を蒙ることが無いのにある。若し未だ二節を有せざる稚苗の時洪水の急に高まることあれば、伸長之に伴はずして水中に沒し死滅することがある。又各節より長さ八乃至十二糎の小根を多數出すが、これは水中より養分を吸收する爲であると云ふ。印度支那に於ては普通水稻は移植法に依るが此の稻は直播に依る。而も之を播くには整地せず地上の雜草を刈拂ひたる後約五十糎の間隔に穴を穿ち、之に十乃至十五粒の種籾を置き輕く土を覆ふ。收穫量は普通水稻より多い。併し增水中收穫期に至ること甚だ多きを以て收穫に注意を要する。此の籾は其の形、普通水稻より少しく大、比重も亦稍々

大である。價格は普通種より僅かに廉い。

前述せるところは籾の種類別であるが、玄米、白米、碎米等は西貢佛人輸出商組合に依て次の如く分類されてゐる。卽ち

玄米　一、籾一—五%混合精米用
　　二、籾二〇%混合精米用
　　三、籾五%混合消費用
白米　一、米價に依り碎米を混入するもの
　　二、歐羅巴向二等品
　　三、特別歐羅巴向二等品
　　四、爪哇向二等品
　　五、日本向二等品
　　六、マニラ向二等品
　　七、レユニオン向二等品
　　八、碎米二五%混入普通一等品
　　九、同　長粒一等品
　　一〇、同　圓粒一等品
　　一一、同　ゴコン一等品
　　一二、同　パイショウ—パクリウ米
碎米　碎白米と碎玄米とに區分し前者を更に一、二、三の三種に分類す。

植付・收穫　本邦に於けると同樣苗代を作り次いで植付を行ふのであるが施肥は殆んど行はない。東京及安南の大半に於ては春秋二季作にて、東京の春作は一月植付、六月收穫、秋作は六月植付十一月收穫であり、安南の春作は十一月植付、翌年四月收穫、秋作は四月植付九月收穫である。老撾に於ては七月乃至九月植付、十二月乃至翌年二月收穫である。交趾支那及東埔寨に於ては一部分を除く外一季作で、早稻は六、七月植付し、一一及一二月刈入、晩稻は八、九月植付し、翌年一、二、三月刈入を終る。

耕作面積—

米田面積表（一九二六—三〇年平均）

出所＝印度支那統計年鑑

國別	米田面積	總面積	總面積に對する米田面積率 百分比	割合
	千陌	平方粁	%	
東京	一、一〇〇	一七、四三五	一〇	一〇分一
安南	八〇〇	一四七、六〇八	五	二〇分一
交趾支那	二、三〇〇	六四、七四三	三五	三分一
東埔寨	八〇〇	一八一、〇三五	四	二五分一
老撾	四〇〇	二三一、四〇〇	一	一〇〇分一
合計及平均	五、五〇〇	七四二、二二一	七	一四分一

籾收穫量概算表（一九二六—三〇年平均）　出所＝同前表

國別	收穫總量 千キンタル	陌當り收量 キンタル	住民一人當り收量 キンタル
東京	一、六〇〇	一·三	二·〇
安南	九、〇〇〇	一·一	一·九
交趾支那	二七、〇〇〇	一·一	六·〇
東埔寨	八、〇〇〇	一·〇	二·九
老撾	三、〇〇〇	七	三·三
合計及平均	六三、〇〇〇	一·二	三·〇

米田面積別表

出所＝印度支那農業經濟

國別	米田面積 陌	人口	一人當り米田面積 陌	一人當り籾生產量總量 キンタル	一人當り籾生產量 財
東京	一、八〇〇、〇〇〇	八、〇〇五、〇〇〇	〇·二四七	一七、三五〇、〇〇〇	二·一七
安南	北圻 一、一〇〇、〇〇〇	四、四八九、〇〇〇	〇·二四六	一〇、四五〇、〇〇〇	二·三三
交趾支那	二、三五九、七八〇	四、四八三、〇〇〇	〇·五〇二	三〇、三四三、一〇〇	六·七四
東埔寨	七九八、七五五	二、七五〇、〇〇〇	〇·二八八	九、六〇五、三〇〇	三·四六

米作資本及地代

聯邦各國別米作資本表（一九二八—三〇年平均）

單位＝千比弗
出所＝印度支那農業經濟

國別		(1)土地資本	(2)設備資本	(3)開墾資本	計
東京		五一三、六八七	四三、九一五	六一、一一八	六一九、七一〇
安南		三四八、六一三	二六、八〇二	三五、三五二	四一〇、五六七
交趾支那		六三、〇六六	八一、五七一	七二、六三一	七八七、二四九
東埔寨		六七、六七七	三九、八八四	一九、六九九	一二七、四六〇
計		一、五六二、二四三	一九一、九五二	一八八、八〇一	一、九四四、九九六
(註)	(1)	Capital foncier			
	(2)	Capital d'equipement			
	(3)	Capital de Campagne (開墾費、租稅)			

東京、一期作三五—四五比弗、安南、三五比弗、東埔寨、五〇—六〇比弗、交趾支那、一期作三〇—五〇比弗、二期作三〇—六〇比弗、浮稻田、二五比弗
東京、陌當り四〇—七〇比弗、安南、四〇—六〇比弗、東埔寨、二五比弗、交趾支那、一期作二五—五〇比弗、二期作三五—五〇比弗、浮稻田、二〇比弗

		東京（一九三〇年）	單位＝陌當り比弗
土地資本			
設備資本			
經營費			
總地代			
純地代			
純利益			
バクギャン州	タイビン州	ソンタイ	ナムヂン州 ヴインエン州ナムソン	ドンツング	バンラン	ハフーツ
土地資本		八〇〇	六〇	六三〇	四七	九七二
設備資本		五八	三三	四七	七〇	三三
經營費		二一三	一一二	一一二	一〇〇	一一三
總地代		三〇〇	一一二	一四〇	九三	一四〇
純地代		一一二	一四〇	九三	〇	一四〇
純利益		北部安南（一九三〇年）				
		東埔寨（一九二八—三〇年平均）				

單位＝陌當り比弗

土地資本		三五	四〇	三五	四二	四〇	二八
設備資本		三一	三三	三一	三三	三三	二四
總地代		一七八	一七五	一七八	一七〇	一七〇	一四
開墾費		二一四	二一四	二一四	一七八	一七八	一四八
家內勞働給費		一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一〇四
純地代		一一二	一一二	一一二	一一八	一一八	八六
純利益		一一二	一一二	一一二	一一八	一一八	八六

		交趾支那（一九二八—三〇年平均）	單位＝陌當り比弗
土地資本			
設備資本			
總地代			
開墾費			
自家勞働給費			
純地代			
籾元價（註）	イ、		
	ロ、		

土地資本		堤岸高地田（四陌自作）	ヴンロン低地田（六陌自作）	ショードク浮稻田（七陌自作）	ミトー低地田（一〇陌自作）	カント低地田（二〇陌自作）	
設備資本		八二五	四〇三	三九	八五	二八	
總地代		五〇	三九	二八	一八	一〇	
開墾費		一〇〇	八〇	五四	一八	九〇	
自家勞働給費		五一	二八	一八	六·九	六·九二	
純地代		三·六〇	四·二〇	二·九四	一·七〇	一·七三	
籾元價（註）	イ、	三·五一	二·三五	一·三五	〇·九八	〇·七七	
	ロ、	〇·三五	〇·三五	〇·四二	〇·九八	〇·七七	

土地資本		ヴインロン低地田（一筆三陌小作）	ハアヴイン高地田（一筆五陌小作）	ショードク浮稻田（一筆七陌小作）			
設備資本		地主	借佃	地主	借佃	地主	借佃
總地代		四〇〇	〇	四〇〇	〇	八〇	四
開墾費		〇	四	〇	四·九〇	〇	手·四〇
家內勞働給費		五〇	四	四〇	四·九〇	三一·五	三一·五
純地代		二一〇（租稅）	二一〇	二六〇（租稅）	二六〇	〇·七五（租稅）	一六·四〇
籾元價（註）	イ、	〇	一六	〇	九·六〇	〇	七
	ロ、	三七·六〇	—	三七·六〇	四·二六	三〇·七五	八·三〇
		〇·八六	〇·八六	〇·八六	〇·八六	〇·七四	〇·七四
		一·二〇	〇·七〇	一·二〇	〇·九〇	〇·二九	〇·七七

		東埔寨（一九二八—三〇年平均）單位＝陌當り比弗					
土地資本		カンダル州ポシェントル高地田（二陌自作）	コンポンチャン州プレコー高地田（三陌自作）	コンポンチャン州ベライ低地田（二陌自作）	コンポントンレサプ浮稻田（五陌自作）		
設備資本		九〇	一八〇	一二〇	八〇		
總地代		八六	五七	七二	三〇		
開墾費		一二〇	七五	七二	四五		
家內勞働給費		一二〇	七五	七二	四五		
純地代		一二〇	七五	七二	四五		

開墾資本	一五八五	二四八〇	二六九五
自家勞働給費	二〇五〇	一三九五	一七四〇
純地代	一三六五	三六五二	二一五五
籾元價（註）イ、	〇三二	〇三三	〇二九
籾元價（註）ロ、	〇四三	〇五一	〇四〇

（註）籾の元價はイ、ジヤ當り價格にしてロは自家勞働給費を含まざるもの　(ロ)は之を含む　尙東京及北部安南の項は之を含まず

取引

籾の取引―一般に安南人農家は所謂小地主饒多にして、彼等は其の收穫を直ちに賣放さざるを得ない境地にある。然して之を賣放つには自家に於てなす時と小量宛附近の市場に搬出して買手を待つ場合とがあるが、何れの場合も之を買付けるのは多く支那人の仲買人（稀には資力ある安南人）にして之等は自己勘定に依る取引と精米所主勘定に依る取引に因て二種に分類される。前者は自己資本又はチエティ或は歐人の金融業者から融資を受ける。買付は自ら田圃の間を奔走するものと集散地に店舖を構えるものとがあるが、何れにしても收穫後現金勘定で買付をなすのは例外で多くは所謂青田買が行はれてゐる。然かも農家は所謂「五反百姓」にして、勢ひ收穫までの資金の融通を仲買商から受け、之が返濟は籾を以てしてゐるが、その利率は極めて高率にて十割以上に相當するといふ。籾の取引量衡は農家相手の場合は「ジヤ」と稱して四〇立入容量を單位とするが仲買人と精米所又は米商人との間にあつては六八瓩（一五〇封度）＝一擔建古ガンニー袋入を以て行ふ。而して籾の一般的相場は毎日午前中堤岸市に於て行はれる取引に依り決定されるが公表はされない。籾の買付に就ては精米業者又は米商人は一定の算式を用ひて白米の相場から籾の價を算出して其の相場の高低を判斷するといふ。

白米及碎米の取引―西貢米の相場建に就て一言するに嚴密なる意味に於ける建相場なるものなく、各精米所又は仲次商に於て各戸相場を定める。而して西貢商業會議所は右平均最高最低表を作製して、之を標準相場として發表するのである。普通輸出業者が精米業者から買付て海外仕向地の輸入業者に賣渡すもので精米業者が自ら海外の輸入業者に賣渡すことは皆無と云つてよい。尤も輸出米の約半數は香港、新嘉坡向で支那人精米業者が直接自己の手に依り輸出するが、之は仕向地にある自己の支店又は委託店をして所謂成行賣をなさしめるものであるから西貢に於ける實際取引とは事情を異にする。西貢米の取引に於て注意すべきものに前貸制度がある。前貸制度と稱するのは輸出業者が買付契約をなす場合、その半金を精米業者に貸付する慣習で若し之を行はない場合はこの半金に對する利息年九%を支拂はなければならない。而して此の貸付は無擔保對人信用にして、輸出業者は買付と共に爲替契約を約定するを以て此の輸出勘定 Exports A・C・から前貸金額を借用（利子年八%）して精米所に引渡すのである。

輸出商組合―西貢米の輸出商組合には現在二あり。其の一は佛人輸出商組合 Association des Exportateurs Français de Riz de Saigon にして現在組合員一一を有す。然るに本組合は排他的にして他の加入を拒絶するため、之に對抗して別に西貢輸出商組合Syndicat des Exportateurs de Riz et Produits divers de Saigon が結成せられてゐる。我が「三井物産」は後者の一員である。

對外取引條件―建値は一擔當り比弗建で取引値段に對する對外諸國間に於ける條件は、大體次の通りである。（輸出米は西貢米を大部分とするを以て茲には西貢米に就て記述する）然し F. O. B. と稱するも輸出稅、前貸金利子手數料を含まず。C. I. F. 價格は運賃、海上保險料等に輸出稅（關稅、工作稅、統計稅）諸掛、手數料等を加算して算出せらる。

佛國及歐洲向 C. I. F.

モーリシアス・マダガスカル・レユニオン向　佛國の中繼たると直接たるとを問はず C. I. F.

香港及支那各地向　C. I. F. 但し上海・汕頭・天津・寧波・牛莊送りは普通 F. O. B. Saigon であるが、稀れには C. I. F. にて引合ふことがある。併しこれは運賃の低廉なる時に限る。

日本向　以前は C. I. F. であつたが近來殆ど F. O. B. Saigon である。

比律賓向　F. O. B. Saigon

蘭領印度向　歐洲人商人取扱の場合は先づ大概 F. O. B. Saigon とし、支那商人の時は C. I. F. とす。

運賃　西貢港より香港向及歐洲向米の砲當り海上運賃及び西貢米運賃指數は次の如くである。

年次（平均）

	香港向（比弗）		歐洲向（法）		西貢米運賃指數（一九一三＝一〇〇）	
	米	他貨物	米	他貨物	比弗	金法
一九一三	四・五	四・八	一五三	一二六	一〇四	九六
一九二〇	四・三	四・八	一一〇	一九三	九六	七八

印度支那產米西貢市場月別平均相場表

單位＝百瓩に對する比弗建　　出所＝印度支那統計年鑑及經濟時報

種別	一等米（碎米二五%混入）			二等米（碎米四〇%入）			三等米（碎米五〇%入）			玄米		
	九一一	九二二	九三三	九一一	九二二	九三三	九一一	九二二	九三三	九一一	九二二	九三三
一月	七・二九	六・九八	六・三六	六・一七	五・八四	五・四九	五・九六	五・五五	五・一四	四・二七	四・〇六	三・九三
二月	七・〇八	六・八一	六・一四	五・九八	五・七一	五・一九	五・七四	五・三三	四・八一	四・一五	三・九四	三・七一
三月	六・九八	六・七六	六・〇八	五・八八	五・六六	五・〇一	五・六四	五・二三	四・七一	四・〇五	三・八四	三・六一
四月	六・九八	六・七六	六・〇八	五・八八	五・六六	五・〇一	五・六四	五・二三	四・七一	四・〇五	三・八四	三・六一
五月	六・九六	六・七四	六・〇六	五・八六	五・六四	五・〇〇	五・六二	五・二一	四・六九	四・〇四	三・八二	三・六〇
六月	七・〇八	六・八一	六・一四	五・九六	五・七一	五・一九	五・七四	五・三三	四・八一	四・一五	三・九四	三・七一
七月	七・一八	六・九一	六・二四	六・〇六	五・八一	五・二九	五・八四	五・四三	四・九一	四・二五	四・〇四	三・八一
八月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
九月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
十月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
十一月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
十二月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
年平均	七・二九	六・九八	六・二六	六・一七	五・九八	五・三六	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一

種別	一等米（碎米二五%混入）			二等米（碎米四〇%入）			三等米（碎米五〇%入）			玄米		
	九一一	九二二	九三三	九一一	九二二	九三三	九一一	九二二	九三三	九一一	九二二	九三三
一月	七・二九	六・九八	六・三六	六・一七	五・八四	五・四九	五・九六	五・五五	五・一四	四・二七	四・〇六	三・九三
二月	七・〇八	六・八一	六・一四	五・九八	五・七一	五・一九	五・七四	五・三三	四・八一	四・一五	三・九四	三・七一
三月	六・九八	六・七六	六・〇八	五・八八	五・六六	五・〇一	五・六四	五・二三	四・七一	四・〇五	三・八四	三・六一
四月	六・九八	六・七六	六・〇八	五・八八	五・六六	五・〇一	五・六四	五・二三	四・七一	四・〇五	三・八四	三・六一
五月	六・九六	六・七四	六・〇六	五・八六	五・六四	五・〇〇	五・六二	五・二一	四・六九	四・〇四	三・八二	三・六〇
六月	七・〇八	六・八一	六・一四	五・九六	五・七一	五・一九	五・七四	五・三三	四・八一	四・一五	三・九四	三・七一
七月	七・一八	六・九一	六・二四	六・〇六	五・八一	五・二九	五・八四	五・四三	四・九一	四・二五	四・〇四	三・八一
八月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
九月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
十月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
十一月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
十二月	七・二八	七・〇一	六・三四	六・一六	五・九一	五・三九	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一
年平均	七・二九	六・九八	六・二六	六・一七	五・九八	五・三六	五・九四	五・五三	五・〇一	四・三五	四・一四	三・九一

種別		一九三三	一九三四	一九三五
碎米（一等品及二等品）	一月	三五・五八	三五・三一	三五・〇九
	二月	三五・一一	三五・三三	三四・五四
	三月	三四・九一	三四・三一	三四・〇七
	四月	三四・〇九	三三・六七	三三・三五
	五月	三三・四九	三三・七三	三三・一八
	六月	三三・一九	三三・一九	三二・九一
	七月	三二・九一	三二・八七	三二・四八
	八月	三二・五七	三二・三五	三二・〇九
	九月	三二・一〇	三二・〇八	三一・八六
	十月	三一・四四	三一・〇九	三一・二九
	十一月	三一・〇三	三一・一三	三一・〇〇
	十二月	三一・一二	三一・三九	三一・三八
	年平均	三四・〇二	三三・六三	三二・一四
粉米	一月	三一・〇九	三一・〇九	三〇・九〇
	二月	三一・一一	三一・一五	三〇・八四
	三月	三一・四九	三一・九一	三〇・六七
	四月	三一・一九	三一・二五	三〇・三九
	五月	三一・〇五	三一・〇八	三〇・一四
	六月	三〇・九〇	三〇・九〇	二九・九九
	七月	三〇・八四	三〇・六三	二九・六五
	八月	三〇・六七	三〇・三九	二九・三二
	九月	三〇・三九	三〇・一四	二八・九八
	十月	三〇・一四	二九・九九	二八・六五
	十一月	二九・九九	二九・六五	二八・三二
	十二月	二九・六五	二九・三二	二七・九八
	年平均	三〇・六三	三〇・三八	二九・九五
粗米	一月	二九・三一	二九・二八	二八・九五
	二月	二九・〇三	二八・八一	二八・六七
	三月	二八・七五	二八・五一	二八・三五
	四月	二八・五一	二八・三五	二八・一九
	五月	二八・三五	二八・一九	二七・九三
	六月	二八・一九	二七・九三	二七・六七
	七月	二七・九三	二七・六七	二七・四一
	八月	二七・六七	二七・四一	二七・一五
	九月	二七・四一	二七・一五	二六・八九
	十月	二七・一五	二六・八九	二六・六三
	十一月	二六・八九	二六・六三	二六・三七
	十二月	二六・六三	二六・三七	二六・一一
	年平均	二八・二八	二七・八一	二七・三五

印度支那産米河內市場月別相場表

單位＝百瓩に對する比弗建　出所＝同前表

種別		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一等米	一月	九・七八	八・五〇	八・二九	九・二〇	一〇・三四
	二月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	三月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	四月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	五月	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	六月	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	七月	七・九九	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	八月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	九月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十一月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十二月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	年平均	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
二等米	一月	九・七八	八・五〇	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	二月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	三月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	四月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	五月	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	六月	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	七月	七・九九	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	八月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	九月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十一月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十二月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	年平均	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
三等米	一月	九・七八	八・五〇	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	二月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	三月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	四月	九・五〇	七・八八	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	五月	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	六月	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	七月	七・九九	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	八月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	九月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十一月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	十二月	八・〇二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇
	年平均	八・八二	七・六七	八・二九	九・〇〇	一〇・〇〇

種別		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
粗米	一月	五・八三	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	二月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	三月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	四月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	五月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	六月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	七月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	八月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	九月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	十月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	十一月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	十二月	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九
	年平均	五・七一	五・七三	五・八三	四・九一	四・九九

仕向地別輸出高

印度支那産米種別及各仕向地別輸出高表

單位＝數量＝瓲、價額＝千法
出所＝印度支那統計年鑑

仕向地及年次		數量 粗米	玄米	碎米	粉米	白米	計	價額 粗米	玄米	碎米	粉米	白米	計
佛蘭西	一九三一	一、九九					一、〇一四	一、九四八					一、〇一〇八六
	一九三二	一、四九八					一、八三七	一、八三七					一、八六四八
	一九三三	七三六九					七三六九	一、〇五八					一、〇五八
佛領植民地	一九三一												
	一九三二												
	一九三三												
香港	一九三一	三五、三〇三					三五、三〇三	四四、三七六					四四、三七六
	一九三二	六九、一二〇					六七、四一五	三七、五五四					三七、五五四
	一九三三	八五、三八五					七四、八三二	三七、七四六					三七、七四六
新嘉坡	一九三一	八九		一四三			一四三	四一九		四五			四一九四
	一九三二	一一		五〇			五〇	四三七		四七			四三七四
	一九三三	一八五		四一五			六八三	一七八五一		一九九九九			八〇〇
支那	一九三一	一、四七		四七			一、五四	四、三一四		四七五			四、八九六
	一九三二	八二		三八			一二〇	二、三五七		一、〇九五			三、四五二
	一九三三	二三七		一六七			四〇四	六四四、一八八		三、一七五			六四七、三六三

一九三一	六一七	—	七、一八九	一〇一	一、三六九	九、二七六	五二九				
一九三二	一、七八八	—	一〇、四六七	一、三一四	八〇〇	一、四二七九	六四二				
一九三三	—	—	六、八一七	五〇	一五一	七〇八	二四一				
英國											
一九三一	—	—	一四、八四三	六、八四九	六一	二、二四〇三	九八六				
一九三二	—	—	五、七四三	七、〇七四	一、三七	一、三九五四	五〇四				
一九三三	—	—	八、八一七	七	八、八二四	三、〇二一					
獨逸											
一九三一	—	—	一〇、〇六七	六、九八六	三、四六六	一、八〇二	五五九				
一九三二	—	—	四、四四五	六、三一四	八〇四	一、七、八四二	六六一				
一九三三	—	—	—	一二、八八三	—	一、九八三	四一				
其他の歐洲諸國											
一九三一	二、三一八	—	—	四〇	五四二	三二一	一五三				
一九三二	二、九三三	—	—	六、八四八	三、四四六	一三、四七七	五二九				
一九三三	—	—	—	二一〇	二、一〇〇	二、一〇〇	七二				
亞米利加											
一九三一	—	—	—	—	五、一八二	三、〇七八	一五三				
一九三二	—	—	—	—	—	—	—				
一九三三	—	—	—	—	二、六四四	一、一〇	一〇				
阿弗利加											
一九三一	—	—	—	—	七、二四二	三、七八一	五五九				
一九三二	—	—	四八三	—	八、四五七	八、九四〇	五〇五				
一九三三	—	—	—	—	一〇〇、八六	一〇〇、八六	四二				
計											
一九三一	一九、三五四	三八八、七九	八〇三、八五〇	八六〇、九五	六三、一三六	九五九、五〇四	六二、三四六				
一九三二	八〇、〇五三	七〇、九九九	二一、一一七	七五、七三四	一三、一三九、〇六	六〇、二九三	四、七八八、八七				
一九三三	八七、三一八	八三、八〇二	二六〇、四八三	七九、〇七二	一、二八八、九八	四七、八八三					

三　護謨

沿革　護謨は佛領となつて以後紹介された產物の一である。而して護謨栽培が本領土に於て稍重要視せられるに至つたのは漸く一九〇七年以後の事に屬し、而も斯業の第一歩は印度支那と風土を同じくする隣接諸邦即ち英領馬來・蘭領印度・錫蘭等の護謨事業の好況に連れ、その煽りを受けた僅かな個人的栽培に端を發し、次いでそれが幸にも政府の保護により繼續されて今日に至つたものである。即ち一は土地讓與期間に自由を與へ、他はこの幼年期に在りたる企業が戰亂に據る重荷に躓ける際、植民地政府自身證人となり印度支那銀行よりこれが資金の融通を爲さしめたるが如き有力なる財政上の援助を與へたる事等である。斯くの如く印度支那の護謨は幾多の困難に打克ち、印度支那產物中最重要のもの一を占むるやうになり植付・開墾面積の擴大と共に益々多望な將來に臨んで居たが、一九三〇年に入り經濟界の不況及生產過剩に依る市價暴落に因由し、當領護謨生產業者等は甚しい苦境に陷り、爲に事業の中止或は廢止を望む者多く、眞に憂ふべき現象を呈した。而して總督府は「總說の項」に既述せる如く之が救濟に腐心し、栽培業者に對する奬勵金の下附及輸出保護法等種々の手段を講じた結果、當業者は辛じて命脈を保ち現在に於ては却て漸く繁榮に向ひつゝあり、殊に土壤が新鮮にして且つ馬來に於ける如く土壤の流洗が甚しくないこと及根敗病等の病害がないこととして印度支那護謨が登場するものと期待されて居り、既に世界護謨限產協定量を突破して協定各國の關心を招きつゝある狀態である。

土壤と降雨　交趾支那及其の他の護謨園の土壤は灰色土と赤色土とに分類される。而して護謨樹は過去に於ては主として灰色土に植付けられて居たが現在では赤色土に行はれるものが多い。赤色土は土層深く地味も頗る肥沃であり、其の範圍は海岸よりバリア、ビエンホア、ツードーモの各州を橫斷して東埔寨に迄し、長さ六〇乃至七〇哩幅二五哩に及び、護謨栽培には最適の土質とされてゐる。何故なれば灰色土壤に栽培せらるゝ護謨樹と比較するに樹液產出量に於て遙かに勝り、又樹木の發育も二年或は三年速かであるとは云はれてゐる。尙此の赤色土地帶は南部のコントム及ダルラク州にも及んでゐる。灰色土即ち古沖積土は東部諸州の低地と山地との中間に在り、新沖積土に比すれば土粒遙に粗大で往々多くの鐵分を含み軟きラテリツト岩床の上にある。此の土壤地帶は一般に林であるが密林ではなく耕鋤し易い。故に開墾せられて煙草・甘蔗・其他の食用作物が栽培せられた事があり、又前述の如くHévéa Brasiliensisの此の土壤に植込まれたるもの數千陌許りあるが、此の土壤は赤土に比し脊薄であり、充分なる施肥が必要である。

交趾支那古沖積土壤分析表

（獨氏百度にて乾かしたる原土千分中出所II印度支那農業に關する調査報告書）

成分			放牧地	樹木無し	樹木無し	疎林	美林
物理的分析—							
大礫	礫	無し	無し	無し	無し	無し	無し
小礫	礫	無し	一九・七〇	四〇・〇〇	一五・一六	一二・一一	大・一一
砂			七七六・〇八	七三三・八四	八四三・四五	八四三・九五	五六八・八八
粘土分			一八〇・六五	二一五・七五	二九・七五	三六・八・八八	
石灰			〇・二四	〇・四三	〇・一一	〇・五一	
有機物（腐植物を除く）			四・四三	四・五八	一〇・三三	三四・七九	
腐植物			〇・九六	〇・八	一・〇〇	五・七六	
化學的分析—							
窒素			〇・三六三	〇・三〇	〇・一四〇	〇・一四〇	〇・一四〇
燐酸			〇・一二一	〇・一一〇	〇・〇八二	〇・〇八二	〇・二八九
加里			〇・四三九	〇・四二〇	〇・一〇一	〇・一〇一	〇・三五三
石灰			〇・二五七	〇・四〇〇	〇・〇四一	〇・〇八七	〇・二八七
苦土			〇・一三四	〇・二四〇	〇・〇一〇	〇・〇七三	〇・〇三三

赤色土は火成岩起源のもので、ヘマタイト又は水酸化リモナイトの形にて存してゐる鐵分を多量に含んで居り、又燐酸及苦土にも富む。此燐酸の溶解性に就ては、西貢化學研究所の報告がある。即ち試料をビエンホア州シュアンロク（Xuanloc）地方に取り、枸橼酸・アムモニア及醋酸を以て處理した處、前者には少しも溶解せず、後者も亦全燐酸の〇・八八%を溶解するに過ぎなかつたといふ。

交趾支那赤土分析表

（獨氏百度にて乾かしたる原土千分中出所II同前表）

成分			無し	無し	表土	下層土
物理的分析—						
大礫	礫	無し	八〇〇	記載なし	記載なし	記載なし
小礫	礫	無し	三六三・六〇	三七五・八八	三一六・六〇	二〇七・〇〇
砂			大一四・八〇	五八八・三二	六四三・〇五	七五〇・八〇
粘土分			三七五・八八	三一六・六〇	二〇七・〇〇	一七七・〇〇
炭酸石灰			〇・八〇	〇・八一	〇・七五	〇・八〇
有機物（腐植物を除く）			一四・七〇	二九・〇〇	三九・〇〇	一四・二〇
腐植物			一・一〇	一・一〇	〇・六〇	一・〇〇
化學的分析—						
窒素			〇・七五三	〇・五六五	〇・三六〇	〇・七九四
燐酸			大・三九〇	二・六三〇	一・七三〇	一・三八六
加里			〇・六七八	〇・四四一	〇・七四〇	〇・三三六
石灰			〇・四〇〇	〇・四三〇	〇・四四八	〇・三三六
苦土			〇・四五六	〇・二五一	〇・一三〇	〇・二四一
滿俺			〇・一一〇	二・二一〇	記載なし	記載なし
酸化鐵			一九六・七八	記載なし	記載なし	記載なし

斯く赤土は粘土分を含むこと多く且つ層厚きを以て保水力が大である。石礫はバリア附近に多いが北方に至るに從て少く、ホンカンに於ては殆ど之を見ない。

降雨は土壤と密接な關係があるが、護謨栽培地方に於ては一一月より四月までが乾期で、五月初から一一月まで約七箇月間が雨期である。

栽培面積　栽培區域は交趾支那を主とし東埔寨、安南等主として南部印

度支那である。

護謨統制委員會登錄護謨園栽培面積表

（一九三七年一月一日現在）　出所＝印度支那財政經濟週報（I・d・i）

地方別	農園數	栽培總面積	芽接非芽接別		計
交趾支那					
バリア	歐人	三七	四、五三八・七二・〇〇	陌	五五一、四二七
	土人	一四六	二八、三七七、四八〇・七〇	本	七五五、三八二
ビエンホア	歐人	一四六	二八、三七七、四八〇・七〇	本	四、四三五、六八〇
	土人	七	二六三・〇〇		九四、七〇〇
ショロン	歐人	三〇六	一一、六七七、三八三・三六	本	三、二八七、七六四
	土人	四〇	一二三、九二一、八〇〇		三五九、三三五
ヂヤディン	歐人	一〇一	八、三九四、三一七、〇〇	本	一、六八四、三六
	土人	二六五	四四、六三三、九七二、三五		二、六三〇、六九九
ハチエン	歐人	九〇	九、八一六、八四〇・七〇	本	七、一六一、〇二一
	土人	二三	七、二三一、七六		一四七、七二一、三七
タイニン	歐人	一一	四三七、〇三二、四八	本	九四六、二九九、六六
	土人	五	四一、六〇四、一七		一〇、〇三二、六三七
ツードーモ	歐人	八七	九、〇四五、二〇〇	本	一、〇七二、四三五
	土人	一六	一、〇四一、一七		一二七、六六〇
計		二八四	九〇、九四五、二〇〇	本	一一、六七三、二五九
東埔寨	歐人	一四	二七、〇九三、五二一	本	三、四三一、〇五九
	土人	六三	一二、三四七、五七〇・〇〇		一、三七二、七二一
安南	歐人	一〇	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇	本	二四〇、〇〇〇
	土人	一六	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇		二九九、八〇〇
老撾	歐人	一	二〇〇、〇〇〇・〇〇	本	二五、〇〇〇
	土人	三	一二、八〇〇・〇〇		一、六〇〇
東京	歐人	一	一〇〇・〇〇	本	一二、五〇〇
	土人				
總計		三〇四	一一九、四六八、三一九	本	一三、二四二、四四六

護謨農園面積對照表　（一九三七年一月一日現在）　出所＝同前表

地方別		農園數	面積		農園數	面積
交趾支那		四〇陌及以上農園			四〇陌未滿農園	
バリア	歐人	二	三、九六七・八〇	陌	一五	一〇五、九〇〇	陌
	土人	二	二、九七四		八	九七五・〇〇	
ビエンホア	歐人	三六	一、〇六八、〇四二		一〇一	二、七〇九、七四六・五二	
	土人	三	一三、九〇〇		一〇	三六四、九〇〇	
計		四五	一、二六〇、七五五		一三二	七六、五六五	

採液面積及生ゴム生産豫想表　出所＝同前表

地方別		採液面積			生産量		
		一九三七	一九三八		一九三七	一九三八	
交趾支那							
バリア	歐人	三四五四・八〇一六	三、八三九・〇六〇〇	陌	一、八三六、四八六	二、〇九三、五〇五	瓩
	土人	二五四・〇〇〇〇	三四〇・〇〇〇〇		九三、四〇〇	一二四、八〇〇	
ビエンホア	歐人	三〇六、六三五、五八一	三二七、〇九九・二一		北北、五〇〇	北九、六六〇・七一	
	土人	一一八、一七〇・五九五	一二七、九一五・九		九、六三四、四五〇	一二、八三二、三五〇	
ショロン	歐人	一一八、〇六〇・〇〇〇	一二六、四〇〇・〇〇〇		三九四、五〇〇	四五九、七〇〇	
	土人	六二、五二〇	七七、一二〇		七、二〇〇	二六、五〇〇	
ヂヤディン	歐人	一八四、〇〇〇・〇〇〇	一九七、〇〇〇・〇〇〇		二〇、九三二、五〇五	二二、四〇〇、〇〇〇	
	土人	一〇五、〇〇〇・〇〇〇	一一二、〇〇〇・〇〇〇		一一、七二〇、九一五	一二、六〇〇、〇〇〇	
ハチエン	歐人	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇七、〇〇〇・〇〇〇		一一、二〇〇、〇〇〇	一一、七七〇、〇〇〇	
	土人	四二、〇〇〇・〇〇〇	四五、〇〇〇・〇〇〇		四、四〇〇、〇〇〇	四、九五〇、〇〇〇	
タイニン	歐人	四〇、〇〇〇・〇〇〇	四二、八〇〇・〇〇〇		四、二〇〇、〇〇〇	四、四九〇、〇〇〇	
	土人	一六、〇〇〇・〇〇〇	一七、一二〇・〇〇〇		一、六八〇、〇〇〇	一、七九六、〇〇〇	
ツードーモ	歐人	一七、八六六、七〇〇	一九、〇一〇、六〇〇		一、七四三、七四〇	一、九九四、〇〇〇	
	土人	五五六、〇〇〇	五九五、〇〇〇		五八、三〇〇	六二、四〇〇	
計		一、三三五、三八八	一、四二九、〇〇〇		一四〇、三二五、三二五	一五〇、四〇〇、〇〇〇	
東埔寨	歐人	一、七四三、八一六	一、八三六、四八六		一八〇、九七〇、〇〇〇	一九二、七〇〇、〇〇〇	
	土人	五七六、〇〇〇	六一六、〇〇〇		六〇、四八〇、〇〇〇	六四、六〇〇、〇〇〇	
安南	歐人	三二、七〇〇	三五、〇〇〇		三、四三二、六〇〇	三、六七五、〇〇〇	
	土人	一、三四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇		一四〇、四〇〇、〇〇〇	一五一、二〇〇、〇〇〇	
老撾	歐人	一、〇〇〇	一、〇〇〇		一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	
	土人	一、〇〇〇	一、〇〇〇		一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	
東京	歐人	一、〇〇〇	一、〇〇〇		一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	
	土人						
總計		一、三四五、八八八	一、四四二、〇〇〇		一四五、三二五、三二五	一五五、四〇〇、〇〇〇	

ショロン	歐人	一	二九、一三〇・〇〇	二	八〇、九七〇・〇〇				
	土人	二	一七、四四〇・〇〇	五	一八二、六四〇・〇〇				
ヂヤディン	歐人	三	一七、四七九・〇〇	五一	一、〇三四、四七九				
	土人	一七	一、二七一、〇三	九八	一、八五一、九二七				
ハチエン	歐人	一	五八二、〇四〇	二	一一七、八一二、四〇				
	土人	三八	七五二、〇九〇・八四	三	七五、〇九八				
タイニン	歐人	一一	一四七、七二一、三七	三四	七、三六一、四八三、七七				
	土人	五	五九五、八〇、四三	六七	一、四〇三、八三七、六六				
ツードーモ	歐人	一六	四二、九〇、四八	一四八	一、〇三三、六三七、六六				
	土人	一一	一〇七、三〇五、九	一二七	二一、一三七、九五九				
計		四一	四、五三八、七二〇・七〇	一、三〇六、八〇九	九四、七〇〇				
東埔寨	歐人	一四	二七、〇九三、五二一	一八	二七、一四三、七〇〇				
	土人	六三	一二、三四七、五七〇・〇〇	六三	一二、三四七、五七〇				
安南	歐人	一〇	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	一、六五四、八〇〇				
	土人	一六	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	二、四〇〇、〇〇〇				
老撾	歐人	一	二〇〇、〇〇〇・〇〇	一	二〇〇、〇〇〇				
	土人	三	一二、八〇〇・〇〇	三	一二、八〇〇				
東京	歐人	一	一〇〇・〇〇	一	一〇〇				
	土人								
總計		三〇四	一一九、四六八、三一九	一、六八二、四一二	一四二、一四九、二九				

ショロン	歐人	一	五一、八五	一	二九、一三〇・〇〇	二	八〇、九七〇・〇〇		
	土人	二	一七、四四〇・〇〇	五	一八二、六四〇・〇〇				
ヂヤディン	歐人	三	一七、四七九・〇〇	五一	一、〇三四、四七九				
	土人	一七	一、二七一、〇三	九八	一、八五一、九二七				
ハチエン	歐人	一	五八二、〇四〇	二	一一七、八一二、四〇				
	土人	三八	七五二、〇九〇・八四	三	七五、〇九八				
タイニン	歐人	一一	一四七、七二一、三七	三四	七、三六一、四八三、七七				
	土人	五	五九五、八〇、四三	六七	一、四〇三、八三七、六六				
ツードーモ	歐人	八七	九、〇四五、二〇〇	一四八	一、〇三三、六三七、六六				
	土人	一六	一、〇四一、一七	一二七	二一、一三七、九五九				
計		二八四	九〇、九四五、二〇〇	一、三〇六、八〇九	九四、七〇〇				
東埔寨	歐人	一四	二七、〇九三、五二一	一八	二七、一四三、七〇〇				
	土人	六三	一二、三四七、五七〇・〇〇	六三	一二、三四七、五七〇				
安南	歐人	一〇	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	一、六五四、八〇〇				
	土人	一六	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	二、四〇〇、〇〇〇				
老撾	歐人	一	二〇〇、〇〇〇・〇〇	一	二〇〇、〇〇〇				
	土人	三	一二、八〇〇・〇〇	三	一二、八〇〇				
東京	歐人	一	一〇〇・〇〇	一	一〇〇				
	土人								
總計		三〇四	一一九、四六八、三一九	一、六八二、四一二	一四二、一四九、二九				

ショロン	歐人	一	五一、八五	一	二九、一三〇・〇〇	二	八〇、九七〇・〇〇		
	土人	二	一七、四四〇・〇〇	五	一八二、六四〇・〇〇				
ヂヤディン	歐人	三	一七、四七九・〇〇	五一	一、〇三四、四七九				
	土人	一七	一、二七一、〇三	九八	一、八五一、九二七				
ハチエン	歐人	一	五八二、〇四〇	二	一一七、八一二、四〇				
	土人	三八	七五二、〇九〇・八四	三	七五、〇九八				
タイニン	歐人	一一	一四七、七二一、三七	三四	七、三六一、四八三、七七				
	土人	五	五九五、八〇、四三	六七	一、四〇三、八三七、六六				
ツードーモ	歐人	八七	九、〇四五、二〇〇	一四八	一、〇三三、六三七、六六				
	土人	一六	一、〇四一、一七	一二七	二一、一三七、九五九				
計		二八四	九〇、九四五、二〇〇	一、三〇六、八〇九	九四、七〇〇				
東埔寨	歐人	一四	二七、〇九三、五二一	一八	二七、一四三、七〇〇				
	土人	六三	一二、三四七、五七〇・〇〇	六三	一二、三四七、五七〇				
安南	歐人	一〇	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	一、六五四、八〇〇				
	土人	一六	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	二、四〇〇、〇〇〇				
老撾	歐人	一	二〇〇、〇〇〇・〇〇	一	二〇〇、〇〇〇				
	土人	三	一二、八〇〇・〇〇	三	一二、八〇〇				
東京	歐人	一	一〇〇・〇〇	一	一〇〇				
	土人								
總計		三〇四	一一九、四六八、三一九	一、六八二、四一二	一四二、一四九、二九				

ショロン	歐人	一	五一、八五	一	二九、一三〇・〇〇	二	八〇、九七〇・〇〇		
	土人	二	一七、四四〇・〇〇	五	一八二、六四〇・〇〇				
ヂヤディン	歐人	三	一七、四七九・〇〇	五一	一、〇三四、四七九				
	土人	一七	一、二七一、〇三	九八	一、八五一、九二七				
ハチエン	歐人	一	五八二、〇四〇	二	一一七、八一二、四〇				
	土人	三八	七五二、〇九〇・八四	三	七五、〇九八				
タイニン	歐人	一一	一四七、七二一、三七	三四	七、三六一、四八三、七七				
	土人	五	五九五、八〇、四三	六七	一、四〇三、八三七、六六				
ツードーモ	歐人	八七	九、〇四五、二〇〇	一四八	一、〇三三、六三七、六六				
	土人	一六	一、〇四一、一七	一二七	二一、一三七、九五九				
計		二八四	九〇、九四五、二〇〇	一、三〇六、八〇九	九四、七〇〇				
東埔寨	歐人	一四	二七、〇九三、五二一	一八	二七、一四三、七〇〇				
	土人	六三	一二、三四七、五七〇・〇〇	六三	一二、三四七、五七〇				
安南	歐人	一〇	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	一、六五四、八〇〇				
	土人	一六	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一六	二、四〇〇、〇〇〇				
老撾	歐人	一	二〇〇、〇〇〇・〇〇	一	二〇〇、〇〇〇				
	土人	三	一二、八〇〇・〇〇	三	一二、八〇〇				
東京	歐人	一	一〇〇・〇〇	一	一〇〇				
	土人								
總計		三〇四	一一九、四六八、三一九	一、六八二、四一二	一四二、一四九、二九				

ヂヤディン	歐人	七一一・二八三六	七四九五・六〇四	二、五九六・〇五〇	二、八四八・七〇〇				
	土人	一、九八四・七三〇一	二、三五〇・二七三三	六五〇・四五〇	一、三四三・五三八				
ハチエン	歐人	一四四・〇〇〇・〇〇〇	一四一・〇〇〇・〇〇〇	二八・〇〇〇	三一・九〇〇				
	土人	六三・九九五	六三・九九五	五五〇	五五〇				
タイニン	歐人	六二、五二〇・四七	六五、四〇〇・〇〇〇	二、三四〇・〇〇〇	二、四九〇・〇〇〇				
	土人	九九二・三八五・七一	七八七・三〇二六	一九〇・六〇〇	二三八・九〇〇				
ツードーモ	歐人	三六八・七九二・七一	三九〇・〇〇七・九三六	一七、四三三・二六	一七、八六六・七〇〇				
	土人	一、五七一・二一三	一、七四三・八一一六	五七六・〇三三	五七六・〇三三				
計		八〇、三五九・九四三六	八六、四九八・八五一六	二三、一三〇・一三四	二五、三八四・一三〇〇				
東埔寨	歐人	二五、三八四・一三〇〇	二六、四四三・一三〇〇	四八〇〇〇	四八〇〇〇				
	土人	一、四八〇〇〇	一、四八〇〇〇	一、四八〇〇〇	一、四八〇〇〇				
安南	歐人	一、四八〇〇〇	一、四八〇〇〇	一、四八〇〇〇	一、四八〇〇〇				
	土人								
老撾	歐人								
	土人								
東京	歐人								
	土人								
總計		八〇、三五九・九四三六	八六、四九八・八五一六	二三、一三〇・一三四	二五、三八四・一三〇〇				

護謨輸出總量及仕向國別表

出所＝印度支那外國貿易年表（The World's Rubber Position）

年次	輸出		仕向國別（單位一瓲）				
	瓲		佛國	新嘉坡	日本		
一九二五	八、〇〇〇	瓲	七、一九六	七六三			
一九二六	八、七八〇		八、一〇〇	五一九			
一九二七	九、六二七		八、九〇〇	二、三八四			
一九二八	九、七九二		九、一〇〇	三、三五二			
一九二九	一〇、三〇八		九、五〇〇	四、六三九	一一〇		
一九三〇	一〇、四五三		九、七〇〇	五、八九四	北四		
一九三一	一〇、〇一一		一七、〇〇〇	五、五〇四	一、五七〇		
一九三二	一〇、九〇七		一七、〇〇〇	五、四〇〇	一、九七八		
一九三三	一四、六〇七		一三、五〇〇	五、四〇〇	一、九七八		

耕作方法　耕作上最も重要なることは土壤の流失を防止するにある。然して以前は一定の期日を定め表土の掘返しを一般に行つたが、今日では赤色土には之を行はないのが普通である。之は赤色土は灰色土と異り、粘著力少く非常に碎け易いために鋤返しが却て表土の流失を促がす結果產出量の減少を來す憂があるからである。施肥に就ては從來餘り研究が加へられなかつた樣であるが、現在では各種の實驗が行はれ施肥が特に灰色土に於て極めて有效なることが實證せられた。

舊護謨園の大部分は密植（一陌當り約四百本）及切付苛重との爲に護謨の產出量は日を逐ふて減少しつゝあるもの丶樣である。最新開墾の護謨園は植付間隔を廣くし、一陌當り二百本內外としてゐる。又過去に於ては多くの護謨園は定期耕耨を行ひ雜草の蔓延を防止したが、現在一般の趨勢は全然鋤返しの耕耨法を停止し被覆作物を以て之に代へんとし、既に多くの護謨園は此の方法を採用してゐる。

切付方法と產出率　從來の切付方法には每日三分の一、二箇所切付方法より隔日六分の一、一箇所切付方法に至る各種の方法があつたが、最近の切付方法は一層護謨樹の保存的方法に向ふ趨勢を示し多數の護謨園は左半側隔日切付を採用してゐる。大農園に於ては切付費用の節約、監督の簡便、產出量の增加等の見地から左より右に全螺線形の切付を四日目每に一回行ふ所謂 Socfin Tapping system を採用し相當の成績を擧げてゐると謂ふ。

赤色土に植付けられたる護謨樹の發育は、初の二箇年に於ては馬來半島並にスマトラに比して稍緩慢であるが、第五年目若しくは第六年目に至れば毫も損色がないと言はれてゐる。灰色土に於ける護謨樹の切付は第七年目乃至九年目迄開始されないのが普通であるが、之を以て成熟的表徵と認むべきものではない。何故なれば當領土の栽培業者は切付を始むる前に樹幹が地上一米の所で二十吋に達するのを待つが故である。赤色土に於ては五年或は六年目より切付を始めるのが普通である。而して一年のうちで最良の切付時期は

一月と一一月であるとされてゐるが、此の時期には殆ど降雨をみない。

樹液産出量に就ては外國のそれに優れるものとは斷言し得られないが、土質が統一してゐる爲め滲出量が他國に比し比較的一定不變であると云ふことは容易に首肯し得られる。而して赤色土農園に於ける成熟護謨樹の一英反當り産出量は現在に於ては普通六〇〇封度であるが、時には六〇〇封度以上に及ぶこともあるのであつて、大仕掛に試みられた實驗的切付の結果によれば馬來半島や其の他の諸國に比して優秀ではないまでも、先づ同程度であると見て差支へないであらう。但し灰色土に於ては遙かに少なく三―四〇〇封度と認められる。

經營費及生産費　護謨園の經營は既述の如く極めて近代企業的科學的集約的經營であるが、その經營費は各會社により一樣ではなく且灰色土にあると赤色土にあるとでは差異が存する故に其の詳細を知ることは出來ないが、大體に於て百陌當り平均經營費は次の如きものと認められる。

費目		比弗
購入費	一陌當り六〇比弗として	六、〇〇〇
開墾費	一陌當り二〇比弗として	二、〇〇〇
植樹費	一本當り四仙として三〇、〇〇〇本	一、一〇〇
小計		一、四〇〇
維持費	苦力頭賃銀月給二五比弗二人分として	一〇、八〇〇
	定備苦力賃月額一〇比弗四人分として	四八〇
	護謨樹一本に付肥料代五仙として	一、二〇〇
	除草費	二五〇
	雜費	一、〇〇〇
	年額合計	三、八三〇
	六年間維持費合計	三二、九八〇
總計		三三、六八〇

普通護謨樹の採液は七年目より開始されるが、七年目に於ける一本當り原價は前揭事項から見て約一・五〇比弗となる。而して護謨園に於ける採液は七年目より三分一、八年目より三分二、九年目より全部採液が行はれ且十三年目に於て一本當り採液量は最高に達すると認められる如く漸增採液法が用ひられる故に、七年目以後の一本當り原價は年約一砝生産として約〇・五〇比弗と認められる。

生産費に就ても前述と同樣の理由に依り詳細を知り難いが、一九三五年度に於る主要大農園の本船渡F・O・B・封度(lb)當り平均生産費は大體に於て次の如きものである。

費目		比弗
成熟護謨園維持費		〇・九〇
採液及製造費		三・五九
包裝及輸送費		一・〇八
諸掛		三・九二
計		九・四七

尙 Soliva に據れば護謨生産費算出公式は次の如くである。

C　生産費

W　苦力一日勞賃

M　採液人夫一人當り一日採液量(封度)

u　一英反當り一年間維持費

g　一英反當り一年間總費用

N　一英反當り一年間生産量(封度)

S　製品一封度當り工場費・荷造費・船積費

$$C=\frac{W}{M}+\frac{u+g}{N}+S$$

將來護謨栽培に利用し得べき土地・地價及地租　廣き面積は既に主要栽培業者或は投機者によつて占有せられたとはいへ、護謨栽培に利用し得べき土地は、交趾支那・東埔寨の何れにも尙多く殘つてゐる。而して現在の地價に就ては變動の甚しきときは陌當り一―五比弗の間を上下してゐたが普通には一比弗餘と見て差支へない模樣である。購入代價は三回に支拂はれ、假所有權引渡の際半額、殘餘は二箇年に折半して支拂はるべきものとなつてゐる。又土地所有申請者は一陌に付一比弗を超へない前拂金を銀行又は政府に供託する義務を負ひ、土地の十分の一が開墾せられたときに返還せらるべきものとなつてゐる。

地租に關し目下實施中の一般法規は護謨栽培の爲に所有したる土地に對し初の七箇年間は課稅せず、第八年目に至り所有面積の十分の一を一陌に付地租二比弗七五仙宛を納入すべく、爾後第十箇年目に至る迄毎年六分の一宛增課せられる。一一箇年目以降は植付全面積の半分に對して賦課せられ、他の一半は第七年目より一陌に付四八仙宛の第三級稅を徵收せられる。

從業員及勞働者　大農園に於ける從業者即ちアシスタントの初任給は大體月俸二五〇比弗にして其他の諸手當を支給される。又勞働者には契約勞働者と自由勞働者とがあるが、本來的自由勞働者の外に三年間の契約期限後殘留して自由勞働者となるものも多いといふ。而して契約勞働者は曾ては爪哇苦力も多數移入されたこともあつたが、一般的に云つて多くは北安南及東京出身の安南人であるが、是等勞働者の移入は東京三角洲地方の人口過剩問題解決に寄與するところ大なりと認められてゐる。契約勞働者の賃銀は曾ては日給四〇仙內外であつたが世界不況以來三〇仙に切下げられ現在では二七仙(女子二三仙)程度である。之に反し自由勞働者は多く農園附近出身にして賃銀は日給二〇仙平均であると認められるが賃銀の外に全勞働者に對しては毎日飯米が支給されてゐるといふ。尙大農園に於ける勞働は割當作業にして毎日勞働時間は八―一〇時間と認められる。

主要護謨栽培企業會社表

出所＝印度支那財政經濟週報

會社名	資本金 千弗
Société des Caoutchoucs de l'Indochine	七五、〇〇〇
Bienhoa Industrielle & Forestière	一、〇〇〇
Sété Indochinoise de Plantations d'Hévéas	一、〇〇〇
Plantations des Terres-Rouges	一、〇〇〇
Compagnie du Cambodge	二〇、〇〇〇
Sété des Plantation d'Hévéas de Xuân-loc	一、〇〇〇
Sété des Caoutchoucs de Kompong-thom	一、〇〇〇
Plantation d'Hévéas de Caukhai	一、〇〇〇
Sété des Caoutchoucs de Phuoc-loa	一一、一〇〇
Sété Indochinoise de plantations de Minot	一五、〇〇〇
Sété Agricole et Industrielle de Cam-tiêm	五〇、〇〇〇
Sété des Plantations de Kratié	二四、〇〇〇
Sété des Hévéas de Tayninh	一、〇〇〇

護謨栽培協會―一九一〇年西貢市に印度支那護謨業者組合(Le Syndicat des planteurs de Caoutchouc de l'Indochine)が設置されて斯業の發達を大いに助成しつゝある。

市價　世界各市場に於ける護謨市價は次の如くであるが、一九三六年に入つて護謨價に漸く恢復に向ひつゝあることが知られる。

年平均護謨市價表

出所＝印度支那經濟時報

年次	巴里(一砝―法)―デニエ	倫敦(一噸―噸―米仙)	紐育(一噸―噸―米仙)	新嘉坡(一)噸―海峽仙英
一九二九	一一・八〇	一〇・一〇	一一・〇〇	一三・一〇
一九三〇	六・八五	五・八五	六・〇〇	九・一〇
一九三一	三・七九	三・三五	三・四一	六・〇〇
一九三二	二・五一	二・八六	四・一五	六・九五
一九三三	三・〇六	三・三七	六・一五	一〇・一七
一九三四	四・九三	六・一一	一二・八三	一二・七三
一九三五	六・〇一	六・〇一	一二・三〇	一二・二四
一九三六	六・七七	七・七五	一六・三二	一六・〇六
一九三六年―				

一月	五・三九	六・八三	一四・一三	一三・四〇
二月	五・七一	七・三一	一五・四九	一五・一四
三月	五・八五	七・四六	一五・八六	一六・〇四
四月	六・〇八	七・五五	一五・九五	一六・五二
五月	五・九六	七・三六	一五・六八	一三・六八
六月	五・九四	七・三九	一五・七八	一三・八二
七月	六・一四	七・七二	一六・三七	一六・九二
八月	六・〇〇	七・六一	一六・一八	一六・九一
九月	六・一四	七・七〇	一六・三五	一六・六四
十月	八・四五	七・九一	一六・五五	一三・〇四
十一月	九・三三	八・四〇	一七・八五	一三・〇四
十二月	一〇・一〇	九・九一	一九・八七	一三・七四

四　煙　草

印度支那の土人は、一般に煙草に對する嗜好が極めて強く、男女共に幼少の時から之を用ふる習慣があり、特に味の強い麻醉的のものを賞美する。從てゴヴアプ種、ホクモン種等、當領原産の煙草は全て土人の需要に供され、在留佛蘭西人は佛蘭西及アルゼリア産の葉巻、紙巻、刻煙草等を用ひてゐる。但し當領中にても、安南の山岳地方及び東京の奥地々方等は風土極めて温和なるため、高級品種の栽培に好適せる地方に乏しくない。

印度支那に於ける煙草の栽培面積は、東京に於ては建安（ヘイヨン）、太平、海陽等紅河三角洲地方を中心に約六、〇〇〇陌、安南に於ては都龍（ツーロン）、會舖地方及び順化地方に約六、〇〇〇陌、交趾支那に於ては、嘉定（ザディン）、ツードーモ、ビエンホア、タイニン、邊和、西寧各州及南部のバリア地方に優良耕作地約三、〇〇〇陌、東埔寨に於ても約五、〇〇〇陌があり次第に增加の傾向に向ひ、殊にコンポンチヤン及カンダル兩州の土壤はメーコン河の泥濘から成る沖積土で極めて肥沃である。老撾に於ける栽培地はメーコン河の上流地方、即ちビエンチヤン、クラチエ、サヴアナケト等の諸州である。而して收穫高は地方に依り著しく區々であるが、一般に南部地方が北部に比し良好であるとされてゐる。即ち陌當り年收穫量は、東京及安南に於ては、約六〇〇瓩なるに對し、東埔寨に於ては約九〇〇―一、〇〇〇瓩であり、交趾支那の良好なる栽培地に於ては一、八〇〇瓩に達するところがある。

印度支那に於ける煙草の製造及販賣は專賣ではなく Manufactures Indochinoises de Cigarettes, Compagnie Coloniale des Tabacs, Société franco-annamite des Tabacs 等の民間會社の經營に委されてゐる。

煙草消費高表

單位＝瓲
出所＝印度支那統計年鑑

年次			領内製造煙草			
	輸入煙草		シガレット	支那土人煙草	計	
	シガー	歐洲製煙草及シガー	支那煙草			
一九三一	五・六	一、五四八	一四六	三、五七九	五、六四二	
一九三二	四・〇	七三六	九一	一、一八〇	一五	三、三八六	五、四一二

煙草製造工場原料消費高表

單位＝瓲
出所＝同前表

年次	輸入葉煙草	領内生産葉煙草	計
一九三〇	九七	二二七	二三四
一九三一	一〇三	七七	三八〇
一九三二	一二二	二七二	三九四
一九三三	六一	一、一五六	一、二一七

煙草流通稅額表

單位＝千比弗
出所＝同前表

年次	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京及北安南	計
一九三一	七八	四五九	二三五六	三	九二三	三八〇九
一九三二	五九	四二一	一、三五九	二	七三八	二、八〇九

五　棉　花

印度支那は棉花の栽培條件頗る良好で、殊に東埔寨に於ける湄公河畔のシヤムカルと普通呼ばれてゐる河岸は最好適地をなしてゐる。即ち同地方は東埔寨棉として相當著名なる棉の生産地であるが、河水の氾濫等に因り産額は一定してゐない。パストウル研究所等に於ても種々本作物に就ての栽培試驗を行つたが、大體の條件は良好の樣である。

交趾支那に於ては曾て棉花の栽培が榮えたやうであるが現在は衰へ、バリアに五〇〇陌、ベンチエに六〇〇陌を有するのみである。安南に於ける栽培面積七、〇〇〇陌の内六、〇〇〇陌はタンホアで陌當り收量は約一二〇瓩である。東京に於ては約一、五〇〇陌、南定、ニンビン、タイビン等に於て栽培されるものは全て南定工場に於て處理されるが、山地のものは土人の自家消費にあてられる。東京の棉花は有望視されてゐない。老撾に於ても土人の自家消費のために若干栽培されてゐるが一部は支那人に依り運羅に輸出される。

棉花の外に纖維植物としてカボツク、麻、ラミー等がある。カボツクは Bombacée 科 Malvacée 屬の一植物の種嚢中の毳を稱するのであつて、交趾支那に於ては特に年々增加の傾向にあり一九二九年には栽培面積一、二〇〇陌であり、北部安南に於ても漸次栽培せられんとする傾向にある。

棉花栽培面積及生産高表

出所＝萬國農事協會年報

年次	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
栽培面積						單位＝陌
一九三〇―三一	九、一二〇	六、八四三	六〇〇	一、五〇〇	一、四六五	一九、五二八
一九三一―三二	八、〇〇〇	五、九三一	—	一、〇〇〇	九九七	一五、九二九
一九三二―三三	八、〇〇〇	五、〇五七	一〇〇	一、二〇〇	一、三一〇	一七、六七七
一九三三―三四	七、六〇〇	五、〇〇〇	一〇〇	一、四〇〇	一、三三五	一五、四三五
生産高						單位＝キンタル
一九三〇―三一	二、〇〇〇	?	五〇四	九五〇	一、五二八	一三、九九二
一九三一―三二	五、〇〇〇	五、三四〇	—	五〇〇	一〇〇	一一、〇四〇
一九三二―三三	七、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇	一、六三五	八〇〇	一四、四九五
一九三三―三四	六、五〇〇	五、〇〇〇	七〇	七五〇	二五〇	一三、五七〇

栽培方法　棉花の耕作は交趾支那、東埔寨等に於てはメーコン河流域一帶の氾濫を利用し退水と同時に播種する。然し一般に雨期は一定せざる故に地方により不同である。即ち平坦地方の洪水は一〇―一一月なるに反し高原地方にては多く六月に至つて播種する。洪水氾濫地方に於ける收穫は三月より着手せられるが、一二月―一月に着手される地方もある。元來東埔寨棉は米國種にして久しく印度支那に栽培され今日では完全に風土化してゐる。安南地方に於ては四月―五月頃播種し收穫は一一月であるが、通常米との輪作である。栽培方法は最も粗笨にて前年の作物の莖幹を燒き拂つて播種するのであつて耕鋤をしない。品質としては東埔寨棉が最も優秀なるに反し安南棉は纖維粗剛短毛にて紡績に適しない。

六　其他の農作物

甘蔗　南亞細亞を原産とする甘蔗は老撾を除く聯邦各國に弘く行はれる。即ち東京に於ては面積四、八〇〇陌、土人は菓子代りに食用として嚙る。ハドン、ソンタイ等には土人の黑砂糖製造小工場がある。安南に於ける甘蔗の品種は莖の稍々黃色なるもので土人は之を葦莖（Mía lau）と稱してゐる。產地はカンゲイ（カンナム）、廣南、ビンヂン、ゲアン、フエン等、年平均產額は一〇、〇〇〇瓲、大部分は地方消費にあてられる。交趾支那には約六、六〇〇の土人小工場あり、分蜜せざる黑砂糖を製してゐる。栽培地は西貢河とドンナイ河との沿岸地方に集中してゐる。尙東埔寨の氣候は甘蔗栽培に好適なりとして將

間作として栽培されてゐるにすぎない。收穫量も少なく年平均二八〇噸である。スザンナ會社のみは病蟲害豫防に依り相當の成績を擧げてゐる。安南に於ける栽培面積は五、九〇〇陌、年生産三六〇噸内外である。

市價　ルアーヴル市場に於ける東京産珈琲の一〇〇瓩當り年平均市價は左記の如くである。

東京産珈琲市價表

單位＝法　出所＝印度支那經濟時報

年次	東京（珈琲）最低	東京（珈琲）最高	ブラヂル（珈琲）
一九二九	一二五〇	一四五〇	八七〇
一九三〇	九五〇	一一七〇	五三三
一九三一	九一〇	一〇五〇	四二〇
一九三二	七五〇	八六〇	四二一
一九三三	七〇〇	八三〇	二八七
一九三四	六七〇	七四〇	三一七
一九三五	四九〇	六五〇	三三三
一九三六	四五〇	六五〇	二七一

茶　東京に於てはフホ農事試驗場の實驗に依てでも明かなる如く錫蘭茶及爪哇茶よりも良質にて價格も支那茶、緬甸茶に匹敵する。東京原産のものは性强く如何なる土質に於ても成長し病害の點にても寄生蟲の點にても災害をうけることが少ない。東京に於ける栽培面積は四、〇〇〇陌、大部分の生産は土人栽培で外國市場に於ける評價は中位である。但し近年歐人農園も次第に發達し、フトの東、紅河の沿岸のシャフアンジョン農園は茶樹四〇、〇〇〇本を有する。一九二八年以降には特に有力なる茶栽培會社が出來、コンセション三三〇陌を所有してゐる。一九三三年に於ける東京紅茶の佛國及佛領植民地向輸出は一八〇瓲に達したが、製造法の改良等に依り支那茶及び緬甸茶に劣らざる生產を得るに至るであらう。綠茶に就ても當局は少なくとも佛國勢力下の市場特に北亞弗利加に於て支那茶に取て代るべく生產販賣の組織化に努力してゐる。近代的製造工場（ハギヤン、フト、バクギヤン、ハドン、ニンビン、フリ等）はフホ試驗場の結果を綠茶の製造技術に應用してゐる。交趾支那に於てはアンロック農園が茶樹六、〇〇〇を有するが收穫は極めて良好である。安南に於ては栽培面積三、五〇〇陌である。

其　他

玉蜀黍―玉蜀黍は人口稠密なる地方に於ては特に米の補充として栽培せられてゐる。主なる產地は東京及北安南である。印度支那に最も弘布せる種類は粒が黃色又は白色で硬實なるもの、粒が褐色にして軟く粘性なるもの、粒が茶色を帶びたる紅色又は紫色なるもの、三種である。產額は東京に於て最も多く、收穫は五―六月頃行はれる。栽培面積は一九二九年―六〇、〇〇〇陌、一九三三年―六二、〇〇〇陌、一九三四年一〇〇、〇〇〇陌である。安南に於ける栽培はタンホア及ゲアンに於て行はれ栽培面積は四六、六〇〇陌、年平均產額五二、二〇〇瓲である。交趾支那に於ても領內到る處に行はれ地方消費にあてられるが特に不作地方に於て米の補充にあてられてゐる。栽培面積は年々增加し一九二九年に於ては一三、一五〇陌であつた。東埔寨に於ては玉蜀黍の栽培は年々重要性を加え、生產額は米及胡椒に次ぐものである。尙栽培は頗る有利にて大部分交趾支那に輸出される。栽培面積はカンダル二〇、〇〇〇陌、プレイヴェン地方二、〇〇〇陌、タケオ一、五〇〇陌、コンポンチヤン五、八〇〇陌、コンポントン、六二〇陌である。

玉蜀黍年平均市價―西貢市價（赤玉蜀黍）及マルセイユ市場の市價を示す。

玉蜀黍年平均市價表

單位＝百瓩當り　出所＝同前表

年次	西貢市場	マルセイユ市場
	比弗	法
	六八七	
一九二九	五五六	七〇一
一九三〇	五二三	四四二
一九三一	四二三	四四三
一九三二	四二五	四二五
一九三三	三四八	三四八
一九三四	三五九	三四八
一九三五	三〇八	三四八
一九三六	四〇八	三四八

古々椰子―古々椰子は最も重要なる油性植物である。東京にてはハドン附近の農家に於て行はれる。安南にてはビンヂン、フエン等には土人栽培園あり、又カムラン灣沿海地方に栽培園がある。ビンヂンに於ては面積約一〇〇、〇〇〇陌、一、五〇〇、〇〇〇本、甘蔗、マニホット、落花生等に混植さる。果實の皮は綱、サンダル等に用ひるが核實は油脂製造に用ふ。交趾支那に於てはベンチェ、ミト、ヴインロン、カント等の沿岸丘陵地方の所謂城（ジョン）に多く栽培され（一二、〇〇〇陌）コプラ製造に用ひらる。

コプラ市價表

單位＝百瓩當り　出所＝同前表

年次	西貢市場	マルセイユ市場
	比弗	法
一九二九	一七〇三	二六六・四
一九三〇	一六二八	二三五・七
一九三一	一〇八五	一四七・四
一九三二	九〇五	一二四・〇
一九三三	六五六	八四・五
一九三四	五六七	五八・五
一九三五	七五五	八九・六
一九三六	一〇九二	一二八・八

胡椒―胡椒の栽培は東埔寨及交趾支那のみに限られるが、此の兩國の輸出だけで世界生產額の十分一以上を占めてゐる。特に生產の大なるは東埔寨であるが、栽培地方はシヤム灣沿海州即ちタケオ、カンポに限らる。此他の地方は氣候の點に於ては濕氣が强く且雨量が一定してゐて栽培に好適であるが、市價及勞力の點で惠まれてゐない。栽培面積は一九二九―三〇年に於てカンポに九九八陌、タケオに四七三陌、計一、四七一陌である。栽培は殆ど全

て支那人の手中にありエレファント山を背後に控えるカンボ地方に於て相當の成績を擧げてゐるが、肥料、病害驅除等に於て費用がかゝる。交趾支那に於ては特に邉羅灣中のフコク島及ハチエン地方に於て支那人に依り行はれて居り其の面積は一四〇陌である。

黒胡椒平均市價表

單位＝百斤當り
出所＝同前表

年次	西貢市場		ルアーブル市場	
		比弗		法
一九二九		一三七・〇		一、九〇〇
一九三〇		九七・一		一、三三〇
一九三一		六一・七		一、三五〇
一九三二		五一・三		九五〇
一九三三		三〇・五		六四〇
一九三四		二九・六		四一〇
一九三五		二九・五		三六〇
一九三六		二五・五		三三〇

肉桂―肉桂は安南が主産地であるが支那商人は特に之を尊重し歐洲市場に於けるよりも高價に之を買付ける。肉桂の栽培はタンホア地方に於ては數世紀以來、廣南、カナム、廣治、カンナム、コントム等の山地々方に於ては二世紀以來行はれるに至つたものである。肉桂は農產物であると同時に森林の副產物でもあるが、安南肉桂の種類は Cinnamum obtusifolium Noes にて支那藥局方（藥法）に用ひられる。此の樟科植物は東京奥地にも存するがその產量は極めて少ない。安南人は自家の周圍にアレク椰子、茶、バン、バナナ等と混植してゐるが是等の安南人栽培の肉桂よりもモイ族栽培の肉桂の方が珍重せられる。尙肉桂の栽培には四季を通じて雨量が必要である。

白荳蔻―東埔寨のプルサト、老撾のボロベン高原等に於て產出し、大部分支那に仕向けられる。

大茴香―バヂアーヌは東京のランソン地方に多く栽培されるが、核實は Anisetoilé と稱して佛國に仕向けられる。尙ランソン、カオバン、モンカイ等の地方に於ては之から採油し、藥用として支那に輸出する。

畠薯―東京高地々方の苗族はタビン、シンチャイ等の高原、ソンラ平原を圍む山地、トランニン高原等に於て畠薯を栽培してゐるが、玉蜀黍に次ぐ傳統的作物として豚の寶買と同樣極めて有利なるものとされてゐる。

漆―印度支那の漆は Anacardiacée 科の植物の滲出液で東埔寨及交趾支那に於ては森林地帶に野生する Melanorrhoea laccifara から採液する。東京に於ては同科の Rhus Succedanea が清河と紅河の間、フト省を中心に約一、〇〇〇陌ありルミ、フナン、フト等が中心地をなしてゐる。栽培漆は三年生以後のものをV字型に切付けて採液するのであるが、東京人の漆栽培者から支那商人或は邦人商人が盛んに買付を行つてゐる。價格は大口取引の場合に於て一〇〇瓩當り三〇比弗、他に國內買付より積出迄の費用一切は噸當り約一二〇比弗を要するといふ。

七　養蠶業

印度支那に於ける最も興味ある產業の一に養蠶業がある。卽ち安南人は古來から桑樹の栽培及養蠶に習熟し、特に東京及安南地方に於て盛んに行はれてゐるが、元は恐らく支那人から傳はつたものと信ぜられる。現在に於ては安南人を始め印度支那住民の最も普遍的副業的產業として主要なる地方的財源となつてゐる。印度支那が佛領となる以前に於ても、安南王朝は十數世紀以來養蠶の保護をはかつたが、佛領當時に於ては必ずしも盛んであつたとは稱しがたいやうである。佛領後、政府は斯業を十分有利なるものと認め之を荒廢に歸せしめないために種々の手段を講じ、特に公設の蠶卵檢查所を設けて優良なる蠶卵を各養蠶者に供給する等奬勵に勉めた結果、次第に回復して今日の盛況を見るに至つた。但し、一九二九年以降の絹の世界的不況は、印度支那に於ける斯業にも相當甚大なる打擊であつた。

桑樹の栽培は、沖積土質の低地々方或は河川流域地方に於て普く行はれて居り、成長も極めて良好である。桑葉の摘採は普通年に六回乃至七回行はれて居るが、土壤が良質であれば、少なくとも十年間は收穫の遞增を見ることが出來る。桑樹の栽培面積は、東京に於て三、八〇〇陌（一九三〇年）、安南に於て三、五〇〇乃至四、〇〇〇陌、交趾支那に於ては比較的狹少にて、七五〇陌（一九二九年）であるが、之に反して東埔寨に於ては稍廣大にて約二、三〇〇陌（一九三〇年）である。老撾に於ける栽培面積は不明であるが、老撾の土壤そのものは桑樹の栽培に好適なる如く、特に河川流域地方に盛んに栽培されてゐる。

一般に繭は黃繭にして且小型である。卽ち良好なるものは八〇〇繭にて一瓩に達するものもあるが、普通は一、〇〇〇乃至一、二〇〇繭にて一瓩を算するのみである。安南に於ける生繭の年產額は百萬瓩に達するが、主なる產地はビンデイン、カンナム、タンホア、ゲアン等である。交趾支那に於ける產額は極めて少なく、從て產地もベンチエ地方に限られてゐるが、此地の砂質の泥（Giongs）は桑樹の栽培に最も好適してゐると稱される。東埔寨に關しては詳細は知り難いが、大體に於て年產額三〇萬瓩である。老撾に於ては、老撾人がその袴或は彩色又は模樣を施せる肩掛等のために絹布を相當需要するが、現狀に於ては、老撾に於ける養蠶の技術は極めて幼稚であり、產額も各戶に二〇粁程度である。從て絹絲の取引も全く地方的取引に止まつてゐる狀態にある。

養蠶業保護施設―農務當局は前述の如く土人の傳統的產業たる養蠶業の土人經濟に於ける重要性を認めて、左記の如く安南を始め他の聯邦各國各地に蠶卵檢查所、配給所、或は模範的養蠶所等を設けて其の保護助長に努めてゐるが、特に一九二九年には蠶卵一六百萬を無償にて配給し不況に依て蒙れる打擊の緩和に努めた。

安南に於てはヴイン、順化、ビンデインの三箇所に蠶卵檢查所を設け是等の各地方に確實に配給を行ふ。尙別にドンホイ、タンベン、ゲーホアン、タイロック、ボンソン、ビンデイン等には公設の模範的養蠶所を經營し且斯業の指導をなしてゐる。東京に於ては三角洲地方に於けるフラントン、ヴイエッチ、タイビン等及高地々方のシャバに同樣の檢查所及養蠶所を有してゐる。東埔寨に於てはプチタケオに檢查所及配給所があり、年々增大する地方土人の需要に應じてゐる。

公設蠶卵檢查所配給蠶卵數表

單位＝千張
出所＝印度支那統計年鑑

年次	東京	安南	東埔寨	交趾支那
一九三一	五、三五〇	六、〇四八	二、〇〇六	一、九二〇
一九三二	四、七四六	五、五七二	二、二四〇	一、九二九
一九三三	三、一三四	五、二八三	二、〇〇〇	一、八七八
一九三四	四、三六五	五、一三一	一、九七五	一、七五六
一九三五	五、一三五	二、七四七	二、〇八一	一、九三二

八　牧畜業

概要　印度支那の牧畜に就ては氣候、土壤、飼料、住民等から考察する必要がある。卽ち氣候は沿海地方、低地、三角洲地方何れも熱暑濕潤にて牧畜に特に好適であるとは稱し難い。併し廣大なる面積の中には溫暖の氣溫を有する若干の平原あり水牛、牛、豚等の飼育に好適してゐる。土壤は未だ牧畜の生育及飼料を確保するために特に改良が加へられたことはない。殊に低地々方及人口稠密の三角洲地方にては栽培植物は全て人類の食用に供され動物飼育にはあてられない。山地住民の內家畜特に豚、馬、水牛等の飼育を行つてゐるのは苗族又は徭族のみでマン族は全然牧畜を知らない。タイ族は一般に山地又は平地耕作に必要なる程度の牧畜を行ふのみである。平地及三角洲地方の安南人も土地耕作に必要なる程度の動物飼育を行ふにすぎない。卽ち安南人にとつては牛及水牛は特に勞作に必要なる動物たるに止まり、從て安南人社會に於ては牛乳、乾酪、牛酪の消費はなく、酪農業は全然發達してゐない。馬は贅澤物視され泥土に於ける勞働には適せざるものとされて居り、從來は交通機關として大いに用ひられたが、近來は自動車の發達に伴ひ用途は減少の傾向にある。印度支那全般の家畜數は勿論正確には知り難いが大體に於て牛及水牛三、六〇〇、〇〇〇頭、象（家畜）五〇〇頭、豚五、〇〇〇、〇〇〇頭、馬八〇、〇〇〇頭である。此の外に家禽は極めて多く羊及山羊は見るべきものがない。交趾支那の家禽及豚は新嘉坡に輸出される。東京の家禽及

水牛は海防から香港に仕向けられる。西貢、カムラン、ファンラン等よりマニラ（比律賓）及新嘉坡等に仕向けられる東埔寨及び南部安南産の水牛及黄牛の數は年々增加してゐる。安南山脈中の未開種族居住地域には象が多く所謂「プノン」族は之を捕へて家畜としてゐるが、遲羅及緬甸等に相當數の輸出がありチーク材の伐採、運搬等に使役されてゐる。

東埔寨の牧畜　東埔寨は聯邦各國中家畜の數及質に於て最も優れた地方で、その廣大なる平原、土壤、飼料等に於て牧畜に好適せるため大いに將來性を有するものと稱されてゐる。殊に土地は中部と南部に於ては凡ゆる飼料の成育に好適する丘陵地帶をなし、少なくとも一一月から六月の間に於ては絶對に水と牧草に不自由をしない。東埔寨人即ちクメル族は牧畜者であるよりは多分に農耕者であるが牧畜には相當の關心を有し、特に耕作に必要なる牧獸には十分の關心を有してゐる。政府の發表するところに據れば東埔寨の牧獸數は牛類八二六、〇〇〇頭、羊類五五三、〇〇〇頭、馬四〇、〇〇〇頭、豚一、〇〇〇、〇〇〇頭、象五〇〇頭等で山羊類は皆無である。ゼブ（瘤牛）は輓獸として使役されて居る。牛は溫順健脚にて東埔寨特有の全木製車の牽引に用ひられてゐる。東埔寨牛の肉は美味であるが土人は佛領となる以前には屠殺を行はず斃死せるものゝ肉しか用ひなかつたと稱ふ。現在に於ても牛肉を食するのは歐人及支那人のみで土人は牛肉よりは寧ろ湖水又は河川の魚を賞美する。東埔寨牛は乳牛としては不良で土人は酪農業に就ては安南人と同樣全然無智である。東埔寨の水牛は肥大にして皮膚厚く毛は稀薄である。沼澤地に全く順應して暑熱を嫌ふが、毎日浸水し得る地方に於ては粉挽等に使役されて相當有用である。尙東埔寨人は決して水牛を屠殺しないといふ。馬は他の聯邦各國に於けると同樣に全く副次的家畜である。但し東埔寨馬は形體良好にして頑丈且耐久力に富む。土人は馬を乘用し又は輕量車を曳かせるのに用ふるのみである。尙東埔寨人は競馬には常に熱狂する。東埔寨の豚は東埔寨原産特有のものではなく他の聯邦諸國に於けるものと同一種である。即ち頭小さく、顏面は稍々中凹、鼻は直、耳は三角形にて小である。東埔寨に於ける家畜の地方消費は年々增加しつゝあり且プノンペンから交趾支那、海峽植民地及比律賓等に水路、道路、鐵道等に依て相當に輸出される。比律賓向輸出は比島政廳の極端なる保護政策に依り輸出が杜絶えて居り、新嘉坡との取引も同地の英國人が牛及水牛を需要する期間のみに限られてゐるので、結局東埔寨の最大の顧客は交趾支那であるといふことになる。

交趾支那の牧畜　交趾支那の氣候は牧畜には最も不適にて牛ペスト、スラ病、炭疽病、コレラ等が極めて多い。家畜數は一九二九年調に於て大體、牛一三六、七〇〇頭、水牛三一二、六〇〇頭、馬一三、〇〇〇頭、小計四六二、三〇〇頭、他に豚一、〇〇〇、〇〇〇頭がある。豚の買手は多く支那人で屠殺場に於て値踏されるが、西貢及ショロンの屠殺場では年々約二〇〇、〇〇〇頭が處理される。大なるものは一五〇瓩乃至二〇〇瓩に達するものもあるが普通は五〇―六〇瓩である。雞、鷲鳥、七面鳥、家鴨、鳩等の家禽類の飼育は特に盛んで土人及支那人の消費は莫大である。

安南の牧畜　安南に於ても其の自然的條件は特に良好とは稱し難いが、山地に於ては米田の勞役に必要なる水牛、牛等の牧畜の飼料が豐富である。沿海の平原及小河川の三角洲地方に於ては水牛及牛の飼育が山地に於けるよりも多く、特に耕作用として飼養されてゐるが飼料の不十分なることがその發展の大なる障碍となつてゐる。安南の牛は矮小にして下等種である。一般に安南の牧獸は澀化して固有の價値を失つてゐるが性は甚だ强剛であると稱されてゐる。山地の住民も平地の住民も品種の改良には全然留意せず、アジヤモンゴール人に特有なる牧人生活に就て全く無智である。牧獸數は大體に於て牛類四七四、〇〇〇頭、羚種三三〇、〇〇〇頭、馬類一二、四〇〇頭、小計八一六、四〇〇頭、一粁平方當り牧獸四四の割合である。此の外に豚一、〇〇〇、〇〇〇頭あり且家禽の飼育も極めて盛んである。前述の如く安南人は獸肉を食用せず且酪農業を行はざる故に地方消費は極めて少ないが、東京及交趾支那には每年約三〇、〇〇〇頭（その中東京向は二五、〇〇〇頭）が仕出される。外國輸出は大ならず、香港、新嘉坡仕向が若干あるのみである。

東京の牧畜　東京の牧畜は氣候、土壤、飼料及牧畜を行ふ住民の關係等に於て高原地方、中部地方、三角洲地方の三區域に分類される。就中高原地

方に於ては特に高緯度地方居住民族を除きムオン、タイ、トー、マン、苗等の種族に於ては牧畜は比較的盛んで市場に牧獸を出すための交通路の開設が要望されてゐる。政府はランソン、バクカン、モンカイ、カオバン、ライチアウ、ソンラ、ハギヤン等に於て定期的に取引市を開いて奬勵してゐる。中部地方に於てもニンビン、フリ、ソンタイ、ホアビン、ヴイエン、バクギヤン等には天然の牧場多く、河内、海防等の消費市場に近く將來の發展が期待されてゐるが住民は未だ牧畜に習熟してゐない。東京三角洲地方に於ては河内、海防、南定等の消費市場を手近に控えながら牧獸は餘り盛んでなく土人は單に自家勞役用に之を飼育してゐるのみである。但し豚及家禽の飼育は極めて盛んである。因に東京の牧畜數は牛二〇〇、〇〇〇頭、水牛四〇〇、〇〇〇頭、馬二〇、〇〇〇頭、小計六二〇、〇〇〇頭、豚一、〇〇〇、〇〇〇頭と見積られてゐる。

老撾の牧畜　老撾に於ては牧畜は有力なる資源である。卽ち自然的にルアンプラバン地方のセンチタ高原、メーコン河に沿ひルアンプラバンからバクレに到る間に於けるトラニン高原、或はフカウコアイ高原等は自然の大牧場をなし氣候、土壤、飼料等に於て最も惠まれてゐる。而して將來最も有望視されてゐるのは南部のバサツク、サラヴアン、アトプ三州に跨がるボロベン高原（玄武岩質土壤）であらう。牧畜數は約八〇〇、〇〇〇頭（牛、水牛、馬）である。老撾にては特に南部のサラヴアン州が牧畜の中心をなしてゐる。之は東埔寨及び交趾支那の如き牛及水牛の好市場に近いことに基くのであるが、他面此の地方の老撾人はクラチエのみならずプノンペン或は西貢までも賣捌に出かける。

政府の畜産奬勵施設　牧畜關係官廳としては中央に農業牧畜森林總監部があり、その下に獸醫課及中央獸疫檢査所がある。聯邦各國には獸醫獸疫局及牧畜地方委員會があり、又安南のニヤチヤンのパストウル研究所は牛疽、血清等の研究に從事して畜産改良に貢獻してゐる。

統計

各國別屠牧獸數（一八三一―三三年）

單位＝千頭
出所＝印度支那統計年鑑

國別		水牛	牛	犢	豚	羊	山羊	狗
安南	一九三二	一五	九	五二	五九	〇・二	〇・二	〇・二
	一九三三	〇・六	九	四・六	五三	〇・二	〇・二	〇・二
東埔寨	一九三二	—	九・一	一・〇	八四	〇・三	〇・二	—
	一九三三	—	八・六	一・一五	七九	〇・二	〇・三	—
交趾支那	一九三二	一五	一・三	三五四	四・〇	二・七	—	—
	一九三三	四・六	五二	三・六	三・四	三・五	—	—
老撾	一九三二	〇・三	一・四	一・八	〇・一	—	—	—
	一九三三	〇・四	二・七	—	—	—	—	—
東京	一九三二	二三	四一	六〇	二三五	二・四	〇・四	一・七
	一九三三	三三	三九	八二	三二八	三・二	一・〇	二・三
計	一九三二	一九	七六	七四〇	七	三五	一・九	一・九
	一九三三	二八	六五	一八	六九九	七	四	一五

印度支那官廳所屬獸醫數　（一九三三年）　出所＝同前表

摘要	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
獸醫監	八	五	五	三	一	三二
獸醫	三	三	二〇	九	二九	六二
種痘醫	三三	二四	四一	二四	三四	一四六

皮革及骨角加工業　獸皮の主たる取引市場は西貢、次いで海防市場であるが、買付及輸出は若干の佛人商社を除き、大部分支那人仲買商に依てなされてゐる。而して印度支那產の獸皮は餘り良好とは稱し難いが比較的安價で多く鞣皮として使用されてゐる。保存法は未だ十分に考究され居らざるため生產地より加工業者或は輸出業者のもとに到着せる時は既に多くの疵點を生じてゐるといふ。領內各地方には多數の小鞣皮工場が支那人又は土人に依て經營されてゐるが、大工場は東京河內近傍の印度支那鞣皮會社（Société Anonyme des Tanneries d' Indochine）及交趾支那の西貢、ツードーモ近傍の交趾支那鞣

皮會社(Société des Tanneries de Cochinchine)の兩者である。土人特に安南人は皮革製品に有能で靴類その他漆塗革の利用に依て各種の良品を製造してゐる。牛及水牛の角骨加工は主として小家内工業として行はれてゐるが、會社としてはタイハアプ印度支那硝子製造會社(Sóte des Broseries indochinoises de Thai-Ha-Ap)及安南東京工業會社(Société industrielle de l' Annam-Tonkin)等がある。

主要農作面積及收穫量表（一九三六年）

出所‖印度支那統計年鑑

作物別(收穫物)	面積 千頃	收穫量 千噸
(1)米（粒）	(1) 五、〇〇〇	七、〇〇〇
玉蜀黍(粒)	五〇〇	六〇〇
珈琲(豆)	一〇	二·五
茶（葉）	二〇	(2) 一五
護謨(クレープ、ラテツクス等)	一二六	四〇
煙草(葉)	二〇	一四
甘蔗(黑糖、白糖)	四〇	六〇
棉(繰棉)	一五	一·一
カポツク(種子板カポツク)	三五	二·五
黃麻(梳麻)	〇·一	〇·〇五
古々椰子(コプラ)	二五	二五
落花生(落花生子)	一五	一二
胡麻(胡麻子)	四	三·五
莵麥麻(莵麥麻子)	四	五
胡椒	一·五	三·五
漆	七	二·四
蠶(繭)	—	〇·二

(註) (1)年平均概算　(2)內三五噸が歐人農園收穫量

林　業

總說‖森林面積‖木材‖輸出狀況

一　總　說

森林行政　聯邦各國には各々地方林野局があり、地方行政長官即ち交趾支那に於ては植民地知事、其他の保護國に於ては理事官長の監督下に屬してゐる。河內には林野管理官を長官とする中央機關があり各々地方林野局監察の任務を有してゐる。各森林區は行政上財政上自治的單位をなし地方森林主事が森林區長の任に當つてゐる。森林區は更に多數の小管區に分れてゐる。佛領となる以前に於ては特に森林に關する規定なく、佛領となつて後も前述の如き地方森林局以下の森林行政が規定されたのは一九〇三年以後のことである。然して現在印度支那森林行政に於ける基本法は一九三〇年三月二一日附總督令で大體次の如き內容を有するものである。

一、森林を三種に區分し、編入林（伐採制限或は保護林及植林地の如く特別規定を適用されたるもの並に地方林或は公共造營林の如く法人に屬するもの）、保安林及特別林(個人所有のもの)とである。

編入林―伐採に二種あり、普通伐採は州長官、特別伐採は總督の承認を要し、伐採物の賣買は公入札法に依るを原則とする。

保安林―原則として伐採或は副產物の採集は禁ぜらるゝも、特に局長承認の上林務官の監視下に許可される場合がある。尙伐採物の措置に於ても林野管理官或は局長の指示を受ける。

特別林―公安を害せざる限り伐採を行ひ得るが豫め州長官の許可を要す。

二、編入林及保安林の伐採及伐採物賣買の受益者並に名義人は佛國民・同臣民及保護領民並に佛國法に則る會社に限られる。

三、林產物の實際收入額の百分の一は管理資金として國庫に徵收さる。

尙、所謂本來的森林の內右の林業法に基く編入林の一九三四年に於ける概

況は左表の如くである。

摘　要　單位　東京　安南　交趾支那　東埔寨　老撾　計

編入林數　一一三　一一六　一七八　一〇四　一　五一

編入林面積　陌　三八七、三三四　八五八、一五一　七三〇、六八五　八七三、八八〇　一、三八四、〇五〇

伐採面積　陌　五七、八八五　七三、六〇　二九三、八五六　五一、九九八　四七七、三九九

森林收入　比弗　三一七、六五八　三三四、六〇　四〇、五六八　四〇、八六四　一、五三七、七六〇

出所‖(印度支那統計年鑑 A・アガール著「佛領印度支那事情」)

生產及販引　一九三三年に於ける用材・薪炭材其他の伐採生產量は左表の如くである(老撾を除く)。

森林伐採生產量表（一九三三年）　出所‖印度支那統計年鑑

種別	單位	安南	東埔寨	交趾支那	東京	計
用材		—	—	—	—	—
貴重材	米立方	四七	四五	二八	二六	—
一等材	同	一六〇、一五	七、九八四	五、四八七	五、四八七	—
二等材	同	五〇、四一四	三七、六五六	二六、七七六	二六、七七六	—
三等材	同	三、五五一	一、五三、三一〇	三〇〇、七五	三〇〇、七五	—
四等材	同	四六、一四〇	九、八三六	三〇、八八六	三〇、八八六	—
竹及籐		一〇〇、一一	八〇、三二四	七八、四六四	七八、四六四	—
薪炭材	ステール	一、九六、九八一	一五三、三〇二	一、二九六	一四〇、二八九	—
木炭	瓲	一五、三〇二	六九、三〇二〇	—	一、九八七	—
マングローヴ	ステール	一、九七七	一、〇四四	—	一、三八三	—

二　森林面積

佛領印度支那に於ける"Forêt"(森林又は林野)なる語は從來極めて漠然と用ひられ、之に密林から草原荒蕪地に至る全てを包括せしめて居り、現在に於ても所謂森林面積は極めて漠然としてゐるが、林野局の百萬分の一の印度支那地圖に於ては本來的森林とは殆ど決定的に森林開拓の行はれたる面積なりと見做してゐる。然して佛領印度支那の總面積七四〇、四〇〇粁平方即ち七四、〇四〇、〇〇〇陌に對し自然草木の生育せる面積は五五、〇〇〇、〇〇〇陌、即ち總面積の約七四%であるが、所謂本來的森林面積は最大に見積つて三七、八〇〇、〇〇〇陌である。而して此の本來的森林面積は其の森林蓄積の程度に應じて分類すれば、(イ)蓄積豐富なるもの、即ち陌當り三〇〇米立方以上にて、その中少なくとも三分一が優良材なるもの―六、〇〇〇、〇〇〇陌、(ロ)蓄積中位なるもの即ち陌當り一五〇乃至三〇〇米立方にして其うち優良材約四分一を含むもの―二四、〇〇〇、〇〇〇陌、(ハ)蓄積豐富ならざるもの即ち陌當り一〇〇乃至一五〇米立方にして優良材僅少なるもの―七、七〇〇、〇〇〇陌となる。草原の面積は約一五、一〇〇、〇〇〇陌、其の中蓄積豐なるもの一二、三〇〇、〇〇〇陌、蓄積豐富ならざるもの二、八〇〇、〇〇〇陌と算定される。以上の外に安南人の所謂 Vai thơ 即ち禿山一、七〇〇、〇〇〇陌がある。而して上記の內本來的森林にして蓄積豐富なるもの及中位なるものの並に草原の內蓄積豐富なるものの合計は四二、四四〇、〇〇〇陌にて印度支那總面積の五七%を占めてゐる。而して之等を聯邦各國別に就て見るに左表の如くである。(單位‖陌)

摘要	東京	安南	交趾支那	東埔寨	老撾
蓄積豐富なる森林	一、〇〇七、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	二、三四四、〇〇〇	二、九三三、〇〇〇	四四三、〇〇〇
蓄積中位の森林	三、四五〇、〇〇〇	三、三〇七、〇〇〇	二、六六〇、〇〇〇	三、五八七、〇〇〇	二、三九七、〇〇〇
蓄積豐富なる草原	二、五〇三、〇〇〇	一、五三、三一〇、〇〇〇	四二六、〇〇〇	一、二〇四、〇〇〇	九、五〇六、〇〇〇
計	六、九四三、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	九、八三六、〇〇〇	八、一七、〇〇〇	七、九三四、〇〇〇
總面積	一、五六七、〇〇〇	一四、七六三、〇〇〇	六四七、〇〇〇	一八、一〇三、〇〇〇	二三、一三六、〇〇〇
%	六〇	四四	一三	四三	八八

三　木　材

用材(木材)　印度支那の木材は前揭表にも明かなる如く五種に區分せられる。即ち(イ)貴重木はその色、木理、光澤等に於て秀いで、家具、唐木細工、寄木細工等に用ひられる。此種の貴重木は印度支那に於ては年々減少し

てゐると稱されてゐるが、有名なるものはダンフオン（安南語）＝ツオン（東埔寨語）、カムライ（安）＝ネアンヌオン（東）、トラク（安）＝クランフン（東）、カムチ（安）等がある。交趾支那及南部安南でゴー、北部安南及東京でグー、東埔寨でクラカス、老撾でマイレと稱される莖科植物は膠刻用木材として最も代表的のものである。（ロ）一等材は主として船舶等の骨組用材木及指物用材である。その代表的のものはチークで（老撾に於てはマイサクと稱す）メーコン河上流の沿岸地方に特に豐富である。奥地老撾に於て毎年二〇、〇〇〇米立方以上伐採されメーコン河を浮流してプノンペン及西貢まで運ばれる。輸出先の主なるものは印度、香港、佛國、英國、新嘉坡等である。（ハ）二等材は普通の骨組用及び組雜なる指物用材で、主なるものはダウ（安南、東埔寨）、ソンラン（安南）＝スラヲオ（東埔寨）、ソアン（東京）、ユイン（安、東、交）等である。（ニ）三等材は細工容易にして箱・家具等の製作に用ひられる。（ホ）四等材は即ち等外材にして市場價値は極めて低く、多く薪炭用に供される。特に柔軟なる用材は安南及東京等に於て燐寸製造に用ひられてゐる。次表は印度支那産主要木材の一般使用及用途適性調査表である。

印度支那協會々報

名稱	高さ	試驗濟一般用途	
Tlii	三〇	—	唐木細工、寄木細工、膠刻用、旋盤工場用
Cam-Xe	三〇	電信柱、棒杭、石壘代用、唐木細工、鐵道枕木、川舟、車製造、刷毛材、摩擦機械部分、旋盤工場用	—
Ca-oi	三〇	—	骨組、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手
Cham	三〇	製紙材料	鐵山支柱、指物細工、箱製造、マッチ
Chieo	三一	—	指物細工、木香製造
Dang-Huong	三〇	唐木細工、寄木細工、膠刻、旋盤工場	—
Dau	三〇	骨組、電信柱、棒杭、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱製造	—
Gie	二二—二五	骨組、鐵山支柱、電信柱、棒杭、石壘代用、指物細工、鐵道枕木、川舟、兵器、四輪馬車、まげる用途、樺工場用	—
Gioi	三〇	—	指物細工、唐木細工、寄木細工、模型製作、箱製造
Goi	二五	骨組、指物細工、唐木細工、寄木細工、膠刻、車製造、木香製造、刷毛材、まげる用途、旋盤工場用、挽板	—
Gu	三〇	唐木及寄木細工、膠刻、木版、兵器、四輪馬車、刷毛材	—
Ho-bi	三〇	指物、唐木、寄木細工、膠刻、兵器、四輪馬車	—
Hoang-linh	三〇	骨組、石壘代用、指物細工	—
Huynh	三〇	骨組、鐵山支柱、指物細工、寄木細工、膠刻、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、共鳴箱	—
Kien-Kien	三〇	—	骨組、指物細工
Lat	二五	—	指物、唐木、寄木、兵器、四輪馬車

Lau-tau	二五	鐵道枕木	骨組、鐵山支柱、電信柱、棒杭
Lim	三五	骨組、電信柱、棒杭、石壘代用、指物、唐木、寄木、膠刻、鐵道枕木、川舟、車製造	—
Mo-vang-tarn	三〇	骨組、指物、唐木細工、膠刻、箱製造、マッチ	—
Muong	二五—三〇	—	骨組、鐵山支柱、指物細工、箱製造、挽板
Nglien	二五—三〇	—	骨組、唐木細工、鐵道枕木、川舟、車製造、兵器四輪馬車、摩擦機械部分
Phay	三一	—	鐵山支柱
Rang-Rang	三一	—	鐵山支柱、指物細工、箱製造、挽板、樽
Re	二五	—	骨組、指物細工、箱製造
Sang-dao	三〇	—	骨組、唐木細工、鋤、熊手
Sao	二五	骨組、石壘代用、指物細工、模型製作、鐵道枕木、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手、旋盤工場、桝細工、挽板	—
Sen	二五	—	膠刻、鐵道枕木、川舟、車製造、兵器四輪馬車
Son	二五	唐木、寄木細工、膠刻、旋盤工場	骨組、電信柱、棒杭、石壘代用、指物細工、膠刻、木版、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分
Tau	三〇	—	—
Teck, Tlii	二五—三〇	骨組、指物細工、川舟	—
Trac	二五	唐木、寄木細工、膠刻、刷毛材、旋盤工場用	—
Traily	三〇	—	骨組、指物、唐木細工、膠刻、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分、旋盤工場
Tram	二五—三〇	—	鐵山支柱、電信柱、棒杭
Tro	三〇	骨組	—
Vang	三〇	—	指物細工、木香製造、箱製造、マッチ
Vap	三〇	電信柱、棒杭、石壘代用、唐木細工、鐵道枕木、兵器、四輪馬車摩擦機械部分	—
Ven-Ven	二五	骨組、指物、唐木細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱	—
Xen	三〇	骨組、鐵山支柱、石壘代用、川舟用、兵器、四輪馬車	—
Xoan	二二—二五	骨組、鐵山支柱、指物細工、箱製造、桝細工、共鳴箱、マッチ	—
Xoan-Rung	三〇	—	電信柱、指物細工
Xoan-Dao	二五	骨組、川舟、兵器、四輪馬車	—
Xoay	二五	—	石壘代用、車製造、摩擦機械部分

竹及籐　竹は印度支那の土人經濟に於て相當の役割をなしてゐる。即ち小屋の骨組、練土塀の支針、門及柱等に一般に用ひられる。土人の小舟、籠等も全て竹製である。水樋、各種道具の柄、灌漑用具、米に用ひる笊、容器、天幷棒、漁具等總て竹製である。印度支那の籐は安南人諸國ではマイ、東埔寨でブダウ、老撾及奥東京にてヴアイ等の名にて知られ、特に安南及東京に豐富である。取引は重量買にて重量の單位は擔即ち六〇、四五〇瓦、未加工のまゝ支那及香港に相當輸出される。主としてマイニヨクと稱せられる白籐である。ツーランは唯一の籐取引市場になつてゐる。竹及籐は印度支那の凡ゆる地方に於て笊、スパルト、編物等の原料として用ひられ地方村落の比較的有數の財源となつてゐる。

木炭　木炭製造に從事するのは支那人及安南人で原料として北部に於てはタウ、ニエン、トライ、チエオ、デエ等、交趾支那及東埔寨に於てはトラム、マングローヴ等を用ふる。賣買は重量で行はれ、大體一〇〇廷當り二二〇比弗であるが、商人は之を濡して重量を增して販賣するのが普通となつ

てゐる。木炭の輸出には一〇〇瓲當り〇・二比弗即ち二法の輸出稅を課せられるが海防、ベンチュイ、西貢等から暹羅及香港へ相當量仕向けられる。

木材加工業　木挽工場―東京に於て最も大なる木挽工場は河内に本社を有する印度支那機械木挽會社(Société des scieries mécaniques indochinoises)の工場で二五馬力のガス發動機を有してゐる。安南に於てはタンホア木挽及燐寸製造會社(Sté. des scieries et fabrique d'allumettes de Thanh-hoa)、ベンチュイ製材及燐寸製造會社(Sté. Indochine Forestière et des Allumettes de Bên-thuy)等が同樣に有力な工場を有してゐる。東埔寨に於ける有力なるものはコンポンチャン附近のクリスチャンヴィルにあるコラン工場である。交趾支那に於てはビエンホア木工會社、西貢人力車製造會社其他安南人又は支那人の所有する工場約一〇を數えることが出來る。

燐寸製造―現在燐寸製造に從事する會社が三社ある。即ち東京に於てはベンチュイ製材及燐寸製造會社に所屬する工場があり領内各地に於て操業してゐる。原料は東京奥地及中部仕出のボーデ材である。化學藥品は佛國より輸入し年平均七二百萬箱の生産がある。安南に於てはタンホア木挽及燐寸製造會社及びベンチュイにある製材及燐寸製造會社で年平均一四〇百萬箱を生産してゐる。

四　輸出狀況

主要林産物輸出高表

單位＝噸
出所＝印度支那統計年鑑及貿易年報

種別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
薪木	一九八		五三一		五三六		九八一	
木炭	二九八		二七七四		一、〇〇八		一、二七七	
ベンジョアン	三七三		二六		五三		九七	
ステイツクラック	三七		一四四		六八七		二五一	
精製ゴムラック	一〇四		二		六		一	
籐及竹	二		二		五三六		六〇九	
チーク材	八〇八六		一、二七四〇		一、四七九八		一、三七五四	
リム材	四七四		一六〇		五三一		四三一	
トラク材	五三三		二七六		五六九		二〇七	
カムライ材	―		二八		一四		―	
ダンフオン材	二		三四		二〇四		四二九	
グー材	―		―		九		一	
其他有用材	五九八		七二三		二一五		六二六	
香木	四五		五一		四九		七二	
普通材	二、六二三		一、二二八		一、二七五		九三〇	
木炭	九、四九六		八、七八六		六〇五九		三、〇六〇	
白豆蔻	三三六		三〇二		四〇九		三七三	

（備考）林産物の輸出入に關しては「貿易の部」參照

水産業

總説―海洋漁業―淡水漁業―水産製造品

一　總説

印度支那の漁業は漁法の頗る幼稚なるに拘らず魚族の豊富なるために相當盛であり、又有望なる將來を有して居り、且水産物の輸出は總輸出品目中第三位に在るを以て、その漁撈法の改革と組織的漁業の發達とを見る曉には、本領漁業も亦著しき發展を期待し得る。殊に各地の土人は獸肉を食せず、魚類は米と共に必需食料となつてをり、乾鹽魚の需要も頗る大なる故、輸出方面より見ても、本業の將來は益々多望なりと言はなければならない。

印度支那海洋研究所の算定に依れば佛領印度支那の沿海及東埔寨太湖及河川の年平均漁獲高は、東京灣及北部安南沿海―六〇、〇〇〇瓲、南部安南沿海―五〇、〇〇〇瓲、暹羅灣(交趾支那及東埔寨沿海)―五〇、〇〇〇瓲、東埔寨太湖及河川―一〇〇、〇〇〇瓲、合計二六〇、〇〇〇瓲、一瓲當り四〇比弗として一〇、四〇〇、〇〇〇比弗、即ち一〇四、〇〇〇、〇〇〇法の收穫である。併し此の見積は領内取引及び地方消費のみに關する極めて内輪の見積であつて、此の外同じく右研究所の調査に依るバサック及メーコン河口附近―一〇〇、〇〇〇瓲、ビイエンソン及カプキヤオ―二〇、〇〇〇瓲、シヤム灣に於ける曳網漁獲―三〇、〇〇〇瓲、合計一五〇、〇〇〇瓲を加算せねばならない。即ち之に依れば印度支那の年平均漁獲高は四一〇、〇〇〇瓲で、佛國の海洋漁獲二五〇、〇〇〇瓲に比して遙に莫大なりといふべきである。然して印度支那の漁業は大別して海洋漁業と淡水漁業に分類することが出來る。

二　海洋漁業

印度支那の海岸線はS字形をなして三、〇〇〇粁以上に及び沿海漁業は自然的には極めて有望である。而して主なる漁場は南支那海、東京灣及暹羅灣である。海洋漁族は極めて豊富にして現在印度支那沿海に於て漁獲される魚族の種類は二五〇乃至三〇〇種に達して居り印度支那海洋研究所魚類學研究室に於ても未だ結論には達してゐない。又機船底曳網漁業に就ても未だ全般的に十分の結論は得られてゐないが、少なくとも東京灣に於ては有望視せられてゐる。

東京灣主要魚族名及漁期　出所＝南支那・佛領印度支那之水産業

和名	土名	佛名	漁期	摘要
鯖	カチヤイ(カツー)	Maquereau	九月	
鱈	カモオイ	―	九―一〇月	
鯛	カホム	Pagre	一一―三月	
鰈	トーフー	Ponite	一一―一月	
鮪	カチヤイ	Brochet	一〇―三月	
鯖	カトツー	―	一一―四月	
鰯	カドイ	Pastenague	二―三月	
	アカエイ	Requin	五―八月	
	カマプ	Langouste	二―三月	
鰻	コントム	Crabe	一一―二月	
蝦	コンクツ	Seche	五―八月	
蟹	カモク	Poulpe	三―八月	
烏賊	マイマイ	―	―	
蛸	カソン	Poisson vieille	少なし	
鰻	カラム	Sardine	四―九月	
鱶		Sole	少なし	
鰯			一二月	
中舌	カロンポン		―	

東京沿岸―主なる漁場を東から西に列記するに、(一)ムイニヨク及モンカイ附近、主として定置漁業である。(二)ゴウトー島からバクロウン岬の間、特に支那人の漁業に從事するものが多い。(三)鴻基からケバオに至る沿海地方、(四)ライシヤンサム島及ションライチヤオ附近、(五)カトバ島及ノルウエイ島、(六)ドソン地方等である。而して東京灣に於ける漁業に於ては特に支那人が有勢で北海、海南島方面から二〇トン乃至六〇トンの戎克船にて來航しデロン灣を中心に漁撈に從事し、漁獲物は主として海防市場に賣捌かれる。安南人漁

夫は一般に冒險心に乏しく企業心なく其の日暮しであつて、漁獲物は轉賣人或はニヨクマム工場に數サペクにて賣却する。

安南沿岸―漁業者及魚族の多いのは北部のタンホア、ゲアン、ハチン等の諸州、南部のカンホア、ビンチュアンである。漁業及水產加工業に從事する安南人の數は約三〇、〇〇〇、之に同數の婦女子が從屬する。漁期は一般に一〇月―一一月から三月―四月に至る間である。漁船は約三、〇〇〇艘と認められる。一般に定置漁業が行はれるが安南人の特殊漁法としてカルマル法がある。之はカルマルの腸内發光體を利用して魚族を集める方法でキノン、ニヤチャン附近で行はれてゐる。

交趾支那沿岸―南支那一帶に出漁してゐる支那人及安南人の來航漁撈する者約四、〇〇〇と稱されるが漁撈法は幼稚である。且カモ岬から東埔寨一帶は南西の恒信風に曝されるため遲羅灣及東海岸等に於ける程盛んではない。交趾支那に於ては漁獲自身よりも漁獲物加工業の方が發達してゐる。之は住民が特に米と共に鮮魚、乾魚、鹽漬魚、燻製魚を常食とするためである。

遲羅灣―フコク島附近に於て一年の中四箇月は漁撈が出來る。安南人漁夫はフコク島の外アントイ、ホントム、プロパンヂヤン等の島嶼附近に出漁するが漁獲は豐富でない。殊に之等の安南人は貧困で漁船は季節を定めて賃借してゐるにすぎない。

東埔寨沿岸―東埔寨人は全く漁業を行はず、航海にも無智である。從て東埔寨沿岸の漁場には約三、〇〇〇の安南人漁夫が北東のモンスーンを利用して喞集する。但し水產加工業は東埔寨にも發達して資本一、〇〇〇乃至四、〇〇〇法の數多の小工場が出來てゐるが是等の資本は遲羅盤谷在住の支那人の出資であるといふ。

三　淡水漁業

印度支那は河川湖沼に富むため土人漁法の幼稚なるに拘らず至るところに淡水漁業が發達し漁獲高も亦相當に達してゐる。卽ち東京に於ては陸上に一定の住地を有せずして水上生活をなす河川漁民多く、東京デルタ地方、特にタイビン州に於て此の水上部落十五以上を數へることが出來る。漁法としては釣竿、釣糸、投網、敷網、陷等が用ひられてゐるが時に銛、魚梁、三叉等を應用するものがある。尙上流のモンカイ地方に於ては鵜飼をなすものがあるといふ。安南に於ても河川又は湖水のあるところで簡單なる定置漁具又は漁網を以て行ひ、沿岸土人にして之に依て生活してゐるものは相當數に上る。交趾支那に於ても淡水漁業は相當の盛況を示してをり特にショドック、ロンシエン、サデク、カント、ビンロン、ビエンホア、タンアン等に於て一一月から翌年六月末まで盛に行はれる。但し暑氣のため魚類の貯藏は極めて困難である。淡水漁業の最も盛んなるは東埔寨で、水準の最も低下せる時でも面積三、〇〇〇粁平方、北西から南東への距離一五〇粁を有する太湖（土語にてトンレサプと稱す）は實に天然の養魚場をなしてゐる。漁法は極めて簡單で漁具としては底の扁平なる、竹堰簀、網等を用ふるのみである。淡水魚も種類が極めて多いが、用途上からは㈠乾又は鹽漬に用ふるもの、㈡鮮魚のまゝ食用に供するもの、㈢魚油を採るに用ふるものゝ三種に大別することが出來る。

右の乾魚及鹽漬魚は支那商人が買付けて戎克に依てプノンペン、西貢、シヨロン等に送り一部は東埔寨及交趾支那の地方消費に供給するが大部分は遲羅のウボーン及コーラートに仕向けられ、その殘部が新嘉坡、廣東、爪哇等に輸出される。燻製魚は外國仕向は少なく、多く領內消費にあてられる。魚油は支那商人が買付てプノンペン、シヨロン等に送るが、一部分はマルセイユ市場に仕向けられ機械油として使用する。

輸出　東京アロン灣、東埔寨太湖、交趾支那河川等產の魚族は年々輸出を增加してゐる。仕向地は新嘉坡（七一%）、香港（一二%）、支那、遲羅等である。乾鹽魚其他の水產物の輸出人に就ては「貿易の部」を參照せられたし。

漁業法　前述の如く印度支那に於ける漁業者の主力は支那人にして、安南土人は實力上大なる壓迫をうけ利益は支那人に獨占される傾向あり、且つ密漁者の取締を嚴にする爲一九一一年六月以來取締が嚴重にせられ特に東京灣に於ては航海稅の外に乘組員一人當り一比弗が課稅される。東京灣のみならず老穉を除き一般に毒物・麻醉藥の使用に關して制限あり又漁船の賃貸に關して制限されてゐる。

四　水產製造品

水產物の製造加工業もその實權は何れかといへば支那人の掌中にある。水產製造品の中最も有名なるは古來安南人の賞美し來つた魚醬油（土名ニヨクマム）で特に安南のビエンソン及東埔寨のフコクは有名である。製鹽業も大部分土人の行ふところで東京、安南に於てはキエンアン、カンエン等が主產地をなしてゐるがビンチュアンのカナには佛人の製鹽會社が海鹽製造に從事し年六〇、〇〇〇噸を生產してゐる。

地方別鹽生產量表（一九三〇―三三年）　單位＝噸　出所＝印度支那統計年鑑

年次	安南（南部）	東埔寨	交趾支那	東京及北部安南	計（註）
一九三〇	一〇六、四八五	—	七九、二五九	二三七、三三五	
一九三一	二一〇、四四四	—	六九、七三八	二四九、七四九	
一九三二	二一二、三四	—	七一、三〇	二五一、一七八	
一九三三	七六、六九七	—	三二、七一八	一四五、四九三	

（註）老撾を含まず

鹽生產、輸出、滯貨及消費高表　單位＝千噸　出所＝同前表

年次	生產	輸出	年度末滯貨（註）	領內消費	合計
一九三〇	二三七、三	四二、五	二四五	一五八	二〇一、八
一九三一	二四九、七	三二、九	三三二	一三〇	一七九、八
一九三二	二五一、一	二八、七	四二四	一三〇	一八一、七
一九三三	一四五、五	九九、四	三四六	一五四	一九三、二

（註）鹽商人に於ける滯貨を含む

各國別鹽販賣價額表　單位＝千比弗　出所＝同前表

年次	安南（中南部）	東埔寨	交趾支那	東京及北安南	合計
一九三一	一、〇一八	三六	一、四〇二	三一	一、四五〇九
一九三二	九八一	二六	一、〇八六	一五	一、一八四
一九三三	九五八	一九	一、一六〇	一五	一、二〇四

鑛業

總說―燃料鑛物―金屬鑛物―其他の鑛產物―勞働者―附・主要鑛山會社一覽表

一　總說

佛國の侵略上の一要因を爲してゐた印度支那の地下資源、殊に無煙炭は、その品質極めて良好であり埋藏量も亦莫大で、その名聲は夙に內外に著名であつた。而して佛國の進入以前既に石炭に限らず一般地下資源も土人或は銀鑛探索を目的とした支那人等に依て發見せられ同時に小規模乍らも彼等に依て經營されて居たもので、今日佛人に依り經營されてゐる各種鑛山は殆ど總てその發見にかゝるものである。

炭業が佛人の手に依て初めて大々的に企業化されたのは、佛國の侵略完成後間もない一八八八年で、東京佛國無煙炭會社が鴻基に設立された。本社は設立後長期間の困窮時代を經過したが、一九〇〇年に至つて漸く利潤を上げ得ることゝなり、爾後年と共に順調に發展を遂げた爲之に刺戟を受けた多數の佛人企業家が陸續斯業に參加することゝなり、遂に今日の繁を招來したものである。

一方一九一二年一月二六日に最初の鑛業法が制定されたが、本法は斯業發展の爲に鑛床發見者の權利を全體的に保護せんとしたもので、鑛業權の獲得者は單純なる申請を以て九〇〇陌の調査を實施し得る外、三箇月と規定せられた調査有效期間も簡單な法的手續と若干手數料の納付に依て永續的に之を更新し得られた。又鑛業權の附與も鑛石成績、埋藏量或は請求者の性質、能力にも關係なく許可せられてゐたのである。其後一九三三年一一月二三日に改正鑛業法が規定せられ、液體及瓦斯體炭化水素、ビチューム、アスファルト及グリット、瀝青片岩等の調査竝に採掘に關する特別規定の外、其他の鑛物に對する制限、鑛業權所有名義人に對する保證及事業成績等にも若干の制限が附せられるに至つたが、終始一貫する佛人に對する極端なる保護政策に預つて今日農業に次ぐ大產業となり、佛人企業家及投資家の獨占產業として唯

一の對象となつたのである。

鑛つて過去に於ける生産額に依てその消長を見れば、

年次	産額	年次	産額
	千比弗		千比弗
一九〇〇	一、〇〇〇	一九二九	一八、六〇〇
約		一九三〇	一六、八〇〇
一九一三	九、五七一	一九三一	一二、三五〇
一九一四	一二、三七四	一九三二	一二、八〇〇
一九一五	一三、七五二	一九三三	九、六〇三
一九一六	一四、八五一	一九三四	一一、〇〇四
一九一七	一六、五一三	一九三五	一一、二〇四
一九一八	一八、六〇		

の如くで、一九一八、二九兩年は一九〇〇年の一八倍餘に達し大躍進を示してゐる。尙一九三一年以降の著減は世界經濟恐慌の影響に依るものである。

卽ち近年は右の如く減少を示してゐるとは云へ、現在本領產業界に在つて尙五大重要生產物の中に數へられて居り、重要輸出品としての地位は左表に示す通りである。而して昨今は一九三五年五月四日附調印を見た佛支通商協定に依る本領產炭に對する保證或は亞鉛鑛山に對する六七二、二九八法の補助金の支出等政府の適當なる處置に惠まれ再び增加の傾向にある。尙又世界經濟恐慌の後退及未開發鑛床の採鑛事業の進展に依て今後益々その發展を期待されるもので、本領の鑛業界は多幸なる將來を豫約されてゐる。

重要生產物輸出價額表

單位＝百萬比弗
出所＝印度支那經濟事報鑛業報告

品別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
商					
米及之に類するもの	六二・三	四六・五	四二・六	六四・八	
玉蜀黍	四・一	七・四	一五・三	一四・五	
水產物	七・六	六・四	一九・七	一五・三	
護謨	三・七	二・七	五・〇	一三・七	
燃料用礦物	九・二	六・六	七・〇	九・二	
亞鉛及鉛（鑛及金屬）	一一・三	六・二	七・三	四・九	
鑛及タングステン鑛及塊	〇・八	〇・一	〇・一	〇・四	
其他（金、寶石、クローム）	一・三	一・三	二・〇	二・五	
	〇・一	〇・〇	一・六	二・〇	
			〇・〇	〇・二	

聯邦各國別鑛業權下附數表

出所＝同前表

一九一八年七月二八日附大統領令規定に依る地方別

地方別	一九二六、一九二七	一九二八、一九二九	一九三〇、一九三一	一九三二、一九三三	一九三四、一九三五
東京	三二	四八	五九	七二	三〇

（一九三五年三月三〇日附大統領令規定に依る）

鑛業法要綱＝鑛業の現行基本法は一九一二年一月二六日附大統領令であるが、本法に尙外國人企業に對し相當の餘地を認めてゐたが、其後斯業の活況發展に伴ひ加へられたる數次の改正に依て今日の如く外國人には殆んど參加の餘地なきものとなつたのである。以下現行規定の內容を簡單に示す。

一、鑛區の調査及拂下許可は當該聯邦各國行政長官の發給する認許證を有する個人又は會社に限る。

二、前揭認許證を獲得せる個人又は會社は鑛區所在地の行政總監に申請し、三粁平方の地域を限定して調査許可證の下附を受くることを得（手數料一〇〇乃至五〇〇法）

三、鑛區調査許可の有効期間は三箇年としその期間內に鑛區拂下の手續を終らざる時は無効とす。尙手續は當該州長官に提出するものとす（手數料五〇〇法）

四、調査又は採掘を目的とする者は個人にあつては佛國民、同籍民又は保護領民、會社にあつては本社を佛國又は印度支那に有し且重役の四分の三が佛國民、同籍民又は保護領民たる場合にのみ許可せらる（佛國資本は過半數を占むる規定である）

鑛山保留地區＝私營鑛山事業に對する保留地區は左の如くである。

一、東埔寨ステユントラン州ボケオ地方（但し炭化水素に之を除く）

二、老撾ルアンプラバン王領內地域

一、老撾サヴアナケト州チエポーン地方

一、老撾サムヌーア州及東京ソンラ州に包含されたる地方（東西＝自經度一一三度一八分至一一三度三八分、南北＝自緯度二三度〇六分至二三度二六分の間）

鑛業權下附數＝一九二六年以降各年の鑛業權下附數は左の如くである。

聯邦各國別鑛業權下附數表

出所＝同前表

一九一八年七月二八日附大統領令規定に依る

地方別	一九二六、一九二七	一九二八、一九二九	一九三〇、一九三一	一九三二、一九三三	一九三四、一九三五
東京	三二	四八	五九	七二	三〇

（一九三五年三月三〇日附大統領令規定に依る）

地方別	一九二六、一九二七	一九二八、一九二九	一九三〇、一九三一	一九三二、一九三三	一九三四、一九三五
安南	一六	一四	一〇	七	四
老撾	一四	一四	一	一	一
東埔寨	九三	四一	三	三	三
交趾支那	二七三	三四	一五	一九	四
計	一〇七	一二九	一八九	二四	三三

鑛業權の下附數は右の如くであるが、權利保有者にして本國に退去せる者或は現在斯業に無關係の者等がある爲、本指數を以て直ちに現在數とすることは困難である。併し一九三六年一月一日に於ける有權者總數は一、四〇六名に上り、その內會社組織のものは一一・六%、歐人六一・九%、土人二六・五%となつてゐる。尙一九三五年中の申請數は八〇件であつたが、右表の如く五六件が許可され、その內譯は會社四（七・一%）、歐人二二（三九・三%）及土人三〇（五三・六%）であつた。以上には炭化水素に關するものを含んでゐない。右に關するものは一九三五年に於て權利申請數一四（內六は一九三四年申請）の內九件が許可せられ、六件が會社、三件が個人であつた。

聯邦各國別鑛區調査許可數表

出所＝同前表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京	三、八四七	三、八八一	三、八四九	七三三	四六四	五二八
老撾	七、四三六	七、〇一三	四、九三七	七〇九	二〇	三一九
安南	三、三一九	三、三一八	三、三六七	一、六一二	一三五	一五七
東埔寨	二、七九二	二、七二六	二、六七六	一、七七	一二二	一〇四
交趾支那	二九一	二四四	二四六	三	一二	九〇六
計	一七、六八五	一七、八一八	一三、〇九九	一、九七三	九五七	七〇五

聯邦各國別試掘鑛區認許證發給數表

出所＝同前表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京	四〇一	一四五	一八七	一三一	一二四	二五七
老撾	二〇七	三六七	一三五	一一〇	三三	七四
安南	二六八	一三六	一四四	一〇六	五四	六三
東埔寨	九三	五	九五	一	一	一
交趾支那	九四二	四六一	二八六	三〇四	三〇五	一〇五

（註）鑛區を廢棄し又は期限滿了せるも尙解止せられざるもの二〇六を含む。

卽ち拂下鑛區の總面積は印度支那全面積の五・三%に相當し、試掘面積は右一九三五年現在に於ける有效鑛區認許證總數は九〇〇件で、內七〇件が實際に試掘に當つた。

尙炭化水素に關し一九三五年に於ける鑛區調査數は老撾に四件及安南に二件が鑛業權保有者三名に許可せられ、一九三六年一月一日の許可現在數は一一件である。

鑛區拂下申請數及鑛區數＝

聯邦各國別鑛區拂下申請數表

出所＝同前表

國別	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
東京	一二五	一四	一四	一〇	五	四
安南	一四	一四	一四	一	一	一
老撾	九三	四	四	三	三	三
東埔寨	二七三	三四	一五	一九	五	四
交趾支那	三	一三	一七	九五七	九〇六	七〇五
計						

聯邦各國別鑛區拂下申請數表

出所＝同前表

國別	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
東京	一二五	一四	一四	一〇	五	四
安南	一四	一四	一四	一	一	一
老撾	九三	四	四	三	三	三
東埔寨	二七三	三四	一五	一九	五	四
交趾支那	三	一三	一七	九五七	九〇六	七〇五
計						

聯邦各國別鑛區調査許可數表

出所＝同前表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京	三、八四七	三、八八一	三、八四九	七三三	四六四	五二八
老撾	七、四三六	七、〇一三	四、九三七	七〇九	二〇	三一九
安南	三、三一九	三、三一八	三、三六七	一、六一二	一三五	一五七
東埔寨	二、七九二	二、七二六	二、六七六	一、七七	一二二	一〇四
交趾支那	二九一	二四四	二四六	三	一二	九〇六
計	一七、六八五	一七、八一八	一三、〇九九	一、九七三	九五七	七〇五

而して一九三六年一月一日現在の鑛區數は總計五〇〇に達してゐるが、鑛種別に見れば左の如くである。

鑛種別鑛區數及面積表

出所＝同前表

一九三五年中設置せられたる鑛區數　一九三六年一月一日現在鑛區數（註）　面積

鑛種別	一九三五年中設置せられたる鑛區數	一九三六年一月一日現在鑛區數（註）	面積 千瓲
燃料用礦物	一	一五三	一六二・五
亞鉛又は鉛及銀		一〇八	七四
錫及タングステン		二二	五七・二
金	七	三九	二四・八
銅		一五	一五・九
鐵又はチタン鐵		八	九・七
クローム		一二	七・二
安質母尼		一四	一・三
燐酸鹽		二・一	一・一
黑鉛		二八	三・五
計	八	五〇〇	三六五・二

（註）鑛區を廢棄し又は期限滿了せるも尙解止せられざるもの二〇六を含む。

卽ち拂下鑛區の總面積は印度支那全面積の五・三%に相當し、試掘面積は右

鑛區總面積の九乃至一一%に當つてゐる。

尙一九三五年に於て採掘事業の經營及試掘事業の對象となつた鑛區數を示せば左の如くである。

鑛種別採掘及試掘實施鑛區數（一九三五年）　出所‖同前表

種別	採掘實施鑛區	試掘實施鑛區	計
石炭	二七	一五	四二
亞鉛及鉛	二	五	七
錫及タングステン	一六	一	一七
金	二	五	七
鐵	一	三三	三四
安質母尼	—	五	五
燐酸鹽	—	一	一
寶石	—	二	二
凍	五〇	一	五一
計			一三〇

政府の鑛業關係收入―一九三五年に於ける鑛業租稅、賦課金及其他の關係收入は前年より增大してゐる。左に賦課金及租稅の政府收入を示す。

總豫算・地方豫算鑛山賦課金及租稅收入表　單位‖比弗　出所‖同前表

稅種別	豫算種別	一九三四	一九三五
比率賦課稅			
燃料鑛物	總豫算	七〇、二八五	七八、八九八
金屬及其他	總豫算	三四、〇五七	三九、四二二
契約賦課稅（ケバオ鑛區）	東京地方豫算	一、二九〇	一、二九五
地上賦課稅	地方豫算	四二、八〇〇	九、八七五
鑛區調査許可に關する固定稅	地方豫算	五、一〇〇	二、一〇〇
鑛區拂下申請に關する固定稅	總豫算	二三〇	一〇〇
鑛區審理に關する固定稅	總豫算	八五〇	五五〇

尙此の外鑛山關係の收入としては土地占有稅、電話線及局收入、輸出統計稅或は其他衞生、港灣設備、稅關監督、水道、蒸氣機關檢査等に關するもの等がある。因に本政府收入は本社を本國に設置する鑛業會社多數なる爲、反つて本國收入の方多額となつてゐる。

鑛物生産高―

鑛物種別生産價額表

一九二九

種別	生産價額	%
燃料鑛物	一四、三〇〇	七七・〇
亞鉛鑛	一、八〇〇	九・〇
錫及タングステン鑛	二、〇〇〇	一〇・六
金	三〇〇	二・七
其他	一八、八一〇	一〇〇

一九三〇

種別	生産價額	%
燃料鑛物	一三、九〇〇	八二・七
亞鉛鑛	八〇〇	三・六
錫及タングステン鑛	一、八〇〇	一〇・一
金	四〇〇	三・六
其他	一六、九〇〇	一〇〇

一九三一

種別	生産價額	%
燃料鑛物	一、六五〇	八六・六
亞鉛鑛	一〇〇	一・五
錫及タングステン鑛	一〇〇	一・五
金	一〇〇	一・五
其他	一、三一〇	一〇〇

一九三二

種別	生産價額	%
燃料鑛物	一〇、四〇〇	八六・二
亞鉛鑛	一、一七〇	九・七
錫及タングステン鑛	一、三五〇	一一・二
金	四〇	〇・三
其他	一二、〇四〇	一〇〇

一九三三

種別	生産價額	%
燃料鑛物	八、二一四	八二・〇
亞鉛鑛	一、七二一	一七・一
錫及タングステン鑛	一、六二四	一六・二
金	一二	〇・一
其他	一〇、〇三三	一〇〇

一九三四

種別	生産價額	%
燃料鑛物	七、〇〇八	七三・〇
亞鉛鑛	一、六一一	一六・八
錫及タングステン鑛	二、〇八一	二一・六
金	三四	三・四
其他	九、六一四	一〇〇

單位‖千比弗　出所‖同前表

一九三五

種別	生産價額	%
燃料鑛物	八、二四〇	七三・五
亞鉛鑛	一、二一一	一一・二
錫及タングステン鑛	二、二〇九	二〇・六
金	三〇〇	二・七
其他	一一、一〇四	一〇〇

聯邦各國別鑛物生産價額表　單位‖千比弗　出所‖同前表

國別	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京	一七、三七八	一五、五二〇	一二、三〇〇	一一、一一九	九、〇五四	八、一三〇	九、六〇二
老撾	一、一八六	一、〇三五	一、〇二〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇
安南	一七、一〇〇	一四、一〇〇	一一、一〇〇	一〇、〇三三	八、九六三	九、六三四	一一、一〇四
東埔寨	一、八六〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇
計	三七、一〇四	三一、四五五	二六、一二〇	二三、八二九	一九、六二七	一九、一八四	二二、八四六

二　燃料鑛物

概要　印度支那產燃料用鑛物即ち各種石炭は當領產業界に於て頗る重要な位置を占め、專ら東京地方がその生產中樞地をなしてゐるが、此の點南部の交趾支那が農業の中樞地位にあるのと好對象を成してゐる。

東京地方の炭鑛々床は主として無煙炭及褐炭を供給し、無煙炭は一般に鴻基炭と稱せられてゐる。鑛區として最大なるものはアロン灣沿岸のドンチュウであるが、一邊約一八〇米の三角形を成し、位置は水平線と同高を保ち、採掘法は最も簡單な露天掘を行つてゐる。本產炭は煤煙及何等の殘滓物をも殘さない良質炭である。此外の炭鑛會社に於ても露天掘を行ふもの多く、又地下掘のものと雖も鑛層は地表に近く且一般に頗る厚い。因に當領の斯業は達く佛領前紅河沿岸に數箇所の炭鑛が支那人に依て經營されて居たのに端を發し、今日の隆盛を來すに至つたもので、東京に於ける有力な炭鑛會社は何れも前記アロン灣附近に集中されてゐる。而して現に採掘に從事してゐる主要炭鑛會社數は無煙炭鑛九、瀝靑炭及褐炭炭鑛二、合計一一で、年產額二〇〇萬噸內外、一九三五年中の總輸出量は約一五〇萬噸、價額九九〇萬比弗に達してゐる。尙其の炭質の優秀と採掘の容易とに由り企業家の收益甚だ多く、米が土着人に對し重要なる資源であると同樣、斯業は當領に對する投資家たる佛本國企業家に取り最大の金穴をなしてゐる。

市場關係に於て印度支那產炭の大部分は東洋諸地方に於て消費せられ、一九三五年總輸出量に對するその割合は七四%を占め、その內我國は六八%、支那一九%で、我國は支那と共に好個の顧客を爲してゐる。東洋以外に仕向けられるものは殆ど佛本國が占め一部が北米及伊太利向けである。以上の輸出炭は總て無煙炭であるが、褐炭・瀝靑炭は領內で消費されてゐる。

生產高及消費量　最近數年間生產量は漸減し遲滯狀態にあつたが、一九三五年に至つて著しく恢復を示した。卽ち左に示す如くである。

石炭生產高表　單位‖千噸　出所‖印度支那經濟時報鑛業報告

種別	一九三〇 生產量	%	一九三一 生產量	%	一九三二 生產量	%	一九三三 生產量	%	一九三四 生產量	%	一九三五 生產量	%
無煙炭（揮發分三乃至一〇%）	一、八五八	九六	一、六七三	九六・九	一、六六八	九七・三	一、五四二	九七	一、七四〇・五	九八・一		
其他の石炭（同右一四乃至四五%）	七七	四	五三	三・一	四六	二・七	四九	三	三四	一・九		
計	一、九三五	一〇〇	一、七二六	一〇〇	一、七二四	一〇〇	一、五九一	一〇〇	一、七七四・五	一〇〇		

右の生產量を更にその採掘方法卽ち露天掘及地下掘に區別して見るに左の如くである。尙鑛層の厚さは種々あるも一般には〇・六乃至五〇米のものが多いが、特例を擧げれば東京炭鑛會社所屬のカムファ鑛山の如きは八〇米で、然も露天掘を以て施業せられてゐる。

採掘種別生產高表　單位‖千噸　出所‖同前表

採掘種別	一九三〇	%	一九三一	%	一九三二	%	一九三三	%	一九三四	%	一九三五	%
露天掘	一、五四二	七九・三	一、三五五	七八・二	一、三五五	八一・三	一、二五〇	七八・七	一、四〇〇・五	八〇・一		
地下掘	三九三	二〇・七	三七一	二一・八	三一九	一八・七	三四一	二一・三	三七四	一九・九		
計	一、九三五	一〇〇	一、七二六	一〇〇	一、六七四	一〇〇	一、五九一	一〇〇	一、七七四・五	一〇〇		

（備考）　前表各年の生產量と稍々差異あり

次に本領に於ける燃料鑛物の移動狀態を見るに、

燃料用礦物移動狀態表

項目		一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
		石炭	煉炭及骸炭	石炭	煉炭及骸炭	石炭	煉炭及骸炭	石炭	煉炭及骸炭	石炭	煉炭及骸炭	石炭	煉炭及骸炭
年度生産量（註）		一、九二五	一四四	一、七二六	一三五	一、七二一四	三九	一、七二四	一〇〇	一、五九一	二八	一、五九二	一四
輸入貯藏量		五一	〇	四五	一	三九	七九	七九	一	七七	一	九四	三
ストツク引出量		一、九七二	一四三	一、八〇五	一三五	一、九七四	八三	一、七二三	一	八〇	一	一、六三五	一四
同總計		一、九七二	一四三	一、八〇五	一三五	一、九七四	八三	一、七二三	一	八〇	一	一、六三五	一四
同總移動量及ストツク量（註）	煉炭及骸炭製造用炭量	一、九七二	一四三	一、八〇五	一三五	一、九七四	八三	一、七二三	一	八〇	一	一、六三五	一四
	輸入炭									三〇三	四九・五	三〇〇	五七
	國內消費量及輸出量（註）	一、九七二	一四三	一、八〇五	一三五	一、九七四	八三	一、七二三	一	一、〇三五	四九・五	一、〇〇	五七
	ストツク量	四七〇	一三	四三六	一四	五一五	一	四二一	三四	一、五四九	四八四	一、九三四	八二・五

（註）輸入炭は總て瀝青炭及半瀝青炭に限られ輸出は無煙炭のみである。

前表各年度總移動量中輸出量及ストツク量を除去したるものが消費量となるものである。左に一九三〇年以降の石炭、煉炭及骸炭の消費量を示す。

石炭、煉炭及骸炭消費高表

項目	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
各種石炭（註）	一、九二五	一、七二六	一、七二一四	一、六三九	一、七七四	一、六七四
（內鑛山消費量）	六八九	五四六	五一八	四九四	四二八	四九四
煉炭及骸炭	八一	五五	五〇	四〇	四〇	五六
	一〇五	一一	六八	六四	六六	七一

（註）商人及消費者の入庫せしもの、其他煉炭及骸炭製造用消費量を含む

單位＝千噸
出所＝印度支那統計年鑑

石炭、煉炭及骸炭の各年の消費量は右の如くであるが、一九三五年に於ける液體燃料の輸入量は左の如くで全部領內で消費され石炭の約一二萬噸に相當してゐる。

	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
エッセンス	三六、〇〇〇					
ガスオイル	一一、〇〇〇					
フーエルオイル	六〇					
合計	七七、〇六〇					

二　石油

市價の變動及運賃—炭格の分類差異に依り後說種類別に見た市價と一致しないが、一九三二年以降一九三五年迄の平均市價を見れば

（無煙炭平均市價（東京灣港渡し））

一、分類炭

		一九三四	一九三五
一九三二	比弗	六・六〇	六・五一
一九三三	一〇・一四		
	八・〇五		

二、粉炭及混合炭（同前）

	一九三四
一九三二	三・二〇

	一九三五	一九三四	一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇
蒸氣機關用石炭平均市價（輸出河港渡し）	二・四七	二・五〇	二・八二	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇

右の如くで、一九三五年に於ける各炭は夫々一九三二年より、一九%、三九%及一八・五%の減價に相當してゐる。

而して上海に於ける主要石炭の市價に就いて述べれば、（噸當り市價）

	元（國幣） 一九・七五	一九三五	一九三四	一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇
印度支那炭（鴻基炭）							
支那炭							
無煙炭（柳江、河北）		一五・〇〇					
開平第二號炭（河北粉炭）		八・六〇					
滿洲炭							
撫順第一號炭（瘴寧混合炭）		一五五〇					
同　第二號炭（瘴寧粉炭）		一三・〇〇					
日本炭							
松浦第三號炭（塊炭）	比弗 二・七五						
鯰田第一號炭（混合炭）	三・三〇						
三池第一號炭（粉炭）	三・八〇						

の如く印度支那無煙炭は他國產炭に比し遙かに高價を保持してゐる。

運賃は近年漸次低下の狀態にあつたが、一九三五年中にアビシニア事變の勃發に依り漸次騰貴した。左に一九三五年の運賃及變動を示す。但し噸當りとす。

東洋			
一九三五年		日本	四乃至五圓
		香港	二乃至三香港弗
歐洲			
一九三五年二月末	佛國	志片 一九・六	一八・六
		伊太利（アドリア海港）	一八・九
		佛國	一九・〇
同	三及四月	伊太利（アドリア海港）	一七・九
同		佛國	一七・〇
同	七月	伊太利	一四・六
同	八月	佛國	一五・〇
同		佛國	一九・九
同	九月	伊太利	二一・〇
同		佛國	二四・〇
同	一〇月	伊太利	二三・〇
同	一一月及一二月	佛國	二四・〇

無煙炭　無煙炭の品質は前述の如く良好で當領鑛產物中最も重要な位置にあり、その生產價額は年々鑛產總額の七割乃至八割を占め、一九三〇年以降は總產炭量の九六乃至九八%を占めてゐる。而して無煙炭採掘會社中特に重要なるは東京炭礦會社で、その礦區の多くが鴻基、カムファ等の如く直接良港に近接せる地の利を占め、採炭量は毎年本領無煙炭總生產量の六〇乃至七〇%を占め、一九三三年嘗て繁榮を誇つた最古の東京無煙炭會社及一時本會社と競爭的地位にあつたケバオ炭礦を合併し斷然他を壓してゐる。之に次いで重要なるものはドンチュウ炭礦會社である。

品質—本領產炭の炭質は一般に頗る優秀で代表的炭礦會社たる東京炭礦會社產の平均組成を見るに

揮發分	八乃至一一%
灰分	三乃至七%
炭素分	八六乃至八八%
硫黃分	一%以下
熱量	七、八〇〇乃至八、三〇〇カロリー

の如くで、ゴール地方產の最優秀無煙炭に劣らず、又ドンチュウ炭礦產のも